



ちがさぎ都市マスタープラン

多世代が共生している住みたい、住み続けたいまち
～みんなで育む やすらぎとにぎわいのある快適環境都市～

令和元年(2019年)6月改定

茅ヶ崎市

はじめに



茅ヶ崎市長 佐藤 光

本市では平成 20 年（2008 年）に都市マスタープランを改定し、「湘南の快適環境都市 ～みんなでつくる住み続けたいまち ちがさき～」をめざし、都市づくりを進めてまいりました。

しかしながら、今後は高齢社会の進展と人口減少により、住環境の変化やライフスタイルの多様化が見込まれるとともに、広域的な道路ネットワークの整備が進み交通の利便性の向上が見込まれています。また、東日本大震災や西日本豪雨等の大きな災害を経験し、防災や減災への取組の必要性はますます重みを増しております。

これらの社会情勢へ対応し諸問題の解決を進めていくために、本市の総合計画を支える都市づくりの方針であり、20 年後の本市のあるべき姿を捉えつつ今後おおむね 10 年間の都市づくりの方向性として、新たな都市マスタープランを策定いたしました。

本計画の策定にあたっては、茅ヶ崎市都市マスタープラン策定委員会委員の皆様や、市民討議会、意見交換会等へご参加いただいた市民の皆様をはじめ、多くの方々に様々な形でご協力をいただきました。本計画は市民の積極的な参画や事業者の理解と協力をいただくことにより、生きた計画として都市づくりに貢献していくことができます。

策定に関わっていただいた皆様にあらためて心よりお礼申し上げますとともに、今後の都市づくりへのご協力をお願い申し上げます。

令和元年（2019 年）6 月

第1章 都市マスタープランとは	1
1. 都市マスタープランの役割	3
2. ちがさき都市マスタープランの位置づけ	4
3. 改定の背景	5
4. 計画の構成	6
第2章 現状と課題	7
1. これまでの都市づくりの経緯	9
2. 茅ヶ崎市の現状	11
3. 社会情勢変化	30
4. 広域的な都市づくりの方向性	32
5. 茅ヶ崎市の将来展望	35
6. 都市づくりの主要課題	44
第3章 全体構想	47
1. 将来都市像	49
2. 基本理念	51
3. 都市づくりの目標	52
4. 将来都市構造	54
5. 分野別の取組方針	56
5-1 土地利用の方針	56
5-2 交通体系整備の方針	59
5-3 自然環境保全・緑地整備の方針	63
5-4 都市景観形成の方針	67
5-5 住環境整備の方針	71
5-6 都市防災の方針	75
第4章 地域別構想	79
1. 地域区分	81
2. 地域別の取組方針	83
2-1 『中心市街地地域』の都市づくりの方向	83
2-2 『南東部地域』の都市づくりの方向	93
2-3 『南西部地域』の都市づくりの方向	103
2-4 『北東部地域』の都市づくりの方向	113
2-5 『北西部地域』の都市づくりの方向	123
2-6 『北部中央地域』の都市づくりの方向	133
2-7 『北部丘陵地域』の都市づくりの方向	143

第5章 推進方策.....153

1. 都市づくりの推進体制の構築.....155
2. 進行管理.....157

参考資料編.....159

1. 改定にあたっての関係会議等の概要.....161
2. 「茅ヶ崎らしさ」の調査結果.....168
3. 「交通体系整備の方針」道路網図.....173
4. 「分野別の取組方針」と「地域別の取組方針」の関係一覧表.....174
5. 都市の動向を把握する指標（参考）.....180

◆本計画を読むにあたっての注意事項◆

主に第3章「5. 分野別の取組方針」、第4章「2. 地域別の取組方針」の文章表現（語尾の記述）については、実施主体や計画の熟度にしたがって、以下のように整理しています。

表現方法	計画熟度	実施主体等
～目指します。	●目標、方向性（取組の姿勢）に関する事項	市民・事業者・行政の協働
～進めます。	●すでに事業着手されている事項 ●おおむね10年以内に取り組む事項	行政
～努めます。	●目標達成に時間がかかるが、継続して取り組んで行く事項	行政
～働きかけます。	●目標達成に時間がかかるが、継続して取り組んで行く事項	事業者
～検討します。	●目標の実現に向けて、行政内・関係機関・市民との協議・調整・検討が必要な事項	主体が決定していない
～誘導します。 ～促進します。	●すでに事業着手されている事項 ●おおむね10年以内に取り組む事項	市民・事業者 (行政が取組を誘導・促進)
～支援します。	●すでに事業着手されている事項 ●おおむね10年以内に取り組む事項	市民・事業者 (行政が取組を支援)

◆用語の定義◆

本文中に繰返し記載されている用語を整理しました。

用 語	解 説
あ行	
オープンスペース	都市における公園や緑地、街路、河川敷、民有地の空地部分等、建築物に覆われていない空間のこと。
か行	
街区	市街地を構成する単位で、街路に囲まれた一区画のこと。
クラスター (延焼運命共同体)	延焼被害が起きた場合、運命を共にする建物群のこと。クラスター内の建物から1軒でも出火しそのまま放置した場合、クラスター内の建物全てが焼失するおそれがある。
グリーンインフラストラクチャー	社会資本整備や土地利用等において、みどりが有する多様な機能を活用した持続可能で魅力ある都市づくりを支えるもの。
景観の事前検証	民間事業者が行う建築等の行為や公共機関が行う空間づくりについて、合成写真や模型、バルーン、イメージパース等のシミュレーションにより、本市の景観計画に沿ったものであるかを検証すること。
景観まちづくり	自分たちのまちの景観の魅力を楽しみ、貴重な資産として次世代に残せるように、本市の景観を維持・継承・改善するための様々な取組を行うこと。また、景観まちづくりは、現在の良好な景観を大事に保全することだけでなく、新たに、魅力的な景観をつくりだすことも含む。清掃や緑化等、日々の暮らしに根ざした、まちの景観を整えるための活動も景観まちづくりに含む。
建築協定	住宅地の環境や商業地の利便性を維持、増進するために建築物の敷地や位置、構造、用途、形態、意匠等の基準について、区域内土地所有者等の全員の合意により締結される協定。
個別計画	本計画の分野別の課題に対応していくための計画のこと。法令等によって策定の義務付けや策定努力が求められている。
さ行	
サイクルアンドバスライド	目的地の途中のバス停留所まで自転車を利用し、バス停留所周辺の自転車駐車場に自転車を止め、バスに乗り継いで目的地に行くためのバス利用者専用自転車駐車場のこと。
市街化区域	既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街地を定めるべき区域のこと。
市街化調整区域	市街化を抑制する区域のこと。無秩序にまちが広がらないように、一定のルールに基づいて建物の建築等を制限している。
自然環境評価調査	市域全体を対象として、良好な自然環境を指標する生きものの分布を調査し、自然環境を評価するために、本市が地域の専門家や市民の協力を得て行う調査のこと。
市民緑地	都市緑地法に基づき、土地所有者の協力のもと、管理を行政や多様な主体が担い、地域の人々が利用できる緑地や緑化施設を公開する場所のこと。

用 語	解 説
住宅改善	個別の建築物について、耐震化や不燃化、バリアフリー化等による改善を行うこと。
人口集中地区（DID）	市区町村の区域のうちで人口密度の特に高い地域のこと。人口密度が1㎢当たり4,000人以上で、地域の人口が国勢調査時に5,000人以上を有する地域。（DID=Densely Inhabited District）
生物多様性	遺伝子・種・生態系レベル等で多くの生きものの種が存在すること。様々な生きものが存在する種の中の「遺伝子の多様性」や、動物、植物、微生物がおりなす「生態系の多様性」も含まれる。
セーフティネット	経済的な危機等に陥っても、最低限の安全を保障する社会的な制度や対策のこと。
た行	
地域危険度測定調査	町丁目ごとの地震に対する危険性を把握し、防災都市づくりを中心とした長期的な防災対策を進めるための測定調査のこと。本市では、平成21年（2009年）に「建物倒壊危険度」「火災危険度」「道路閉塞確率（緊急輸送路）」「地区内通過確率」の4項目について調査を実施。
地区計画	都市計画法第12条の4に基づく街区単位（市街地を構成する単位）の「まちづくりのルール」で、地区の特性やまちづくりの目標に応じて、住民合意形成のもとに、道路や公園等の地区施設の配置、建物の用途、建ぺい率、容積率、建物の高さ等を定めること。
昼間人口	本市の常住人口に本市への流入人口と本市からの流出人口を加減して算出した人口のこと。
特別緑地保全地区	都市緑地法第12条に基づき、市街化の無秩序な拡大の防止に資する緑地や都市の歴史的・文化的価値を有する緑地、風致または景観が優れている緑地、動植物の生息・生育地となる緑地等の保全を図ることを目的とし、都市計画法第8条に規定される地域地区。
都市機能	生活サービス施設全般のこと。食料品等の店舗や保育園、公園等の日常生活に必要な施設の他、図書館や映画館等の生活を楽しむための施設等がある。
都市基盤	道路・街路や鉄道、河川、上下水道、エネルギー供給施設、通信施設等の生活・産業基盤、学校、病院、公園等の公共施設のこと。
都市計画区域	自然的及び社会的条件並びに人口、土地利用、交通量等の現況及び推移を勘案し、一体の都市として総合的に整備・開発・保全する区域のこと。本市は全域になる。
都市計画制度	都市計画法等に基づいて定める「まちづくりのルール」のこと。都市計画制度を組み合わせることで、地域の実情に応じたルールを定めることができる。
な行	
乗合交通	利用者を限定せず、一度に複数の利用者を輸送する交通手段のこと。
や行	
ユニバーサルデザイン	年齢や性別、国籍、個人の能力にかかわらず、はじめからできるだけ多くの人が利用可能なように、利用者本位、人間本位の考え方に立って、快適な環境とするようデザインすること。

第1章

都市マスタープランとは

1. 都市マスタープランの役割

都市マスタープランとは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2に位置づけられる「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、市町村が都市づくりの方針を定めた計画です。

この「基本的な方針」は、今後の都市計画行政の基本とされ、用途地域や都市施設^{*}等の都市計画の見直し等の指針となるものです。

また、都市マスタープランは、本市のすべての計画の基本となる茅ヶ崎市総合計画の将来の都市像を、都市計画の分野で実現しようとするもので、本市が進める都市づくりの指針となるものです。

さらに、複雑、多様化する市民ニーズに対応した都市づくりを行うためには、市民・事業者・行政が将来都市像と都市づくりの方向性を共有し、それぞれの主体が適切な役割分担と相互の連携のもと、都市づくりを行うことが重要です。そのため、市民・事業者・行政が将来都市像と都市づくりの方向性を共有し、協働による都市づくりを推進するための指針となるものです。

<「ちがさき都市マスタープラン」の役割>

- 都市計画の見直し等の指針
- 総合計画の将来の都市像に向け、都市計画の分野で進める際の指針
- 協働による都市づくりを推進するための指針



^{*}都市施設：円滑な都市活動を支え、都市生活者の利便性の向上、良好な都市環境を確保するうえで必要な施設のこと。道路や公園、上下水道等がある。



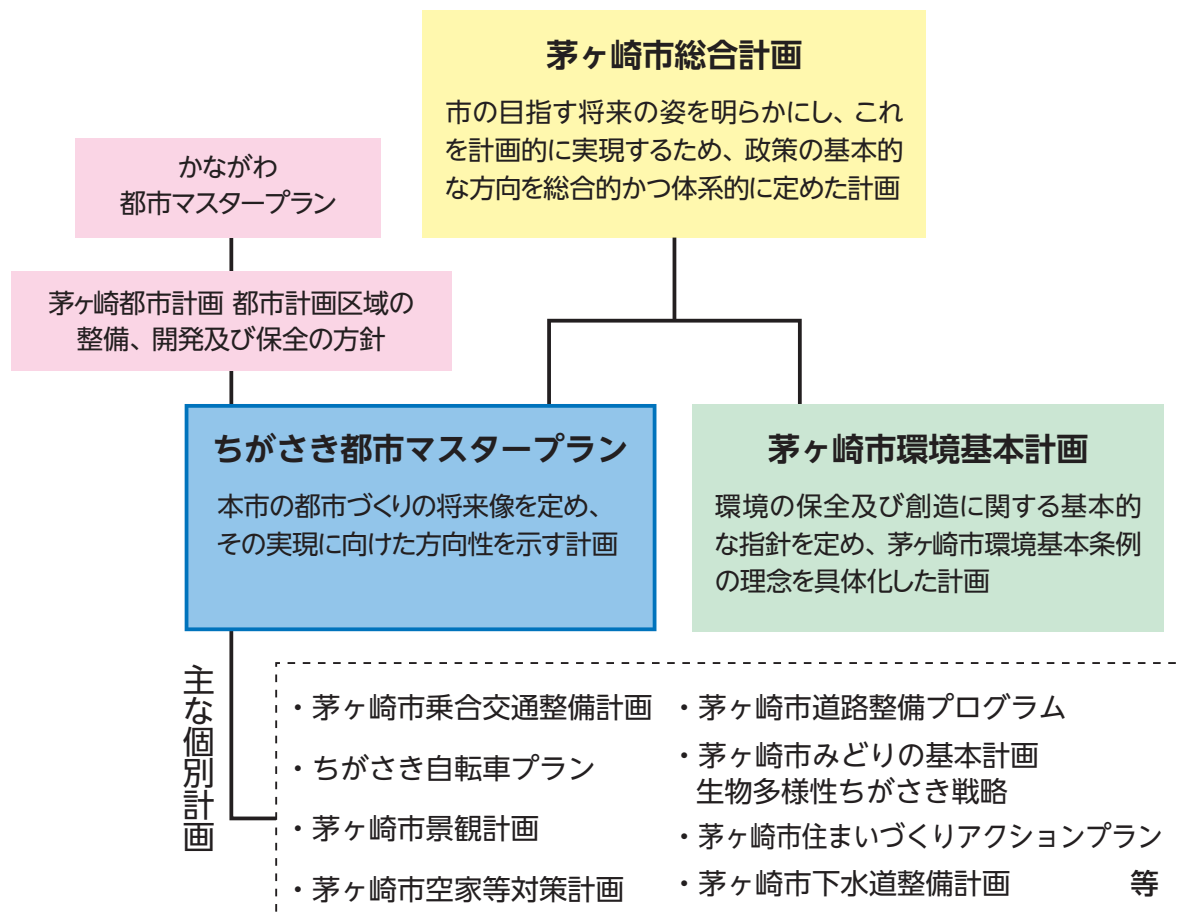
2. ちがさき都市マスタープランの位置づけ

(1) 位置づけ

「ちがさき都市マスタープラン」(以下「本計画」という。)は、神奈川県が、県土全体の広域的な都市づくりの長期ビジョンとして定めた「かながわ都市マスタープラン」や都市計画区域ごとに定めた「茅ヶ崎都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の内容と整合を図るとともに、「茅ヶ崎市総合計画」や「茅ヶ崎市環境基本計画」等とも整合を図る、都市づくりの計画です。

また、本計画の下には、都市づくりに関する具体的な取組内容を定めた「茅ヶ崎市景観計画」や「茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略」等の個別計画があり、本計画と整合を図りながら進められています。

◆本計画の位置付け◆



(2) 目標年次

本計画は、令和元年（2019年）を初年度として、20年後の本市のあるべき姿を捉えつつ、今後おおむね10年間の都市づくりの方向性を示しています。

3. 改定の背景

本市では、これまで平成 20 年（2008 年）6 月に改定した「ちがさき都市マスタープラン」の将来像である「湘南の快適環境都市 ～みんなでつくる 住み続けたいまち ちがさき～」の実現を目指しつつ、約 24 万人の住宅都市へと成長してきました。

しかし、昨今の社会情勢の変化に伴い、本市において以下のような将来展望が考えられます。

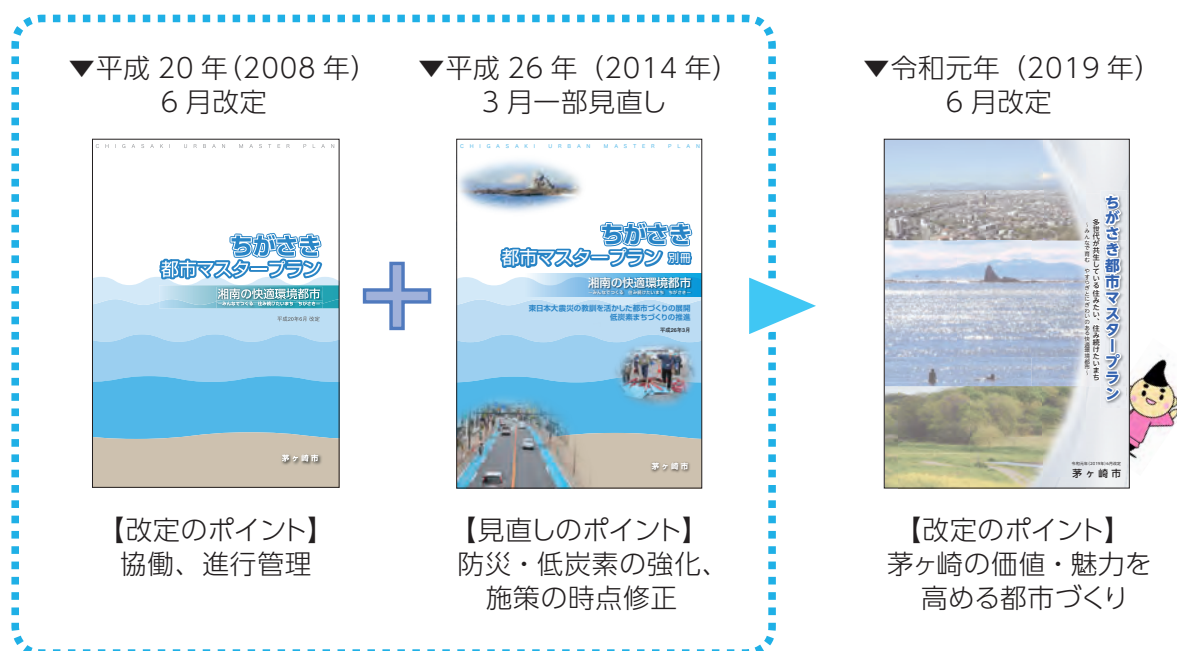
<社会情勢の変化等に伴う本市の将来展望>

- 人口減少・少子化の進展
- 人口減少に伴う住環境の変化
- 超高齢社会の進展
- 広域連携、交通の利便性向上 等

これらの将来展望に対応するため、平成 20 年（2008 年）6 月に改定し、平成 26 年（2014 年）3 月には東日本大震災や「都市の低炭素化に関する法律」の施行に伴い、防災と低炭素まちづくりの視点を強化し、「ちがさき都市マスタープラン」の一部見直しを行いました。これらの考え方を基本としつつ、本計画では、新たに茅ヶ崎の価値・魅力（茅ヶ崎らしさ）を高める都市づくりを整理し、今後の都市づくりの方向性を示しました。

さらに、平成 20 年（2008 年）からの計画体系の変化として、都市づくりに関する様々な個別計画が策定され、それぞれの計画で進捗状況の確認が行われています。このような状況を踏まえて、進行管理の方法についても見直しを行いました。

<本計画の経緯>





4. 計画の構成

本計画の次章以降の構成は、以下のとおりです。

第2章 現状と課題

- これまでの都市づくりの経緯、「茅ヶ崎らしさ（価値・魅力）」を含めた本市の現状に基づき、社会情勢の変化、都市づくりの広域的視点、本市の将来展望を整理し、都市づくりの主要課題を示しています。

第3章 全体構想

- 20年後の本市の将来都市像を掲げ、将来都市像を実現するための基本理念、3つの都市づくりの目標を示すとともに、これからの都市づくりの骨格となる将来都市構造を踏まえ、6つの分野別の取組方針を示しています。

第4章 地域別構想

- 地域特性を踏まえ、市民・事業者・行政が協働による都市づくりを進めていくため、7地域別に地域の将来像とともに取組方針を示しています。

第5章 推進方策

- 都市づくりの推進体制及び進行管理の実施方法について示しています。

第2章

現状と課題



1. これまでの都市づくりの経緯

(1) 都市の成り立ち

本市は、東京から西に約 50km の神奈川県中央南部に位置しており、市域は東西 6.9km、南北 7.6km で、面積は 35.76km²、県内 19 市では 7 番目に小さな都市です。東側は藤沢市に、西側は平塚市に、北西側は寒川町にそれぞれ接し、また、南側は相模湾に面して、約 6km に及ぶ海岸を有しています。地形は、北部に丘陵地、南部に平地が広がり、市の西側を流れる相模川のほか、小出川、千ノ川、駒寄川の 3 つの河川が市内を流れています。

四季を通じて温暖な気候や、海と丘陵等豊かな自然もあることから、明治から昭和初期にかけて湘南の別荘地や保養地として発展してきました。

市街地は、東海道本線の南側から広がり、その後、東海道本線の北側へと拡大していきました。昭和 45 年（1970 年）に区域区分^{*}が定められたことで、市街地は無秩序に拡散することではなく、市街化区域内を中心に広がってきました。このため、人口は市街化区域内に集中しており、隣接する市町に比べ人口密度が高い状況となっています。

◆本市の位置（神奈川県域図）◆



^{*}区域区分：都市計画法の規定に基づき、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、既に市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的に市街化を図る区域である「市街化区域」と市街化を抑制すべき区域である「市街化調整区域」に区分すること。茅ヶ崎市では、昭和 45 年（1970 年）に実施した。



(2) これまでの主な取組

本市では、平成 20 年（2008 年）6 月に「ちがさき都市マスタープラン」を改定して以降、次のような取組を行いました。

このような取組により、市街地中心部に一定の都市機能が近接し、公共交通網によって市内様々な場所へアクセスできる状況にあり、現状においても集約型都市構造^{*}の都市であると考えられます。

◆「ちがさき都市マスタープラン」（平成 20 年（2008 年）6 月）以降の主な取組◆

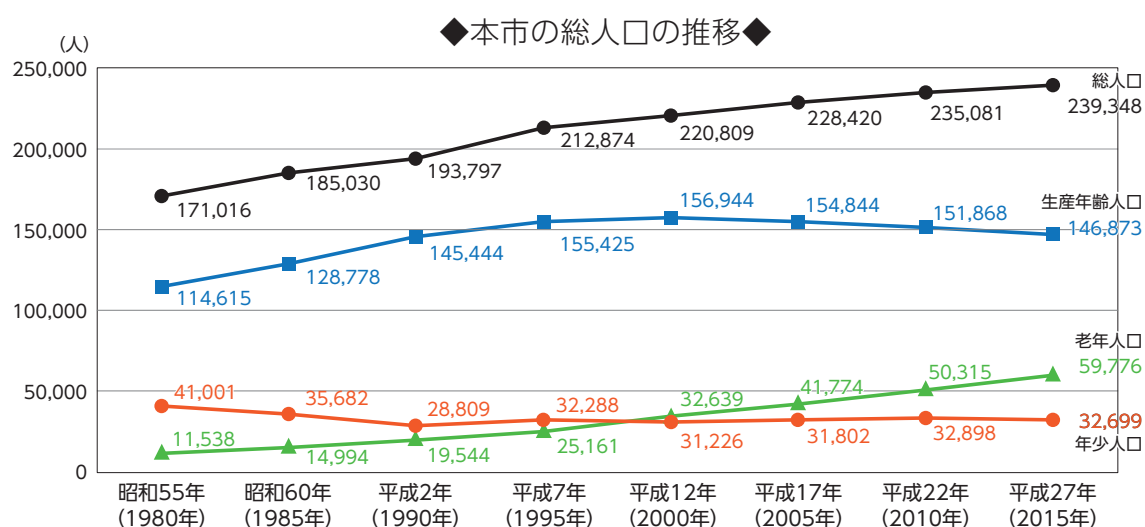
分野	主な取組
土地利用	・良好な住宅地を形成するため「建築物の高さ規制区域の拡大」（平成 22 年（2010 年）4 月）や「敷地面積に対する最低限度を規定する制度の導入」（平成 24 年（2012 年）2 月）、「準防火地域の指定拡大」（平成 29 年（2017 年）12 月）を実施 ・浜見平地区に複合施設「ハマミーナ」の整備や生活・防災の機能を持つ拠点として整備を推進 ・辻堂駅西口周辺では藤沢市と連携し、住宅や商業機能が調和した土地利用へと誘導しながら都市拠点の整備を推進 ・柳島向河原地区では柳島スポーツ公園等の集客施設の整備を推進
交通体系整備	・東海岸寒川線（高田地区）等の都市計画道路の整備を推進 ・北部地域に予約型乗合バスの運行を開始（平成 25 年（2013 年）12 月） ・自転車走行空間の整備、サイクルアンドバスライドの整備を推進
自然環境保全・緑地整備	・北部丘陵をはじめとしたみどりの保全を目指し、清水谷や赤羽根字十三図周辺を特別緑地保全地区として指定 ・市街地に残されているみどりの保全のため、保存樹林や保全樹木を指定
都市景観形成	・街なみに調和したサインの規制・誘導を進めるため、「茅ヶ崎市屋外広告物条例」（平成 22 年茅ヶ崎市条例第 45 号）（平成 22 年（2010 年）12 月）を制定 ・地域に特徴を与えている歴史・文化資源を保全するため、下寺尾官衙遺跡群の中心部が平成 27 年（2015 年）3 月 10 日に国の史跡に指定
住環境整備	・衛生環境の向上を目指し国道 134 号沿いに貯留管を布設し、合流式下水道を改善 ・住宅に係る課題に取り組むため「茅ヶ崎市住まいづくりアクションプラン」（平成 26 年（2014 年）3 月）や「茅ヶ崎市空家等対策計画」（平成 29 年（2017 年）4 月）を策定
都市防災	・橋梁^{りょう}の耐震補強工事（市内 14 箇所）の実施 ・災害時に重要な役割を果たす防災拠点として市役所の建て替えや行政拠点地区の整備を推進

^{*}集約型都市構造：高密度で近接した開発形態や公共交通機関でつながった市街地、地域のサービス、職場までの移動の容易さ、という特徴を有した都市構造のこと。

2. 茅ヶ崎市の現状

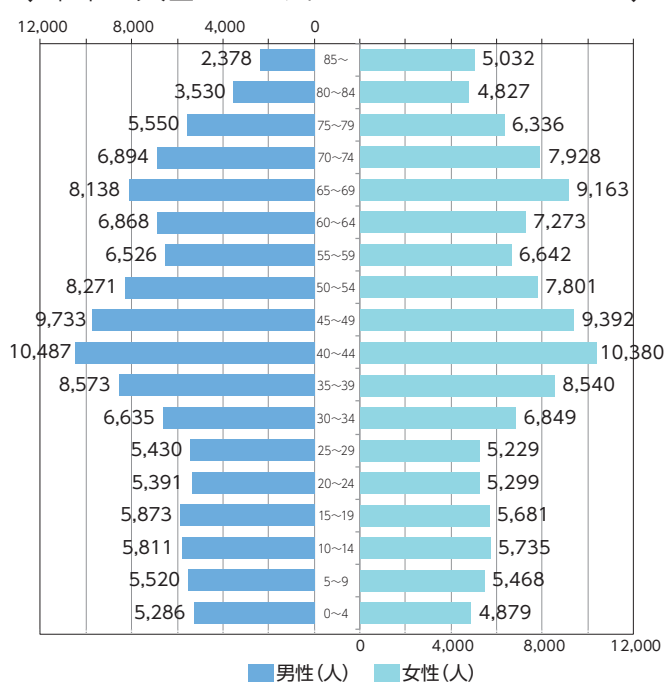
(1) 人口概況

- 昭和55年（1980年）以前から平成12年（2000年）にかけて、15歳以上65歳未満の生産年齢人口は増加してきましたが、それ以降は微減傾向にあります。
- 15歳未満の年少人口は横ばいで推移する傾向にある一方で、65歳以上の老年人口は増加傾向にあり、平成12年（2000年）には老年人口が年少人口を上回っています。
- 年齢構成は、30代、40代、60代が特に多くなっています。
- 年齢3区分別人口※割合は、近隣市とおおむね同程度となっています。

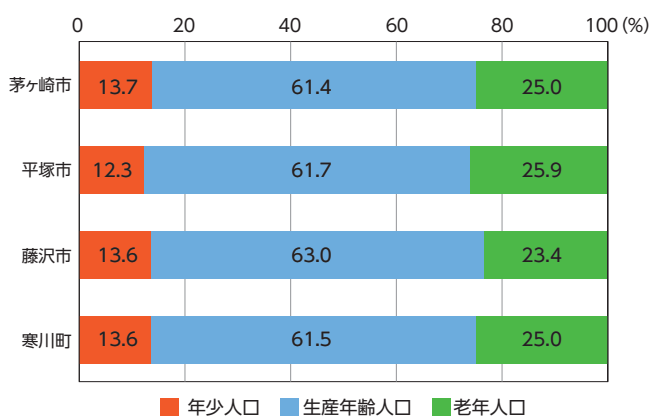


出典／各年国勢調査

◆本市の人口ピラミッド（平成27年（2015年））◆



◆年齢3区分別人口割合（平成27年（2015年））◆



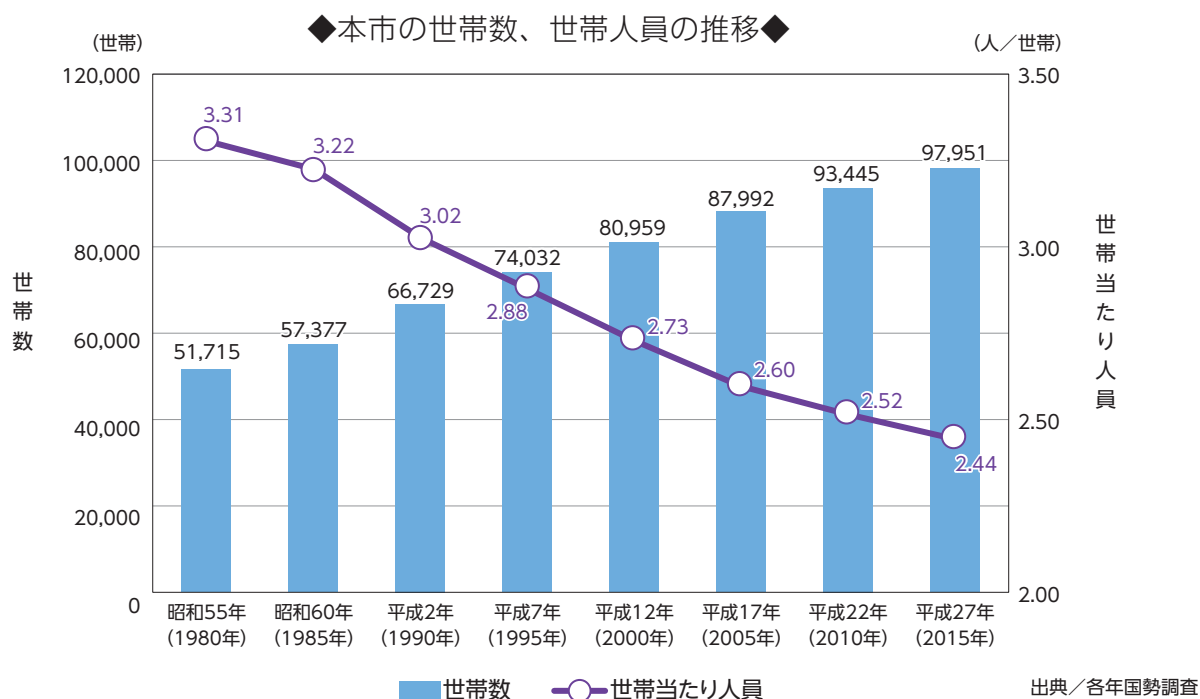
出典／平成27年（2015年）国勢調査

※年齢3区分別人口：年少人口（15歳未満の人口）、生産年齢人口（15歳以上65歳未満の人口）、老年人口（65歳以上の人口）の3区分に分けた人口のこと。

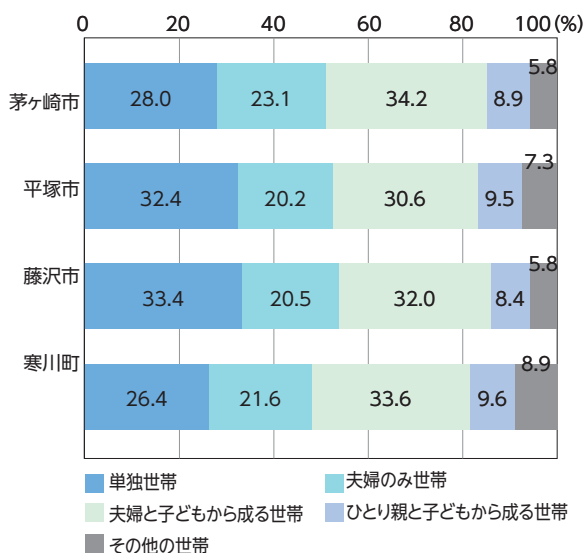


(2) 世帯数

- 昭和 55 年（1980 年）以前から平成 27 年（2015 年）にかけて、年々世帯数は増加している一方、世帯当たり人員は年々減少しています。
- 本市の家族類型別世帯数の割合は、夫婦と子どもから成る世帯が 34.2%と最も多く、次いで単独世帯が 28.0%、夫婦のみ世帯が 23.1%となっています。
- 近隣他市町と比べると、寒川町に次いで単独世帯の割合が少なく、夫婦と子どもで構成する世帯の割合は最も多くなっています。
- 家族類型別世帯数の世帯総数に占める割合は、高齢者の単独世帯が 10.1%、高齢者のいる夫婦のみ世帯が 13.7%となっています。



◆本市の家族類型別世帯数の割合(平成 27年(2015年))◆



◆本市の家族類型別世帯数(平成27年(2015年))◆

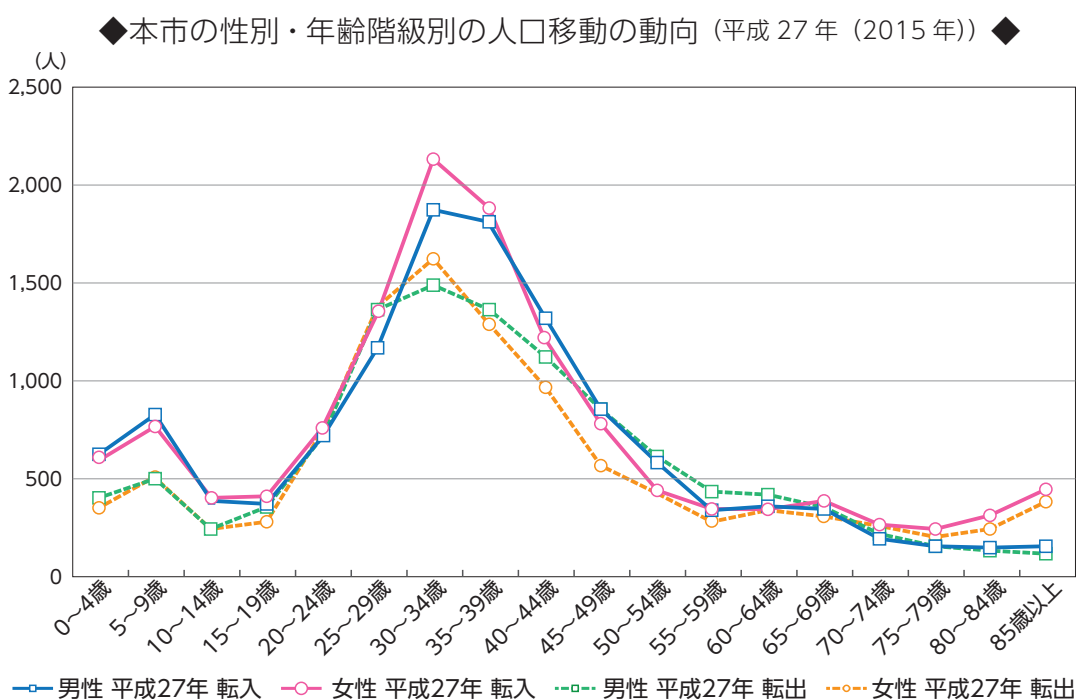
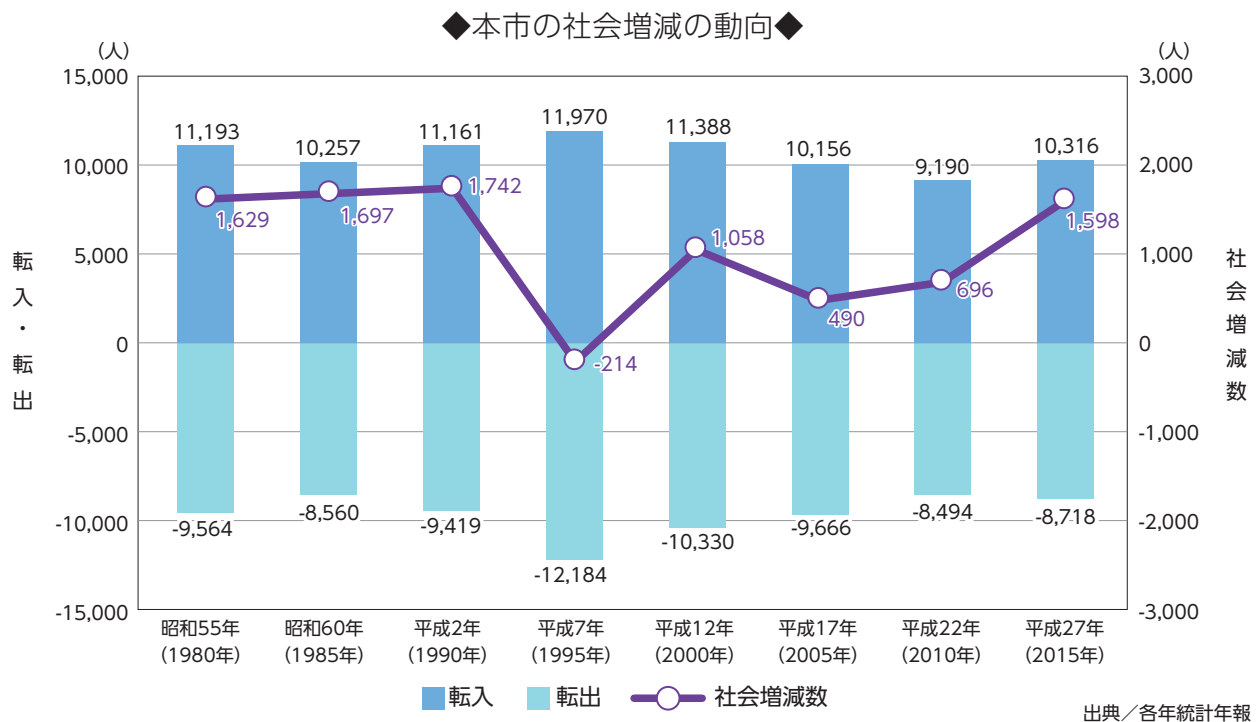
	単独世帯	核家族世帯			その他の世帯	総数
		夫婦のみ世帯	夫婦と子どもから成る世帯	ひとり親と子どもから成る世帯		
一般世帯数(世帯)	27,388	22,615	33,410	8,752	5,652	97,817
うち高齢者がいる世帯(世帯)	9,911	13,400	6,651	4,316	4,368	38,646
総数に占める割合	10.1%	13.7%	6.8%	4.4%	4.5%	39.5%

出典／平成 27 年（2015 年）国勢調査



(3) 人口動向

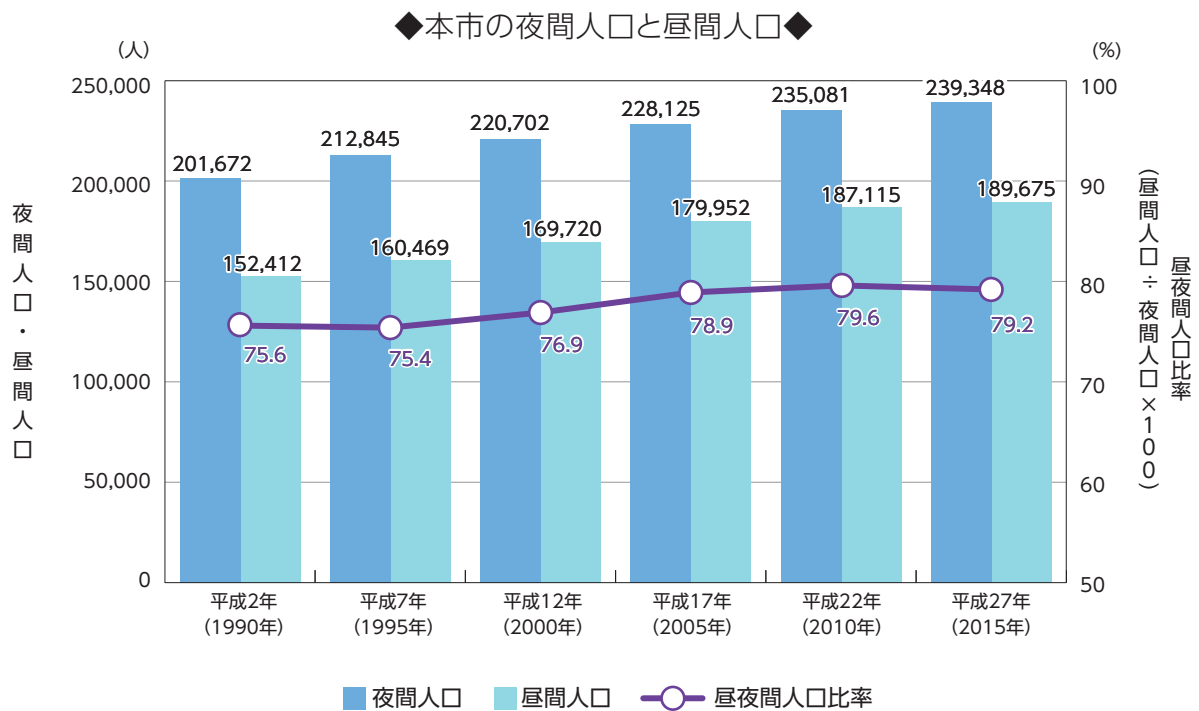
- 社会増減の動向は、転出に比べ転入が多い傾向が続いています。
- 性別・年齢階級別の人口移動の動向（平成 27 年（2015 年））は、30 歳から 44 歳までの生産年齢人口とあわせて 0 歳から 9 歳までの年少人口の転出・転入が多く、子育て世代の移動が多くなっています。





(4) 昼夜間人口

- 平成 27 年（2015 年）の夜間人口は 239,348 人、昼間人口は 189,675 人となっています。
- 昼夜間人口比率は、平成 2 年（1990 年）から増加傾向にあります。



出典／各年国勢調査

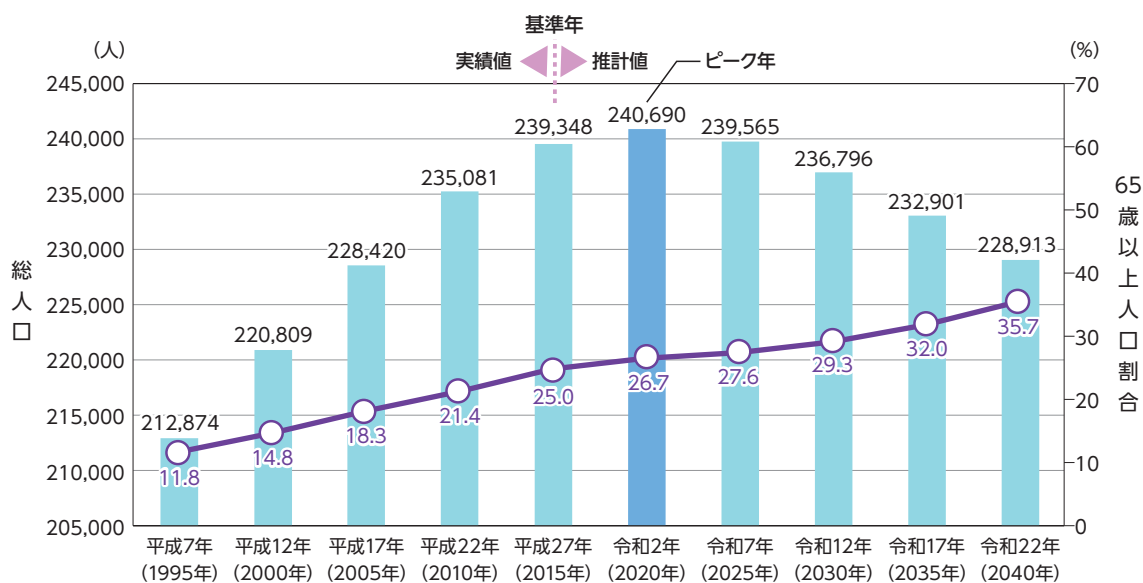




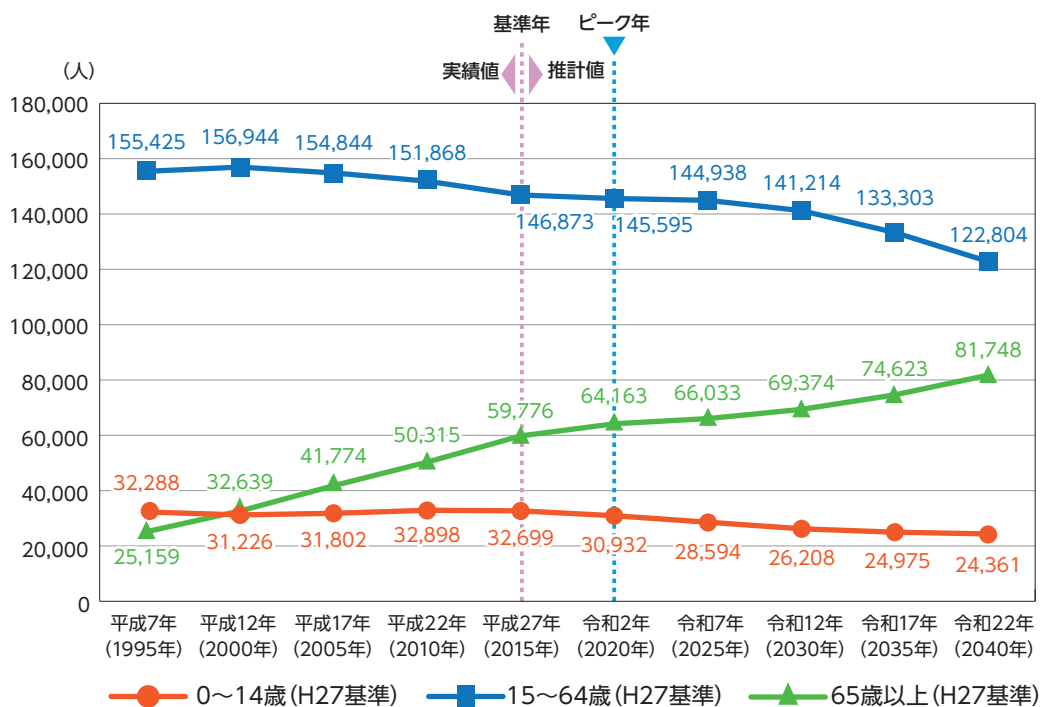
(5) 将来人口の見込み

- 将来人口は、令和 2 年（2020 年）に約 24 万人でピークを迎え、その後は少しずつ減少して令和 22 年（2040 年）には約 23 万人になると見込まれています。
- 年齢 3 区分別人口*は、15 歳未満の年少人口及び 15 歳以上 65 歳未満の生産年齢人口は徐々に減っていく傾向にあり、一方、65 歳以上の老年人口は増加すると見込まれています。

◆本市の将来人口の推移◆



◆本市の年齢 3 区分別人口の推移◆



(注) 本データは、平成 27 年（2015 年）国勢調査の結果を基に推計を行っています。

出典／茅ヶ崎市の人口について（平成 29 年（2017 年）2 月）
http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/_res/projects/default_project/_page_001/017/089/jimkosuikiei28.pdf

*年齢 3 区分別人口：年少人口（15 歳未満の人口）、生産年齢人口（15 歳以上 65 歳未満の人口）、老年人口（65 歳以上の人口）の 3 区分に分けた人口のこと。

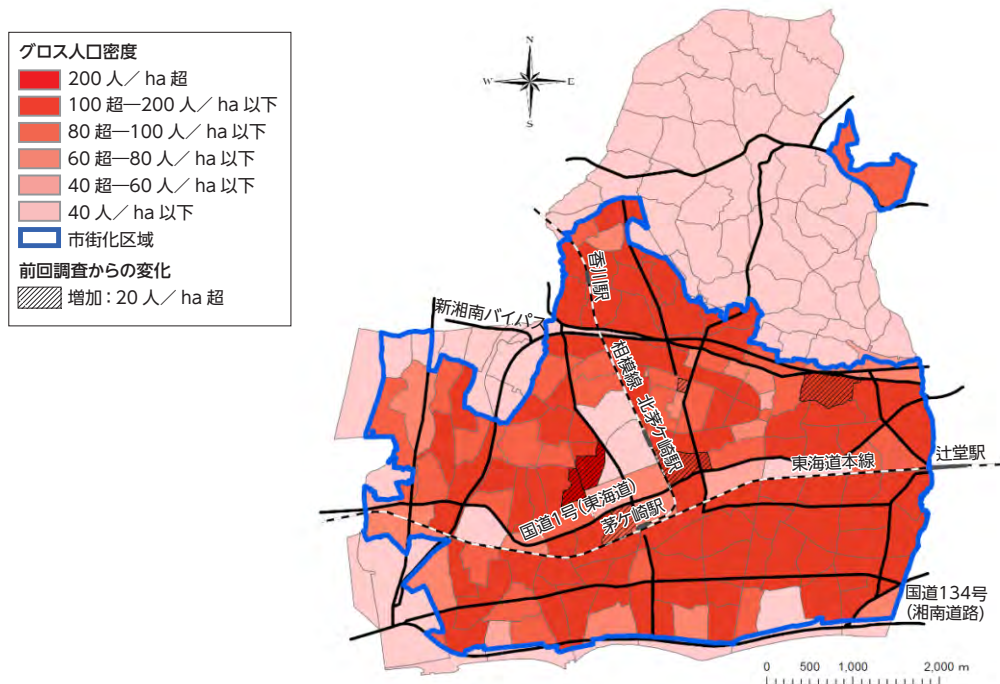


(6) 人口密度

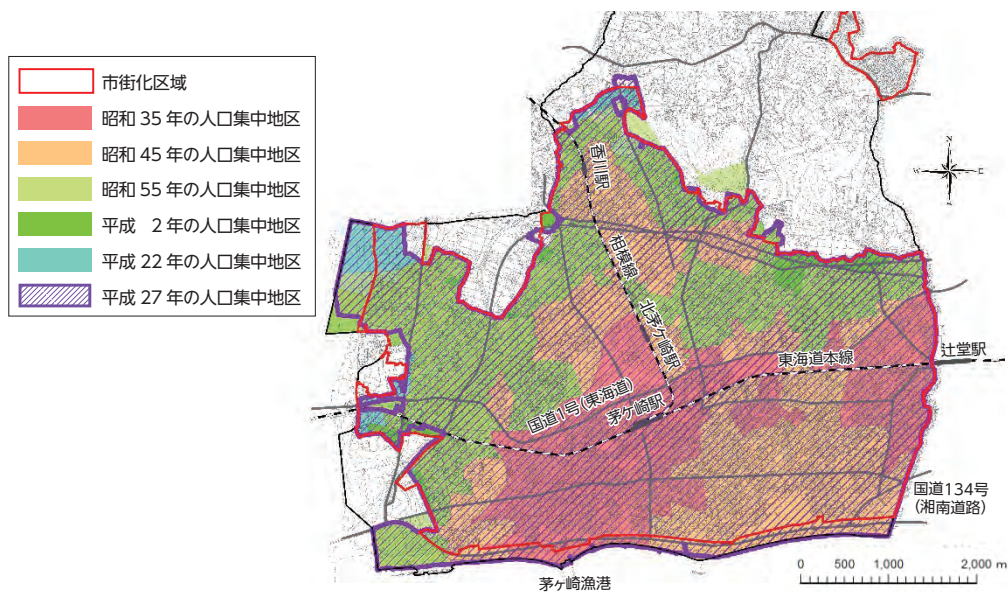
1) 茅ヶ崎市

- 人口密度の高い地域は、市街化区域内におおむね分布しています。
- 人口集中地区(DID)は、茅ヶ崎駅・辻堂駅周辺を中心に年々拡大し、昭和55年(1980年)にはおおむね現在の市街化区域の規模に到達しています。

◆本市のグロス人口密度※(平成27年(2015年))◆



◆本市の人口集中地区(DID)の推移(平成27年(2015年))◆



出典／平成29年度(2017年度)茅ヶ崎市都市計画基礎調査解析業務報告書

※グロス人口密度：一定区域の総面積(地区面積)に対する人口の密度のこと。



2) 近隣市町

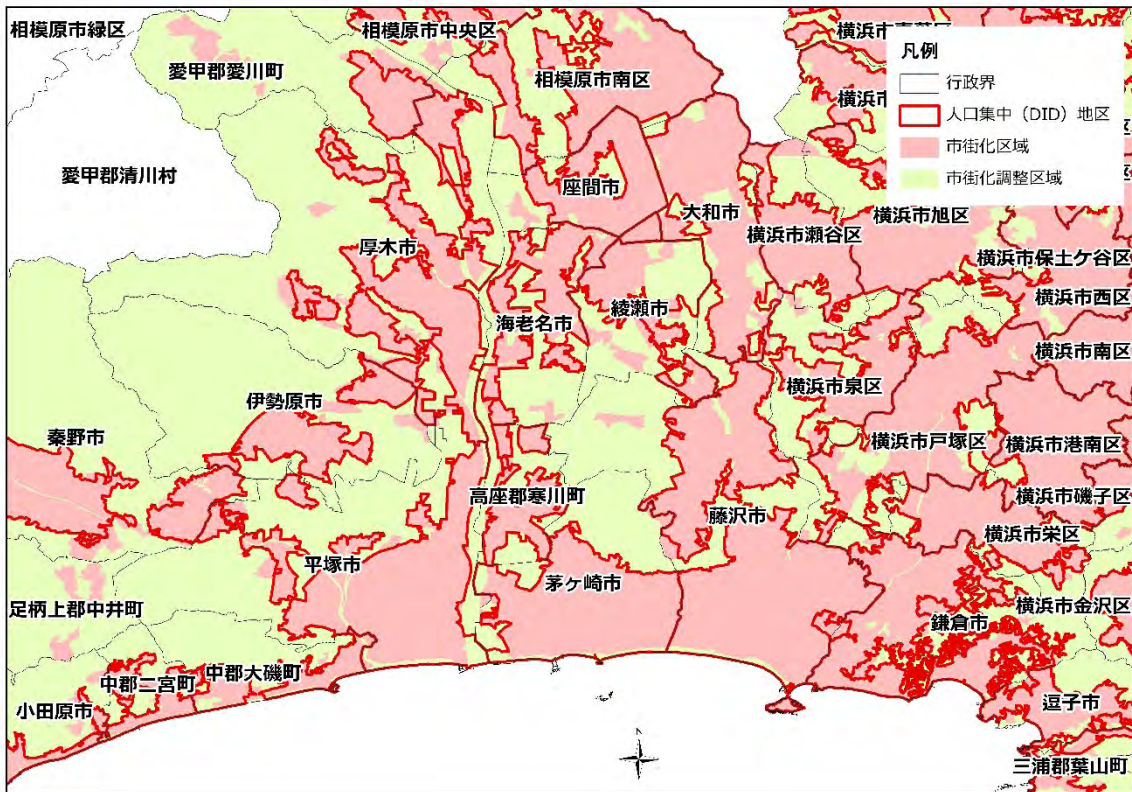
- 近隣市町の中で、人口集中地区（DID）内の人口密度は本市が最も高く、都市計画区域内及び市街化区域内の人口密度も高くなっています。

◆人口密度（平成 27 年（2015 年））◆

	都市計画区域内の 人口密度（人／km ² ）	市街化区域内の 人口密度（人／km ² ）	人口集中地区（DID）内 の人口密度（人／km ² ）
茅ヶ崎市	6,653	10,294	9,549
平塚市	3,779	7,647	7,476
藤沢市	6,046	8,471	8,274
寒川町	3,547	6,003	6,179

出典／平成 27 年（2015 年）国土交通省都市計画現況調査

◆近隣市町の人口集中地区（DID）等（平成 27 年（2015 年））◆



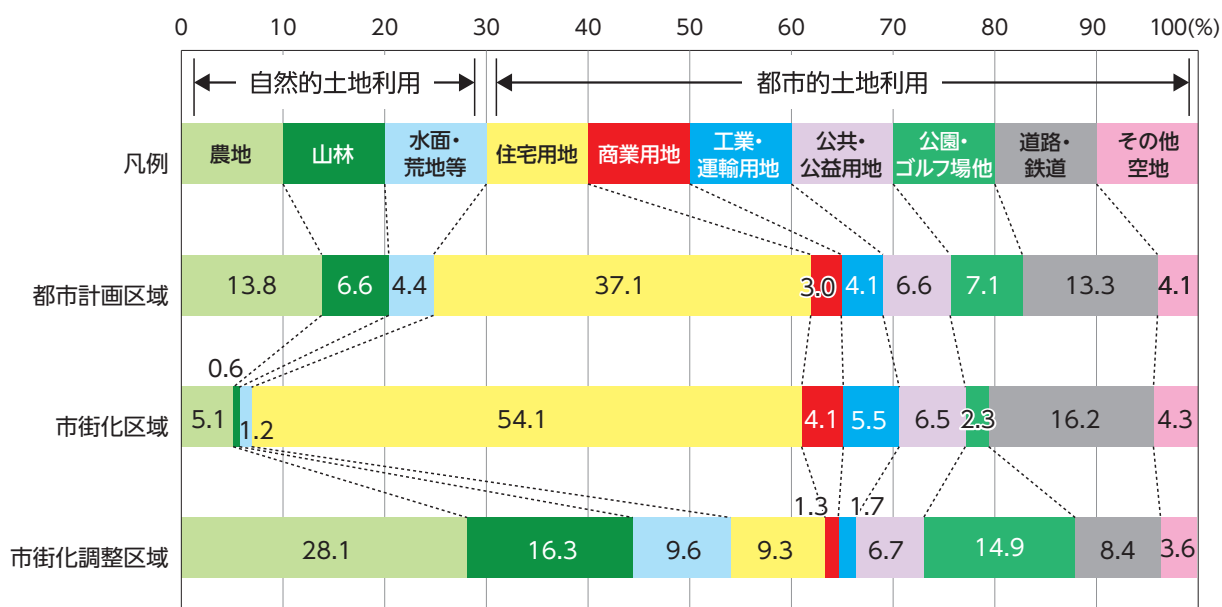
出典／平成 27 年（2015 年）国土数値情報



(7) 土地利用の概況

- 平成 27 年度（2015 年度）の都市計画区域における土地利用構成をみると、住宅用地が 37.1%と最も多く、次いで農地が 13.8%、道路・鉄道用地が 13.3%となっており、その他はいずれも 10%未満となっています。
- 市街化区域内における土地利用状況をみると、都市的土地利用^{*}が 93.0%を占めており、中でも住宅用地が 54.1%と最も多く、続いて道路・鉄道用地が 16.2%、自然的土地利用^{*}が 7.0%となっています。
- 市街化調整区域では、自然的土地利用が 54.0%と過半数を占めており、なかでも農地が 28.1%と多くなっています。
- 土地利用現況図（平成 27 年度（2015 年度））より土地利用の分布状況をみると、住宅地は、東海道本線から南側に面的に広がり、東海道本線から北側の市街化区域では、農地と混在して広がる状況となっています。商業地は、茅ヶ崎駅周辺に集約がみられるほか、国道 1 号、県道 45 号（丸子中山茅ヶ崎線）、県道 404 号（遠藤茅ヶ崎線）、県道 46 号（相模原茅ヶ崎線）、県道 30 号（戸塚茅ヶ崎線）等の幹線道路沿道の立地が目立ち、比較的規模の大きな商業施設の立地もみられます。工業地は、北茅ヶ崎駅西側、東海道本線沿線、相模川沿いに分布しています。北部丘陵部には、山林、農地が中心に広がり、住宅地、文教厚生地^{*}等が混在しています。また、丘陵のふもと、相模川沿い、海岸沿いには、建築物のない大きな空地がみられます。

◆本市の土地利用構成（平成 27 年度（2015 年度））◆



出典／平成 29 年度（2017 年度）茅ヶ崎市都市計画基礎調査解析業務報告書

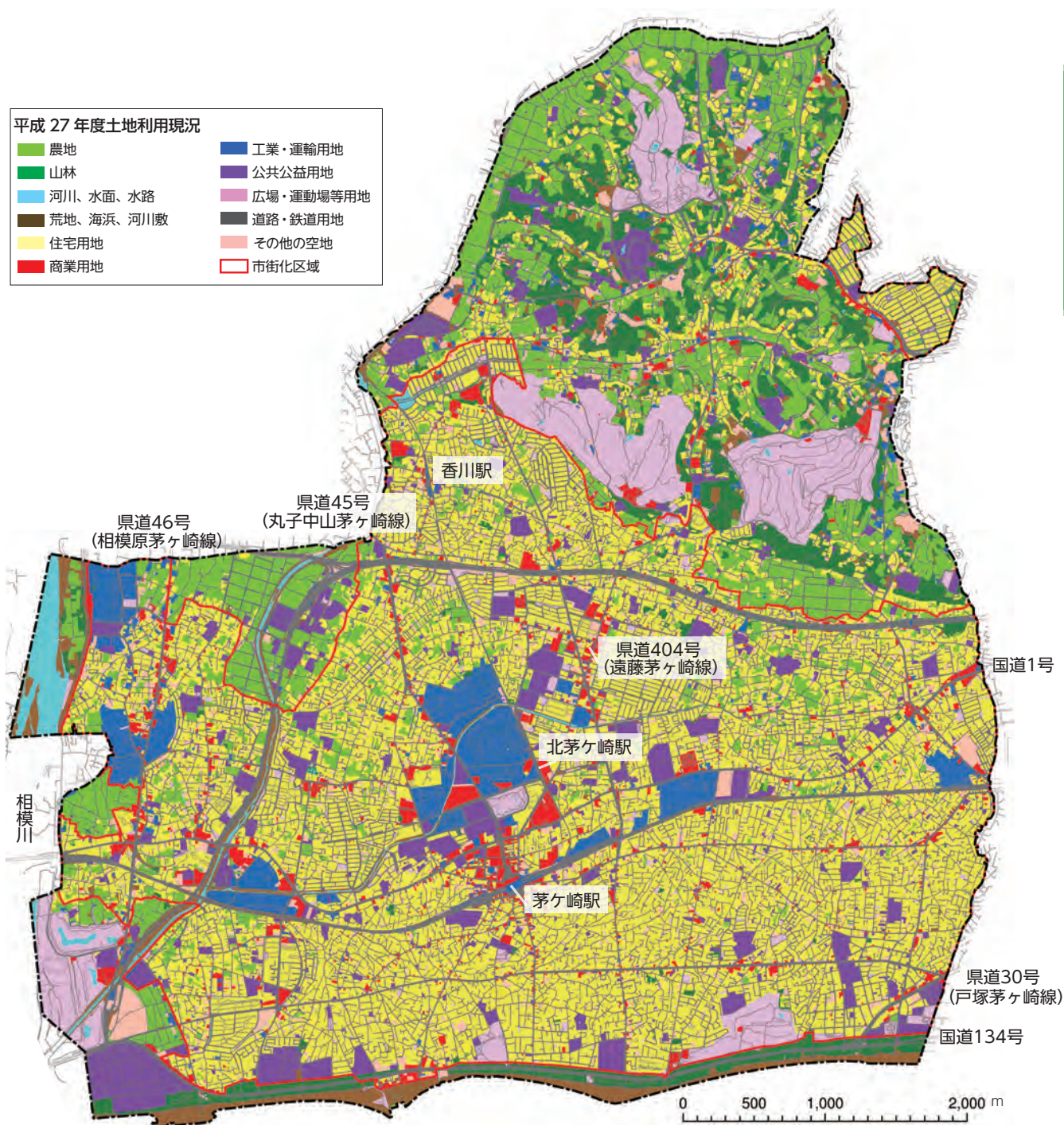
^{*}都市的土地利用：住宅用地や商業用地、工業用地、運輸施設用地、公共公益用地、オープンスペース（公園緑地、ゴルフ場等）、その他の空地（駐車場、資材置場、造成用地等）、交通用地（道路用地、鉄道用地等）のこと。

^{*}自然的土地利用：農地や山林、水面、砂浜、岩礁、河川敷等のその他の自然地のこと。

^{*}文教厚生地：文教地区及び厚生地区のこと。文教地区は、学校や研究所、博物館等の教育研究文化施設等からなる地区。また、厚生地区は病院や療養所、老人ホーム等の医療福祉施設等からなる地区。



◆本市の土地利用現況図（平成 27 年度（2015 年度））◆



出典／平成 29 年度（2017 年度）茅ヶ崎市都市計画基礎調査解析業務報告書

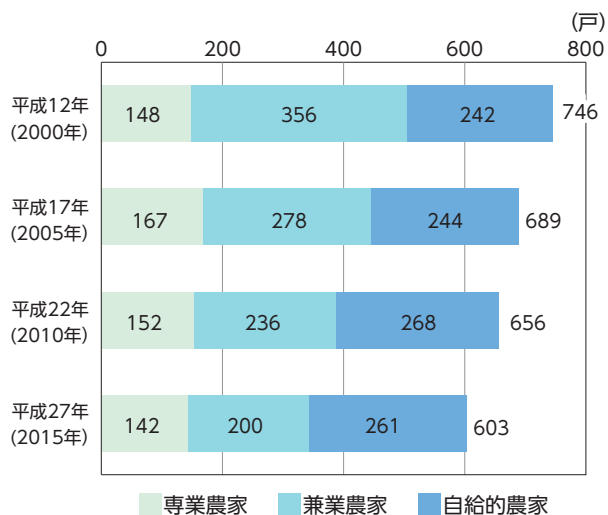


(8) 産業

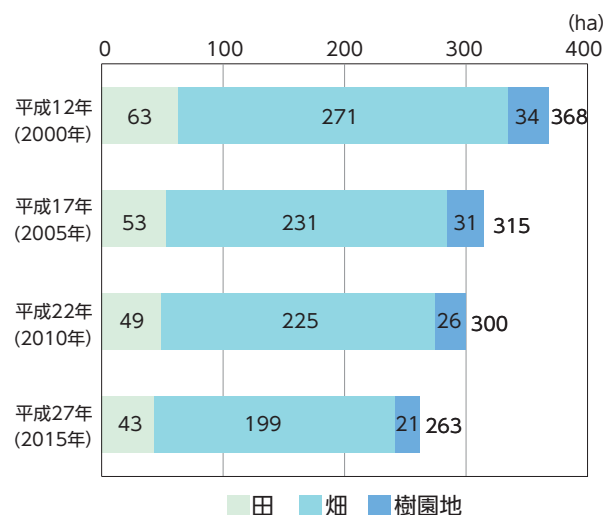
1) 農業

- 農家数、経営耕作地面積※ともに減少傾向にあります。
- 農業就業人口についても減少傾向にあります。

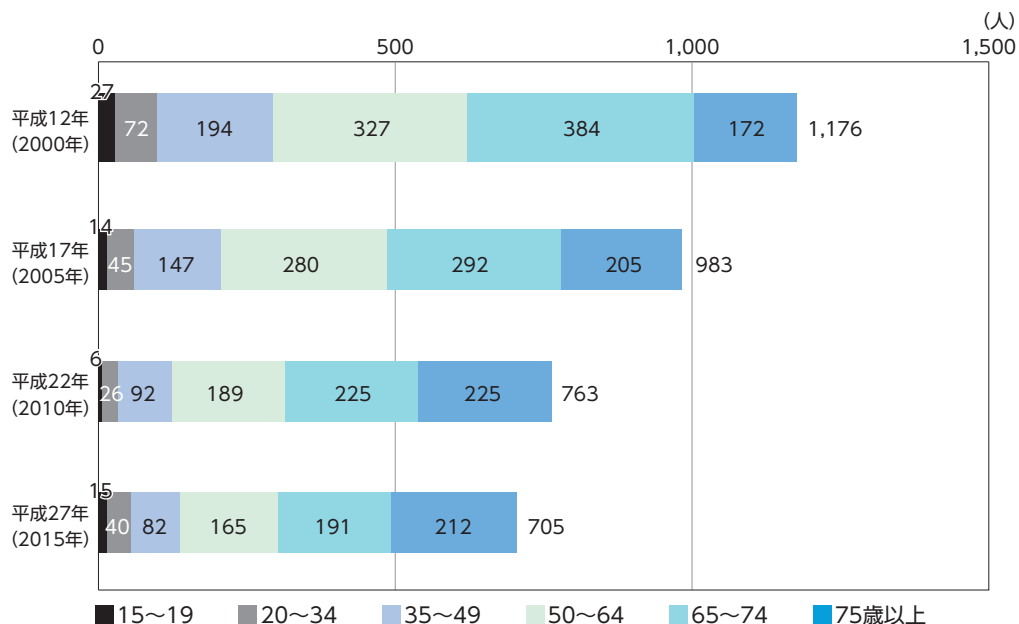
◆本市の農家数の推移◆



◆本市の経営耕作地面積の推移◆



◆本市の農業就業人口の推移◆



出典／各年農林業センサス

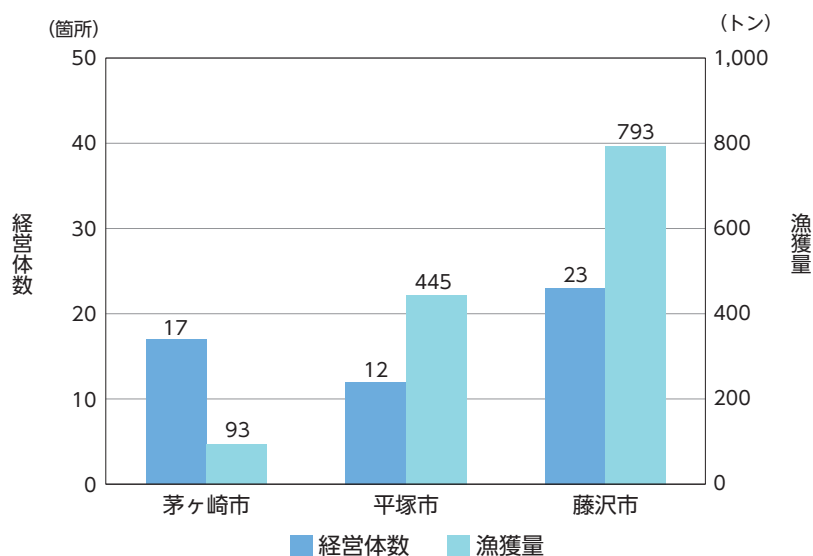
※経営耕作地面積：農林業経営体が経営している耕地のこと。自家で所有している耕地（自作地）と、よそから借りて耕作している耕地（借入耕地）の合計。



2) 漁業

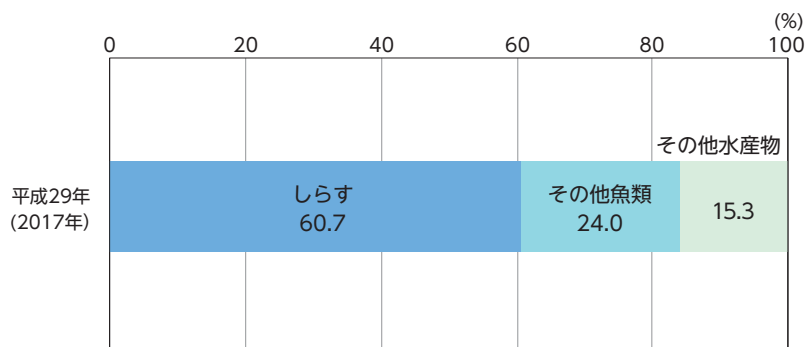
- 漁業の経営体数は 17 箇所、漁獲量は 93 トンとなっています。
- 漁獲量は、平塚市の 445 トン、藤沢市の 793 トンと比較し、少ない漁獲量となっています。
- 特産品の一つである「しらす」の漁獲量は、総漁獲量の約 60%を占めています。

◆漁業の経営体数（平成 25 年（2013 年））及び漁獲量（平成 29 年（2017 年））◆



出典／漁業の個人経営体数：平成 25 年（2013 年）漁業センサス
漁獲量：平成 29 年（2017 年）海面漁業生産統計調査

◆本市の漁獲量の内訳（平成 29 年（2017 年））◆



(注) その他水産物：甲殻類（えび、かに）や軟体類（いか、たこ）、貝類、海藻類

出典／平成 29 年（2017 年）茅ヶ崎市経済部農業水産課データ

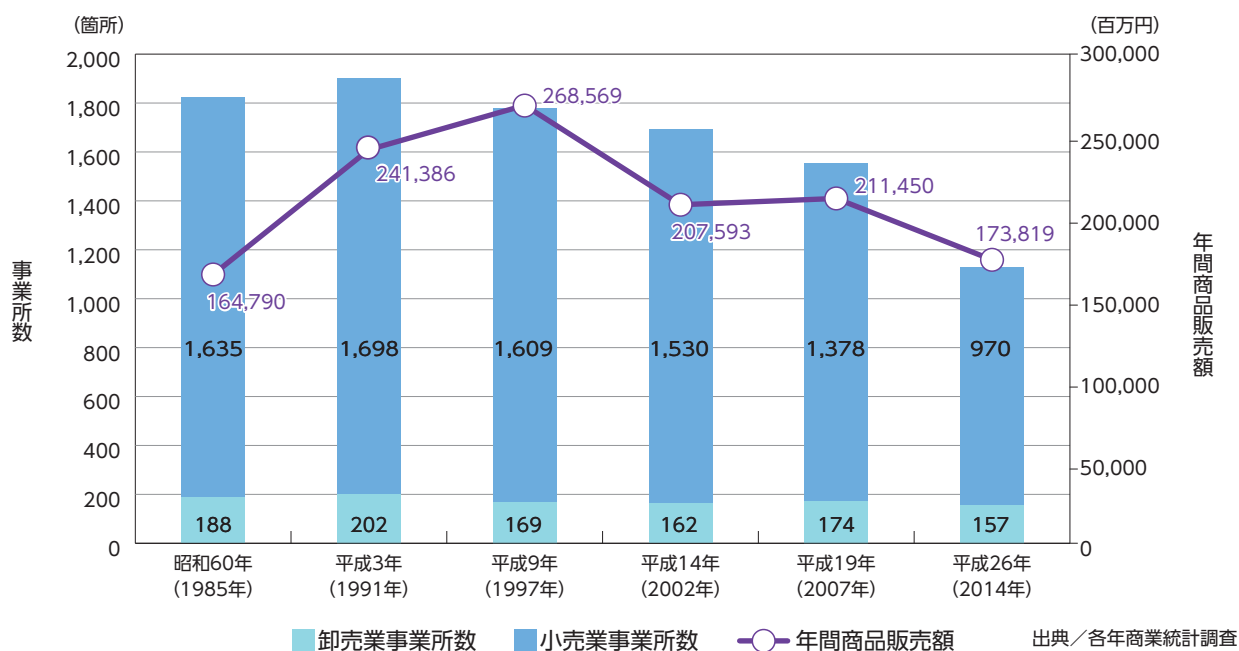


3) 商業・観光

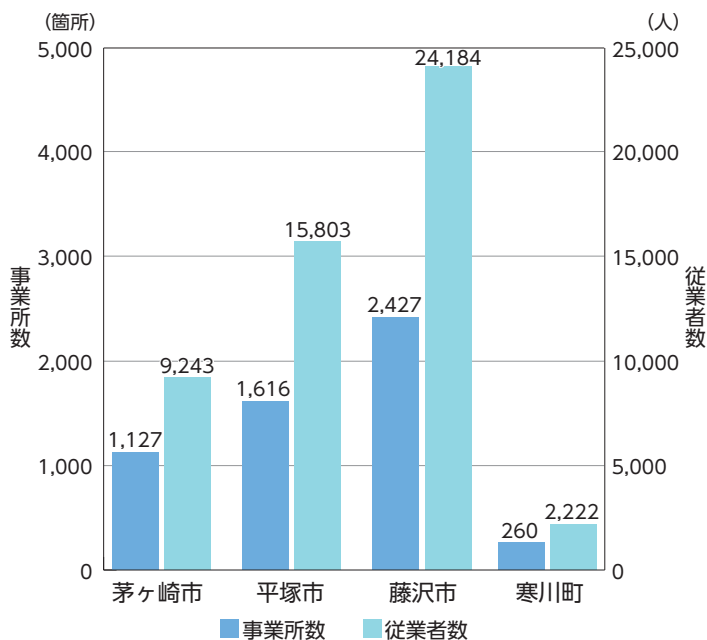
① 商業

- 事業所数及び年間商品販売額は減少傾向にあります。
- 商業規模を近隣市と比較すると、事業所数、従業者数、年間商品販売額ともに低くなっています（寒川町を除く）。

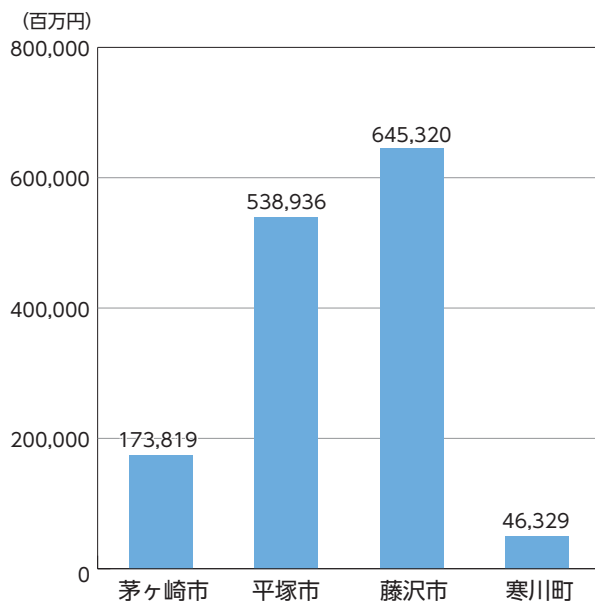
◆本市の卸売業・小売業の事業所数、年間商品販売額の推移◆



◆事業所数、従業者数(平成26年(2014年))◆



◆年間商品販売額(平成26年(2014年))◆



出典／平成26年(2014年)商業統計調査



②観光

- 平成 29 年（2017 年）の延観光客数は 3,028 千人、人口対観光客比は約 12.5 倍となっています。近隣市町に比べて人口対観光客比が低いことから、本市の観光客の誘引力は、相対的に弱いことが見てとれます。

◆観光客数の推移、人口対観光客比◆

茅ヶ崎市

(千人)

区 分	H22(2010)	H23(2011)	H24(2012)	H25(2013)	H26(2014)	H27(2015)	H28(2016)	H29(2017)
延観光客数	2,082	2,105	2,361	2,661	2,627	3,024	2,861	3,028
宿泊客数	50	57	59	71	71	73	72	74
日帰り客数	2,032	2,048	2,302	2,590	2,556	2,951	2,789	2,954
平成 30 年（2018 年）1 月 人口 242,792 人 人口対観光客比（＝延観光客数÷人口） 約 12.5 倍								

平塚市

(千人)

区 分	H22(2010)	H23(2011)	H24(2012)	H25(2013)	H26(2014)	H27(2015)	H28(2016)	H29(2017)
延観光客数	6,445	4,963	5,632	6,874	7,075	6,922	7,296	7,655
宿泊客数	53	65	71	77	78	82	84	85
日帰り客数	6,391	4,898	5,561	6,797	6,997	6,840	7,212	7,570
平成 30 年（2018 年）1 月 人口 257,615 人 人口対観光客比（＝延観光客数÷人口） 約 29.7 倍								

藤沢市

(千人)

区 分	H22(2010)	H23(2011)	H24(2012)	H25(2013)	H26(2014)	H27(2015)	H28(2016)	H29(2017)
延観光客数	13,864	15,408	15,154	15,524	17,738	18,335	18,648	16,480
宿泊客数	363	392	420	431	458	538	545	533
日帰り客数	13,501	15,016	14,734	15,093	17,280	17,798	18,103	15,947
平成 30 年（2018 年）1 月 人口 430,685 人 人口対観光客比（＝延観光客数÷人口） 約 38.3 倍								

寒川町

(千人)

区 分	H22(2010)	H23(2011)	H24(2012)	H25(2013)	H26(2014)	H27(2015)	H28(2016)	H29(2017)
延観光客数	1,855	1,825	1,864	1,868	1,870	1,897	1,955	1,951
宿泊客数	—	—	—	—	—	—	—	—
日帰り客数	1,855	1,825	1,864	1,868	1,870	1,897	1,955	1,951
平成 30 年（2018 年）1 月 人口 48,446 人 人口対観光客比（＝延観光客数÷人口） 約 40.3 倍								

〈参考〉

鎌倉市

(千人)

区 分	H22(2010)	H23(2011)	H24(2012)	H25(2013)	H26(2014)	H27(2015)	H28(2016)	H29(2017)
延観光客数	19,486	18,111	19,743	23,083	21,956	22,926	21,285	20,424
宿泊客数	344	300	319	340	339	344	337	321
日帰り客数	19,143	17,810	19,424	22,743	21,617	22,581	20,948	20,103
平成 30 年（2018 年）1 月 人口 176,242 人 人口対観光客比（＝延観光客数÷人口） 約 115.9 倍								

(注) 四捨五入の端数処理をしているため、延観光客数の千人単位の数値は、宿泊客数の千人単位の数値と日帰り客数の千人単位の数値の計にならない場合がある。

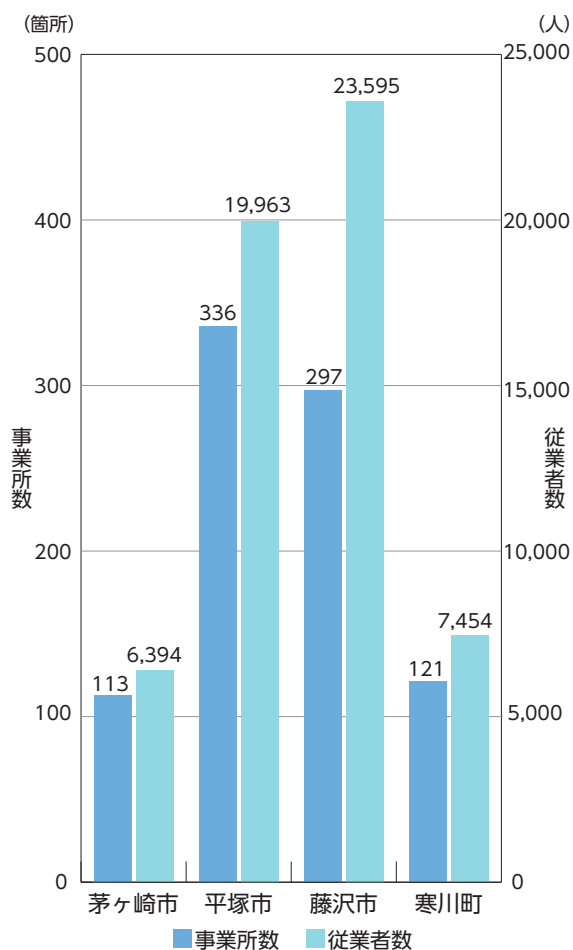
出典／神奈川県「入込観光客調査結果」（平成 22 年（2010 年）から平成 29 年（2017 年）まで）
総務省住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（平成 30 年（2018 年）1 月 1 日現在）



4) 工業

- 従業者数 4 人以上の事業所は 113 事業所、従業者数は 6,394 人、製造品出荷額等は 2,711 億円となっています。
- 隣接市町と比較すると、事業所数、従業者数ともに小規模となっています。
- 業種別の製造品出荷額は、生産用機器が 1,345 億円で全体の 49.6%を占めており、次いで食料品製造業の 287 億円で全体の 10.6%となっています。

◆工業の事業所数、従業者数(平成28年(2016年))◆



(注) 従業者 4 人以上の事業所

◆本市の製造品出荷額等(平成28年(2016年))◆

産業中分類	製造品出荷額等		従業者数	
	(百万円)	構成比 (%)	(人)	構成比 (%)
食料品	28,708	10.6	631	9.9
飲料・たばこ・飼料	×	×	23	0.4
繊維	×	×	15	0.2
パルプ・紙・紙加工品	9,710	3.6	311	4.9
印刷・同関連業	740	0.3	55	0.9
化学	32,903	12.1	969	15.2
プラスチック製品	1,328	0.5	70	1.1
ゴム製品	814	0.3	83	1.3
窯業・土石製品	8,540	3.2	280	4.4
鉄鋼	7,725	2.8	122	1.9
非鉄金属	2,376	0.9	107	1.7
金属製品	8,397	3.1	468	7.3
はん用機械器具	15,152	5.6	522	8.2
生産用機械器具	134,488	49.6	1,660	26.0
業務用機械器具	×	×	242	3.8
電子部品・デバイス・電子回路	2,251	0.8	146	2.3
電気機械器具	3,625	1.3	254	4.0
情報通信機械器具	×	×	276	4.3
輸送用機械器具	1,563	0.6	81	1.3
その他	×	×	79	1.2
総 数	271,064	100.0	6,394	100.0

(注) 「×」 非公表

(注) 小数点処理の関係で合計値は合わない場合がある。

出典／平成 29 年(2017 年)工業統計調査(平成 28 年(2016 年)実績)

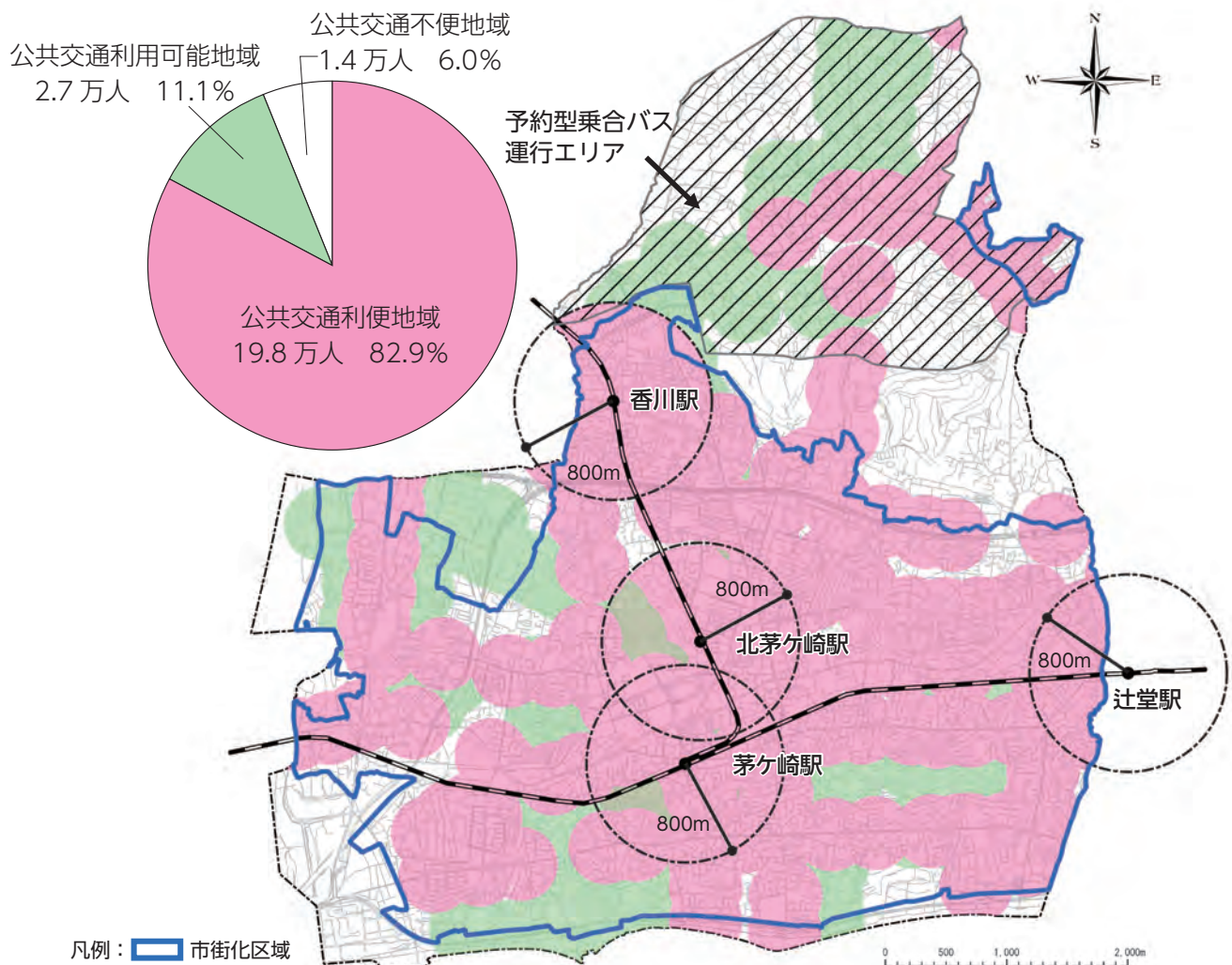


(9) 公共交通網の状況

- 公共交通網の状況についてみると、公共交通利便地域^{*}内の人口が約 19.8 万人で、総人口の約 82.9%を占めています。
- 公共交通利用可能地域^{*}の人口は約 2.7 万人で、総人口の約 11.1%となっています。
- 公共交通不便地域の人口は約 1.4 万人で、総人口の約 6.0%となっています。

◆本市の公共交通網の状況（平成 27 年度（2015 年度））◆

	バス停から 300 m圏内		バス停から 300 m圏外
	30 本 / 日（片道）以上	30 本 / 日（片道）未満	
鉄道駅から 800 m圏内	公共交通利便地域		
鉄道駅から 800 m圏外	公共交通利便地域	公共交通 利用可能地域	公共交通 不便地域



出典／平成 29 年度（2017 年度）茅ヶ崎市都市計画基礎調査解析業務報告書

^{*}公共交通利便地域：鉄道駅から 800 m 圏内の地域、また、鉄道駅から 800 m 圏外の地域でバス停から 300 m 圏内（30 本 / 日（片道）以上）の地域。

^{*}公共交通利用可能地域：鉄道駅から 800 m 圏外の地域でバス停から 300 m 圏内（30 本 / 日（片道）未満）の地域。



(10) 日常生活に必要な施設の状況

●日常生活に欠かすことができない子育て機能、医療機能、商業機能の徒歩圏人口^{*}は、保育園・認定こども園や病院・診療所（内科・外科・小児科）、スーパー、コンビニエンスストア等の主要な施設で 19 万人以上をカバーしており、全市民の 8 割以上が徒歩圏内に居住しています。

◆本市の日常生活に必要な施設の状況（平成 27 年度（2015 年度））◆

施設類型		徒歩圏（R=800m）内		人口カバー率	
大分類	小分類	総人口	うち高齢人口	総人口	うち高齢人口
子育て機能	保育園・認定こども園	227,227	—	94.9%	—
	小規模保育・家庭的保育	177,799	—	74.3%	—
	幼稚園	159,479	—	66.6%	—
	学童保育	209,236	—	87.4%	—
	子育て支援センター／ファミリーサポートセンター	51,760	—	21.6%	—
医療機能	病院・診療所（内科）	216,600	53,455	90.5%	89.4%
	病院・診療所（外科）	193,370	48,202	80.8%	80.6%
	病院・診療所（小児科）	202,801	49,889	84.7%	83.5%
	病院・診療所（産婦人科）	102,666	27,133	42.9%	45.4%
高齢者福祉機能	通所系サービス施設／小規模多機能型サービス施設	234,910	58,388	98.1%	97.7%
	地域包括支援センター	184,091	45,893	76.9%	76.8%
	老人憩の家／老人福祉センター	67,322	16,920	28.1%	28.3%
文化・交流機能	図書館	65,355	18,115	27.3%	30.3%
	公民館	92,934	25,024	38.8%	41.9%
	コミュニティセンター／青少年会館／福祉会館	143,539	33,646	60.0%	56.3%
商業機能	スーパー	204,142	50,482	85.3%	84.5%
	コンビニエンスストア	237,620	59,261	99.3%	99.1%
	ドラッグストア	211,647	51,502	88.4%	86.2%
	商業機能（3 類型全て）	237,995	59,363	99.4%	99.3%

参考：市域人口	総人口	239,348
	高齢者人口	59,776

出典／平成 29 年度（2017 年度）茅ヶ崎市都市計画基礎調査解析業務報告書

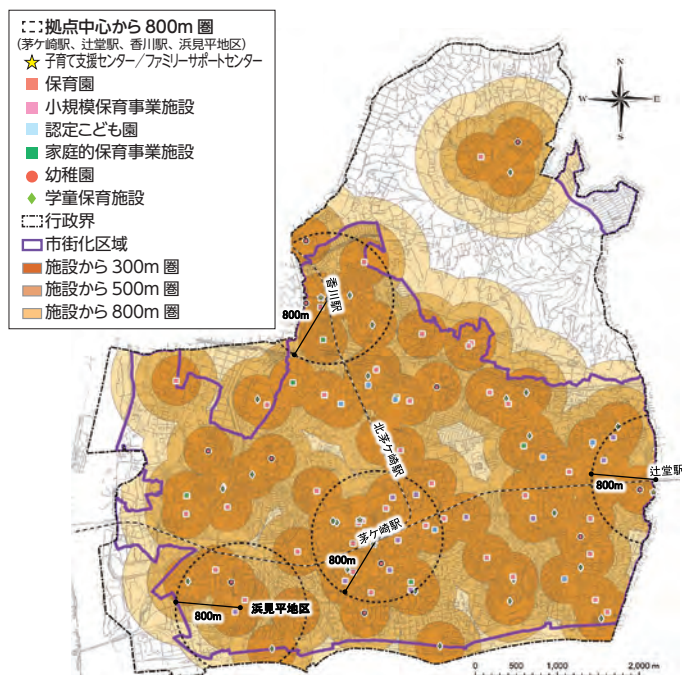
（注）「茅ヶ崎公園体験学習センターうみかぜテラス」は、解析時建設中であつたため本データには反映されていません。

^{*}徒歩圏人口：各施設から半径 800 m 圏内の人口のこと。

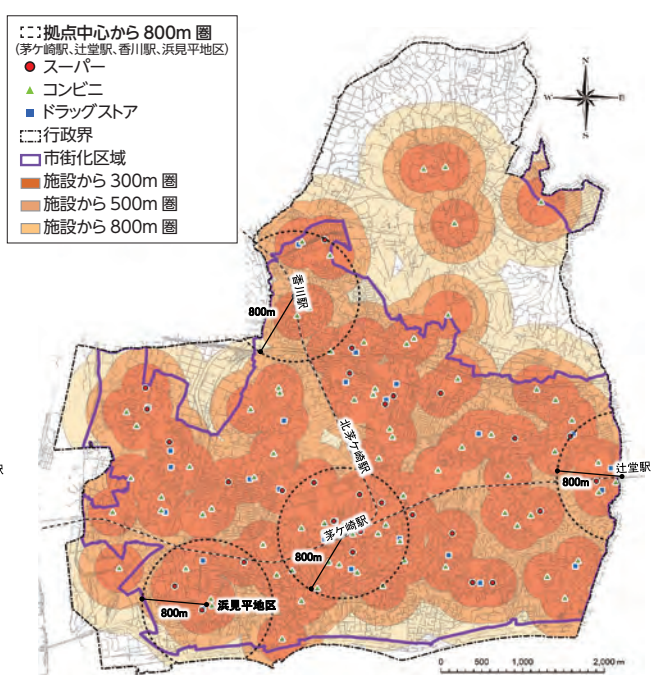


- 子育て機能施設と商業機能施設の分布状況についてみると、市街化区域内のほぼ全域をカバーしています。
- 市街化区域内には、公園・緑地の整備を推進する地域が存在しています。

◆本市の子育て機能施設の分布状況◆ (平成 27 年度 (2015 年度))

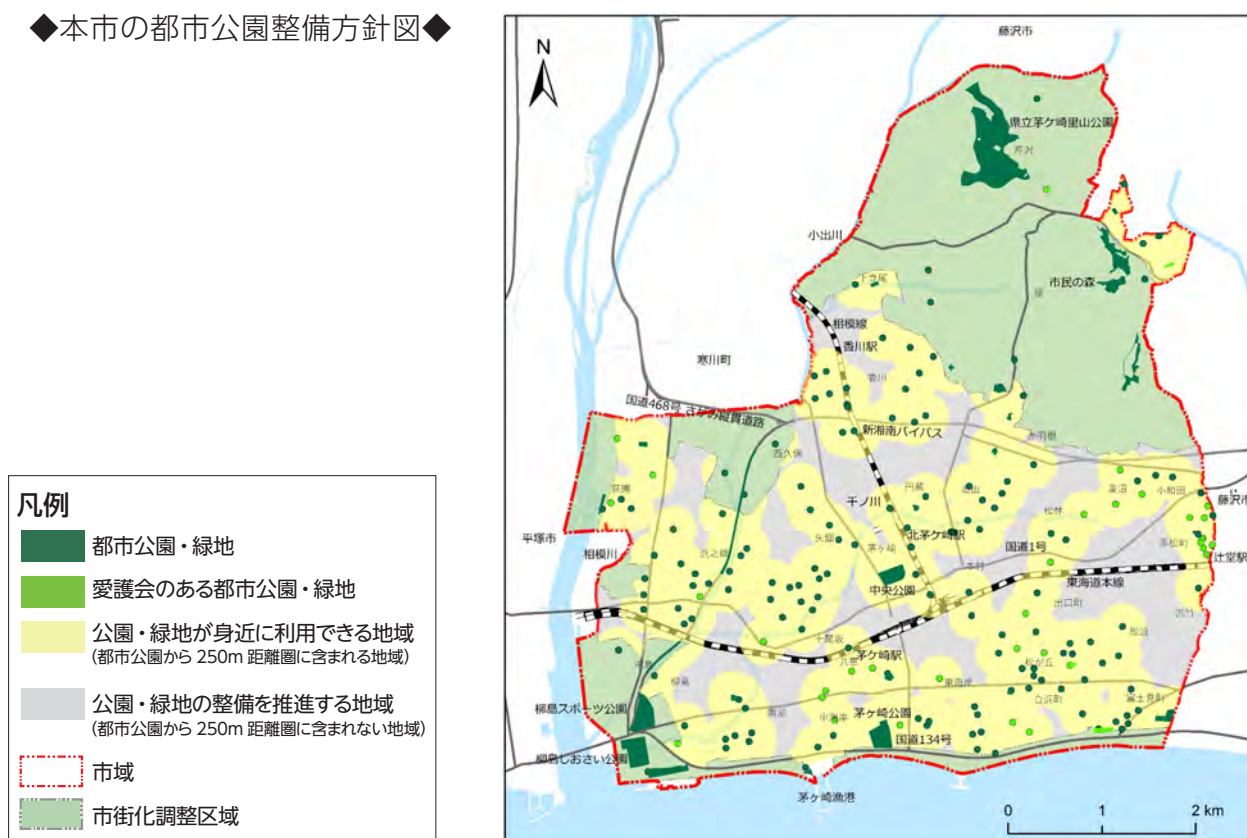


◆本市の商業機能施設の分布状況◆ (平成 27 年度 (2015 年度))



出典/平成 29 年度 (2017 年度) 茅ヶ崎市都市計画基礎調査解析業務報告書

◆本市の都市公園整備方針図◆



出典/茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略 (平成 31 年 (2019 年) 3 月) を基に作成



(11) 茅ヶ崎の価値・魅力

本計画と同時期に改定した「茅ヶ崎市景観計画」では、平成 28 年（2016 年）から平成 29 年（2017 年）にかけて市民へのアンケートや転入者へのヒアリング等を基に、これからの都市づくりを進めるうえで意識すべき「茅ヶ崎らしさ（価値や魅力）」と「茅ヶ崎らしさを高める事項」をとりまとめました。

本市では、これからも価値・魅力ある茅ヶ崎であるために、「茅ヶ崎らしさを高める事項」を大事にして都市づくりを進めます。

（茅ヶ崎市景観計画（平成 31 年（2019 年）1 月）より抜粋）

<「茅ヶ崎らしさ」の調査結果>

1) 「茅ヶ崎らしさ」とは

「人とまちの距離がちょうどよい。」

都心からも近い、小さな街。

この街に自然やお店等色々なものが詰め込まれている。

食事をしたい、買い物がしたいと思えば、おいしい食事や買い物する場所が近くにある。

サーフィンや里山散策したいと思えば、海や里山が近くにある。

思いたったら、気軽に行けて、のんびりと過ごせるのが茅ヶ崎。

2) 茅ヶ崎らしさを高めるために

①都市機能が近接している環境を強化する

- ・駅等の拠点に公共施設、商業業務施設等の機能を集める。

②街なかの移動が楽しめる

- ・徒歩や自転車での移動が楽しめるように、四季の移ろいを感じる花や木、魅力的なサインやストリートファニチャー*等をつくる。

③楽しく、リラックスして過ごせる空間をつくる

- ・既存の公共施設等を活用し、遊び、学習及びイベント等の活動が行える場所をつくる。また、家の近くに、シンボルツリー*等身近なみどり、公園、飲食店、農園等楽しく過ごせる空間をつくる。

（詳細は、168 ページを参照）

*ストリートファニチャー：道路におかれている街灯や案内板、彫刻、噴水、ベンチ、電話ボックス、バス停等、歩行者に快適さを提供するための設備のこと。

*シンボルツリー：地域やその場所を特徴づける印象的な樹木のこと。



【茅ヶ崎らしさを高める事項（イメージ図）】

①都市機能が近接している環境を強化する



②街なかの移動が楽しめる



③楽しく、リラックスをして過ごせる空間をつくる



出典／茅ヶ崎市景観計画（平成 31 年（2019 年）1 月）を基に作成



3. 社会情勢変化

「ちがさき都市マスタープラン」の平成 20 年（2008 年）6 月の改定以降、都市づくりに関して国では以下のような取組が示されています。

- ◆高齢化・人口減少が進んでも地域住民が「健幸＝健康で幸せ（身体面の健康だけでなく、人々が生きがいを感じ、安心安全で豊かな生活を送れること）」であるためには、生活習慣病や寝たきりの予防が重要であるとの考え方のもと策定された構想です。

スマートウェルネスシティ構想 平成 21 年（2009 年）11 月	高齢化や人口減少を克服するため「健康」に着目した都市づくりの推進
---------------------------------------	----------------------------------

- ◆生物多様性条約及び生物多様性基本法（平成 20 年法律第 58 号）に基づき、今後の自然共生社会のあり方を示した国の基本的な計画です。

生物多様性国家戦略 2012-2020 平成 24 年（2012 年）9 月	生物多様性の保全と持続可能な利活用
---	-------------------

- ◆東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することが重要であるとの考え方等のもと制定された法律です。

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成 25 年法律第 95 号） 平成 25 年（2013 年）12 月施行	大規模自然災害等に備え国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進
--	------------------------------------

- ◆我が国の地方都市では拡散した市街地で急激な人口減少が見込まれる一方、大都市では高齢者が急増すると見込まれるなか、都市全体の構造を見渡しながら、居住者の生活を支えるようコンパクトな都市づくりを推進するため法が改正されました。

都市再生特別措置法の改正（立地適正化制度）（平成 14 年法律第 22 号） 平成 26 年（2014 年）5 月施行	「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク※」の考え方を踏まえた都市づくりの推進
--	---

- ◆人口急減・超高齢化という我が国が直面する課題に対し、各地域がそれぞれの特徴を生かした自律的で持続的な社会を創生することを目指し策定された戦略です。

「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と長期ビジョンを踏まえた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定 平成 26 年（2014 年）12 月	人口減少を克服し、将来にわたって成長力を確保するため、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立
--	--

- ◆適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、地域住民の生命・身体・財産の保護、生活環境の保全、空家等の活用のため対応が必要との考え方のもと制定された法律です。

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号） 平成 27 年（2015 年）5 月施行	適切な管理が行われていない空家等への対応
---	----------------------

※コンパクトシティ・プラス・ネットワーク：生活拠点等に、福祉・医療等の施設や住宅を誘導し集約するとともに、面的な公共交通ネットワークを再構築すること。



- ◆人口減少社会の到来、高齢化の進展、巨大災害の切迫等、国土を取り巻く厳しい状況変化のなかで、我が国がこれからも経済成長を続け活力ある豊かな国として発展していくための方向性を示した計画です。

国土形成計画 ～対流促進型国土の形成～ 平成 27 年（2015 年）8 月	「コンパクト＋ネットワーク」、「個性」と「連携」による「対流」の促進、「住み続けられる国土」と「稼げる国土」の両立、グリーンインフラストラクチャーの取組の推進
---	---

- ◆貧困に終止符を打ち、地球を保護し、すべての人が平和と豊かさを享受できるよう国連サミットで採択された国際目標です。

持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals : SDGs) の採択 平成 28 年（2016 年）1 月発効	持続可能は発展を続けていくための国際社会共通の目標
---	---------------------------

- ◆日本を含む世界の主要国において、世界全体で今世紀後半の脱炭素社会の鍵となる省エネルギーの徹底や再生可能エネルギーの大幅な拡大を進めると同時に、地球温暖化対策と経済成長の両立を実現するため締結された協定です。

パリ協定 平成 28 年（2016 年）11 月締結	長期的目標として令和 32 年（2050 年）までに 80% の温室効果ガスの排出削減を目指す
-------------------------------	---

- ◆身近な交通手段である自転車の活用による環境への負荷の低減、災害時における交通の機能の維持、国民の健康の増進等を図ることが重要であるとの考え方のもと制定された法律です。

自転車活用推進法(平成 28 年法律第 113 号) 平成 29 年（2017 年）5 月施行	自転車活用の一層の推進
--	-------------

- ◆公共交通施設や建築物のバリアフリー化の推進等、「共生社会の実現」「社会的障壁の除去」に向け、行わなければならないことを基本理念として明記した法律です。

バリアフリー法の改正 (平成 18 年法律第 91 号) 平成 30 年（2018 年）11 月施行	2020 年東京オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会の開催を契機としたバリアフリー化の一層の促進
--	--

- ◆公園、緑地等のオープンスペースは、良好な景観や環境、にぎわいの創出等、潤いのある豊かな都市をつくるうえで欠かせないものです。また、災害時の避難地としての役割も担っています。都市内の農地も、近年、住民が身近に自然に親しめる空間として評価が高まっています。このように、様々な役割を担っている都市の緑空間を、民間の知恵や活力をできる限り生かしながら保全・活用していくため、以下の 3 つの法が改正されました。

都市公園法の改正(昭和 31 年法律第 79 号) 平成 29 年（2017 年）6 月施行	都市公園の再生、活性化の推進
---	----------------

都市緑地法の改正(昭和 48 年法律第 72 号) 平成 29 年（2017 年）6 月施行	民間による市民緑地の整備の促進、みどりの担い手として民間主体を指定する制度の拡充
---	--

生産緑地法の改正(昭和 49 年法律第 68 号) 平成 29 年（2017 年）6 月施行	都市農地の保全と活用
---	------------

- ◆地球温暖化その他の気候の変動に起因して、生活、社会、経済及び自然環境における気候変動影響が生じていること、また長期にわたり拡大するおそれがある点を踏まえ制定された法律です。

気候変動適応法(平成 30 年法律第 50 号) 平成 30 年（2018 年）12 月施行	地球温暖化に伴う農作物被害や気象災害等の軽減
---	------------------------



4. 広域的な都市づくりの方向性

神奈川県では以下のような都市づくりの方向性が示されています。

(1) かながわ都市マスタープラン、かながわ都市マスタープラン・地域別計画

「かながわ都市マスタープラン」(平成 19 年(2007 年)10 月)では、将来を展望した県土・都市像を『地域の個性を伸ばし、やすらぎと活力を感じる都市 かながわ』とし、県民一人ひとりが生き生きと暮らすことのできる、活動の場にふさわしい機能と空間を備えた県土・都市づくりを目指すとしています。県土・都市像の実現にあたっては、「環境共生」と「自立と連携」の2つの県土・都市づくりの方向性を定め、県民・市町村との協働のもとに、総合的かつ計画的な都市づくりを展開するとしています。

また、「かながわ都市マスタープラン・地域別計画」(平成 22 年(2010 年)11 月)では、本市が含まれる湘南都市圏域^{*}の都市づくりの目標を「山なみをのぞみ、海と川が出会い、歴史を生かし文化を創造する都市づくり」とし、次のような基本方針が示されています。

【基本方針】

①「環境共生」の方針

- 地域ブランドを構築・発揮する魅力ある都市空間の形成
- 海と山の魅力を融合させる土地利用
- 新たな魅力を生み出す山や森林等の保全・活用

②「自立と連携」の方針

《自立に向けた都市づくり》

- < 新たなゲート > 南側のゲート(ツインシティ構想^{*})
- < 広域拠点 > 藤沢駅周辺、平塚駅周辺、秦野駅周辺
- < 地域の拠点 > 湘南台駅周辺、茅ヶ崎駅周辺、伊勢原駅周辺、寒川駅周辺、大磯駅周辺、二宮駅周辺
- < 新たな地域の拠点 > 村岡・深沢地区、辻堂駅周辺

《連携による機能向上》

< 県土連携軸 > (都市圏域間・拠点間の交流連携を促進する連携軸)

- 相模軸:「JR相模線」の複線化
- 横浜県央軸:「相鉄いずみ野線」の延伸
- 県央足柄軸:「新東名高速道路」や「国道 246 号バイパス」の整備
- 相模湾軸:「新湘南バイパス」の整備や「東海道貨物線」の本格的な旅客線化

^{*}湘南都市圏域: かながわ都市マスタープランにおいて、5 つの都市圏域(「川崎・横浜都市圏域」、「三浦半島都市圏域」、「湘南都市圏域」、「県央都市圏域」、「県西都市圏域」)が位置付けられているうちの 1 つの都市圏域。

^{*}ツインシティ構想: 東海道新幹線新駅を誘致する寒川町倉見地区と相模川対岸の平塚側地区とを新たな道路橋でつなぎ、両地区の機能分担と機能連携が図られた一体的な都市を整備し、全国との交流連携の窓口となるゲートを形成するとともに、環境と共生するモデル都市を目指す都市づくりのこと。



- 茅ヶ崎寒川軸：公共公益機能や商業・業務機能が集積する地域の拠点である茅ヶ崎駅周辺と寒川駅周辺を結び、連携強化する軸
- 藤沢大磯軸：藤沢駅周辺から大磯駅周辺を結ぶ相模湾軸を補完する軸 等

[illegible]

※ゾーニングは都市づくりの方向性をイメージとして表現したものです。

出典／かながわ都市マスタープラン・地域別計画(平成22年(2010年)11月)



(2) かながわ都市マスタープラン（津波対策編）

「かながわ都市マスタープラン（津波対策編）」（平成 25 年（2013 年）3 月）では、最大クラスの津波に備えた都市づくりの方針が示されています。

【最大クラスの津波に備えた都市づくりの方針】

①最大クラスの津波からいのちを守るための予防対策

- 最大クラスの津波から逃げやすい都市づくり
- 建物や都市施設*が被災しにくい都市づくり
- 被災時における最低限の都市機能の維持・継続に向けた都市づくり

②最大クラスの津波災害からの都市復興に備えた事前の取組

- 都市復興における基本的な考え方
- 都市復興に備えた事前の準備

(3) かながわ交通計画

「かながわ交通計画」（平成 19 年（2007 年）10 月）では、本市が含まれる湘南都市圏域の交通施策について次のような基本方向が示されています。

【交通施策の基本方向】

- 東海道新幹線・新駅の誘致
- 相模線の複線化
- 相鉄いずみ野線の延伸
- 新湘南バイパス（相模湾軸）の整備
- 横浜湘南道路（首都圏中央連絡自動車道）の整備



*都市施設：円滑な都市活動を支え、都市生活者の利便性の向上、良好な都市環境を確保するうえで必要な施設のこと。道路や公園、上下水道等がある。



5. 茅ヶ崎市の将来展望

日本全体がこれまでに経験したことがない人口減少社会、超高齢社会へ突入し、都市をとりまく環境も大きく変化しつつあります。また、市民生活に大きく影響を与える社会情勢も日々変化しつつあります。

そこで、本市における将来の展望を予測して整理しました。

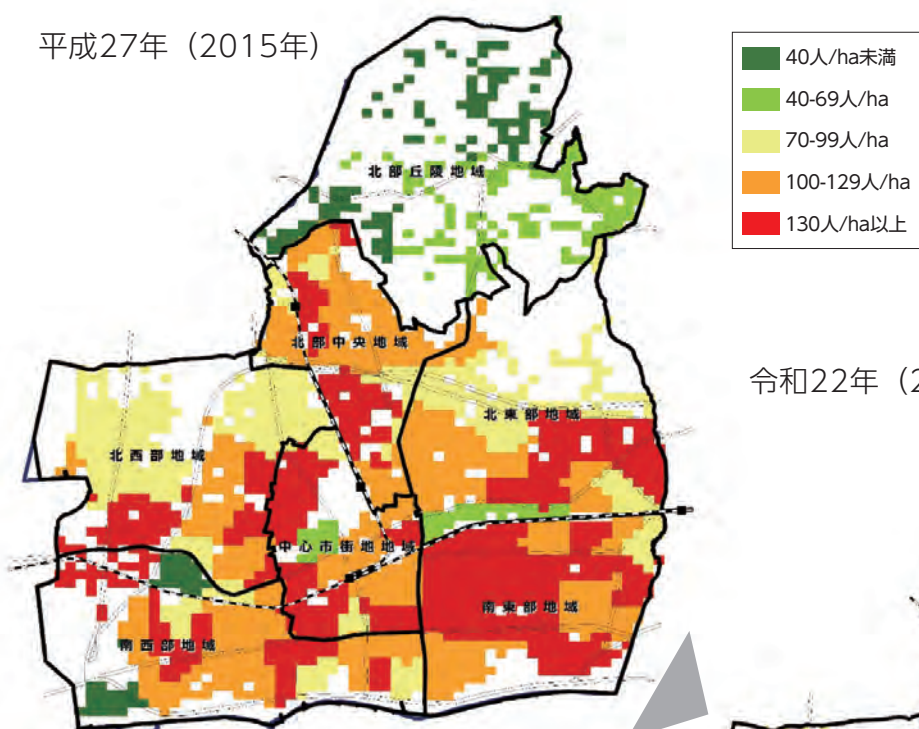
(1) 人口減少・少子化の進展

- 人口減少・少子化の進展により、将来的に生産年齢人口が減少し、労働力の減少や地域活動の担い手の減少等、地域活力や都市活力への影響が懸念されます。また、人口密度の低下により、利用者が減少し、公共交通の維持が困難になる事が予測されます。

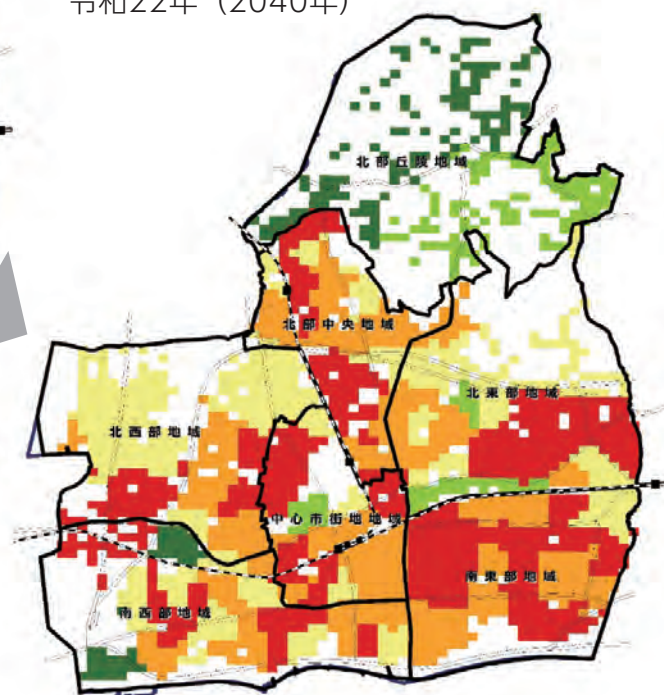
⇒にぎわいを創出する地域活力や都市活力の維持・向上とともに、公共交通のサービス水準の維持が必要となります。

◆本市のメッシュ別人口（人/ha）◆

平成27年（2015年）



令和22年（2040年）



(注) 将来人口・世帯予測ツール*
(国土交通省国土技術政策総合研究所) を活用して作成
(平成27年(2015年) 国勢調査が基準年)

*将来人口・世帯予測ツール：国土交通省国土技術政策総合研究所が開発したツールで、平成27年(2015年)国勢調査結果に基づき、5歳階級別・性別人口及び世帯数が、町丁・字単位で将来予測が可能であるとともに、100mメッシュへの配分ができるツール。



(2) 人口減少に伴う住環境の変化

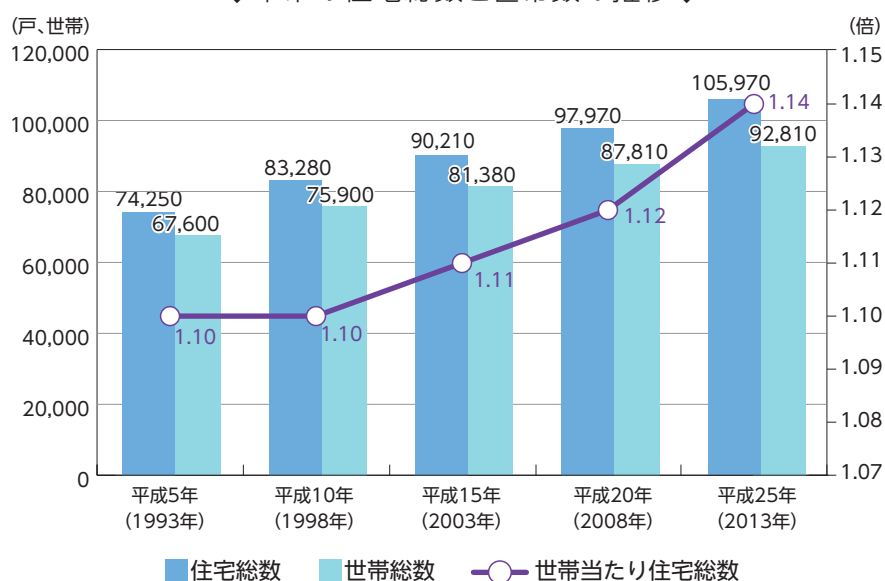
- 令和 2 年 (2020 年) をピークに人口が減少すると予測される中、世帯当たりの住宅総数は、平成 15 年 (2003 年) から上昇し、住宅の供給過多の状況が進行しています。

- 人口減少に伴い、空き家・空き地等の増加による住環境の悪化が予測されます。

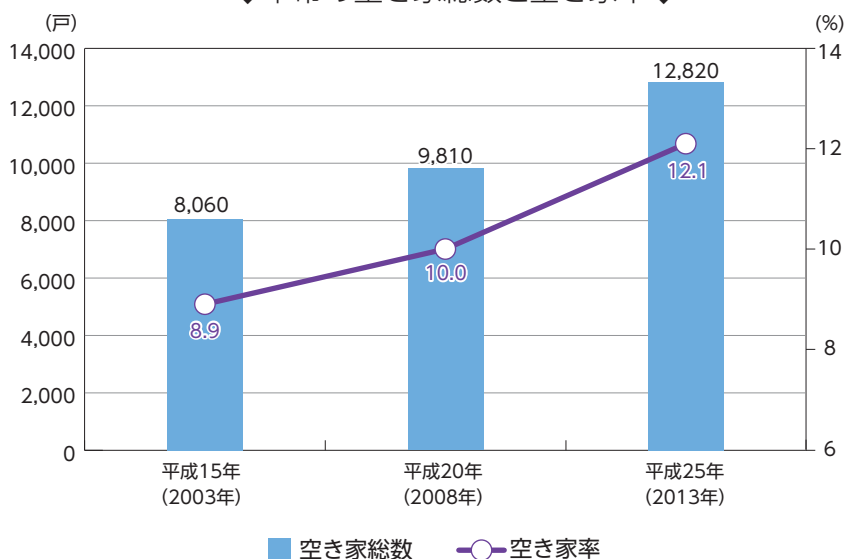
⇒ 安定的な年齢階層別の人口を維持していくため、子育て環境の整備とともに、ライフステージやライフスタイルに応じた、快適な住環境の整備を進めていく必要があります。

また、空き家の発生予防、空き家・空き地等の適切な管理や利活用等、総合的な対策を実施していく必要があります。

◆本市の住宅総数と世帯数の推移◆



◆本市の空き家総数と空き家率◆



出典／茅ヶ崎市空家等対策計画(平成 29 年(2017 年)4 月)

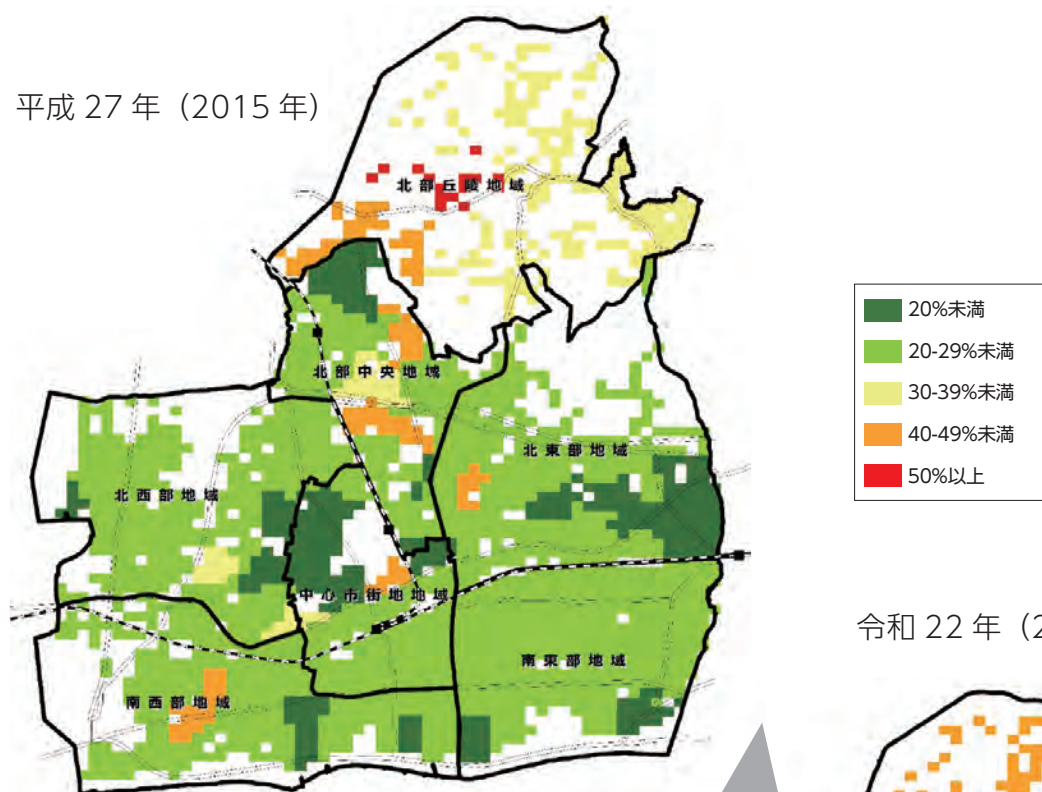


(3) 超高齢社会の進展

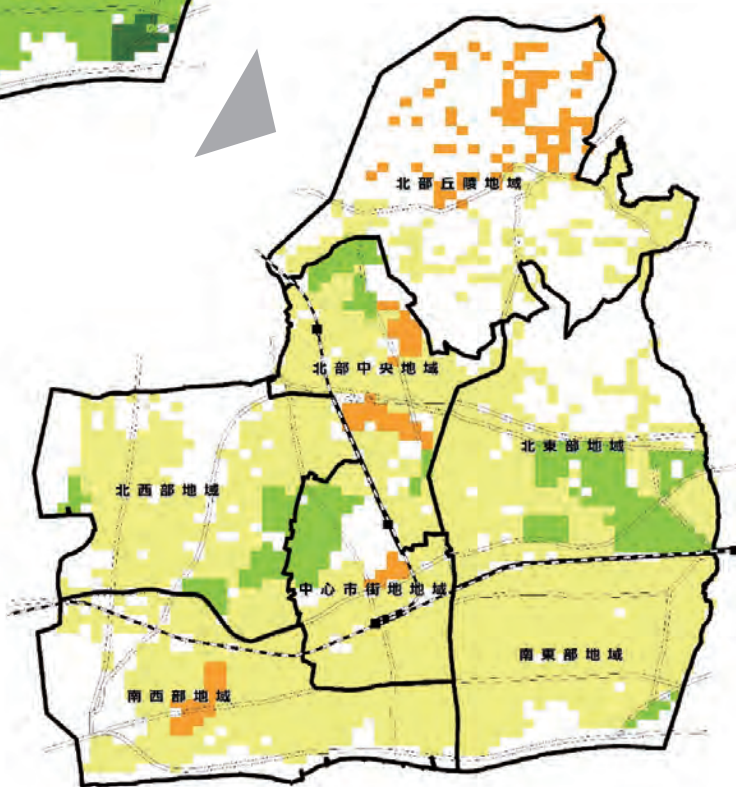
- 住宅都市である本市では、市全域で高齢化が進み、昼間人口の増加が予測されます。
⇒高齢化に伴い日常の身体活動量の減少と外出機会の低下が懸念され、心身の健康を確保するために、外出機会を創出する取組が必要となります。

◆本市の 65 歳以上人口の割合 (%) ◆

平成 27 年 (2015 年)



令和 22 年 (2040 年)



(注) 将来人口・世帯予測ツール*
(国土交通省国土技術政策総合研究所) を活用して作成
(平成 27 年 (2015 年) 国勢調査
が基準年)

*将来人口・世帯予測ツール：国土交通省国土技術政策総合研究所が開発したツールで、平成 27 年 (2015 年) 国勢調査結果に基づき、5 歳階級別・性別人口及び世帯数が、町丁・字単位で将来予測が可能であるとともに、100m メッシュへの配分ができるツール。

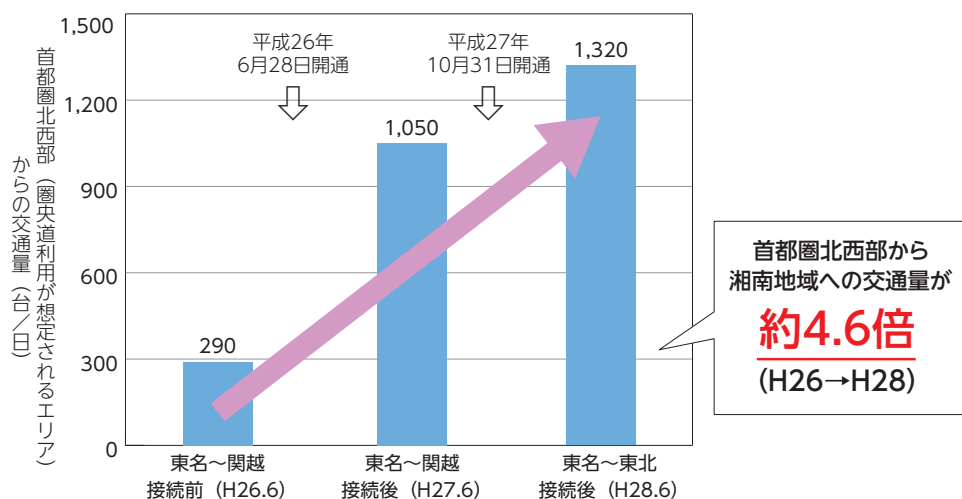


(4) 広域連携、交通の利便性向上

- さがみ縦貫道路の全面開通により、広域的な道路ネットワークの整備が進み、北関東方面から湘南地域への交通量（来街者）が増加しており、本市への流入増加も予測されます。

⇒近隣市に比べて年間商品販売額や観光客の誘引力が低い本市としては、さがみ縦貫道路の全面開通や、道の駅等の整備を契機と捉えながら、良好な住環境の保全に配慮しつつ、経済活力を創出するにぎわいのある都市づくりが必要となります。

◆広域的な道路網の整備状況◆



資料／国土交通省記者発表資料（平成28年（2016年）10月27日）に加筆

※首都圏北西部（圏央道利用が想定されるエリア）：東京西部・群馬・埼玉西部・栃木。

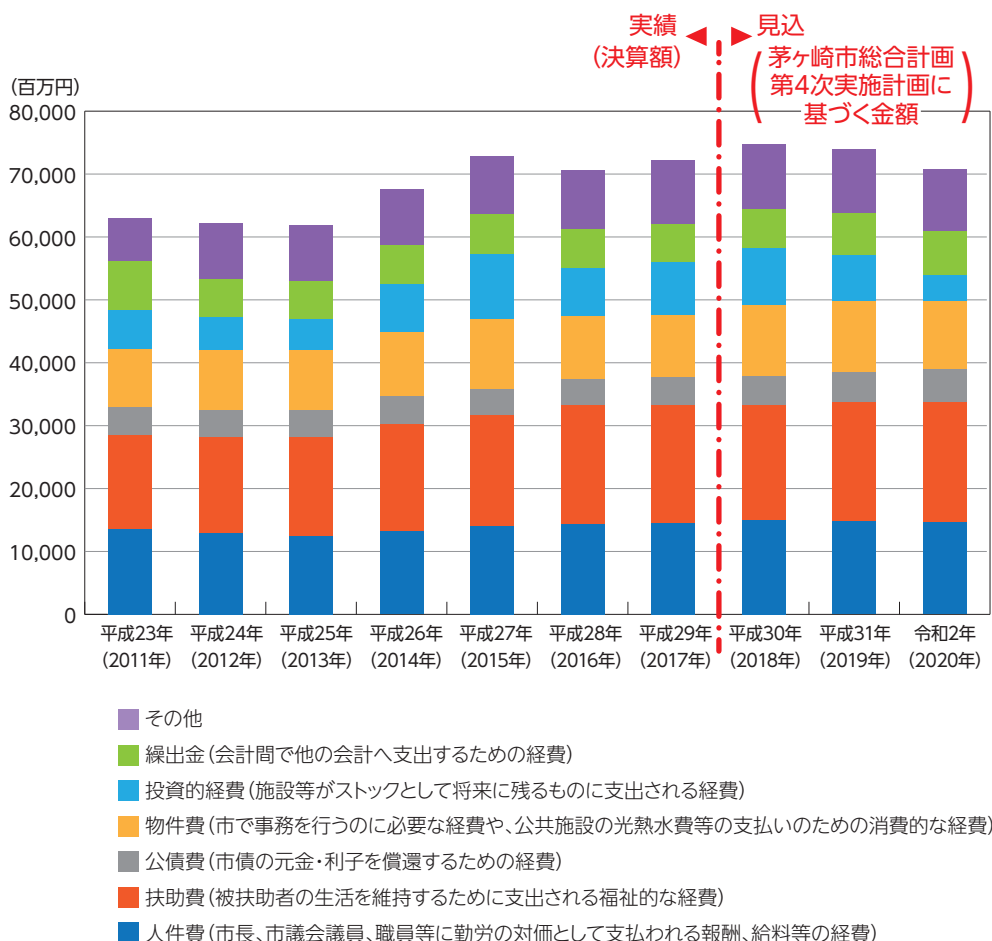


(5) 厳しさを増す財政状況

- 生産年齢人口の減少による税収減少等により、財政状況は厳しさを増していくと予測されます。
- 今後、高齢者人口の増加による扶助費等の社会保障関連経費の増加が予測され、投資的経費に充てられる財源は限られてきます。
- 過去に整備された都市基盤が更新時期を迎えるとともに、切迫した大規模地震への対応として都市防災力の強化も求められ、更に財政負担の増加が見込まれます。

⇒今後、ますます厳しい財政状況となることが予測されるため、持続可能な都市経営を推進するために、都市基盤の更新時期を考慮した計画的な対応が必要となります。

◆本市の財政の推移及び見込（一般会計）◆



出典／茅ヶ崎市財務部財政課資料

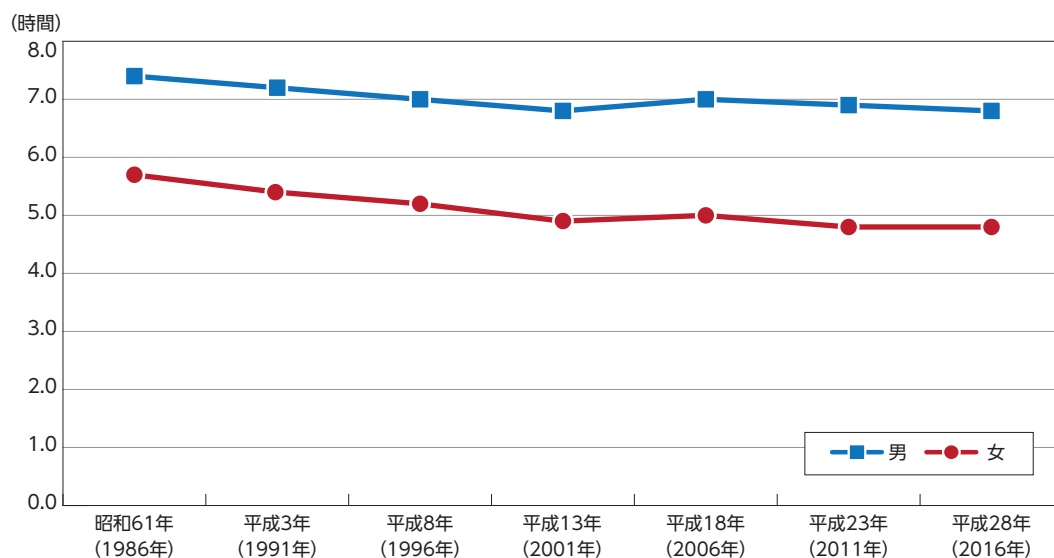


(6) 価値観・ライフスタイルの変化、多様化

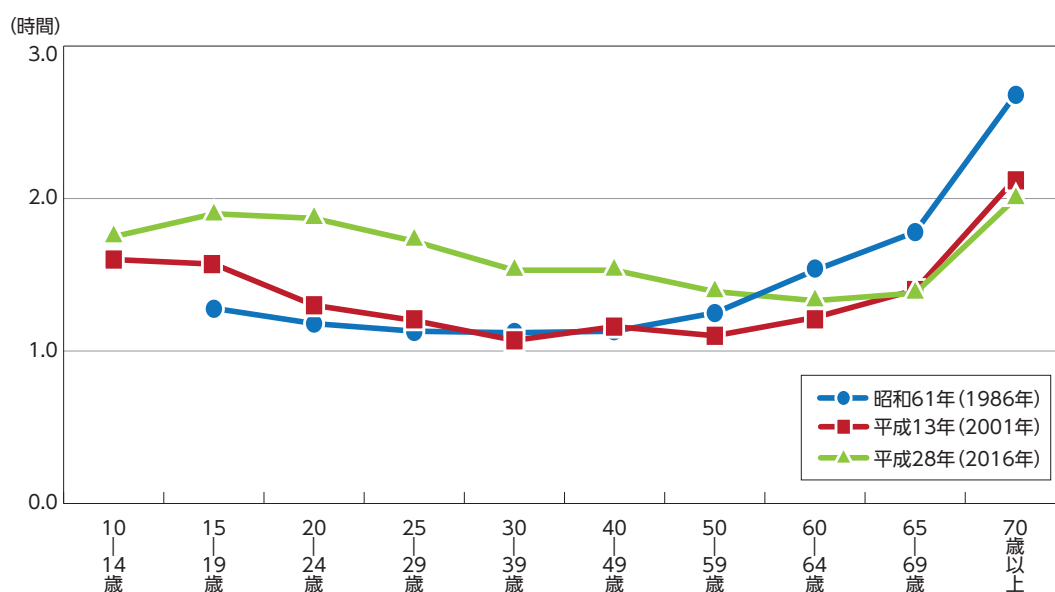
- 個人の価値観に対応した暮らし方等が着目され、ライフステージに応じた自分らしく、心地良い生き方・暮らし方の需要が高まっています。さらに、働き方改革（ワークライフバランス）等による労働時間の短縮により、多くの時間を本市で過ごす人の増加が予測されます。

⇒様々な暮らし方を選択できる空間づくりが必要となります。

◆本市の一日あたりの男女別仕事時間の推移◆



◆本市の一日あたりの年齢階級別休養・くつろぎの時間◆



(注) 昭和61年(1986年)の10-14歳の年齢階級の「休養・くつろぎの時間」は未調査

出典/平成28年(2016年)社会生活基本調査(総務省)

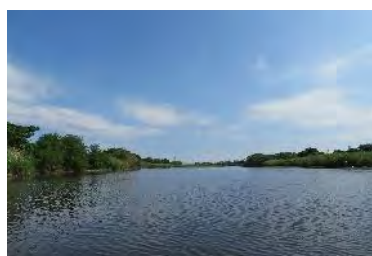
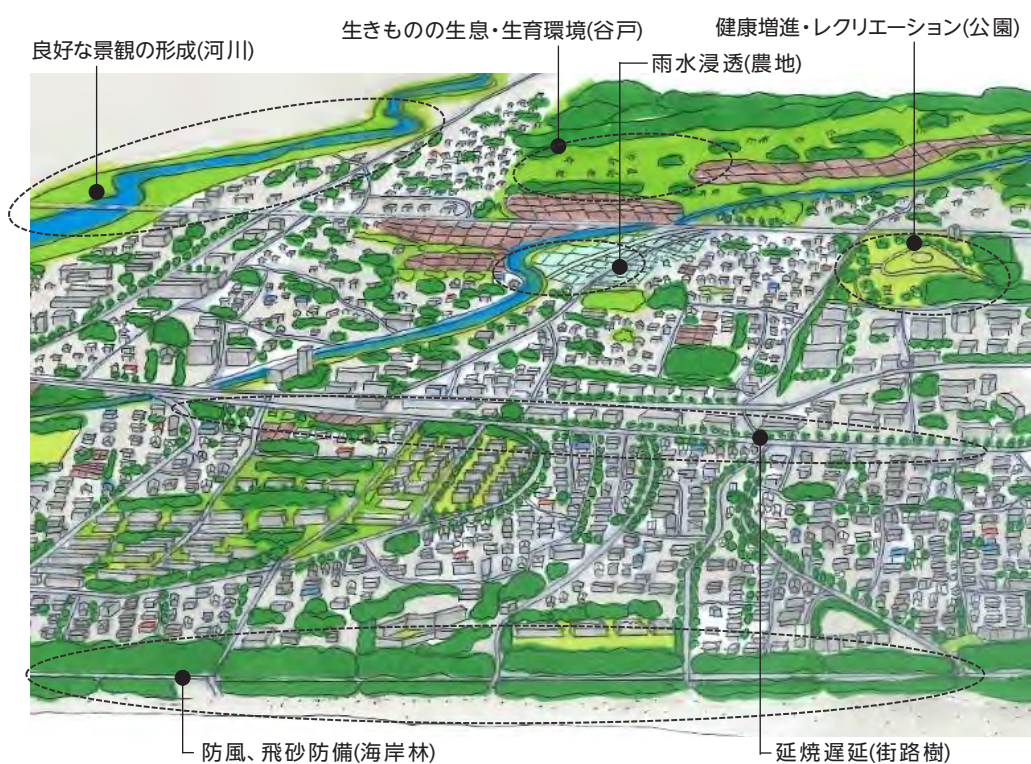


(7) みどりの有する多様な機能の活用

- みどりは、樹林や草地等と、これらと一体となった生きものの生息・生育環境であり、人々の生活を支える基盤にもなっています。
- みどりが有する多様な機能だけでなく、みどりから得られる多様な効果にも着目し、環境だけでなく社会や経済等の幅広い分野に貢献できるものとして、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面にみどりを活用する「グリーンインフラストラクチャー」への関心が高まっています。

⇒みどりを様々な機能を持つ「グリーンインフラストラクチャー」と捉えて、今後の都市づくりにおいて、さらに活用していく必要があります。

◆グリーンインフラストラクチャーの例◆



良好な景観を形成する河川



多様な生きものの生息・生育環境となる谷戸



健康増進・レクリエーション機能をもつ公園



延焼遅延機能をもつ街路樹



雨水浸透機能をもつ農地



防風、飛砂防備機能をもつ海岸林

出典／茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略(平成31年(2019年)3月)



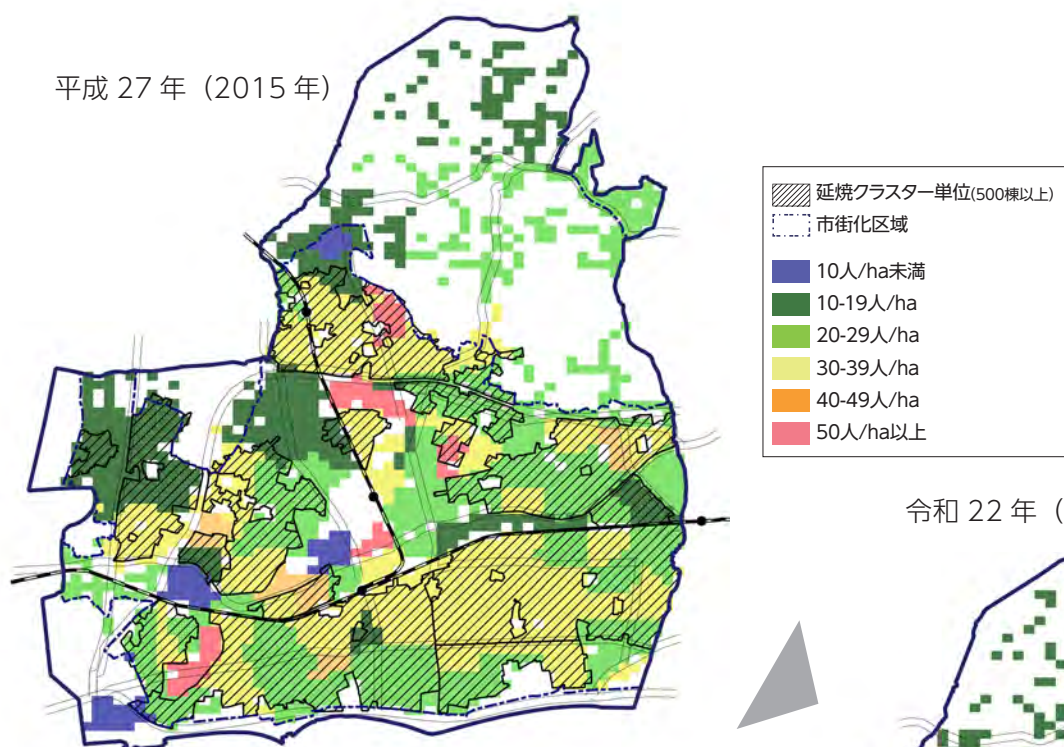
(8) 大規模災害への対応の必要性の高まり

- 大規模地震等により、建物の倒壊や同時多発的な火災の発生による延焼火災が懸念されます。
- 近年の気候変動により、大雨や河川の氾濫による浸水被害が懸念されます。
- 人口減少にかかわらず、将来においても相当数の人口がハザード地域*内に居住しており、ハザード地域内の 65 歳以上人口も増加していきます。

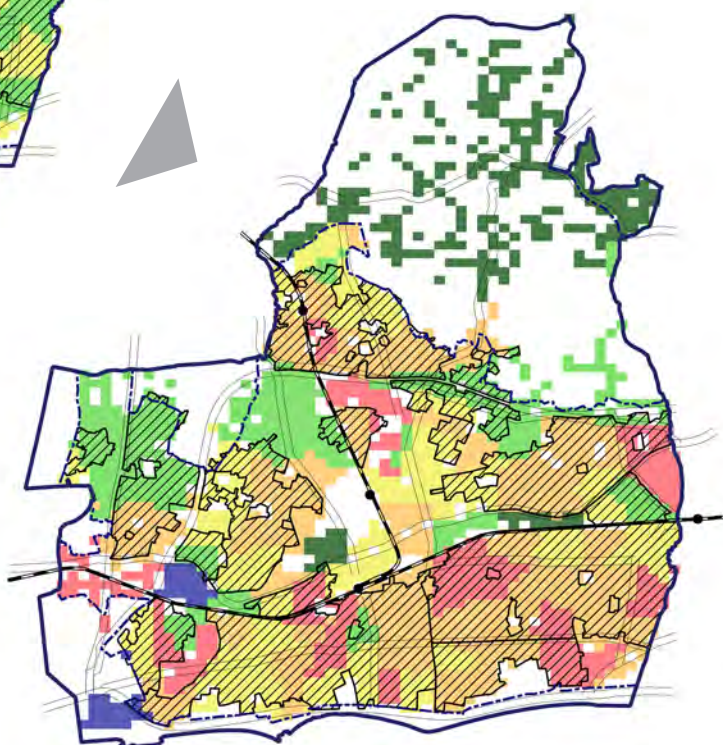
⇒都市基盤の長寿命化等ハード面での防災・減災対策とともに、ソフト面では防災意識の普及・啓発を含め、さらなる地域防災力の向上を図る必要があります。

◆本市のクラスター（延焼運命共同体）とメッシュ別 65 歳以上人口（人 /ha）◆

平成 27 年（2015 年）



令和 22 年（2040 年）



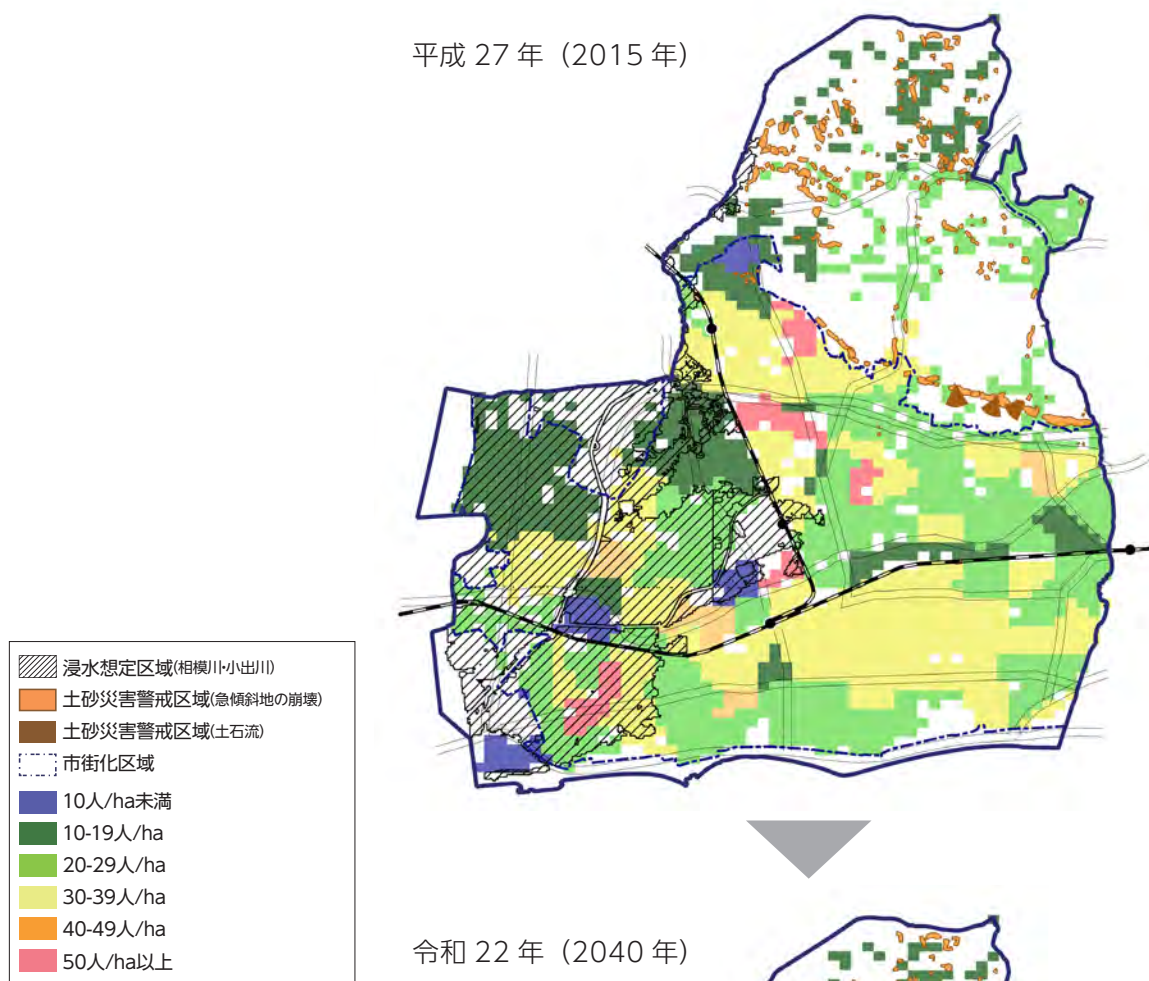
(注) 将来人口・世帯予測ツール*
(国土交通省国土技術政策総合研究所) を活用して作成
(平成 27 年 (2015 年) 国勢調査が基準年)

*ハザード地域：大規模地震等による延焼や洪水による浸水等、災害のおそれのある地域。

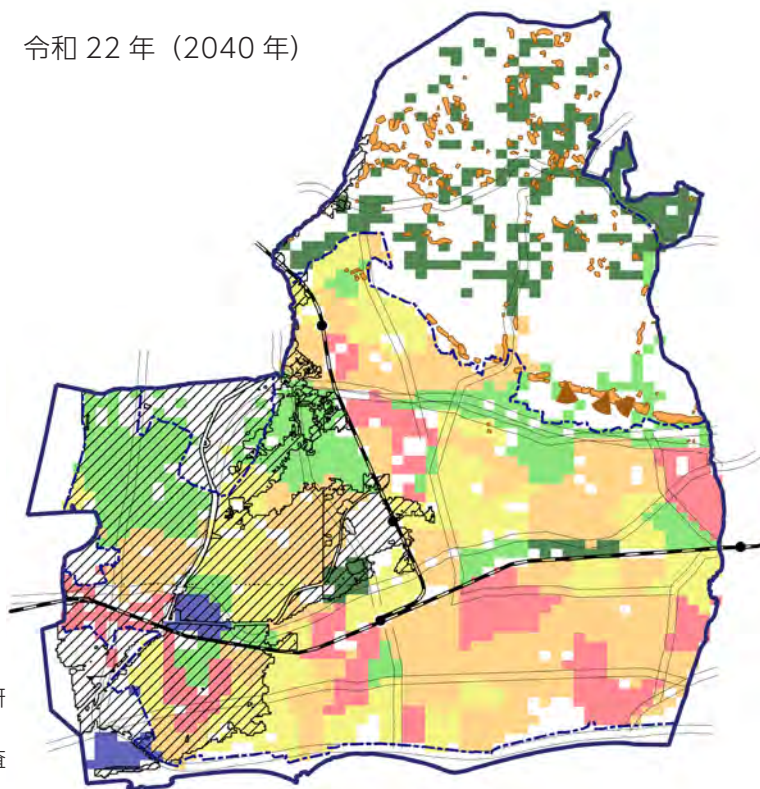


◆本市の洪水浸水想定区域・土砂災害警戒区域とメッシュ別 65 歳以上人口（人/ha）◆

平成 27 年（2015 年）



令和 22 年（2040 年）



(注) 将来人口・世帯予測ツール*
(国土交通省国土技術政策総合研究所) を活用して作成
(平成 27 年（2015 年）国勢調査が基準年)

*将来人口・世帯予測ツール：国土交通省国土技術政策総合研究所が開発したツールで、平成 27 年（2015 年）国勢調査結果に基づき、5 歳階級別・性別人口及び世帯数が、町丁・字単位で将来予測が可能であるとともに、100m メッシュへの配分ができるツール。



6. 都市づくりの主要課題

本市の現状や社会情勢変化、広域的視点、将来展望等を踏まえ、都市づくりを進めるうえでの主要課題について整理しました。

(1) 社会情勢の変化への対応

1) 人口減少・超高齢社会への対応

- 持続可能なまちとするためには、安定的な年齢階層別の人口を維持していくことが重要です。そのためにも、各年齢階層の人々が、ライフステージやライフスタイルに応じて快適に生活できる住環境の整備を進めていく必要があります。

2) 地域や経済の活力の創出

- さがみ縦貫道路の全面開通等により広域的な交通の利便性が向上したことを受け、道の駅等の交流拠点の整備等を行い、地域活力や経済活力を創出し、にぎわいのある都市づくりが必要となります。

3) 財政状況の悪化への対応

- 税収の減少により厳しい財政状況となり、都市づくりへの投資的経費^{*}に充てられる財源は限られてきます。将来にわたり持続可能な都市とするためには、財政状況を踏まえた、都市経営を推進する必要があります。

4) 協働の都市づくりの推進

- 市民の様々な価値観・ライフスタイルに対応できる柔軟な都市づくりをするためには、行政による都市づくりだけでなく、市民や事業者の力が必要になります。
- 今後の都市づくりは、目指す都市づくりの方向（将来都市像等）を共有したうえで、市民・事業者・行政が各々できることを考え、それぞれの役割分担のうえで連携した都市づくりを推進していくことが重要です。

^{*}投資的経費：普通建設事業費及び災害復旧費のように、支出の効果が資本形成に向けられ、施設等がストックとして将来に残るものに支出される経費のことで、道路や橋、学校等の施設の新設、増設のために使われる経費。



(2) 茅ヶ崎での暮らしの質の向上

1) 「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク^{*}」の維持・向上

- 人口減少や高齢化の進展より、都市拠点の役割や重要性がより高まっていきます。都市拠点に人々が集まり、様々な活動がうまれる、にぎわいの維持・向上につながる取組が必要となります。
- 都市拠点のにぎわいの維持・向上とあわせ、超高齢社会や環境負荷低減等の観点から、拠点への交通ネットワークの充実が必要になります。

2) 生活を支える基盤の維持・向上

- 便利な生活を送るためには、住まいの近くに日常生活に必要な施設の維持・整備が必要です。

3) グリーンインフラストラクチャーの活用

- 人々が快適な生活を送るために、みどりの多様な機能と得られる効果に着目し、「グリーンインフラストラクチャー」を活用した都市づくりを推進していく必要があります。

4) 都市基盤の老朽化への対応

- 人々が安全で安心かつ快適な生活を送るために、過去に整備された都市基盤の更新時期を考慮した、計画的な対応が必要となります。

5) 大規模災害への対策

- 人々が安全で安心した生活が送れるように、都市基盤の耐震化等ハード面での防災・減災対策が必要です。さらに、ソフト面では防災意識の普及・啓発を含め、地域と協働した防災・減災の取組を引き続き進め、さらなる地域防災力の向上を図る必要があります。
- 被災後、すぐに人々が安全で安心した生活に戻るためには、被災後の復興に向けた体制が構築されていることが必要です。体制を構築するためには、本市の復興の課題を洗い出し、事前の準備を具体化していく必要があります。

^{*}コンパクトシティ・プラス・ネットワーク：生活拠点等に、福祉・医療等の施設や住宅を誘導し集約するとともに、面的な公共交通ネットワークを再構築すること。



(3) 茅ヶ崎の価値・魅力の向上

1) 都市機能が近接している環境の強化

- 本市はもともとまちがコンパクトで、自然や駅、商店、住宅等が近接しており、比較的人口密度が高い市街地が形成されています。今後も、都市機能が近接している環境を強化する必要があります。

2) 出かけたくなる環境づくり

- 高齢者をはじめ、すべての市民の外出機会を維持・増加させていくために、本市の価値・魅力を形成する要素を活用し、足を運びたくなる拠点の形成とともに、安全に安心して楽しみながら移動できる環境が必要になります。

3) 楽しく、リラックスして過ごせる空間づくり

- 多くの時間を本市で過ごす人の増加が予測されたため、すべての市民が「自由な」「明るい」「ゆったりとした」等の多様な暮らしを選択できるように、楽しく、リラックスして過ごせる空間づくりが必要となります。



これらの様々な課題に対応し、

茅ヶ崎をより価値あるまちにし、様々な人に、色々なまちの使い方をしてもらい、
多世代が交流し、つながり、共生しているまち

をめざします。



第3章

全体構想



1. 将来都市像

「多世代が共生している住みたい、住み続けたいまち」 ～みんなで育む やすらぎとにぎわいのある快適環境都市～

私たち（市民・事業者・行政）は、目指すべき将来の都市のイメージを共有し、その実現に向けて一緒に都市づくりを進めます。

～こんな都市を目指します～

小さなまちだけど、このまちには海や里山、魅力的なお店やまちなかの公園等、出かけたくなる場がたくさんあって、その時の気分で使い分けられる。

しかも、そのどれもが居心地がいいから、リラックスできる。

そして、そんな場所が徒歩や自転車で行くことができる距離にあるから、時間を気にせず気軽に出かけられるし、移動中も風や樹木等から季節を感じたりできて楽しい。

だから、このまちの日常には、ベンチで読書したり、友人と買い物を楽しんだり、徒歩や自転車でまちを散策したりしながら、ゆったりと自由にそれぞれの時間を楽しむ老若男女の健やかな姿がある。

このまちには、いつも色んな人がいるから、まちのにぎわいがある。

ショッピングを楽しんだり、趣味を楽しんだり、学びを深めたりしている。

お年寄りから子どもまで幅広い人たちのふれあいの場がいくつもあって活気があるし、地元の商店街は地域の人たちで賑わっている。最近もまた、新しいお店が増えた。

そうした暮らしの中で、人々が出会い、交流し、いつしか繋がりが生まれている。

そして、そんな日々の積み重ねの中で、顔の見える関係も生まれ、性別や世代やバリアを越えた支えあいの基盤が自然と築かれている。

自分らしくゆったりと自由に過ごせる環境と、人々の支えあいの基盤の中で、若者は自分に合った働き方をしながら生き生きと子育てを楽しんでいるし、高齢者は自分の経験を生かして地域貢献をしたり働いたりしながら、生きがいをもってセカンドライフを楽しんでいる。

そして、そうした大人の姿を見た子どもたちは、これからもずっとこのまちに住み続けたいと感じている。





2. 基本理念

本市における現状や課題等を踏まえ、都市づくりの根底の考え方となる「基本理念」を設定します。将来都市像の実現に向けて、これからの都市づくりではこれらを意識して進めていきます。

■ユニバーサルデザインに配慮し、市民生活の「安全性」、「快適性」、「利便性」を支えるとともに、地域や経済の活力創出と、人々の支え合いの基盤の構築を推進します。

「多世代が共生している住みたい、住み続けたいまち」の実現に向け、ユニバーサルデザインへの配慮が、都市づくりを推進していくうえでの根幹であり、重要な視点であることから、基本理念として位置付けました。

■環境に配慮するとともに、みどりを様々な機能を持つ「グリーンインフラストラクチャー」と捉えて活用します。

やすらぎとにぎわいのある都市を形成していくうえで、地球環境に配慮し、低炭素まちづくり^{*}を進めていくことが必要です。また、本市の価値・魅力を形成する要素である海岸や河川、里山、市街地のみどりの果たす役割は重要であることから、基本理念として位置付けました。

■「茅ヶ崎らしさを高める事項」を市民・事業者・行政が共有して、まちを育むことで多世代が共生している都市を目指します。

市民・事業者・行政が一緒にまちを育むためには、目指す都市づくりの方向（将来都市像等）を共有し同一の意識を持って、それぞれの役割分担のうえで連携した都市づくりを推進していく必要があることから、基本理念として位置付けました。

^{*}低炭素まちづくり：都市（まち）の建物や移動手段としての自動車等に由来して発生している二酸化炭素やエネルギーの排出を削減するとともに、二酸化炭素を吸収する緑を保全・創出する等、持続可能で活力あるまちづくりを進めること。



3. 都市づくりの目標

都市づくりの主要課題を踏まえ、基本理念のもと、どのような都市を目指すのか、20年後の将来都市像を実現するための「都市づくりの目標」を設定します。

それぞれの目標は、一つひとつ独立して達成されればよいものではなく、相互に連携・補完する関係性を持つもので、市民・事業者・行政の連携のもと展開していきます。

目標1 地域や経済の活力が「茅ヶ崎」の魅力を育む都市づくり

～にぎわいを生み出すことでまちやひとが元気に～

多様なライフスタイルやライフステージに対応した快適性と利便性を兼ね備えた、高齢者にとって暮らしやすく、若い世代が子育てしやすい、質の高い住環境の創出を目指します。

今後は、より広範囲から本市を訪れる人の増加も予想され、茅ヶ崎の魅力ある資源を活用し、地域や経済の活力の向上を図り、にぎわいのあるまちを目指します。

- さがみ縦貫道路の開通等を契機と捉え、柳島向河原地区では道の駅等の市内外から人が集まる集客施設の整備を進めます。また、萩園字上ノ前地区ではインターチェンジ付近という立地条件を生かした産業系土地利用の誘導を進め、活力の向上を図ります。
- 地域と経済の活力をさらに向上させるために、鉄道駅を中心とした都市拠点（茅ヶ崎駅周辺、辻堂駅周辺、香川駅周辺等）や生活・防災の機能を持つ拠点（浜見平地区）においては商業・業務・サービス機能・行政機能等の充実を図ります。また、里山や国道134号沿道においては、自然とのふれあいやレクリエーション等を通じて人々が交流を育むことができる施設の整備を進めます。
- 気軽に外へ出て、様々な人が自由に活動し、それぞれの時間を過ごせるよう、快適で四季等を楽しめる移動環境や楽しくリラックスをして過ごせる空間の整備を進め、消費活動の促進や就労機会の創出を図ります。このような取組は、地域や経済の活力向上のみならず、人々がまちの資源を再発見し、その質を向上させていこうとする機運やまちに対する愛着の醸成にも繋がります。
- まちなかにおいては、公園やオープンスペース等を活用したふれあいの場の創出を図ることにより、人々が出会い、交流し、つながる、地域のにぎわいの創出を図ります。

目標2 多様な個性と自然と文化が共生する都市づくり

～まちの資源に磨きをかけていくことで魅力ある都市空間に～

海岸や河川、農地等の市民が魅力に感じる豊かな自然環境と様々な都市機能がバランス良く近接している都市空間が形成されており、人にやすらぎを与える豊かな自然環境を大切にするとともに、これまで培ってきた文化を生かし、自然と共生するまちを目指します。



- 茅ヶ崎の都市空間の中で、自分らしく心地良い暮らしの積み重ねにより、様々な文化が培われてきました。今後は、多くの時間を本市で過ごす人が増加すると予測され、人にやさしさを与える豊かな自然環境を大切にするとともに、生きものの生息・生育するみどりを確保し、これまで培ってきた文化を生かしながら、自然と共生する都市づくりを進めます。
- 自分らしく心地良くやすらげる環境を目指し、豊かな自然環境やまちの資源の質の向上をみんなで図り、魅力的な都市空間を形成して次世代への継承を図ります。

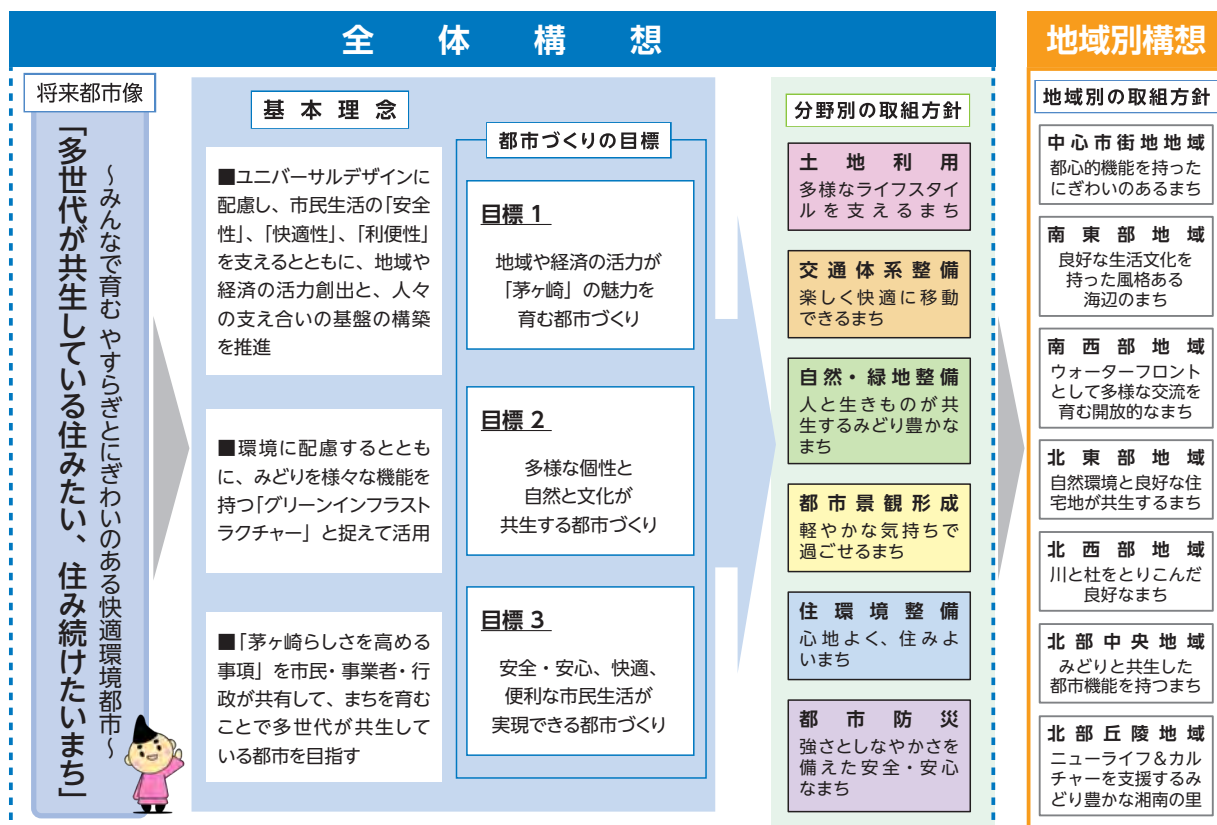
目標3 安全・安心、快適、便利な市民生活が実現できる都市づくり

～日常生活に必要な都市機能を向上させ質の高い暮らしができる住環境に～

新たな社会情勢の変化に対応しながらも、引き続き「安全・安心」、「快適」、「便利」の視点から都市づくりを継承し、誰もが快適で暮らしやすいまちを目指します。

- 「安全・安心」については、地震や水害等の災害対策や地域の防犯対策の強化とともに、今後、増加が予想される空き家や空き地対策等を進めます。
- 「快適」については、徒歩や自転車で快適に移動できる環境づくり、魅力ある居心地の良い公共空間の創出、暮らしに潤いをもたらすみどりの保全・再生・創出等を進めます。
- 「便利」については、地域特性に応じた日常生活に必要な都市機能を住宅地周辺に配置するとともに、乗合交通・鉄道の利便性向上や道路網の整備を進めます。
- このような視点から、引き続き日常生活に必要な都市機能を向上させる取組を行い、自分らしい心地良い生き方、暮らし方ができる住環境づくりを図ります。

◆全体体系図◆





4. 将来都市構造

将来都市像の実現に向けて、基本理念のもと都市づくりの目標の達成のために、これからの都市づくりの中で大きな骨格となるものを示します。

(1) 水とみどりのつながりの形成

海岸や河川、丘陵は、本市の都市イメージを形成する代表的な自然資源及び景観資源となっています。

そこで、海岸や河川、北部丘陵の南面に広がる斜面緑地を「水とみどりのつながり」と位置付けて、豊かな自然や魅力ある景観の保全・整備を目指します。また、「水とみどりのつながり」を中心として生物多様性を保全し、豊かな自然に恵まれた都市づくりを目指します。

(2) 幹線道路網の整備と歩行者に配慮した交通体系の形成

国道 1 号を中心として形成されてきた市街地構成や幹線道路網を考慮し、東西方向及び南北方向の幹線道路網を格子型に結び、骨格道路の形成を目指します。広域的に都市間を連絡する国道 134 号は、柳島向河原地区等の整備や中海岸漁港地区、ヘッドランド周辺の交流を育む場をつなぐことから、「広域交流軸」として位置づけます。

また、人にやさしく環境に配慮した都市づくりを進めるとともに、環状道路の整備やバリアフリー化を進め、茅ヶ崎駅周辺への通過交通の削減、歩行者や自転車を中心とした交通体系への転換を目指します。

(3) 「都市拠点」と「生活・防災の機能を持つ拠点」、「交流拠点」、「景観拠点」の形成

茅ヶ崎駅周辺、辻堂駅西口周辺及び香川駅周辺等については、「都市拠点」として位置づけ、都市機能の集約を促進します。さらに、浜見平地区においては、地域の「生活・防災の機能を持つ拠点」として位置づけ、機能を拡充していきます。

また、人と人との交流を育むポイントについては「交流拠点」として位置づけ、自然環境や歴史的資源の保全を意識して、訪れたい環境づくりを行うとともに、商業・サービス機能や行政機能の集約がみられ、特に景観形成を図るポイントについては「景観拠点」として位置づけ、地域にふさわしい良好な景観形成を目指します。

(4) 地区特性に配慮したゾーンの形成

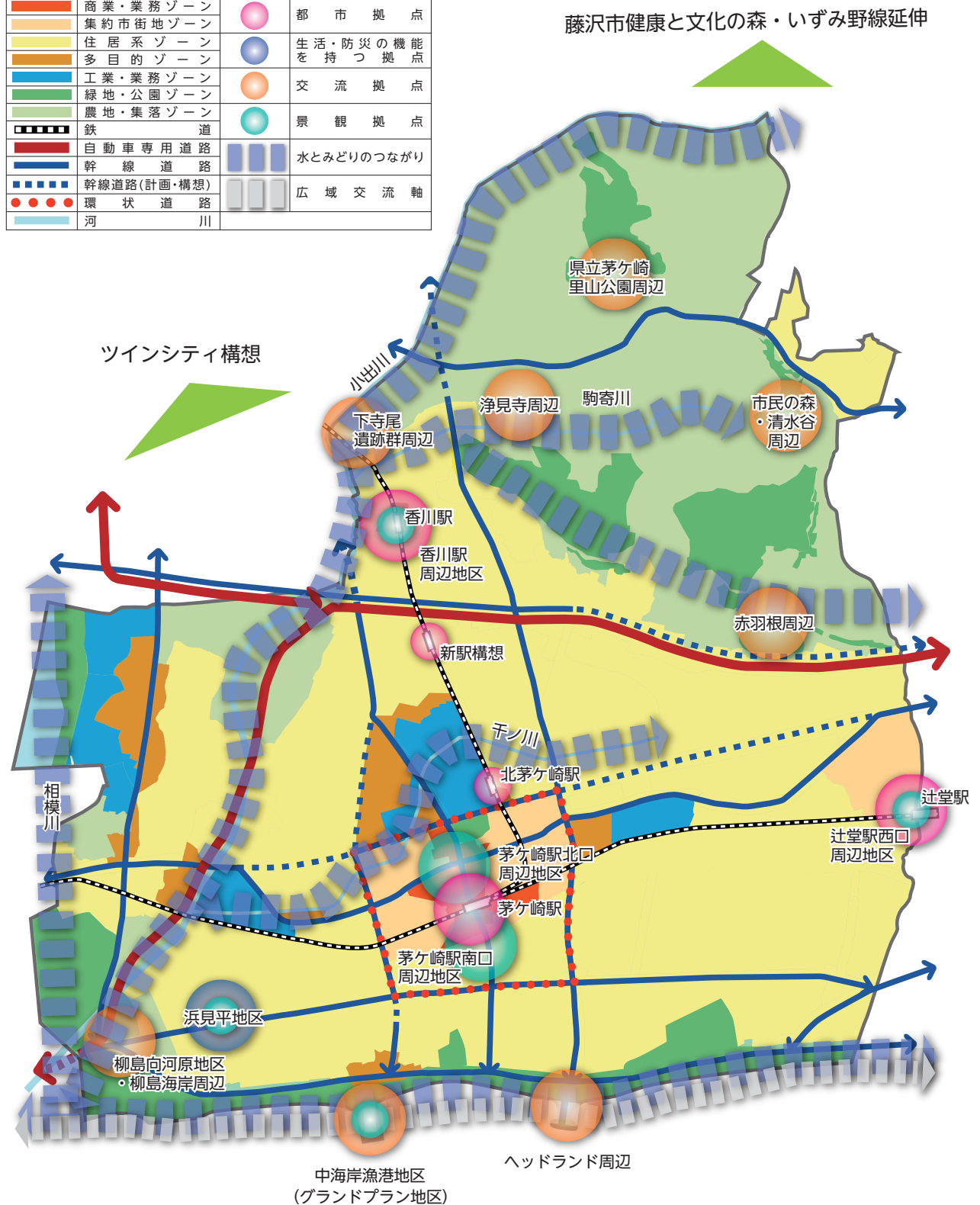
茅ヶ崎駅周辺や辻堂駅西口周辺を中心とする市街地周辺については、「商業・業務ゾーン」「集約市街地ゾーン」として、商業・サービス等の都市機能の集約を目指します。市街地については、地区の特性にも配慮しながら、「住居系ゾーン」「多目的ゾーン」「工業・業務ゾーン」として、土地利用を維持し良好な市街地の形成を目指します。

また、主要な公園や緑地及び北部丘陵については、「緑地・公園ゾーン」として豊かな緑地環境の保全を図ります。さらに、農地が広がる地区については、「農地・集落ゾーン」として地域環境の保全・整備を目指します。



◆将来都市構造図◆

凡 例	
	商業・業務ゾーン
	集約市街地ゾーン
	住居系ゾーン
	多目的ゾーン
	工業・業務ゾーン
	緑地・公園ゾーン
	農地・集落ゾーン
	鉄 道
	自動車専用道路
	幹 線 道 路
	幹線道路(計画・構想)
	環 状 道 路
	河 川
	都 市 拠 点
	生活・防災の機能を持つ拠点
	交 流 拠 点
	景 観 拠 点
	水とみどりのつながり
	広 域 交 流 軸





5. 分野別の取組方針



5-1 土地利用の方針

5-1-1 土地利用の現状

- 本市は都心部から電車で1時間程度の距離にあり、海や山等の自然に恵まれた住宅都市です。
- 市街化区域の人口密度は近隣市町と比べると高く、また、鉄道駅を中心に適度に都市機能が集約されています。
- 快適な住環境の実現のため、建築物の高さや敷地面積の最低限度に関するルールを定め、建築時に適正な誘導を行っています。
- 多様な都市機能の充実や本市の活力を創出するため、便利で快適な生活を支える拠点の形成を進めています。
- さがみ縦貫道路や国道134号等の広域的な幹線道路の整備を受け、新たな交通が創出されています。





5-1-2 土地利用の目指す方向と考え方

～多様なライフスタイルを支えるまち～

- 「自然環境」や「住宅地」、「都市拠点」等を適正に配置し、住みたい、住み続けたいまちを目指します。
- 住宅地は、快適な環境を守りつつ、あわせて生活の質の向上のために、生活に必要な都市機能や人と人とが交流できる場が身近にあるまちを目指します。
- 生活に必要な都市機能のみならず様々な都市機能が集約し、居心地の良い時間を過ごすことができる拠点の形成を目指します。
- 自然とのふれあいやレクリエーション等を通じて人と人とが交流を育むことができる拠点の形成を目指します。

(1) 地域特性を生かした都市づくり

- 自然環境や住宅地、業務地等において、各地域で培われた特性を生かした都市づくりを目指します。

(2) 足を運びたくなる拠点の形成

- 都市拠点においては都市機能の集約を誘導していき、交流拠点とともに、訪れたくなる環境づくりを目指します。



5-1-3 土地利用の方針

(1) 地域特性を生かした都市づくり

○地域に根ざした文化を生かした都市づくり

- 人々が生活の中で築き上げてきた文化を踏まえ、まちの過ごしやすさの向上を目指します。
- 本市の象徴的な自然環境を形成する北部丘陵や河川、海岸、農地等の整備・保全を目指します。
- 住民一人ひとりが都市づくりの主体となり、地区計画等の都市計画制度や建築協定等を活用し、良好な住環境の維持・向上を目指します。
- 住まいの近くに日常生活に必要な施設の維持・整備を目指します。
- 工業・業務の操業環境等の維持・向上を目指します。
- 工場や大規模施設等の跡地の利用については、無秩序な転換を行わないよう社会情勢の変化や地域特性に応じた適正な土地利用を誘導します。

(2) 足を運びたくなる拠点の形成

○都市機能の集約の促進

- 茅ヶ崎駅周辺、辻堂駅周辺、香川駅周辺等の都市拠点及び浜見平地区の生活・防災の機能を持つ拠点における、商業・業務・サービス機能・行政機能等の保全や向上を目指します。

○訪れたくなる環境づくり

- 魅力ある空間の整備を進めることにより、人々が訪れたくなる拠点の形成を目指します。
- 自然とのふれあいやレクリエーション等を通じて、人と人とが交流を育むことができる施設の整備を進めます。



5-2 交通体系整備の方針

5-2-1 交通体系整備の現状

- 高齢者の増加に伴い公共交通への期待は高まっており、持続可能な交通網の形成が重要な課題となっています。
- 歩行者空間については、「茅ヶ崎市幹線道路維持保全計画（歩行空間整備推進計画）」（平成 27 年（2015 年）3 月）や「茅ヶ崎市バリアフリー基本構想」（平成 27 年（2015 年）9 月）を策定し、歩道の整備や段差の解消等を進めるとともに、民間事業者等と連携して事業を推進しています。
- 自転車の走行環境づくりは、「第 2 次ちがさき自転車プラン」（平成 26 年（2014 年）4 月）や「茅ヶ崎市幹線道路維持保全計画 自転車ネットワーク計画」（平成 27 年（2015 年）3 月）を策定し、自転車走行空間の整備やサイクルアンドバスライドを設置しています。
- 乗合交通については、交通事業者と連携し、公共交通の利用促進に係る取組を実施しています。平成 14 年（2002 年）にコミュニティバスえぼし号の運行を開始し、住民ニーズを把握しながら、運行の改善を実施しています。また、北部地域においては予約型乗合バスの運行を平成 25 年（2013 年）から開始しました。
- 鉄道交通については、相模線の複線化を目指した調査研究活動等を通し、国や鉄道事業者への要望活動を実施しています。





5-2-2 交通体系整備の目指す方向と考え方

～楽しく快適に移動できるまち～

- 足を運びたいくなる拠点の形成とともに、それらをつなぐ道路等の移動環境として、歩行者、自転車及び公共交通を主体としたバランスのとれた交通体系の形成をより一層推進します。
- 過度に自動車に依存しなくても移動ができ、かつ移動しやすい交通体系の形成をより一層推進します。
- 移動そのものが、健康づくりや人との交流、まちの資源の発見等につながるような暮らしを楽しむことができる移動環境の形成を目指します。

(1) 安全で快適な道路交通の基盤づくり

- 交通の基礎となる都市の骨格的な道路の整備とともに、それらを補完する市道の整備に努めます。また、道路の計画的な維持管理や橋梁^{りょう}の長寿命化を進めます。

(2) 過度に自動車に依存しない交通体系の形成

- 環境面への配慮から、また、高齢者等の移動手段を確保するため、公共交通を状況に応じて選択することができる環境を形成し、自動車中心から人や自転車、公共交通を主体とした交通体系への転換を目指します。

(3) 暮らしを楽しむ移動環境の形成

- 日々の移動が楽しく、外出の意欲が増すような交通体系及び歩行空間、自転車走行環境の形成を目指します。



5-2-3 交通体系整備の方針

(1) 安全で快適な道路交通の基盤づくり

○道路網等の整備と維持管理

- 周辺市町をつなぐ道路や自動車専用道路と連携し、本市へ続く道路の整備を目指します。
(主要幹線^{*})
- 主要な施設を結ぶ道路の整備により、住宅地内の通過交通車両を抑制し、良好な住環境の保全に努めます。(都市幹線^{*})
- 茅ヶ崎駅周辺へ集中する交通を抑制するため、環状道路の整備を進めます。
- 幹線道路等を補完する道路の整備に努めるとともに、交通量が多く歩道のない道路については、優先的に歩道の整備を進めます。(幹線市道^{*}、その他市道^{*})
- 道路の計画的な維持管理や橋梁^{りょう}の長寿命化を進めます。

(2) 過度に自動車に依存しない交通体系の形成

○乗合交通の利便性向上

- 地域の交通の特性を考慮し、その地域に適した乗合交通のあり方を検討します。
- 交通事業者及び近隣市町等と連携し、環境面への配慮及びユニバーサルデザインの視点を踏まえ、だれもが利用しやすい乗合交通となるような利用環境の形成に努めます。
- 都市拠点や交流拠点間の乗合交通に関して、運行経路等の情報をわかりやすく案内することで、気軽に外出できる環境の形成を進めます。
- サイクルアンドバスライドの設置やバス停の整備等、乗合交通への乗り換えの利便性の向上に努めます。

○鉄道の輸送力増強

- 東海道本線については、現在の貨物線の旅客線化や、東京へ結ぶ路線の利便性の確保についてさらに鉄道事業者に働きかけます。
- 相模線については、ツインシティ構想^{*}を考慮しつつ、(仮称) 西久保新駅の設置並びに複線化及び複線化の段階的整備として香川駅における車両の行き違いができる施設の設置等を鉄道事業者に働きかけます。また、横浜や東京都心方面を結ぶ路線との相互乗り入れについても鉄道事業者に働きかけます。

^{*}ツインシティ構想：東海道新幹線新駅を誘致する寒川町倉見地区と相模川対岸の平塚側地区とを新たな道路橋でつなぎ、両地区の機能分担と機能連携が図られた一体的な都市を整備し、全国との交流連携の窓口となるゲートを形成するとともに、環境と共生するモデル都市を目指す都市づくりのこと。

^{*}主要幹線、都市幹線、幹線市道、その他市道：参考資料編 3.「交通体系整備の方針」道路網図（P173）参照のこと。



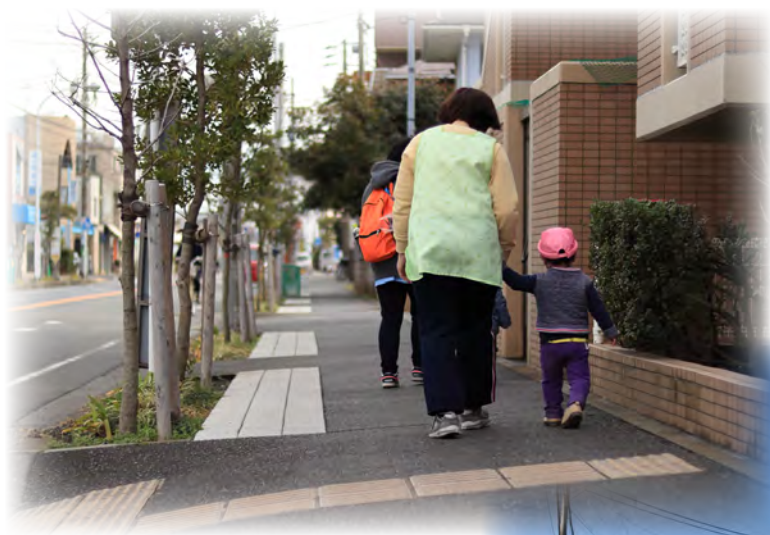
(3) 暮らしを楽しむ移動環境の形成

○乗合交通に関する取組

- PR や利用促進キャンペーン等を通じて、乗るきっかけを提供することにより利用者の増加を目指します。

○歩行者空間・自転車利用環境の整備

- 歩道のバリアフリー化やベンチ等の休憩施設の設置等、歩行者が利用しやすく、歩きたくなる歩行者空間の整備を進めます。また、緑化等を含めた景観形成を図りながら、連続性のある歩行者空間の形成に努めます。
- 駅周辺においては、「茅ヶ崎市バリアフリー基本構想」に基づくバリアフリー化等、歩行者が安心して通行することができる環境整備を目指します。
- 「第2次ちがさき自転車プラン」に基づき、自転車走行空間の整備を行うことで風を感じる空間づくり並びに自転車の有効活用及び利用促進を図ることで暮らしを楽しむ仕組みづくりに努めます。
- 交通事故の起きないまちを目指して、歩行者及び自転車利用者等にとって安全な道づくりを進めるとともに、警察等関係機関と連携をとりながら、交通規制及びルール啓発等安全対策を進めます。
- 駅周辺及び商業施設周辺に小規模な自転車駐車場等の設置を促進し、自転車等の利用者の利便性向上を目指すとともに、放置自転車の規制に努めます。





5-3 自然環境保全・緑地整備の方針

5-3-1 自然環境保全・緑地整備の現状

- 本市のみどりは北部丘陵や海岸、河川、農地、公園・街路樹・住宅地に残された樹林等のまちなみどりから構成されています。
- 平成 20 年（2008 年）頃までは農耕地の減少等により緑被率^{*}が低下しましたが、平成 20 年（2008 年）以降は微減傾向です。
- 地域の専門家や市民の協力を得て、自然環境評価調査を実施し、生きものの生息・生育状況を定期的に把握しています。
- 重要な自然環境を保全するため、特別緑地保全地区を指定しました。
（清水谷特別緑地保全地区、赤羽根字十三図周辺特別緑地保全地区）
- 市街地のみどりを維持・保全するため、保存樹林・保存樹木の指定、民有地の緑化への支援、グリーンバンク制度^{*}等の取組を実施しています。
- 本市のみどりの将来のあるべき姿と、それを実現するための施策を示した「茅ヶ崎市みどりの基本計画」を平成 30 年度（2018 年度）に見直し、生物多様性地域戦略としても位置付けた、「茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略」（平成 31 年（2019 年）3 月）を策定しました。



^{*}緑被率：ある地域における緑被地の面積割合のこと。本市では樹林地、農耕地、自然草地、人工草地、水面を緑被地としている。

^{*}グリーンバンク制度：引越し等の際に不要となった樹木を行政が引き取り、引き取りたい人を結びつけていく制度。



5-3-2 自然環境保全・緑地整備の目指す方向と考え方

～人と生きものが共生するみどり豊かなまち～

- 心を豊かにし、生活を支えるみどりの充実を目指します。
- 生物多様性を保全し、次世代へ継承します。
- みどりを多様な機能を持つ「グリーンインフラストラクチャー」と捉え、市民との協働により、みどりのネットワークを形成していきます。

(1) 人々が身近にふれあうみどりの充実

- 公園整備の推進とともに、公共施設、民有地、農地、河川、海岸等の身近なみどりの保全・再生・創出を進めます。

(2) 生きものが生息・生育するみどりの確保

- 特に重要度が高い自然環境の保全とともに、生態系ネットワークの形成を進めます。

(3) みどりと人々が出会う協働の仕組みづくり

- 市民や事業者等と連携しながら、みどりの保全に関する活動を進めます。



5-3-3 自然環境保全・緑地整備の方針

(1) 人々が身近にふれあうみどりの充実

○身近なみどりの充実

- 公園や市街地の樹林、市民緑地、街路樹等の様々なみどりを保全・再生・創出することで、豊かな生活を送ることができる都市づくりを進めます。
また、生物多様性への配慮を目指します。

○立地ごとのみどりの充実

- 樹林や農地、公園・緑地等と河川が連続したみどりのネットワークを形成するために、市民・事業者・行政の協働による取組を目指します。
- 海浜植物等海岸固有の生きものが生息・生育する海岸環境の保全・再生を目指します。
- 農産物の生産の場としての役割に加えて、防災・減災や生きものの生息・生育空間、景観形成、環境学習、レクリエーションの場等の多面的な機能を持つ農地の保全を進めます。

○安全・安心で快適な暮らしを支えるみどりの充実

- みどりの防災・減災機能に着目し、遊水機能を有している水田等の保全や延焼遅延効果を持つ街路樹や市街地の樹林等の保全を進めます。

○歴史と文化が息づくみどりの充実

- 本市の景観を形成する旧街道や史跡のみどり、明治期以降に建てられた別荘地の面影を残すマツ林等の保全・再生に努めます。





(2) 生きものが生息・生育するみどりの確保

○生物多様性の保全と生態系ネットワークの形成

- 北部丘陵や河川、海岸、農地、まちのみどりは、保全・再生を進めます。
- 自然環境評価調査において特に重要な自然環境として位置付けられた清水谷^{しみずやと}や柳谷^{やなぎやと}等を生態系ネットワークの核（コア）として保全し、多様なみどりとともに生態系ネットワークの形成を目指します。また、自然環境評価調査の実施による生きものの生息・生育状況の把握に努めます。

(3) みどりと人々が出会う協働の仕組みづくり

○多様な主体との連携

- 自然環境や公共施設等、様々なみどりを活用することで、コミュニティの活性化を図り、人と人が出会う機会の創出を目指します。
- 市民・事業者・行政の協働により、緑化推進や維持管理のための情報提供や支援策の充実に努め、みどりと人々が出会う市民参加の仕組みの構築を目指します。
- みどりの保全活動を次世代へ継承していくための人材育成の仕組みの構築や、事業者や学校等教育機関でのみどりや生物多様性に関する取組を進めるための環境教育の場の創出を目指します。





5-4 都市景観形成の方針

5-4-1 都市景観形成の現状

- 本市の景観的特徴は、自然環境と重要な文化財がまとまっている北部丘陵地域、住宅地、史跡、田畑等様々な顔を見せる中部地域、相模湾に面し旧別荘地等の面影を残す海岸地域、商業・業務及び行政機能が集積する中心市街地と、4つのゾーンに分かれています。
- 「茅ヶ崎市景観計画」（平成31年（2019年）1月）では、各ゾーンの景観形成に重要な要素をその性質にあわせて、景観ベルトや景観拠点、景観ポイント、眺望点に設定し、各々の方針に基づき景観形成を進めています。
- 一定規模以上の建築行為や開発行為、指定区域内の建築行為等については、事前相談及び届出制度により景観誘導を行うとともに、大規模な土地利用等については、景観まちづくりアドバイザーの意見を聞きながら、景観協議を行っています。
- 街を彩るサインについては、「茅ヶ崎市屋外広告物条例」（平成22年茅ヶ崎市条例第45号）（平成22年（2010年）12月）の制定や、「茅ヶ崎市公共サインガイドライン」（平成27年（2015年）8月）の策定により、街なみに調和した屋外広告物の規制・誘導に加え、ユニバーサルデザインに配慮した「歩きたい、出掛けたい」と思える公共サインの整備を進めています。
- 景観形成を市民主体で進めている団体を、茅ヶ崎市景観条例に基づき景観まちづくり市民団体等に登録し、景観まちづくりアドバイザーを派遣する等活動を支援しています。





5-4-2 都市景観形成の目指す方向と考え方

～軽やかな気持ちで過ごせるまち～

- 本市は、昼間人口の増加や個人のために割く時間の増加等、生活スタイルの変化に応えられる資質を持つまちです。本市が有する資源を最大限生かし、「自由な」「明るい」「ゆったりとした」というイメージや、茅ヶ崎の価値や魅力を五感で感じられる都市空間（公園・緑地や道路・河川、住宅地等）の再生・創出を目指します。
- 公共空間を地域の方々が中心となって管理運営を行うことにより、良好な都市の景観を保全していきます。
- 都市づくりは、関わる全ての主体（市民・事業者・行政）が個々の利益や想いだけで進めるのではなく、「みんなにとって、茅ヶ崎にとって良いもの」を常に考え、連携することを意識しながら、様々な取組を進めていきます。

(1) 景観資源と眺望の保全と継承

- 自然・史跡・祭事等、茅ヶ崎の風土から培われた資源が多くあります。
これらを茅ヶ崎の財産として守り、次世代に継承していきます。

(2) 屋外の生活を楽しめる空間の創出

- これまでの価値だけに依存せず、時代にあった社会的価値のある環境を再生・創出していくことが重要です。生活スタイルの変化に応じて、交流等屋外で様々な活動を楽しめる空間づくりを進めていきます。

(3) 茅ヶ崎の価値・魅力を体感できる機会の創出

- 空間をつくるとともに、地域の方々が中心となった活動、屋外でのカフェやイベント等公共空間の利活用及び情報発信等により空間をさらに魅力的なものに育て、茅ヶ崎の価値・魅力を体感できる機会を創出します。



5-4-3 都市景観形成の方針

(1) 景観資源と眺望の保全と継承

○景観資源の保全

- 自然・史跡・公共施設・祭事等、本市の景観形成上、特に重要なものについて景観資源へ指定し、保全・活用に努め、次世代への継承を目指します。

○眺望景観の保全

- 景観ポイントや眺望点の定点観測や景観の事前検証を行い、魅力ある眺望の保全を進めます。

(2) 屋外の生活を楽しめる空間の創出

○魅力ある公開空地や公共空間の創出

- 都市拠点や大規模な開発行為等の整備に併せて、緑陰空間*やベンチの設置等、人が集える公開空地や公共空間の創出を進めます。
- 道路や公共建築等の公共施設の整備にあたっては、「茅ヶ崎市景観計画」に基づき、施設で行う活動等に併せて、人々が訪れたいくなるような空間づくりを進めます。



*緑陰空間：木の青葉が茂ってできる日陰、木陰（緑陰）が整備された空間のこと。



(3) 茅ヶ崎の価値・魅力を体感できる機会の創出

○街なみに調和し、魅力あるサインの整備

- 茅ヶ崎市屋外広告物条例に基づき、街なみと調和した屋外広告物の規制・誘導を進めます。
- 特別景観まちづくり地区等の景観上重要な地域については、各地区の景観まちづくりの方針に基づき、広告物の形態を誘導します。
- 「茅ヶ崎市公共サインガイドライン」に基づき、ユニバーサルデザインに配慮するとともに、住む人や訪れた人が、茅ヶ崎で過ごす時間や生活を楽しむことができるように、「歩きたい、出掛けたい」と思える公共サインの整備を進めます。

○茅ヶ崎の魅力を伝える仕組みの構築

- 公共空間で行うイベント、資源等の利活用、魅力の発信の方法等を、空間づくりに併せて進めます。
- 市民・事業者・行政の協働により、景観に関する講習会や景観まちづくりアドバイザーの派遣等を活用して、地域にふさわしい良好な景観形成を目指します。





5-5 住環境整備の方針

5-5-1 住環境整備の現状

- 本市は、海や里山等、おおらかで豊かな自然環境に恵まれ、東京・横浜方面への交通の利便性や、四季を通じて温暖な気候風土を背景に、低層住宅を中心に住宅都市として発展してきました。
- 平成 20 年（2008 年）6 月に改定した「ちがさき都市マスタープラン」では、快適な住環境の整備、衛生環境の向上と水質保全、浸水の軽減・解消、地域の防犯力の向上、防犯に配慮した市街地環境の形成を住環境整備の方針として位置付け、施策を推進してきました。
- 少子高齢化が進む中で、住宅に係る課題に取り組むため、「茅ヶ崎市住まいづくりアクションプラン」（平成 26 年（2014 年）3 月）を策定するとともに、「豊かな長寿社会に向けたまちづくり基本方針」（平成 27 年（2015 年）2 月）及び「茅ヶ崎市空家等対策計画」（平成 29 年（2017 年）4 月）を策定しました。
- 市民満足度調査等の結果によると、住環境整備の達成度合いはまだ十分ではない状況です。
- 道路・下水道・公園の整備、住宅の耐震化・不燃化等の都市基盤整備がまだ十分ではない状況です。
- 人口減少に伴う住宅の余剰、高齢化の進展による相続の発生や施設入所者の増加等により、今後、空き家・空き地等のさらなる増加が予測されます。





5-5-2 住環境整備の目指す方向と考え方

～心地よく、住みよいまち～

- ライフスタイルやライフステージに応じて、「心地よく、住みよいまち」で暮らしていけるよう、「茅ヶ崎市住まいづくりアクションプラン」や「豊かな長寿社会に向けたまちづくり基本方針」、「茅ヶ崎市空家等対策計画」に基づき、住環境の維持・向上を目指します。
- 今後増加が予測される空き家・空き地等については、地域の課題とならないよう市民と協力し、住環境の保全を目指します。
- 道路・下水道・公園等の都市基盤整備を引き続き進めます。
- 地域の防犯力の向上や防犯に配慮した市街地環境の形成により、安全・安心な住環境づくりを進めます。
- 高齢者や障害者等を含めたすべての市民が地域で安心して暮らせる住環境づくりを進めます。
- 個別の建築物については、安心して暮らすために、耐震化や不燃化、バリアフリー化に配慮するとともに、耐久性や省エネルギー性を高めることで、快適で健康的に住むことができる品質と性能が高い良質な住宅の供給を促進します。

(1) 快適な住環境の形成

- 今後増加することが予測される空き家・空き地等への対応を進めます。
また、快適な住環境の形成のために都市基盤整備を引き続き進めます。

(2) 安心して住み続けられる住環境の形成

- ハード・ソフト面の防犯対策とあわせ、誰もが安心して地域で住み続けられるよう、生活支援に係る情報が共有される住まいと暮らしのセーフティネットの構築を目指します。
また、既存住宅の耐震化や不燃化、バリアフリー化、耐久性、省エネルギー等の品質と性能が高い良質な住宅の供給を促進します。



5-5-3 住環境整備の方針

(1) 快適な住環境の形成

○良好な住環境の形成

- 高齢化が進展する住宅地では、多様な世代が共生する住環境の整備を目指します。
- まちなかの農地をはじめとしたオープンスペースや地域の公民館、小・中学校等の公共施設の活用により、人々の交流の場づくりを目指します。

○空き家・空き地等への施策推進

- 空き家・空き地等の発生予防及び適切な管理、空き家等及び除却した空き家等の跡地の利活用を目指します。

○快適な住環境を支える都市基盤整備の推進継続

- 道路・下水道・公園・ごみ処理施設等の都市基盤の整備や維持管理を引き続き進めます。
- ^{あい}狭隘道路については、住民の協力を得ながら順次解消に努めます。
- 市街化区域においては、公共下水道（污水）整備を進めるとともに、整備が完了した区域においては、住宅等の排水設備の接続を促進します。市街化調整区域においては、合併処理浄化槽の設置を支援するとともに、投資効果の高い区域においては公共下水道（污水）の整備に努めます。
- 日常生活や社会活動に重大な影響を及ぼす下水道に起因する事故や機能停止を未然に防ぎ、下水道サービスを常に確保するため、「茅ヶ崎市公共下水道施設維持管理計画」（平成 29 年（2017 年）3 月）に基づき、老朽化した管路やポンプ場等下水道施設の計画的な改築に努めます。
- 公園の整備にあたっては、公園が不足し充実が求められる地域へ、クラスター（延焼運命共同体）の状況や空き地の分布状況を踏まえながら適切な配置を検討します。
- 公園の施設については、「茅ヶ崎市公園施設長寿命化計画」を策定し、維持管理を進めます。



(2) 安心して住み続けられる住環境の形成

○地域の見守りの推進

- 犯罪の発生しやすい死角や暗がり減らすといったハード面の環境整備とあわせて、不審者を警戒する住民による見守りを促進します。

○セーフティネットの構築

- 高齢者や障害者等が安心して地域で住み続けられるよう、住宅や地域での生活支援に係る情報が共有される住まいと暮らしのセーフティネットの構築を目指します。

○住宅改善と良質な住宅供給の促進

- 大規模地震に備え、住宅の耐震化や不燃化等に関して必要な支援や制度の導入を促進します。
- 建築物については、耐震化や不燃化、バリアフリー化による改善を促進するとともに、耐久性や省エネルギー等の面で品質と性能が高い良質な住宅の供給を促進します。





5-6 都市防災の方針

5-6-1 都市防災の現状

- 本市は、高度経済成長期に人口が急増し、住宅都市として急激に成長した結果、まちの成長にインフラ整備が追い付かず、計画的な市街地整備や道路整備が十分に行われないまま、市街地が拡大しました。
- 平成 20 年度（2008 年度）に実施した地震による地域危険度測定調査では、木造住宅が密集する延焼リスクが高いクラスター（延焼運命共同体）が存在しており、大規模地震時に延焼リスクが高い市街地が市内に広く形成されていることが分かりました。特に、東海道本線南側の地域では、約 1 万棟で構成されるクラスター（延焼運命共同体）が近接して存在していることが判明しました。
- 大規模な災害に対応するためには、災害に強い都市基盤の構築が必要であるとともに、近年の大震災の経験から、自助・共助の重要性がクローズアップされており、市民一人ひとりの防災意識の向上と、地域が主体となる防災活動の強化支援を行ってきました。
- これらのことから、大規模な災害に対応するためには、災害に強い都市基盤の整備や体制の構築を進めるとともに、防災まちづくりワークショップの実施等を通して、自助・共助・公助の取組を進めてきました。
- また、被災後の速やかな復興のために、平常時から復興の考え方や進め方をあらかじめ整理するために復興事前準備^{*}の検討に着手しました。



^{*}復興事前準備：平時から災害が発生した際のことを想定し、どのような被害が発生しても対応できるよう、復興に資するソフト的対策を事前に準備しておくこと。



5-6-2 都市防災の目指す方向と考え方

～強さとしなやかさ^{*}を備えた安全・安心なまち～

- 地域危険度測定調査等により市街地の災害リスクとその変化を把握し、災害時における人的・物的被害を軽減させる取組を進めるとともに、災害リスクが高まりそうな市街地に対しては未然に被害を防止する取組に努めます。
- 災害時の避難行動や消防等の応急対応活動、復旧活動を支える都市機能（避難生活機能や交通機能、防災拠点機能等）を被災後も維持できる都市づくりを進めます。
- 速やかな復興への移行のために、災害によって、都市の機能や建物等に被害が生じた場合の応急・復旧対応と連動した取組を目指します。
- これらを進めるためには、地域社会と市民の協力が不可欠です。そこで、災害に備えた地域社会の実現に向け、自助・共助による取組を促進します。

(1) 災害時の被害の軽減と、都市機能の維持を実現できる基盤づくり

- 災害時の被害を軽減するため、災害に強い都市基盤の整備を目指します。
また、被災後に必要となる様々な都市機能が維持されるよう整備を進めます。

(2) 被災後の復興に向けた取組の推進

- 被災後に速やかに復興に向けた行動がとれるように、平常時から被災後の復興を想定した取組を進めます。

(3) 自助・共助による取組の促進

- 市民一人ひとりの防災意識の向上とともに、自治会や自主防災組織等と連携した地域による共助の体制づくりを促進します。

^{*}強さとしなやかさ：大規模な自然災害等が起きた際、被害が致命的なものにならず、迅速に市民生活や都市基盤を回復できるよう、必要な防災及び減災対策を行っておくとともに、迅速な復旧・復興に資する備えをしておくこと。



5-6-3 都市防災の方針

(1) 災害時の被害の軽減と、都市機能の維持を実現できる基盤づくり

○地震に強い都市基盤の整備

- 災害時における緊急活動の円滑化や避難路の確保のため、道路の計画的な維持管理や橋梁^{りょう}の長寿命化を進めます。
- 災害時の被害の軽減や被災後の迅速な復旧、物資供給等のため、重要な役割を果たす緊急輸送路を補完する道路や避難路の整備を進めます。
- 災害時における避難路の確保や緊急活動の円滑化のため、土地所有者に積極的に働きかけ、住民の協力を得ながら順次狭隘^{あい}道路の解消に努めます。
- 避難所や医療拠点等から柳島水再生センターを結ぶ管路や緊急輸送路に埋設された管路等の地震対策を進めます。また、県が進める柳島水再生センターの地震対策についても、連携を図り進めます。
- 倒壊の危険性が高い公共建築物の地震対策を進めるとともに、避難路沿道の建築物や多くの人が利用する建築物等の地震対策を促進します。

○雨に強い都市基盤の整備

- 隣接する自治体や国、県との連携により、相模川や小出川の河川改修や適正管理を進めます。
- 浸水の軽減のため、公共下水道（雨水）の管渠^{きょ}やポンプ場の整備、市が管理する千ノ川の護岸整備を、下流側の河川の整備状況を踏まえて進めます。
また、宅地内雨水の流出抑制の対策を促進します。

○災害情報の伝達体制の整備

- 市民に迅速かつ確実に災害情報を伝達するため、防災行政用無線・防災ラジオ・電子メール・ホームページ等の多様な媒体を活用した情報伝達手段の整備を進めます。

○災害に備えた機能の整備

- 災害時の応急対策活動を行ううえで重要となる公共施設を、防災上重要な拠点として、災害時にその機能を十分に維持できるように、必要な整備を進めます。
- 災害による被害を軽減するため、地震や津波、大規模火災、洪水等の災害種別に応じた避難所・避難場所や延焼遮断帯等の防災上の空間の確保や機能の拡充に努めます。
- 大規模な開発や土地利用転換等に際しては、その街区の安全性に加え、周辺市街地への防災効果を踏まえた計画への誘導を目指します。
- 災害時でも最低限の事業活動や生活の継続を図るために、エネルギー供給の確保を働きかけるとともに、早期復旧を目指します。



(2) 被災後の復興に向けた取組の推進

○復興準備に取り組む体制の構築

- 平常時から市民や事業者、各種団体、学校、行政等の主体が連携して復興の準備に取り組むための意識の向上、体制づくりに努めます。
- 地籍調査を実施し、大規模災害からの迅速な復旧・復興に資する土地の基礎的な情報（官民境界等）の整備を進めます。

(3) 自助・共助による取組の促進

○一人ひとりの防災意識の向上

- 日頃から自分の身を守るための備えや適切な避難行動をとれるよう、洪水や津波、液状化等のハザードマップ、地域危険度測定調査結果等により地域の災害リスクのさらなる周知を図り、市民一人ひとりの防災意識の向上を促進します。

○地域と取り組む防災対策

- 災害対策地区防災拠点打合会や地区防災訓練等の機会を通じて、避難所の円滑な開設や運営を行う体制の構築を目指します。
- 茅ヶ崎市避難行動要支援者支援制度の周知に努め、災害時に支援を必要とする避難行動要支援者の自らの備えとともに、地域で支援する共助の体制づくりを促進します。
- いざという時に地域でお互いに助け合えるよう、防災資機材の整備や連絡体制の構築、防災訓練の実施等の地域の防災活動を支援します。



第4章

地域別構想



1. 地域区分

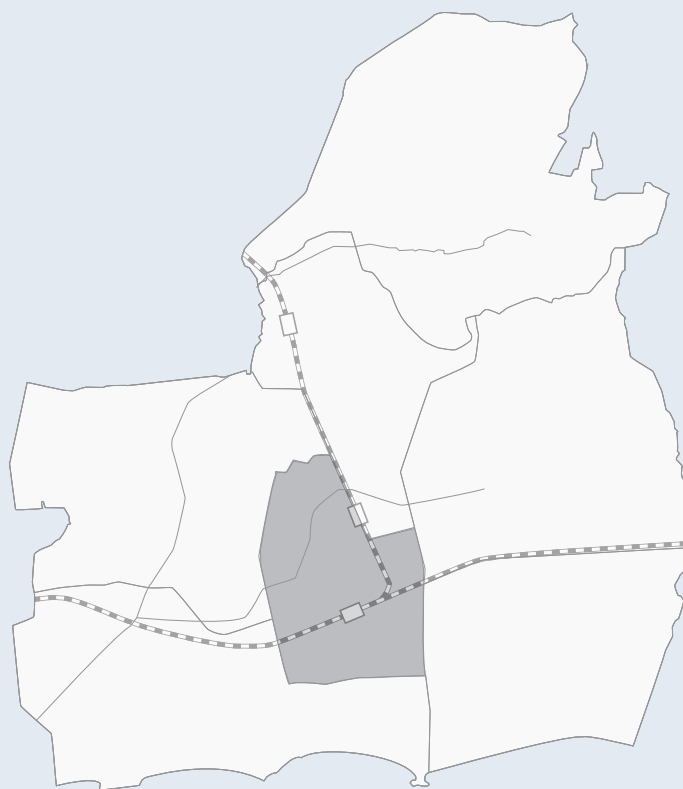
地域別の取組方針は、①地形等の自然的条件、②土地利用としてのまとまりや一体性、③鉄道や幹線道路等の配置、④平成20年（2008年）に改定した「ちがさき都市マスタープラン」の地域区分等を総合的に勘案し、次の7地域に区分して都市づくりの方向性を決めました。

◆地域区分図◆



2-1

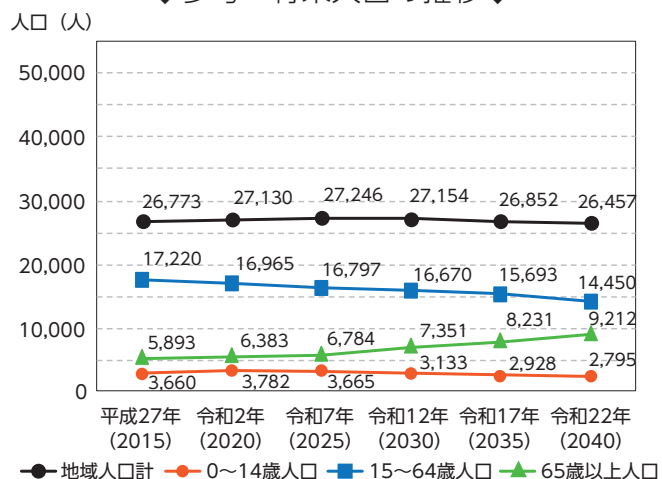
『中心市街地地域』の都市づくりの方向



2-1-1 地域特性

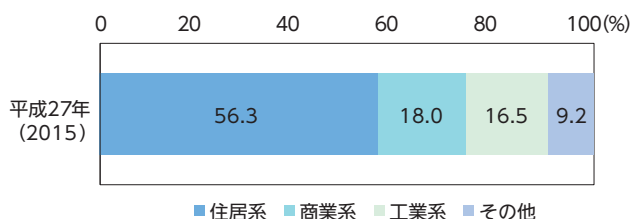
- 中心市街地地域は、地区の約 41%強が住宅用地、工業・運輸用地が 19%弱、商業用地が 9%弱を占めており、工業・運輸用地、商業用地の割合が高い地域となっています。
- 茅ヶ崎駅を中心に商業系用途地域となっており、その周囲を住居系用途地域、工業系用途地域が囲む都市形態となっています。また、行政機能が集約する地域となっています。
- 公共交通では、茅ヶ崎駅、北茅ヶ崎駅の鉄道駅があり、中でも茅ヶ崎駅から各方面へバス路線が整備されているとともに、コミュニティバスえぼし号の路線も整備されており、公共交通の中心となっています。
- 年齢別人口構成は、25～50歳代と0～4歳が全市平均を上回っており、子育て世代が多く居住している状況です。

◆参考 将来人口の推移◆

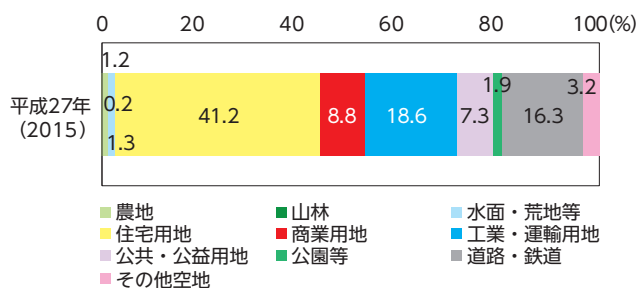


(注) 平成 27 年 (2015 年) 国勢調査を基に推計しています。

◆建物用途別床面積割合 (平成 27 年 (2015 年))◆

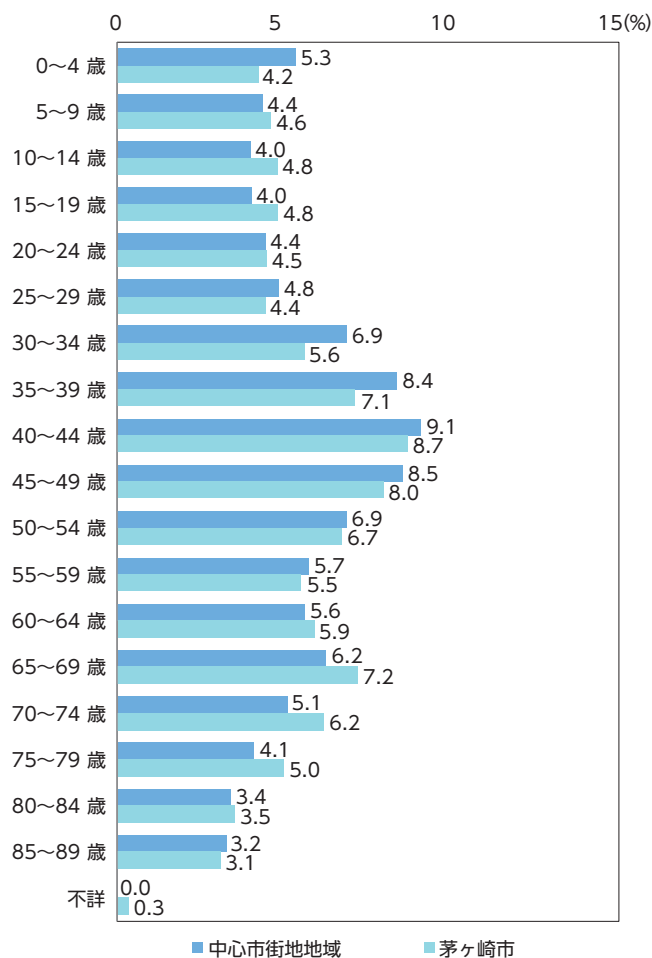


◆土地利用構成割合 (平成 27 年 (2015 年))◆



資料：平成 29 年度 (2017 年度)
茅ヶ崎市都市計画基礎調査解析業務報告書

◆年齢別人口の構成 (平成 27 年 (2015 年))◆



資料：平成 27 年 (2015 年) 国勢調査

(注) 四捨五入の端数処理をしているため合計が 100%にならない場合があります。

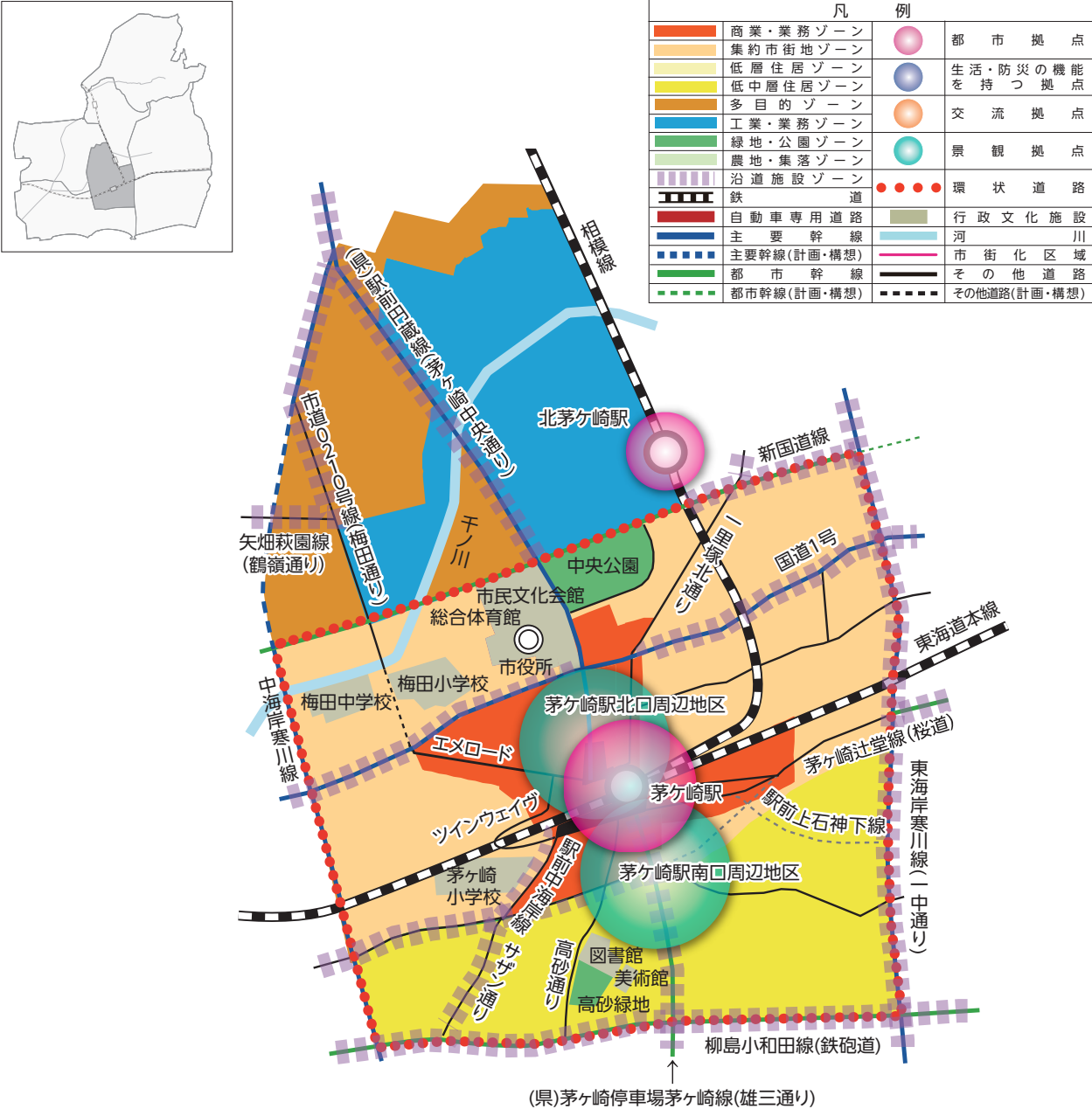


2-1-2 地域の将来像

都 心 的 機 能 を 持 っ た に ぎ わ い の あ る ま ち

- 住宅地・工業地・商業地等多様な機能が配置されたにぎわいのあるまちを目指します。
- 茅ヶ崎駅周辺には、様々なニーズに対応した買い物や食事等ができる商業施設を中心に、官公庁、文化施設、医療施設、保育施設等業務・サービス機能が集約され、子育て世代をはじめとした多様な世代に配慮された茅ヶ崎市の顔となる拠点の形成を目指します。
- 茅ヶ崎駅周辺は、誰もが安全に安心して歩いて買い物や食事等に行ける環境の整備をするとともに、人々が集い・休憩等ができ、人と人とがつながり、にぎわう空間の整備を誘導することで、まちに居ることが楽しくなるまちを目指します。

◆中心市街地地域整備方針図◆





2-1-3 都市づくりの方針



土地利用

(1) 地域特性を生かした都市づくり

○地域に根ざした文化を生かした都市づくり

- 多様な機能を持つ本地域は、住民・商業者・事業者等様々な人々が都市づくりの主体となり、かつ、連携しながら、生活の中で築き上げてきた文化を踏まえ、まちの過ごしやすさの向上を目指します。
- 市街地を流れる千ノ川の整備・保全を進めます。
- 住民一人ひとりが都市づくりの主体となり、地区計画等の都市計画制度や建築協定等を活用し、良好な住環境の維持・向上を目指します。
- 茅ヶ崎駅周辺については、市民生活を支える商業・サービスの機能を充実するとともに文化施設や医療施設等の多様な機能を持つ市街地の維持・向上を目指します。
- 北茅ヶ崎駅に近接する工業地は、操業環境の維持・向上を促進し、工業地としての機能維持に努めます。
- 工場や大規模施設等の跡地の利用については、無秩序な転換を行わないよう社会情勢の変化や地域特性に応じた適正な土地利用を誘導します。

(2) 足を運びたくなる拠点の形成

○都市機能の集約の促進

- 茅ヶ崎駅周辺は、都市基盤の整備や土地の高度利用を促進し、商業・サービス機能等の多様な都市機能の充実に努めます。
- 市役所周辺の行政拠点地区は、中心市街地の活性化と市民生活の利便性の増進を図るため、都市計画制度の活用等を行いながら、行政や防災、文化教育機能の充実を進めます。

○訪れたくなる環境づくり

- 茅ヶ崎駅周辺は、建物更新に併せて、敷地の共同化^{*}等により公共空地の創出を図り、人と人との交流が生まれるような居心地の良い空間の整備を目指します。
- 茅ヶ崎市役所庁舎跡地の広場整備や中央公園の再整備では、魅力ある憩いの空間の整備を進め、人々が訪れたくなる拠点の形成を目指します。
- 茅ヶ崎市役所庁舎跡地の広場や中央公園では、自然とのふれあいやレクリエーション等を通じて、人と人との交流を育む場の形成を目指します。

^{*}敷地の共同化：2人以上の地権者が敷地を一体化して、建築物等を整備すること。



交通体系整備

(1) 安全で快適な道路交通の基盤づくり

○道路網等の整備と維持管理

- 周辺市町をつなぐ道路である東海岸寒川線（一中通り）や中海岸寒川線の整備に努めます。
- 主要な施設を結ぶ道路である新国道線の整備を進めることにより、住宅地内の通過交通車両を抑制し、良好な住環境の保全に努めます。
- 茅ヶ崎駅周辺へ集中する交通を抑制するため、環状道路である新国道線の整備を進めるとともに、東海岸寒川線（一中通り）や中海岸寒川線の整備に努めます。
- 幹線道路等を補完する道路である市道 0210 号線（梅田通り）の整備に努めます。
- 道路の計画的な維持管理や橋梁の長寿命化を進めます。

(2) 過度に自動車に依存しない交通体系の形成

○乗合交通の利便性向上

- 交通事業者及び近隣市町等と連携し、環境面への配慮及びユニバーサルデザインの視点を踏まえ、だれもが利用のしやすい乗合交通となるよう利用環境の形成に努めます。
- 北茅ヶ崎駅のバリアフリー化等に向けた取組を進めます。
- 茅ヶ崎駅及び北茅ヶ崎駅では、乗合交通の運行経路等のわかりやすい情報案内を通して、気軽に外出できる環境づくりを進めます。

(3) 暮らしを楽しむ移動環境の形成

○乗合交通に関する取組

- PR や利用促進キャンペーン等を通じて、乗るきっかけを提供することにより利用者の増加を目指します。

○歩行者空間・自転車利用環境の整備

- 歩道のバリアフリー化やベンチ等の休憩施設の設置等、歩行者が利用しやすく、歩きたくなる歩行者空間の整備を進めます。また、緑化等を含めた景観形成を図りながら、連続性のある歩行者空間の形成に努めます。
- 茅ヶ崎駅及び北茅ヶ崎駅周辺においては、「茅ヶ崎市バリアフリー基本構想」に基づくバリアフリー化等、安心して歩行者が通行することができる環境整備を進めます。
- 「第 2 次ちがさき自転車プラン」に基づき、自転車走行空間の整備を行うことで風を感じる空間づくり並びに自転車の有効活用及び利用促進を図ることで暮らしを楽しむ仕組みづくりに努めます。
- 交通事故の起きないまちを目指して、歩行者及び自転車利用者等にとって安全な道づくりを進めるとともに、警察等関係機関と連携をとりながら、交通規制及びルール啓発等安全対策を進めます。
- 駅周辺及び商業施設周辺に小規模な自転車駐車場等の設置を促進し、自転車等の利用者の利便性向上を目指すとともに、放置自転車の規制に努めます。



自然環境保全・緑地整備

(1) 人々が身近にふれあうみどりの充実

○身近なみどりの充実

- 公園や市街地の樹林、市民緑地、街路樹等の様々なみどりを保全・再生・創出することで、豊かな生活を送ることができる都市づくりを進めます。また、生物多様性への配慮を目指します。
- みどり豊かな空間を創出することで、都市拠点のみどりについて人が集まりにぎわいが生まれるよう、緑化を促進します。

○立地ごとのみどりの充実

- 千ノ川は、市民が親しむことができる環境づくりに努めるとともに、周辺のみどりとの連続性を高めることで、みどりのネットワークの形成を目指します。

○安全・安心で快適な暮らしを支えるみどりの充実

- みどりの防災・減災機能に着目し、延焼遅延効果を持つ街路樹や市街地の樹林等の保全を進めます。

○歴史と文化が息づくみどりの充実

- 本市の景観を形成する旧街道や明治期以降に建てられた別荘地の面影を残すマツ林等の保全・再生に努めます。

(2) 生きものが生息・生育するみどりの確保

○生物多様性の保全と生態系ネットワークの形成

- 千ノ川やまちのみどりは、快適な都市環境と健康的で豊かな生活を支えるとともに、生きものが生息・生育するために重要なものであるため、将来にわたり持続性のあるみどりとして保全・再生を進めます。

(3) みどりと人々が出会う協働の仕組みづくり

○多様な主体との連携

- 市街地の緑地や公園等、様々なみどりを活用することで、コミュニティの活性化を図り、人と人が出会う機会の創出を目指します。
- 市民・事業者・行政の協働により、緑化推進や維持管理のための情報提供や支援策の充実に努め、みどりと人々が出会う市民参加の仕組みの構築を目指します。
- みどりの保全活動を次世代へ継承していくための人材育成の仕組みの構築や、事業者や学校等教育機関でのみどりや生物多様性に関する取組を進めるための環境教育の場の創出を目指します。



都市景観形成

(1) 景観資源と眺望の保全と継承

○景観資源の保全

- 高砂緑地や美術館周辺に残された貴重なみどり豊かな景観を保全し、次世代への継承を目指します。

○眺望景観の保全

- 景観ポイントや眺望点の定点観測や景観の事前検証を行い、落ち着きと風格のある魅力的な眺望の保全を進めます。

(2) 屋外の生活を楽しめる空間の創出

○魅力ある公開空地や公共空間の創出

- 「茅ヶ崎市景観計画」に基づき、市役所周辺や茅ヶ崎駅周辺の整備、開発行為に併せて、緑陰空間^{*}やベンチの設置等、人が集い、にぎわいが生まれる空間づくりを進めます。
- 海岸の雰囲気伝え、公共交通が利用しやすい茅ヶ崎駅前広場へ再整備するとともに、愛称道路沿道については、海の雰囲気や店が作り出す個性あふれる、にぎわいのある沿道景観の形成を進めます。

(3) 茅ヶ崎の価値・魅力を体感できる機会の創出

○街なみに調和し、魅力あるサインの整備

- 茅ヶ崎市屋外広告物条例に基づき、街なみと調和した屋外広告物の規制・誘導を進めます。
- 茅ヶ崎駅北口周辺特別景観まちづくり地区等の景観上重要な地域については、各地区の景観まちづくりの方針に基づき、広告物の形態を誘導します。
- 「茅ヶ崎市公共サインガイドライン」に基づき、茅ヶ崎駅前広場は、ユニバーサルデザインに配慮するとともに、住む人や訪れた人が、茅ヶ崎で過ごす時間や生活を楽しむことができるように、「歩きたい、出掛けたい」と思える公共サインの整備を進めます。

○茅ヶ崎の魅力を伝える仕組みの構築

- 景観形成上特に重要な愛称道路の景観資源を活用し、地域の魅力を高める取組を検討します。
- 市民・事業者・行政の協働により、景観に関する講習会や景観まちづくりアドバイザーの派遣等を活用して、地域にふさわしい良好な景観形成を目指します。

^{*}緑陰空間：木の青葉が茂ってできる日陰、木陰（緑陰）が整備された空間のこと。



住環境整備

(1) 快適な住環境の形成

○良好な住環境の形成

- 高齢化が進展する住宅地では、多様な世代が共生する住環境の整備を目指します。
- まちなかのオープンスペースや小・中学校等の公共施設の活用により、人々の交流の場づくりを目指します。

○空き家・空き地等への施策推進

- 空き家・空き地等の発生予防及び適切な管理、空き家等及び除却した空き家等の跡地の利活用を進めます。

○快適な住環境を支える都市基盤整備の推進継続

- 道路・下水道・公園等の都市基盤の整備や維持管理を引き続き進めます。
- ^{あい}狭隘道路については、住民の協力を得ながら順次解消に努めます。
- 公共下水道（污水）整備を行うとともに、整備が完了した区域においては、住宅等の排水設備の接続を促進します。
- 日常生活や社会活動に重大な影響を及ぼす下水道に起因する事故や機能停止を未然に防ぎ、下水道サービスを常に確保するため、「茅ヶ崎市公共下水道施設維持管理計画」に基づき、老朽化した管路やポンプ場等下水道施設の計画的な改築に努めます。
- 公園の整備にあたっては、公園が不足し充実が求められる地域へ、クラスター（延焼運命共同体）の状況や空き地の分布状況を踏まえながら適切な配置を検討します。
- 公園の施設については、「茅ヶ崎市公園施設長寿命化計画」を策定し、維持管理を進めます。

(2) 安心して住み続けられる住環境の形成

○地域の見守りの推進

- 犯罪の発生しやすい死角や暗がり減らすといったハード面の環境整備とあわせて、不審者を警戒する住民による見守りを促進します。

○セーフティネットの構築

- 高齢者や障害者等が安心して地域で住み続けられるよう、住宅や地域での生活支援に係る情報が共有される住まいと暮らしのセーフティネットの構築を目指します。

○住宅改善と良質な住宅供給の促進

- 大規模地震に備え、住宅の耐震化や不燃化等に関して必要な支援や制度の導入を促進します。
- 建築物については、耐震化や不燃化、バリアフリー化による改善を促進するとともに、耐久性や省エネルギー等の面で品質と性能が高い良質な住宅の供給を促進します。



都市防災

(1) 災害時の被害の軽減と、都市機能の維持を実現できる基盤づくり

○地震に強い都市基盤の整備

- 災害時における緊急活動の円滑化や避難路の確保のため、道路の計画的な維持管理や橋梁^{りょう}の長寿命化を進めます。
- 災害時の被害の軽減や被災後の迅速な復旧、物資供給等のため、重要な役割を果たす緊急輸送路を補完する道路である東海岸寒川線（一中通り）の整備に努めます。
- 災害時における避難路の確保や緊急活動の円滑化のため、土地所有者に積極的に働きかけ、住民の協力を得ながら順次狭隘^{あい}道路の解消に努めます。
- 避難所や医療拠点等から柳島水再生センターを結ぶ管路や緊急輸送路に埋設された管路等の地震対策を進めます。
- 倒壊の危険性が高い公共建築物の地震対策を進めるとともに、避難路沿道の建築物や多くの人が利用する建築物等の地震対策を促進します。

○雨に強い都市基盤の整備

- 浸水の軽減のため、公共下水道（雨水）の管渠^{きょ}やポンプ場の整備、市が管理する千ノ川の整備を、下流側の河川の整備状況を踏まえて進めます。また、宅地内雨水の流出抑制の対策を促進します。

○災害情報の伝達体制の整備

- 市民に迅速かつ確実に災害情報を伝達するため、防災行政用無線・防災ラジオ・電子メール・ホームページ等の多様な媒体を活用した情報伝達手段の整備を進めます。

○災害に備えた機能の整備

- 災害時の応急対策活動を行ううえで重要となる公共施設を、防災上重要な拠点として、災害時にその機能を十分に維持できるように、必要な整備を進めます。
- 災害による被害を軽減するため、地震や津波、クラスター（延焼運命共同体）内における延焼火災、洪水等の災害種別に応じた避難所・避難場所や延焼遮断帯等の防災上の空間の確保や機能の拡充に努めます。
- 大規模な開発や土地利用転換等に際しては、その街区の安全性に加え、周辺市街地への防災効果を踏まえた計画への誘導を目指します。
- 災害時でも最低限の事業活動や生活の継続を図るために、エネルギー供給の確保を働きかけるとともに、早期復旧を目指します。



(2) 被災後の復興に向けた取組の推進

○復興準備に取り組む体制の構築

- 平常時から市民や事業者、各種団体、学校、行政等の主体が連携して復興の準備に取り組むための意識の向上、体制づくりに努めます。
- 大規模災害からの迅速な復旧・復興に資する土地の基礎的な情報（官民境界等）の整備を進めます。

(3) 自助・共助による取組の促進

○一人ひとりの防災意識の向上

- 日頃から自分の身を守るための備えや適切な避難行動をとれるよう、洪水や津波、液状化等のハザードマップ、地域危険度測定調査結果等により地域の災害リスクのさらなる周知を図り、市民一人ひとりの防災意識の向上を促進します。

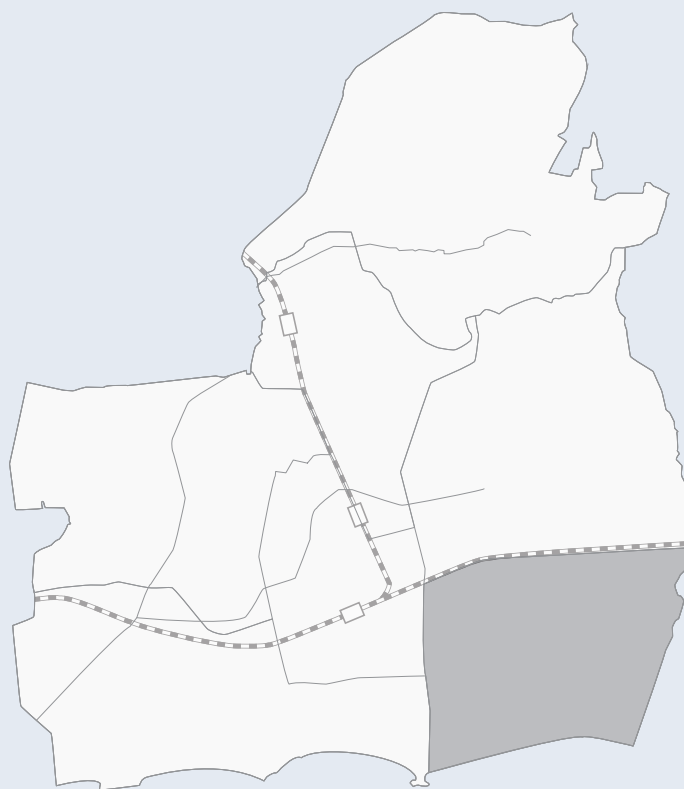
○地域と取り組む防災対策

- 災害対策地区防災拠点打合会や地区防災訓練等の機会を通じて、避難所の円滑な開設や運営を行う体制の構築を目指します。
- 茅ヶ崎市避難行動要支援者支援制度の周知に努め、災害時に支援を必要とする避難行動要支援者の自らの備えとともに、地域で支援する共助の体制づくりを促進します。
- いざという時に地域でお互いに助け合えるよう、防災資機材の整備や連絡体制の構築、防災訓練の実施等の地域の防災活動を支援します。



2-2

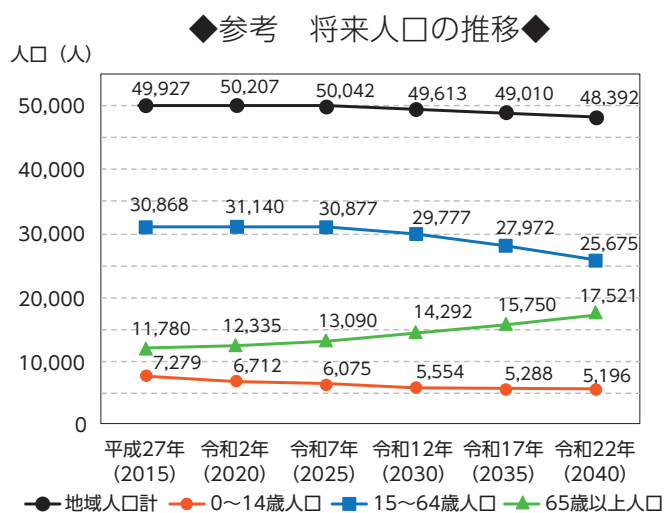
『南東部地域』の都市づくりの方向





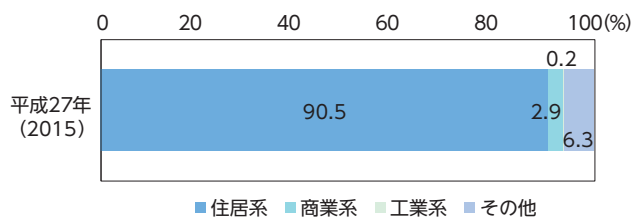
2-2-1 地域特性

- 南東部地域は、地区の約 60%を住宅用地、公園等が 5%強、商業用地が 2%強を占めており、住宅用地の割合が高い地域となっています。
- 辻堂駅周辺には商業施設が立地しており、地域の南部には、海岸や砂防林が広がっています。
- 公共交通では、辻堂駅から各方面へバス路線が整備されているとともに、コミュニティバスえぼし号の路線が整備されており、公共交通中心の交通体系となっています。
- 年齢別人口構成は、40～50 歳代と 0～10 歳代が全市平均を上回っており、子育て世代が多く居住している状況です。また、80 歳代以上も全市平均と比較して若干、上回っている状況です。

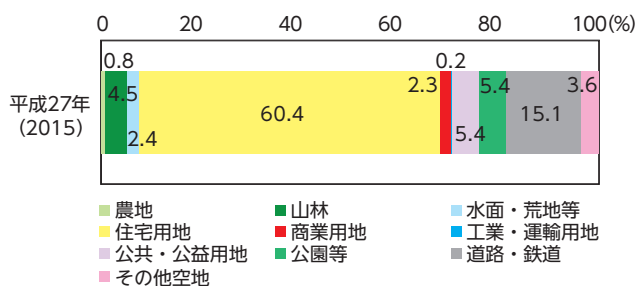


(注) 平成 27 年 (2015 年) 国勢調査を基に推計しています。

◆建物用途別床面積割合 (平成 27 年 (2015 年))◆



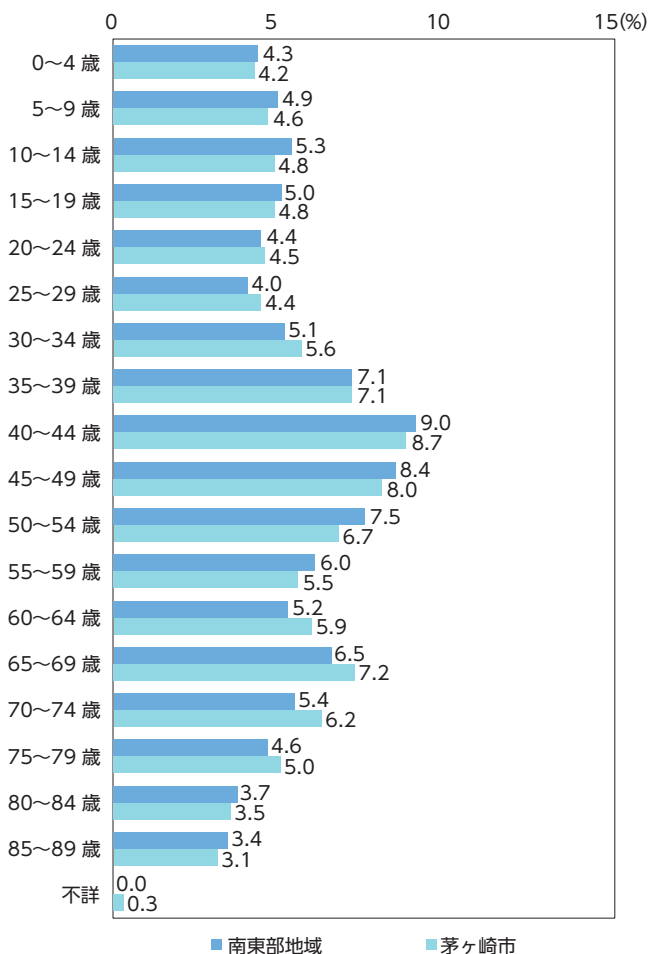
◆土地利用構成割合 (平成 27 年 (2015 年))◆



資料：平成 29 年度 (2017 年度)

茅ヶ崎市都市計画基礎調査解析業務報告書

◆年齢別人口の構成 (平成 27 年 (2015 年))◆



資料：平成 27 年 (2015 年) 国勢調査

(注) 四捨五入の端数処理をしているため合計が 100%にならない場合があります。



2-2-3 都市づくりの方針



土地利用

(1) 地域特性を生かした都市づくり

○地域に根ざした文化を生かした都市づくり

- 潮風を感じる閑静な住宅地である本地域は、人々が築き上げてきた文化を踏まえ、まちの過ごしやすさの向上を目指します。
- 本市の象徴的な自然環境を形成する海岸等の整備・保全を目指します。
- 住民一人ひとりが都市づくりの主体となり、地区計画等の都市計画制度や建築協定等を活用し、良好な住環境の維持・向上を目指します。
- 住まいの近くに生活に必要な施設を確保するために商業施設等の維持・整備を目指します。
- 工場や大規模施設等の跡地の利用については、無秩序な転換を行わないよう社会情勢の変化や地域特性に応じた適正な土地利用を誘導します。

(2) 足を運びたくなる拠点の形成

○都市機能の集約の促進

- 辻堂駅周辺の都市拠点は、藤沢市の都市づくりと連携しながら、商業・サービス機能・行政機能等の保全や向上を目指します。

○訪れたくなる環境づくり

- ヘッドランド周辺では、自然とのふれあいやレクリエーション等を通じて、人と人との交流を育む場の形成を目指します。



交通体系整備

(1) 安全で快適な道路交通の基盤づくり

○道路網等の整備と維持管理

- 周辺市町をつなぐ道路である東海岸寒川線（一中通り）の整備に努めます。
- 主要な施設を結ぶ道路の整備により、住宅地内の通過交通車両を抑制し、良好な住環境の保全に努めます。
- 茅ヶ崎駅周辺へ集中する交通を抑制するため、環状道路である東海岸寒川線（一中通り）の整備に努めます。
- 道路の計画的な維持管理を進めます。



(2) 過度に自動車に依存しない交通体系の形成

○乗合交通の利便性向上

- 交通事業者及び近隣市町等と連携し、環境面への配慮及びユニバーサルデザインの視点を踏まえ、だれもが利用のしやすい乗合交通となるよう利用環境の形成に努めます。
- 辻堂駅では、乗合交通の運行経路等のわかりやすい情報案内を通して、気軽に外出できる環境づくりを進めます。
- サイクルアンドバスライドの設置やバス停の整備等、乗合交通への乗り換えの利便性の向上に努めます。

(3) 暮らしを楽しむ移動環境の形成

○乗合交通に関する取組

- PR や利用促進キャンペーン等を通じて、乗るきっかけを提供することにより利用者の増加を目指します。

○歩行者空間・自転車利用環境の整備

- 歩道のバリアフリー化やベンチ等の休憩施設の設置等、歩行者が利用しやすく、歩きたくなる歩行者空間の整備を進めます。また、緑化等を含めた景観形成を図りながら、連続性のある歩行者空間の形成に努めます。
- 辻堂駅周辺においては、「茅ヶ崎市バリアフリー基本構想」において整備促進地区として定められており、公共ガイドラインに基づくサイン等の整備等、安心して歩行者が通行することができる環境整備を進めます。
- 「第2次ちがさき自転車プラン」に基づき、自転車走行空間の整備を行うことで風を感じる空間づくり並びに自転車の有効活用及び利用促進を図ることで暮らしを楽しむ仕組みづくりに努めます。
- 交通事故の起きないまちを目指して、歩行者及び自転車利用者等にとって安全な道づくりを進めるとともに、警察等関係機関と連携をとりながら、交通規制及びルール啓発等安全対策を進めます。
- 駅周辺及び商業施設周辺に小規模な自転車駐車場等の設置を促進し、自転車等の利用者の利便性向上を目指すとともに、放置自転車の規制に努めます。



自然環境保全・緑地整備

(1) 人々が身近にふれあうみどりの充実

○身近なみどりの充実

- 公園や市街地の樹林、市民緑地、街路樹等の様々なみどりを保全・再生・創出することで、豊かな生活を送ることができる都市づくりを進めます。また、生物多様性への配慮を目指します。
- みどり豊かな空間を創出することで、都市拠点のみどりについて人が集まりにぎわいが生まれるよう、緑化を促進します。

○立地ごとのみどりの充実

- 海浜植物等海岸固有の生きものが生息・生育する海岸環境を、生物多様性に配慮しながら、保全・再生を進めます。また、茅ヶ崎の個性ある海岸の景観を構成し、潮風や飛砂の害を防ぐ湘南海岸砂防林を県と連携を図り、保全を進めます。
- 農産物の生産の場としての役割に加えて、防災・減災や生きものの生息・生育空間、景観形成、環境学習、レクリエーションの場等の多面的な機能を持つ農地の確保に努めます。

○安全・安心で快適な暮らしを支えるみどりの充実

- みどりの防災・減災機能に着目し、生産緑地等の保全や延焼遅延効果を持つ街路樹や市街地の樹林等の保全を進めます。

○歴史と文化が息づくみどりの充実

- 本市の景観を形成する旧街道や明治期以降に建てられた別荘地の面影を残すマツ林等の保全・再生に努めます。

(2) 生きものが生息・生育するみどりの確保

○生物多様性の保全と生態系ネットワークの形成

- 海岸やまちのみどりは、快適な都市環境と健康的で豊かな生活を支えるとともに、生きものが生息・生育するために重要なものであるため、将来にわたり持続性のあるみどりとして保全・再生を進めます。

(3) みどり与人々が出会う協働の仕組みづくり

○多様な主体との連携

- 自然環境や公園等、様々なみどりを活用することで、コミュニティの活性化を図り、人と人が出会う機会の創出を目指します。
- 市民・事業者・行政の協働により、緑化推進や維持管理のための情報提供や支援策の充実に努め、みどり与人々が出会う市民参加の仕組みの構築を目指します。
- みどりの保全活動を次世代へ継承していくための人材育成の仕組みの構築や、事業者や学校等教育機関でのみどりや生物多様性に関する取組を進めるための環境教育の場の創出を目指します。



都市景観形成

(1) 景観資源と眺望の保全と継承

○景観資源の保全

- 菱沼海岸や国道 134 号に架かる歩道橋からの眺望、サーフィンスポット等、海の空気と文化を感じる景観資源を保全し、次世代への継承を目指します。

○眺望景観の保全

- 景観ポイントや眺望点の定点観測や景観の事前検証を行い、富士山やえぼし岩等魅力ある眺望の保全を進めます。

(2) 屋外の生活を楽しめる空間の創出

○魅力ある公開空地や公共空間の創出

- 「茅ヶ崎市景観計画」に基づき、交流拠点の整備や開発行為に併せて、海岸地域の文化を体感・発信する公共空間づくりを進めます。

(3) 茅ヶ崎の価値・魅力を体感できる機会の創出

○街なみに調和し、魅力あるサインの整備

- 茅ヶ崎市屋外広告物条例に基づき、街なみと調和した屋外広告物の規制・誘導を進めます。
- 「茅ヶ崎市公共サインガイドライン」に基づき、ユニバーサルデザインに配慮するとともに、住む人や訪れた人が、茅ヶ崎で過ごす時間や生活を楽しむことができるように、「歩きたい、出掛けたい」と思える公共サインの整備を進めます。

○茅ヶ崎の魅力を伝える仕組みの構築

- 歴史的価値のある建築物や、旧別荘地の面影を残す緑地や樹林、景観形成上特に重要な愛称道路の景観資源を活用し、地域の魅力を高める取組を検討します。
- 市民・事業者・行政の協働により、景観に関する講習会や景観まちづくりアドバイザーの派遣等を活用して、地域にふさわしい良好な景観形成を目指します。



住環境整備

(1) 快適な住環境の形成

○良好な住環境の形成

- 高齢化が進展する住宅地では、多様な世代が共生する住環境の整備を目指します。
- まちなかのオープンスペースや地域の公民館、小・中学校等の公共施設の活用により、人々の交流の場づくりを目指します。

○空き家・空き地等への施策推進

- 空き家・空き地等の発生予防及び適切な管理、空き家等及び除却した空き家等の跡地の利活用を進めます。

○快適な住環境を支える都市基盤整備の推進継続

- 道路・下水道・公園等の都市基盤の整備や維持管理を引き続き進めます。
- ^{あい}狭隘道路については、住民の協力を得ながら順次解消に努めます。
- 日常生活や社会活動に重大な影響を及ぼす下水道に起因する事故や機能停止を未然に防ぎ、下水道サービスを常に確保するため、「茅ヶ崎市公共下水道施設維持管理計画」に基づき、老朽化した管路やポンプ場等下水道施設の計画的な改築に努めます。
- 公園の整備にあたっては、公園が不足し充実が求められる地域へ、クラスター（延焼運命共同体）の状況や空き地の分布状況を踏まえながら適切な配置を検討します。
- 公園の施設については、「茅ヶ崎市公園施設長寿命化計画」を策定し、維持管理を進めます。

(2) 安心して住み続けられる住環境の形成

○地域の見守りの推進

- 犯罪の発生しやすい死角や暗がり減らすといったハード面の環境整備とあわせて、不審者を警戒する住民による見守りを促進します。

○セーフティネットの構築

- 高齢者や障害者等が安心して地域で住み続けられるよう、住宅や地域での生活支援に係る情報が共有される住まいと暮らしのセーフティネットの構築を目指します。

○住宅改善と良質な住宅供給の促進

- 大規模地震に備え、住宅の耐震化や不燃化等に関して必要な支援や制度の導入を促進します。
- 建築物については、耐震化や不燃化、バリアフリー化による改善を促進するとともに、耐久性や省エネルギー等の面で品質と性能が高い良質な住宅の供給を促進します。



都市防災

(1) 災害時の被害の軽減と、都市機能の維持を実現できる基盤づくり

○地震に強い都市基盤の整備

- 災害時における緊急活動の円滑化や避難路の確保のため、道路の計画的な維持管理を進めます。
- 災害時の被害の軽減や被災後の迅速な復旧、物資供給等のため、重要な役割を果たす緊急輸送路を補完する道路である東海岸寒川線（一中通り）の整備に努めます。
- 災害時における避難路の確保や緊急活動の円滑化のため、土地所有者に積極的に働きかけ、住民の協力を得ながら順次狭隘^{あい}道路の解消に努めます。
- 避難所や医療拠点等から柳島水再生センターを結ぶ管路や緊急輸送路に埋設された管路等の地震対策を進めます。
- 倒壊の危険性が高い公共建築物の地震対策を進めるとともに、避難路沿道の建築物や多くの人が利用する建築物等の地震対策を促進します。

○雨に強い都市基盤の整備

- 浸水の軽減のため、公共下水道（雨水）の管渠^{きょ}の整備を進めます。また、宅地内雨水の流出抑制の対策を促進します。

○災害情報の伝達体制の整備

- 市民に迅速かつ確実に災害情報を伝達するため、防災行政用無線・防災ラジオ・電子メール・ホームページ等の多様な媒体を活用した情報伝達手段の整備を進めます。

○災害に備えた機能の整備

- 災害時の応急対策活動を行ううえで重要となる公共施設を、防災上重要な拠点として、災害時にその機能を十分に維持できるように、必要な整備を進めます。
- 災害による被害を軽減するため、地震や津波、クラスター（延焼運命共同体）内における延焼火災、洪水等の災害種別に応じた避難所・避難場所や延焼遮断帯等の防災上の空間の確保や機能の拡充に努めます。
- 大規模な開発や土地利用転換等に際しては、その街区の安全性に加え、周辺市街地への防災効果を踏まえた計画への誘導を目指します。
- 災害時でも最低限の事業活動や生活の継続を図るために、エネルギー供給の確保を働きかけるとともに、早期復旧を目指します。



(2) 被災後の復興に向けた取組の推進

○復興準備に取り組む体制の構築

- 平常時から市民や事業者、各種団体、学校、行政等の主体が連携して復興の準備に取り組むための意識の向上、体制づくりに努めます。
- 地籍調査を実施し、大規模災害からの迅速な復旧・復興に資する土地の基礎的な情報（官民境界等）の整備を進めます。

(3) 自助・共助による取組の促進

○一人ひとりの防災意識の向上

- 日頃から自分の身を守るための備えや適切な避難行動をとれるよう、洪水や津波、液状化等のハザードマップ、地域危険度測定調査結果等により地域の災害リスクのさらなる周知を図り、市民一人ひとりの防災意識の向上を促進します。

○地域と取り組む防災対策

- 災害対策地区防災拠点打合会や地区防災訓練等の機会を通じて、避難所の円滑な開設や運営を行う体制の構築を目指します。
- 茅ヶ崎市避難行動要支援者支援制度の周知に努め、災害時に支援を必要とする避難行動要支援者の自らの備えとともに、地域で支援する共助の体制づくりを促進します。
- いざという時に地域でお互いに助け合えるよう、防災資機材の整備や連絡体制の構築、防災訓練の実施等の地域の防災活動を支援します。



2-3

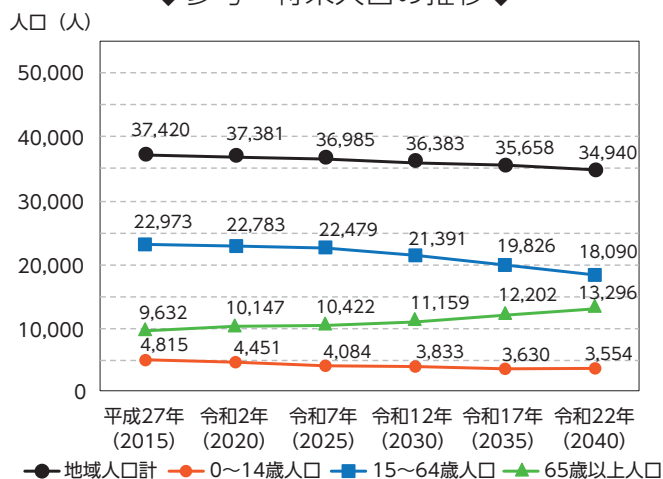
『南西部地域』の都市づくりの方向



2-3-1 地域特性

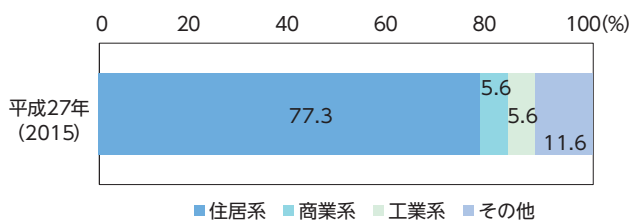
- 南西部地域は、地区の 40%弱を住宅用地、公園等が 8%弱、公共・公益用地が 7%を占めており、公園等や公共・公益用地の割合が高い地域となっています。
- 東海道本線南側に住居系用途地域が広がっています。相模川河口部は市街化調整区域となっており、柳島キャンプ場、柳島スポーツ公園及びゴルフ場等が立地しています。
- 道路では、国道 1 号、柳島小和田線（鉄砲道）、国道 134 号が東西方向に、東海岸寒川線（一中通り）、（県）茅ヶ崎停車場茅ヶ崎線（雄三通り）、（県）柳島寒川線（産業道路）が南北方向に走っています。国道 134 号では 4 車線化が完了するとともに、さがみ縦貫道路の開通により、広域的な交通の利便性が高まる中、道の駅の整備が進められています。
- 年齢別人口構成は、20～30 歳代が全市平均を下回り、40～50 歳代が全市平均を上回っています。また、75 歳以上も全市平均を上回っている状況です。

◆参考 将来人口の推移◆

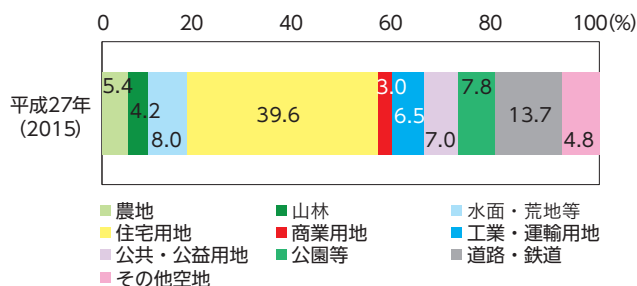


（注）平成 27 年（2015 年）国勢調査を基に推計しています。

◆建物用途別床面積割合（平成 27 年（2015 年））◆



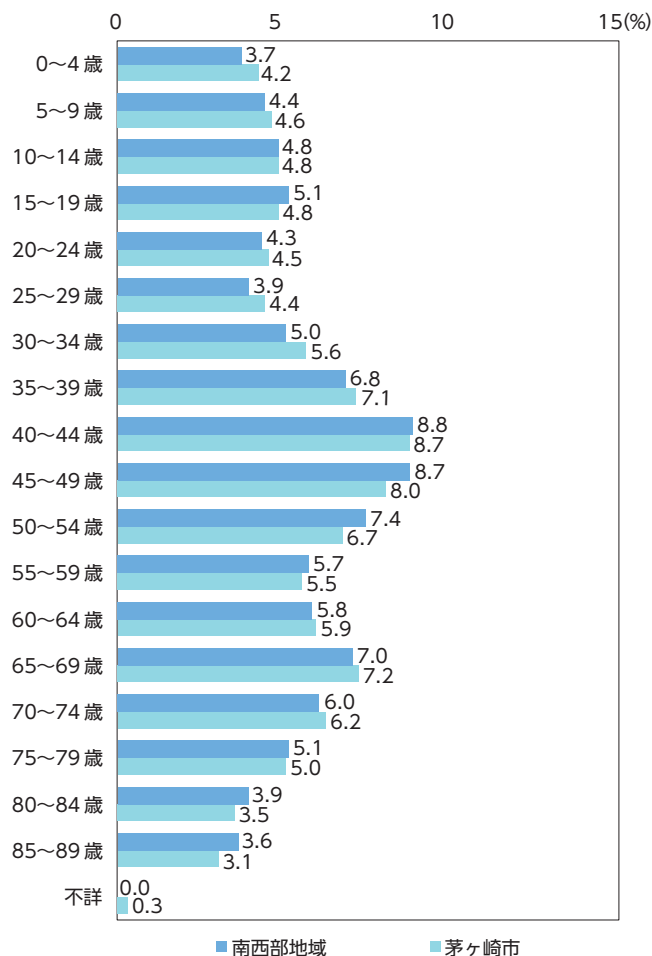
◆土地利用構成割合（平成 27 年（2015 年））◆



資料：平成 29 年度（2017 年度）

茅ヶ崎市都市計画基礎調査解析業務報告書

◆年齢別人口の構成（平成 27 年（2015 年））◆



資料：平成 27 年（2015 年）国勢調査

（注）四捨五入の端数処理をしているため合計が 100%にならない場合があります。



2-3-2 地域の将来像

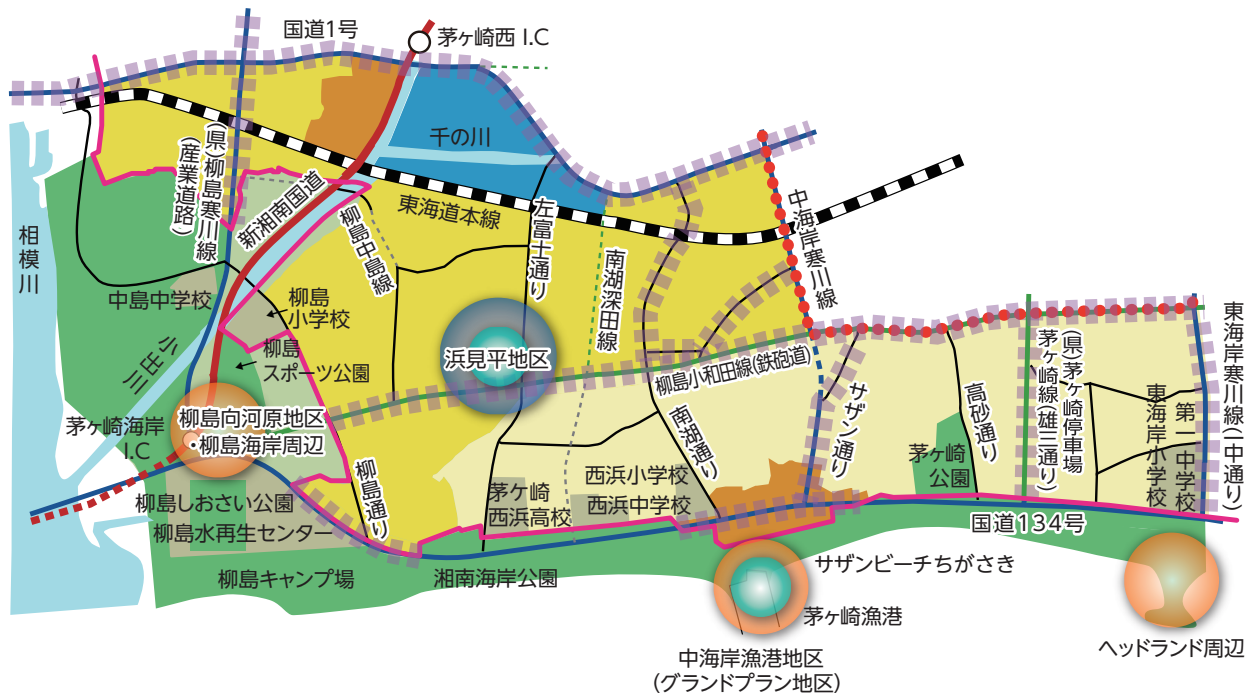
ウォーターフロントとして多様な交流を育む開放的なまち

- 海や河川等の自然環境の中、近世から現在まで続く人々の営みが育んだ歴史や文化を継承し、海や河川等を感じることができるまちを目指します。
- 浜見平地区や柳島向河原地区等の新しい拠点からは、地域の文化を発信し、市内外から人々が訪れ、海辺の玄関口として新たな交流、にぎわいの創出を目指します。
- 生活・防災を支える公園や新しい商業施設、昔ながらの商店が共存し、子どもからお年寄りに配慮した多様な世代の暮らしができるまちを目指します。

◆南西部地域整備方針図◆



凡	例
商業・業務ゾーン	都市拠点
集約市街地ゾーン	生活・防災の機能を持つ拠点
低層住居ゾーン	交流拠点
低中層住居ゾーン	景観拠点
多目的ゾーン	環状道路
工業・業務ゾーン	行政文化施設
緑地・公園ゾーン	河川
農地・集落ゾーン	市街化区域
沿道施設ゾーン	その他道路
鉄道	その他道路(計画・構想)
自動車専用道路	
主要幹線	
主要幹線(計画・構想)	
都市幹線	
都市幹線(計画・構想)	





2-3-3 都市づくりの方針



土地利用

(1) 地域特性を生かした都市づくり

○地域に根ざした文化を生かした都市づくり

- 海・河川等の自然環境や、人が多く集まる浜見平地区・柳島向河原地区等の新しい拠点
を有する本地域は、現在まで続く人々の営みが育んだ歴史や文化を踏まえ、まちの過ごし
やすさの向上を目指します。
- 本市の象徴的な自然環境を形成する河川や海岸、農地等の整備・保全を目指します。
- 住民一人ひとりが都市づくりの主体となり、地区計画等の都市計画制度や建築協定等を活
用し、良好な住環境の維持・向上を目指します。
- 住まいの近くに生活に必要な施設を確保するために商業施設等の維持・整備を目指します。
- 東海道本線沿線の工業地については、操業環境の維持・向上を促進し、既存の工業地と
しての機能維持に努めます。
- 工場や大規模施設等の跡地の利用については、無秩序な転換を行わないよう社会情勢の
変化や地域特性に応じた適正な土地利用を誘導します。

(2) 足を運びたくなる拠点の形成

○都市機能の集約の促進

- 浜見平地区は南西部地域の拠点として、多様な世代がいきいきと暮らし続けられるよう生
活の利便性向上や防災機能の向上を促進します。

○訪れたくなる環境づくり

- 浜見平地区やその他の交流拠点は、魅力ある空間の整備を進めることにより、人々が訪れ
たくなる拠点の形成を目指します。
- さがみ縦貫道路等の広域的な幹線道路に近接する柳島向河原地区・柳島海岸周辺は、自
然とのふれあいやレクリエーション、さらには茅ヶ崎市の情報発信を通して市内外から人が
集まり、人と人との交流を育む拠点を目指します。
- ヘッドランド周辺等の海岸では、自然とのふれあいやレクリエーション等を通じて、人と人
との交流を育む場の形成を目指します。
- 浜降祭や漁港等の地域文化を伝承してきた中海岸漁港地区は、富士山や海を見ながら散
策できる市民の憩いの場とするとともに、文化や観光、商業機能の適切な誘導を図り、訪
れる人が楽しむことができる場の形成を目指します。



交通体系整備

(1) 安全で快適な道路交通の基盤づくり

○道路網等の整備と維持管理

- 周辺市町をつなぐ道路である東海岸寒川線（一中通り）や中海岸寒川線の整備を目指します。
- 主要な施設を結ぶ道路の整備により、住宅地内の通過交通車両を抑制し、良好な住環境の保全に努めます。
- 茅ヶ崎駅周辺へ集中する交通を抑制するため、環状道路である中海岸寒川線の整備に努めます。
- 道路の計画的な維持管理や橋梁の長寿命化を進めます。

(2) 過度に自動車に依存しない交通体系の形成

○乗合交通の利便性向上

- 地域の交通の特性を考慮し、その地域に適した乗合交通のあり方を検討します。
- 交通事業者や近隣市町等と連携するとともに、既存の公共手段にとらわれることのない便利な乗合交通環境となるよう努めます。
- 浜見平地区では、乗合交通の運行経路等のわかりやすい情報案内を通して、気軽に外出できる環境づくりを進めます。
- サイクルアンドバスライドの設置やバス停の整備等、乗合交通への乗り換えの利便性の向上に努めます。

(3) 暮らしを楽しむ移動環境の形成

○乗合交通に関する取組

- PR や利用促進キャンペーン等を通じて、乗るきっかけを提供することにより利用者の増加を目指します。

○歩行者空間・自転車利用環境の整備

- 歩道のバリアフリー化やベンチ等の休憩施設の設置等、歩行者が利用しやすく、歩きたくなる歩行者空間の整備を進めます。また、緑化等を含めた景観形成を図りながら、連続性のある歩行者空間の形成に努めます。
- 「第2次ちがさき自転車プラン」に基づき、自転車走行空間の整備を行うことで風を感じる空間づくり並びに自転車の有効活用及び利用促進を図ることで暮らしを楽しむ仕組みづくりに努めます。
- 交通事故の起きないまちを目指して、歩行者及び自転車利用者等にとって安全な道づくりを進めるとともに、警察等関係機関と連携をとりながら、交通規制及びルール啓発等安全対策を進めます。



自然環境保全・緑地整備

(1) 人々が身近にふれあうみどりの充実

○身近なみどりの充実

- 公園や市街地の樹林、市民緑地、街路樹等の様々なみどりを保全・再生・創出することで、豊かな生活を送ることができる都市づくりを進めます。また、生物多様性への配慮を目指します。

○立地ごとのみどりの充実

- 小出川や千ノ川は、市民が親しむことができる環境づくりに努めるとともに、周辺のみどりと連続性を高めることで、みどりのネットワークの形成を目指します。
- 海浜植物等海岸固有の生きものが生息・生育する海岸環境を、生物多様性に配慮しながら、保全・再生を進めます。また、茅ヶ崎の個性ある海岸の景観を構成し、潮風や飛砂の害を防ぐ湘南海岸砂防林を県と連携を図り、保全を進めます。
- 農産物の生産の場としての役割に加えて、防災・減災や生きものの生息・生育空間、景観形成、環境学習、レクリエーションの場等の多面的な機能を持つ農地の保全を進めます。

○安全・安心で快適な暮らしを支えるみどりの充実

- みどりの防災・減災機能に着目し、延焼遅延効果を持つ街路樹や市街地の樹林等の保全を進めます。

○歴史と文化が息づくみどりの充実

- 本市の景観を形成する旧街道や史跡のみどり、明治期以降に建てられた別荘地の面影を残すマツ林等の保全・再生に努めます。

(2) 生きものが生息・生育するみどりの確保

○生物多様性の保全と生態系ネットワークの形成

- 小出川や千ノ川、海岸、農地、まちのみどりは、快適な都市環境と健康的で豊かな生活を支えるとともに、生きものが生息・生育するために重要なものであるため、将来にわたり持続性のあるみどりとして保全・再生を進めます。
- 生物多様性の保全のため、自然環境評価調査において特に重要な自然環境として位置付けられた柳島の海岸等を生態系ネットワークの核（コア）として保全を進めます。

(3) みどりと人々が会う協働の仕組みづくり

○多様な主体との連携

- 自然環境や公園等、様々なみどりを活用することで、コミュニティの活性化を図り、人と人が出会う機会の創出を目指します。
- 市民・事業者・行政の協働により、緑化推進や維持管理のための情報提供や支援策の充実に努め、みどりと人々が出会う市民参加の仕組みの構築を目指します。
- みどりの保全活動を次世代へ継承していくための人材育成の仕組みの構築や、事業者や学校等教育機関でのみどりや生物多様性に関する取組を進めるための環境教育の場の創出を目指します。



都市景観形成

(1) 景観資源と眺望の保全と継承

○景観資源の保全

- 氷室邸や旧南湖院第一病舎、旧藤間家住宅等の歴史的価値のある建造物や、サザンビーチ・ヘッドランドからの眺望等、海の空気と文化を感じる景観資源を保全し、次世代への継承を目指します。

○眺望景観の保全

- 景観ポイントや眺望点の定点観測や景観の事前検証を行い、富士山やえぼし岩等魅力ある眺望の保全を進めます。

(2) 屋外の生活を楽しめる空間の創出

○魅力ある公開空地や公共空間の創出

- 「茅ヶ崎市景観計画」に基づき、浜見平地区や道の駅等の新たな拠点づくりに併せて、海岸地域の文化を体感・発信する公共空間づくりを進めます。

(3) 茅ヶ崎の価値・魅力を体感できる機会の創出

○街なみに調和し、魅力あるサインの整備

- 茅ヶ崎市屋外広告物条例に基づき、街なみと調和した屋外広告物の規制・誘導を進めます。
- 浜見平地区特別景観まちづくり地区や茅ヶ崎海岸・漁港周辺特別景観まちづくり地区等の景観上重要な地域については、各地区の景観まちづくりの方針に基づき、広告物の形態を誘導します。
- 「茅ヶ崎市公共サインガイドライン」に基づき、ユニバーサルデザインに配慮するとともに、住む人や訪れた人が、茅ヶ崎で過ごす時間や生活を楽しむことができるように、「歩きたい、出掛けたい」と思える公共サインの整備を進めます。

○茅ヶ崎の魅力を伝える仕組みの構築

- 氷室邸や旧南湖院第一病舎、旧藤間家住宅等の歴史的価値のある建築物や景観形成上特に重要な愛称道路の景観資源を活用し、地域の魅力を高める取組を検討します。
- 市民・事業者・行政の協働により、景観に関する講習会や景観まちづくりアドバイザーの派遣等を活用して、地域にふさわしい良好な景観形成を目指します。



住環境整備

(1) 快適な住環境の形成

○良好な住環境の形成

- 高齢化が進展する住宅地では、多様な世代が共生する住環境の整備を目指します。
- まちなかの農地をはじめとしたオープンスペースや地域の公民館、小・中学校等の公共施設の活用により、人々の交流の場づくりを目指します。

○空き家・空き地等への施策推進

- 空き家・空き地等の発生予防及び適切な管理、空き家等及び除却した空き家等の跡地の利活用を進めます。

○快適な住環境を支える都市基盤整備の推進継続

- 道路・下水道・公園等の都市基盤の整備や維持管理を引き続き進めます。
- 狭隘道路^{あい}については、住民の協力を得ながら順次解消に努めます。
- 市街化区域においては、公共下水道（污水）整備を行うとともに、整備が完了した区域においては、住宅等の排水設備の接続を促進します。市街化調整区域においては、合併処理浄化槽の設置を支援するとともに、投資効果の高い区域においては公共下水道（污水）の整備に努めます。
- 日常生活や社会活動に重大な影響を及ぼす下水道に起因する事故や機能停止を未然に防ぎ、下水道サービスを常に確保するため、「茅ヶ崎市公共下水道施設維持管理計画」に基づき、老朽化した管路やポンプ場等下水道施設の計画的な改築に努めます。
- 公園の整備にあたっては、公園が不足し充実が求められる地域へ、クラスター（延焼運命共同体）の状況や空き地の分布状況を踏まえながら適切な配置を検討します。
- 公園の施設については、「茅ヶ崎市公園施設長寿命化計画」を策定し、維持管理を進めます。

(2) 安心して住み続けられる住環境の形成

○地域の見守りの推進

- 犯罪の発生しやすい死角や暗がり減らすといったハード面の環境整備とあわせて、不審者を警戒する住民による見守りを促進します。

○セーフティネットの構築

- 高齢者や障害者等が安心して地域で住み続けられるよう、住宅や地域での生活支援に係る情報が共有される住まいと暮らしのセーフティネットの構築を目指します。

○住宅改善と良質な住宅供給の促進

- 大規模地震に備え、住宅の耐震化や不燃化等に関して必要な支援や制度の導入を促進します。
- 建築物については、耐震化や不燃化、バリアフリー化による改善を促進するとともに、耐久性や省エネルギー等の面で品質と性能が高い良質な住宅の供給を促進します。



都市防災

(1) 災害時の被害の軽減と、都市機能の維持を実現できる基盤づくり

○地震に強い都市基盤の整備

- 災害時における緊急活動の円滑化や避難路の確保のため、道路の計画的な維持管理や橋梁^{りょう}の長寿命化を進めます。
- 災害時における避難路の確保や緊急活動の円滑化のため、土地所有者に積極的に働きかけ、住民の協力を得ながら順次狭隘^{あいち}道路の解消に努めます。
- 避難所や医療拠点等から柳島水再生センターを結ぶ管路や緊急輸送路に埋設された管路等の地震対策を進めます。また、県が進める柳島水再生センターの地震対策についても、連携を図り進めます。
- 倒壊の危険性が高い公共建築物の地震対策を進めるとともに、避難路沿道の建築物や多くの人が利用する建築物等の地震対策を促進します。

○雨に強い都市基盤の整備

- 隣接する自治体や国、県との連携により、相模川や小出川の河川改修や適正管理を進めます。
- 浸水の軽減のため、公共下水道（雨水）の管渠^{きょ}やポンプ場の整備を進めます。また、宅地内雨水の流出抑制の対策を促進します。

○災害情報の伝達体制の整備

- 市民に迅速かつ確実に災害情報を伝達するため、防災行政用無線・防災ラジオ・電子メール・ホームページ等の多様な媒体を活用した情報伝達手段の整備を進めます。

○災害に備えた機能の整備

- 災害時の応急対策活動を行ううえで重要となる公共施設を、防災上重要な拠点として、災害時にその機能を十分に維持できるように、必要な整備を進めます。
- 災害による被害を軽減するため、地震や津波、クラスター（延焼運命共同体）内における延焼火災、洪水等の災害種別に応じた避難所・避難場所や延焼遮断帯等の防災上の空間の確保や機能の拡充に努めます。
- 大規模な開発や土地利用転換等には、その街区の安全性に加え、周辺市街地への防災効果を踏まえた計画への誘導を目指します。
- 災害時でも最低限の事業活動や生活の継続を図るために、エネルギー供給の確保を働きかけるとともに、早期復旧を目指します。



(2) 被災後の復興に向けた取組の推進

○復興準備に取り組む体制の構築

- 平常時から市民や事業者、各種団体、学校、行政等の主体が連携して復興の準備に取り組むための意識の向上、体制づくりに努めます。
- 地籍調査を実施し、大規模災害からの迅速な復旧・復興に資する土地の基礎的な情報（官民境界等）の整備を進めます。

(3) 自助・共助による取組の促進

○一人ひとりの防災意識の向上

- 日頃から自分の身を守るための備えや適切な避難行動をとれるよう、洪水や津波、液状化等のハザードマップ、地域危険度測定調査結果等により地域の災害リスクのさらなる周知を図り、市民一人ひとりの防災意識の向上を促進します。

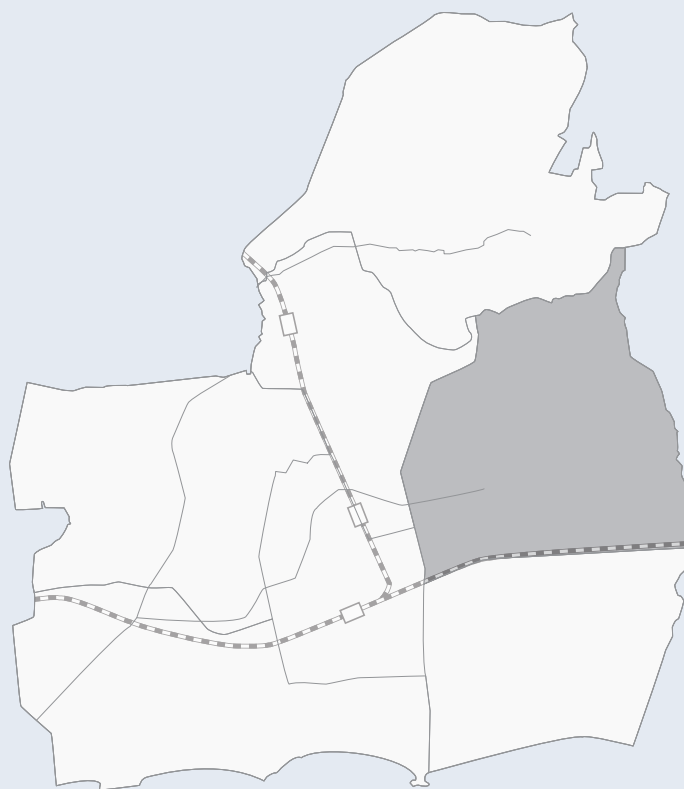
○地域と取り組む防災対策

- 災害対策地区防災拠点打合会や地区防災訓練等の機会を通じて、避難所の円滑な開設や運営を行う体制の構築を目指します。
- 茅ヶ崎市避難行動要支援者支援制度の周知に努め、災害時に支援を必要とする避難行動要支援者の自らの備えとともに、地域で支援する共助の体制づくりを促進します。
- いざという時に地域でお互いに助け合えるよう、防災資機材の整備や連絡体制の構築、防災訓練の実施等の地域の防災活動を支援します。



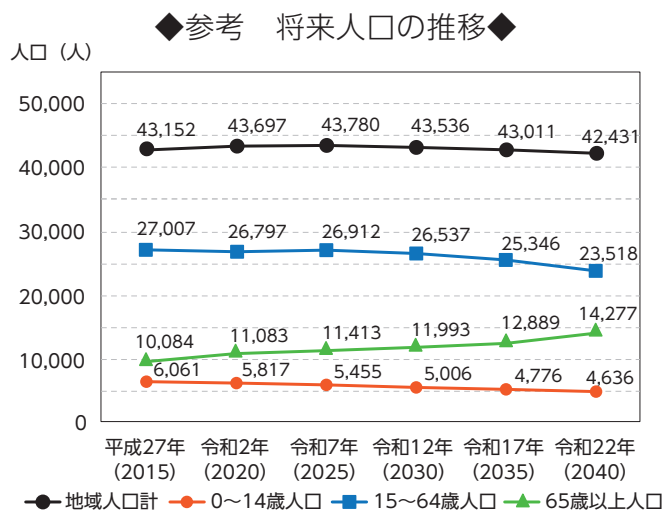
2-4

『北東部地域』の都市づくりの方向



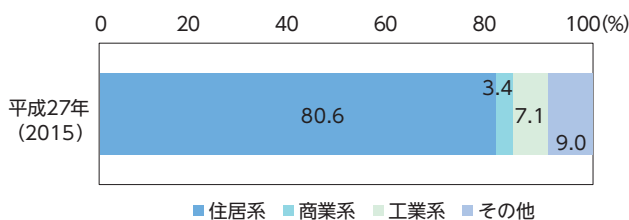
2-4-1 地域特性

- 北東部地域は、地区の38%弱を住宅用地、農地が13%弱、公園等が10%強、山林が7%弱を占めており、農地や山林、公園等の割合が高い地域となっています。
- 本市を代表する農地や緑地が、地域北部の市街化調整区域内に広がっています。地域の南部は住居系用途地域が広がり、辻堂駅周辺には大規模商業施設が立地しています。
- 道路では、(県) 藤沢大磯線、国道1号が東西方向に、辻堂赤羽根線(小和田通り)、東海岸寒川線が南北方向に走っています。
- 年齢別人口構成は、0歳～44歳が全市平均を上回っており、子育て世代を含め、若い年齢層の割合が高い構成となっています。

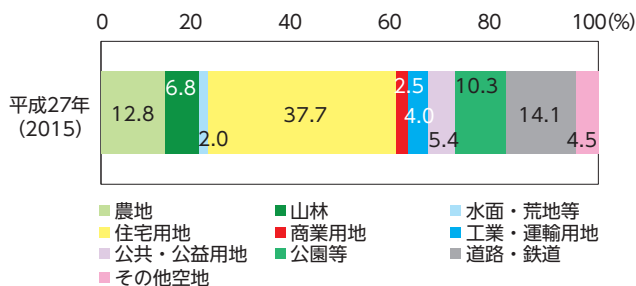


(注) 平成27年(2015年)国勢調査を基に推計しています。

◆建物用途別床面積割合(平成27年(2015年))◆



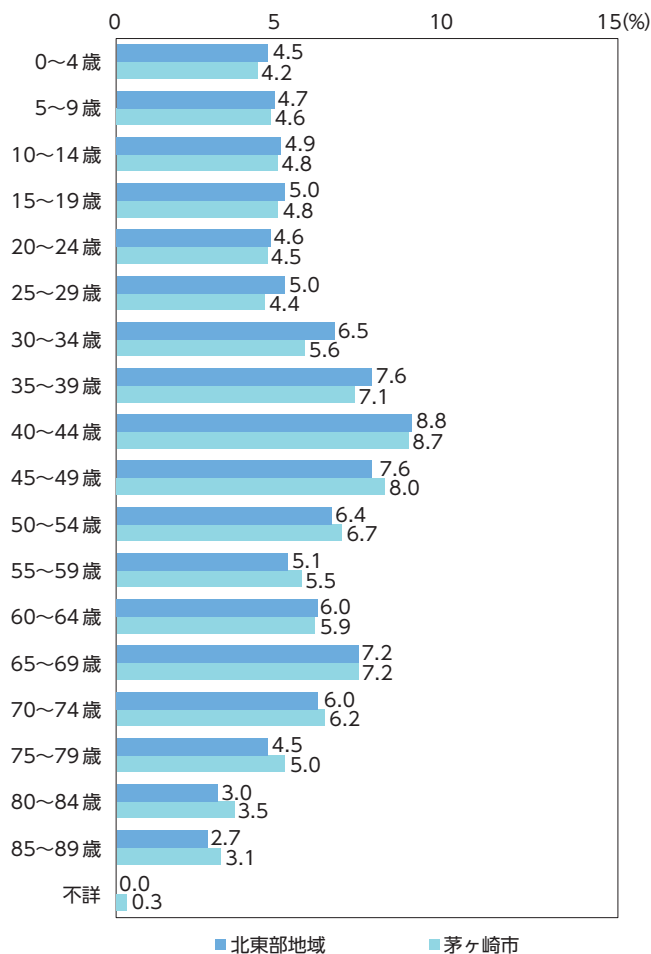
◆土地利用構成割合(平成27年(2015年))◆



資料：平成29年度(2017年度)

茅ヶ崎市都市計画基礎調査解析業務報告書

◆年齢別人口の構成(平成27年(2015年))◆



資料：平成27年(2015年)国勢調査

(注) 四捨五入の端数処理をしているため合計が100%にならない場合があります。



2-4-2 地域の将来像

自然環境と良好な住宅地が共生するまち

- 本市の貴重な北部丘陵の自然環境や田畑等を維持・保全し、身近に歴史やみどりを感じるまちを目指します。
- 豊かな自然環境や農地を生かし、自然とのふれあいや農業・レクリエーション等を通して、地域の人々が豊かに暮らせる、ゆとりと潤いのある、自然環境と良好な住宅地が共生するまちを目指します。
- 辻堂駅周辺は、隣接する藤沢市の都市づくりと関わりながら、商業施設とともに、サービス機能等を向上させ、子育て世代をはじめとした多様な世代に配慮された拠点を形成することで、生活しやすい環境を目指します。

◆北東部地域整備方針図◆

凡 例	
	商業・業務ゾーン
	集約市街地ゾーン
	低層住居ゾーン
	低中層住居ゾーン
	多目的ゾーン
	工業・業務ゾーン
	緑地・公園ゾーン
	農地・集落ゾーン
	沿道施設ゾーン
	鉄 道
	自動車専用道路
	主 要 幹 線
	主要幹線(計画・構想)
	都 市 幹 線
	都市幹線(計画・構想)
	都 市 拠 点
	生活・防災の機能を持つ拠点
	交 流 拠 点
	景 観 拠 点
	環 状 道 路
	行政文化施設
	河 川
	市 街 化 区 域
	そ の 他 道 路
	その他道路(計画・構想)





2-4-3 都市づくりの方針



土地利用

(1) 地域特性を生かした都市づくり

○地域に根ざした文化を生かした都市づくり

- 人々の暮らしの近くに田畑や赤羽根の斜面林等の豊かなみどりを感じる本地域は、身近に自然環境とふれあうことができる良好な環境の中で築き上げてきた文化を踏まえ、まちの過ごしやすさの向上を目指します。
- 地域北部にある貴重な赤羽根斜面林等のみどりの保全を目指します。また、本地域に存在する都市農地等の身近なみどりは、都市にあるべきものとして整備・保全を目指します。
- 住民一人ひとりが都市づくりの主体となり、地区計画等の都市計画制度や建築協定等を活用し、良好な住環境の維持・向上を目指します。
- 住まいの近くに生活に必要な施設を確保するために商業施設等の維持・整備を目指します。
- 東海道本線沿線の工業地については、操業環境の維持・向上を促進し、既存の工業地としての機能維持に努めます。
- 工場や大規模施設等の跡地の利用については、無秩序な転換を行わないよう社会情勢の変化や地域特性に応じた適正な土地利用を誘導します。

(2) 足を運びたくなる拠点の形成

○都市機能の集約の促進

- 辻堂駅周辺の都市拠点は、藤沢市の都市づくりと連携しながら、商業・サービス機能等の保全や向上を目指します。

○訪れたくなる環境づくり

- 赤羽根周辺の豊かな自然環境や農地等では、自然とのふれあいや農業・レクリエーション等を通じて、人と人との交流を育む場の形成を目指します。



交通体系整備

(1) 安全で快適な道路交通の基盤づくり

○道路網等の整備と維持管理

- 周辺市町をつなぐ道路である東海岸寒川線の整備に努めます。また、県が進める藤沢大磯線については連携を図り、整備に努めます。
- 主要な施設を結ぶ道路の整備により、住宅地内の通過交通車両を抑制し、良好な住環境の保全に努めます。



- 幹線道路等を補完する道路である上赤羽根堤線（赤羽根通り）の整備を進めます。
- 道路の計画的な維持管理を進めます。

(2) 過度に自動車に依存しない交通体系の形成

○乗合交通の利便性向上

- 地域の交通の特性を考慮し、その地域に適した乗合交通のあり方を検討します。
- 交通事業者や近隣市町等と連携するとともに、既存の公共手段にとらわれることのない便利な乗合交通環境となるよう努めます。
- 辻堂駅では、乗合交通の運行経路等のわかりやすい情報案内を通して、気軽に外出できる環境づくりを進めます。
- サイクルアンドバスライドの設置やバス停の整備等、乗合交通への乗り換えの利便性の向上に努めます。

(3) 暮らしを楽しむ移動環境の形成

○乗合交通に関する取組

- PR や利用促進キャンペーン等を通じて、乗るきっかけを提供することにより利用者の増加を目指します。

○歩行者空間・自転車利用環境の整備

- 歩道のバリアフリー化やベンチ等の休憩施設の設置等、歩行者が利用しやすく、歩きたくなる歩行者空間の整備を進めます。また、緑化等を含めた景観形成を図りながら、連続性のある歩行者空間の形成に努めます。
- 辻堂駅周辺においては、「茅ヶ崎市バリアフリー基本構想」において整備促進地区として定められており、公共ガイドラインに基づくサイン等の整備等、安心して歩行者が通行することができる環境整備を進めます。
- 「第2次ちがさき自転車プラン」に基づき、自転車走行空間の整備を行うことで風を感じる空間づくり並びに自転車の有効活用及び利用促進を図ることで暮らしを楽しむ仕組みづくりに努めます。
- 交通事故の起きないまちを目指して、歩行者及び自転車利用者等にとって安全な道づくりを進めるとともに、警察等関係機関と連携をとりながら、交通規制及びルール啓発等安全対策を進めます。
- 駅周辺及び商業施設周辺に小規模な自転車駐車場等の設置を促進し、自転車等の利用者の利便性向上を目指すとともに、放置自転車の規制に努めます。



自然環境保全・緑地整備

(1) 人々が身近にふれあうみどりの充実

○身近なみどりの充実

- 公園や市街地の樹林、市民緑地、街路樹等の様々なみどりを保全・再生・創出することで、豊かな生活を送ることができる都市づくりを進めます。また、生物多様性への配慮を目指します。
- みどり豊かな空間を創出することで、都市拠点のみどりについて人が集まりにぎわいが生まれるよう、緑化を促進します。
- 景観上優れている赤羽根の斜面林等は、特別緑地保全地区の指定等による保全を目指します。

○立地ごとのみどりの充実

- 千ノ川は、市民が親しむことができる環境づくりに努めるとともに、周辺のみどりとの連続性を高めることで、みどりのネットワークの形成を目指します。
- 農産物の生産の場としての役割に加えて、防災・減災や生きものの生息・生育空間、景観形成、環境学習、レクリエーションの場等の多面的な機能を持つ農地の保全を進めます。

○安全・安心で快適な暮らしを支えるみどりの充実

- みどりの防災・減災機能に着目し、遊水機能を有している水田等の保全や延焼遅延効果を持つ街路樹等の保全を進めます。

○歴史と文化が息づくみどりの充実

- 本市の景観を形成する旧街道や史跡のみどり等の保全・再生に努めます。

(2) 生きものが生息・生育するみどりの確保

○生物多様性の保全と生態系ネットワークの形成

- 斜面林や千ノ川、農地、まちのみどりは、快適な都市環境と健康的で豊かな生活を支えるとともに、生きものが生息・生育するために重要なものであるため、将来にわたり持続性のあるみどりとして保全・再生を進めます。
- 生物多様性の保全のため、自然環境評価調査において特に重要な自然環境として位置付けられた赤羽根十三図等を生態系ネットワークの核（コア）として保全を進めます。また、景観が優れているとともに、生きものの生息・生育環境となっている赤羽根斜面林の保全を進めます。

(3) みどり与人々が出会う協働の仕組みづくり

○多様な主体との連携

- 自然環境や公園等、様々なみどりを活用することで、コミュニティの活性化を図り、人と人が出会う機会の創出を目指します。



- 市民・事業者・行政の協働により、緑化推進や維持管理のための情報提供や支援策の充実に努め、みどりと人々が出会う市民参加の仕組みの構築を目指します。
- みどりの保全活動を次世代へ継承していくための人材育成の仕組みの構築や、事業者や学校等教育機関でのみどりや生物多様性に関する取組を進めるための環境教育の場の創出を目指します。



都市景観形成

(1) 景観資源と眺望の保全と継承

○景観資源の保全

- (県) 伊勢原藤沢線 (旧大山街道) 周辺等の景観形成上重要な資源について景観資源の発掘を進め、次世代への継承を目指します。

○眺望景観の保全

- 景観ポイントや眺望点の定点観測や景観の事前検証を行い、富士山や田畑等魅力ある眺望の保全を進めます。

(2) 屋外の生活を楽しめる空間の創出

○魅力ある公開空地や公共空間の創出

- 辻堂駅西口は、「茅ヶ崎市辻堂駅西口周辺地区まちづくり基本計画」(平成 17 年(2005 年) 3 月) の進捗に併せて、辻堂駅西口周辺特別景観まちづくり地区の指定拡大を検討する等、良好な住宅地景観の形成を進めます。
- 駅周辺の開発に伴い、人々が集える公共空間や公開空地の創出を進めます。

(3) 茅ヶ崎の価値・魅力を体感できる機会の創出

○街なみに調和し、魅力あるサインの整備

- 茅ヶ崎市屋外広告物条例に基づき、街なみと調和した屋外広告物の規制・誘導を進めます。
- 辻堂駅西口周辺特別景観まちづくり地区等の景観上重要な地域については、各地区の景観まちづくりの方針に基づき、広告物の形態を誘導します。
- 「茅ヶ崎市公共サインガイドライン」に基づき、ユニバーサルデザインに配慮するとともに、住む人や訪れた人が、茅ヶ崎で過ごす時間や生活を楽しむことができるように、「歩きたい、出掛けたい」と思える公共サインの整備を進めます。

○茅ヶ崎の魅力を伝える仕組みの構築

- 公共空間で行うイベント、資源等の利活用、魅力の発信の方法等を、空間づくりに併せて進めます。
- 市民・事業者・行政の協働により、景観に関する講習会や景観まちづくりアドバイザーの派遣等を活用して、地域にふさわしい良好な景観形成を目指します。



住環境整備

(1) 快適な住環境の形成

○良好な住環境の形成

- 高齢化が進展する住宅地では、多様な世代が共生する住環境の整備を目指します。
- まちなかの農地をはじめとしたオープンスペースや地域の公民館、小・中学校等の公共施設の活用により、人々の交流の場づくりを目指します。

○空き家・空き地等への施策推進

- 空き家・空き地等の発生予防及び適切な管理、空き家等及び除却した空き家等の跡地の利活用を進めます。

○快適な住環境を支える都市基盤整備の推進継続

- 道路・下水道・公園等の都市基盤の整備や維持管理を引き続き進めます。
- ^{あい}狭隘道路については、住民の協力を得ながら順次解消に努めます。
- 市街化区域においては、公共下水道（污水）整備を行うとともに、整備が完了した区域においては、住宅等の排水設備の接続を促進します。市街化調整区域においては、合併処理浄化槽の設置を支援するとともに、投資効果の高い区域においては公共下水道（污水）の整備に努めます。
- 日常生活や社会活動に重大な影響を及ぼす下水道に起因する事故や機能停止を未然に防ぎ、下水道サービスを常に確保するため、「茅ヶ崎市公共下水道施設維持管理計画」に基づき、老朽化した管路やポンプ場等下水道施設の計画的な改築に努めます。
- 公園の整備にあたっては、公園が不足し充実が求められる地域へ、クラスター（延焼運命共同体）の状況や空き地の分布状況を踏まえながら適切な配置を検討します。
- 公園の施設については、「茅ヶ崎市公園施設長寿命化計画」を策定し、維持管理を進めます。

(2) 安心して住み続けられる住環境の形成

○地域の見守りの推進

- 犯罪の発生しやすい死角や暗がり減らすといったハード面の環境整備とあわせて、不審者を警戒する住民による見守りを促進します。

○セーフティネットの構築

- 高齢者や障害者等が安心して地域で住み続けられるよう、住宅や地域での生活支援に係る情報が共有される住まいと暮らしのセーフティネットの構築を目指します。

○住宅改善と良質な住宅供給の促進

- 大規模地震に備え、住宅の耐震化や不燃化等に関して必要な支援や制度の導入を促進します。
- 建築物については、耐震化や不燃化、バリアフリー化による改善を促進するとともに、耐久性や省エネルギー等の面で品質と性能が高い良質な住宅の供給を促進します。



都市防災

(1) 災害時の被害の軽減と、都市機能の維持を実現できる基盤づくり

○地震に強い都市基盤の整備

- 災害時における緊急活動の円滑化や避難路の確保のため、道路の計画的な維持管理を進めます。
- 災害時の被害の軽減や被災後の迅速な復旧、物資供給等のため、重要な役割を果たす緊急輸送路を補完する道路である上赤羽根堤線（赤羽根通り）の整備を進めます。
- 災害時における避難路の確保や緊急活動の円滑化のため、土地所有者に積極的に働きかけ、住民の協力を得ながら順次狭隘^{あい}道路の解消に努めます。
- 倒壊の危険性が高い公共建築物の地震対策を進めるとともに、避難路沿道の建築物や多くの人が利用する建築物等の地震対策を促進します。

○雨に強い都市基盤の整備

- 浸水の軽減のため、公共下水道（雨水）の管渠^{きょ}やポンプ場の整備、市が管理する千ノ川の整備を、下流側の河川の整備状況を踏まえて進めます。また、宅地内雨水の流出抑制の対策を促進します。

○災害情報の伝達体制の整備

- 市民に迅速かつ確実に災害情報を伝達するため、防災行政用無線・防災ラジオ・電子メール・ホームページ等の多様な媒体を活用した情報伝達手段の整備を進めます。

○災害に備えた機能の整備

- 災害時の応急対策活動を行ううえで重要となる公共施設を、防災上重要な拠点として、災害時にその機能を十分に維持できるように、必要な整備を進めます。
- 災害による被害を軽減するため、地震やクラスター（延焼運命共同体）内における延焼火災、洪水等の災害種別に応じた避難所・避難場所や延焼遮断帯等の防災上の空間の確保や機能の拡充に努めます。
- 大規模な開発や土地利用転換等に際しては、その街区の安全性に加え、周辺市街地への防災効果を踏まえた計画への誘導を目指します。
- 災害時でも最低限の事業活動や生活の継続を図るために、エネルギー供給の確保を働きかけるとともに、早期復旧を目指します。



(2) 被災後の復興に向けた取組の推進

○地震に強い都市基盤の整備

- 平常時から市民や事業者、各種団体、学校、行政等の主体が連携して復興の準備に取り組むための意識の向上、体制づくりに努めます。
- 大規模災害からの迅速な復旧・復興に資する土地の基礎的な情報（官民境界等）の整備を進めます。

(3) 自助・共助による取組の促進

○一人ひとりの防災意識の向上

- 日頃から自分の身を守るための備えや適切な避難行動をとれるよう、洪水や津波、液状化等のハザードマップ、地域危険度測定調査結果等により地域の災害リスクのさらなる周知を図り、市民一人ひとりの防災意識の向上を促進します。

○地域と取り組む防災対策

- 災害対策地区防災拠点打合会や地区防災訓練等の機会を通じて、避難所の円滑な開設や運営を行う体制の構築を目指します。
- 茅ヶ崎市避難行動要支援者支援制度の周知に努め、災害時に支援を必要とする避難行動要支援者の自らの備えとともに、地域で支援する共助の体制づくりを促進します。
- いざという時に地域でお互いに助け合えるよう、防災資機材の整備や連絡体制の構築、防災訓練の実施等の地域の防災活動を支援します。



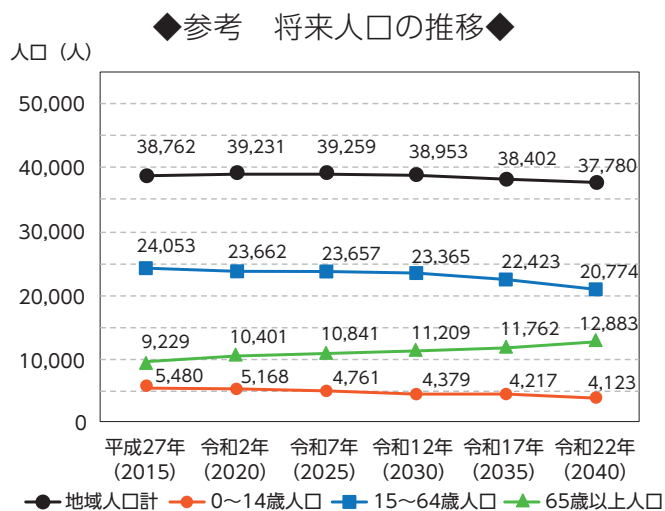
2-5

『北西部地域』の都市づくりの方向



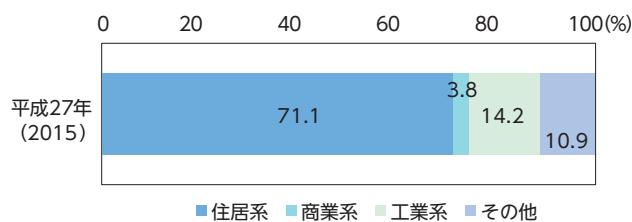
2-5-1 地域特性

- 北西部地域は、地区の36%強を住宅用地、20%強を農地、7%弱を工業・運輸用地が占めており、農地や工業・運輸用地の割合が高い地域となっています。
- 住居系用途地域が広がる中に生産緑地をはじめとする農地が点在し、北部の市街化調整区域には田畑があり、田園環境が残る住宅地となっています。
- さがみ縦貫道路のインターチェンジ周辺では、産業系土地利用が進められています。
- 交通では、(県) 藤沢大磯線、国道1号が東西方面に、(県) 駅前円蔵線(茅ヶ崎中央通り)、(県) 柳島寒川線(産業道路)が南北方向に走っています。
- 年齢別人口構成は、0歳～39歳が全市平均を上回っており、子育て世代を含め、若い年齢層の割合が高い構成となっています。

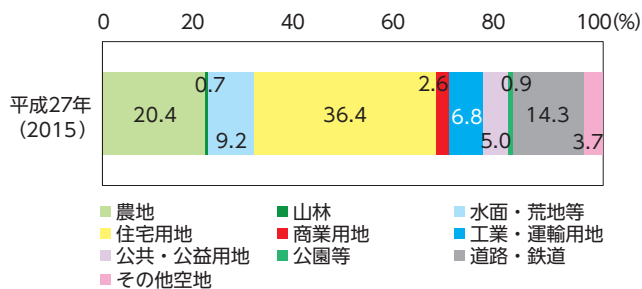


(注) 平成27年(2015年)国勢調査を基に推計しています。

◆建物用途別床面積割合(平成27年(2015年))◆



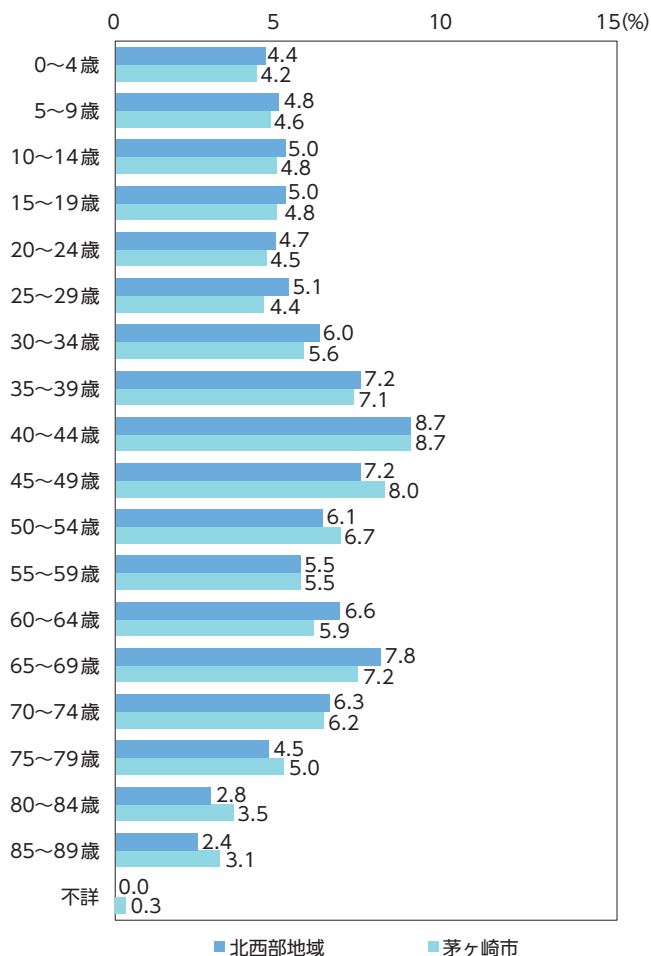
◆土地利用構成割合(平成27年(2015年))◆



資料：平成29年度(2017年度)

茅ヶ崎市都市計画基礎調査解析業務報告書

◆年齢別人口の構成(平成27年(2015年))◆



資料：平成27年(2015年)国勢調査

(注) 四捨五入の端数処理をしているため合計が100%にならない場合があります。



2-5-2 地域の将来像

川と杜をとりこんだ良好なまち

- 農地や河川、住宅地、活力ある産業等の地域の豊かな資源を生かしながら、安心して快適に暮らし、働き続けられるまちを目指します。
- うるおいのある田園環境や人々が身近にふれあうみどりの中で、農業・レクリエーション等を通し、地域における人と人とがふれあいながら、いきいきと暮らせるまちを目指します。

◆北西部地域整備方針図◆



凡	例
商業・業務ゾーン	都市拠点
集約市街地ゾーン	生活・防災の機能を持つ拠点
低層住居ゾーン	交流拠点
低中層住居ゾーン	景観拠点
多目的ゾーン	環状道路
工業・業務ゾーン	行政文化施設
緑地・公園ゾーン	河川
農地・集落ゾーン	市街化区域
沿道施設ゾーン	その他道路
鉄道路	その他道路(計画・構想)
自動車専用道路	
主要幹線	
主要幹線(計画・構想)	
都市幹線	
都市幹線(計画・構想)	





2-5-3 都市づくりの方針



土地利用

(1) 地域特性を生かした都市づくり

○地域に根ざした文化を生かした都市づくり

- 人々の暮らしの近くに杜や小出川等の様々な資源を有する本地域は、安心して快適に暮らせる環境の中で築き上げてきた文化を踏まえ、まちの過ごしやすさの向上を目指します。
- 本市の象徴的な自然環境を形成する河川や農地等の整備・保全を目指します。
- 住民一人ひとりが都市づくりの主体となり、地区計画等の都市計画制度や建築協定等を活用し、良好な住環境の維持・向上を目指します。
- 住まいの近くに生活に必要な施設を確保するために商業施設等の維持・整備を目指します。
- さがみ縦貫道路等の広域的な幹線道路の整備により新たな交通・物流が創出された産業道路沿道の工業地は、操業環境の維持・向上を促進し、工業地としての機能維持に努めます。さらに、萩園字上ノ前地区は、インターチェンジ付近の土地の利便性を生かし、企業の誘致を促進します。
- 工場や大規模施設等の跡地の利用については、無秩序な転換を行わないよう社会情勢の変化や地域特性に応じた適正な土地利用を誘導します。

(2) 足を運びたくなる拠点の形成

○都市機能の集約の促進

- （仮称）西久保新駅周辺は、相模線の新駅整備の具体化にあわせ、香川駅周辺や茅ヶ崎駅周辺との機能分担にも配慮し、新たな土地利用や都市機能の導入を検討します。



交通体系整備

(1) 安全で快適な道路交通の基盤づくり

○道路網等の整備と維持管理

- 周辺市町をつなぐ道路である中海岸寒川線の整備に努めます。
- 主要な施設を結ぶ道路の整備により、住宅地内の通過交通車両を抑制し、良好な住環境の保全に努めます。
- 茅ヶ崎駅周辺へ集中する交通を抑制するため、環状道路である中海岸寒川線の整備に努めます。
- 幹線道路等を補完する道路である高田萩園線の整備を進めるとともに、矢畑萩園線（鶴嶺通り）の歩道の整備を進めます。
- 道路の計画的な維持管理や橋梁の長寿命化を進めます。

(2) 過度に自動車に依存しない交通体系の形成

○乗合交通の利便性向上

- 交通事業者及び近隣市町等と連携し、環境面への配慮及びユニバーサルデザインの視点を踏まえ、だれもが利用しやすい乗合交通となるよう利用環境の形成に努めます。
- サイクルアンドバスライドの設置やバス停の整備等、乗合交通への乗り換えの利便性の向上に努めます。

○鉄道の輸送力増強

- 将来の相模線の利便性向上を見据え、(仮称)西久保新駅の設置を鉄道事業者に働きかけます。

(3) 暮らしを楽しむ移動環境の形成

○乗合交通に関する取組

- PR や利用促進キャンペーン等を通じて、乗るきっかけを提供することにより利用者の増加を目指します。

○歩行者空間・自転車利用環境の整備

- 歩道のバリアフリー化やベンチ等の休憩施設の設置等、歩行者が利用しやすく、歩きたくなる歩行者空間の整備を進めます。また、緑化等を含めた景観形成を図りながら、連続性のある歩行者空間の形成に努めます。
- 「第2次ちがさき自転車プラン」に基づき、自転車走行空間の整備を行うことで風を感じる空間づくり並びに自転車の有効活用及び利用促進を図ることで暮らしを楽しむ仕組みづくりに努めます。
- 交通事故の起きないまちを目指して、歩行者及び自転車利用者等にとって安全な道づくりを進めるとともに、警察等関係機関と連携をとりながら、交通規制及びルール啓発等安全対策を進めます。



自然環境保全・緑地整備

(1) 人々が身近にふれあうみどりの充実

○身近なみどりの充実

- 公園や市街地の樹林、市民緑地、街路樹等の様々なみどりを保全・再生・創出することで、豊かな生活を送ることができる都市づくりを進めます。また、生物多様性への配慮を目指します。

○立地ごとのみどりの充実

- 小出川や千ノ川、相模川は、市民が親しむことができる環境づくりに努めるとともに、周辺のみどりとの連続性を高めることで、みどりのネットワークの形成を目指します。
- 農産物の生産の場としての役割に加えて、防災・減災や生きものの生息・生育空間、景観形成、環境学習、レクリエーションの場等の多面的な機能を持つ農地の保全を進めます。

○安全・安心で快適な暮らしを支えるみどりの充実

- みどりの防災・減災機能に着目し、遊水機能を有している水田等の保全や延焼遅延効果を持つ街路樹や市街地の樹林等の保全を進めます。

○歴史と文化が息づくみどりの充実

- 本市の景観を形成する旧街道や史跡のみどり等の保全・再生に努めます。

(2) 生きものが生息・生育するみどりの確保

○生物多様性の保全と生態系ネットワークの形成

- 千ノ川や小出川、相模川、農地、まちのみどりは、快適な都市環境と健康的で豊かな生活を支えるとともに、生きものが生息・生育するために重要なものであるため、将来にわたり持続性のあるみどりとして保全・再生を進めます。
- 生物多様性の保全のため、自然環境評価調査において特に重要な自然環境として位置付けられた平太夫新田を生態系ネットワークの核（コア）として、河川管理者である国や市民団体と連携した保全を進めます。

(3) みどりと人々が出会う協働の仕組みづくり

○多様な主体との連携

- 自然環境や公園等、様々なみどりを活用することで、コミュニティの活性化を図り、人と人が出会う機会の創出を目指します。
- 市民・事業者・行政の協働により、緑化推進や維持管理のための情報提供や支援策の充実に努め、みどりと人々が出会う市民参加の仕組みの構築を目指します。
- みどりの保全活動を次世代へ継承していくための人材育成の仕組みの構築や、事業者や学校等教育機関でのみどりや生物多様性に関する取組を進めるための環境教育の場の創出を目指します。



都市景観形成

(1) 景観資源と眺望の保全と継承

○景観資源の保全

- 千ノ川に架かる橋からの眺望や鶴嶺参道の松並木等、生活のひと時に自然や歴史を感じる景観資源を保全し、次世代への継承を目指します。

○眺望景観の保全

- 景観ポイントや眺望点の定点観測や景観の事前検証を行い、富士山等魅力ある眺望の保全を進めます。

(2) 屋外の生活を楽しめる空間の創出

○魅力ある公開空地や公共空間の創出

- 「茅ヶ崎市景観計画」に基づき、工業系の用途が集中している地区は、地域に配慮した工業地の景観形成を進めるとともに、良好な住宅地景観の形成を進めます。

(3) 茅ヶ崎の価値・魅力を体感できる機会の創出

○街なみに調和し、魅力あるサインの整備

- 茅ヶ崎市屋外広告物条例に基づき、街なみと調和した屋外広告物の規制・誘導を進めます。
- 「茅ヶ崎市公共サインガイドライン」に基づき、ユニバーサルデザインに配慮するとともに、住む人や訪れた人が、茅ヶ崎で過ごす時間や生活を楽しむことができるように、「歩きたい、出掛けたい」と思える公共サインの整備を進めます。

○茅ヶ崎の魅力を伝える仕組みの構築

- 公共空間で行うイベント、資源等の利活用、魅力の発信の方法等を、空間づくりに併せて進めます。
- 市民・事業者・行政の協働により、景観に関する講習会や景観まちづくりアドバイザーの派遣等を活用して、地域にふさわしい良好な景観形成を目指します。



住環境整備

(1) 快適な住環境の形成

○良好な住環境の形成

- 高齢化が進展する住宅地では、多様な世代が共生する住環境の整備を目指します。
- まちなかの農地をはじめとしたオープンスペースや地域の公民館、小・中学校等の公共施設の活用により、人々の交流の場づくりを目指します。

○空き家・空き地等への施策推進

- 空き家・空き地等の発生予防及び適切な管理、空き家等及び除却した空き家等の跡地の利活用を進めます。

○快適な住環境を支える都市基盤整備の推進継続

- 道路・下水道・公園等の都市基盤の整備や維持管理を引き続き進めます。
- ごみ処理施設については、時代の変化に応じた整備を進めます。
- ^{あい}狭隘道路については、住民の協力を得ながら順次解消に努めます。
- 市街化区域においては、公共下水道（污水）整備を行うとともに、整備が完了した区域においては、住宅等の排水設備の接続を促進します。市街化調整区域においては、合併処理浄化槽の設置を支援するとともに、投資効果の高い区域においては公共下水道（污水）の整備に努めます。
- 日常生活や社会活動に重大な影響を及ぼす下水道に起因する事故や機能停止を未然に防ぎ、下水道サービスを常に確保するため、「茅ヶ崎市公共下水道施設維持管理計画」に基づき、老朽化した管路やポンプ場等下水道施設の計画的な改築に努めます。
- 公園の整備にあたっては、公園が不足し充実が求められる地域へ、クラスター（延焼運命共同体）の状況や空き地の分布状況を踏まえながら適切な配置を検討します。
- 公園の施設については、「茅ヶ崎市公園施設長寿命化計画」を策定し、維持管理を進めます。

(2) 安心して住み続けられる住環境の形成

○地域の見守りの推進

- 犯罪の発生しやすい死角や暗がり減らすといったハード面の環境整備とあわせて、不審者を警戒する住民による見守りを促進します。

○セーフティネットの構築

- 高齢者や障害者等が安心して地域で住み続けられるよう、住宅や地域での生活支援に係る情報が共有される住まいと暮らしのセーフティネットの構築を目指します。

○住宅改善と良質な住宅供給の促進

- 大規模地震に備え、住宅の耐震化や不燃化等に関して必要な支援や制度の導入を促進します。
- 建築物については、耐震化や不燃化、バリアフリー化による改善を促進するとともに、耐久性や省エネルギー等の面で品質と性能が高い良質な住宅の供給を促進します。



都市防災

(1) 災害時の被害の軽減と、都市機能の維持を実現できる基盤づくり

○地震に強い都市基盤の整備

- 災害時における緊急活動の円滑化や避難路の確保のため、道路の計画的な維持管理や橋梁^{りょう}の長寿命化を進めます。
- 災害時における避難路の確保や緊急活動の円滑化のため、土地所有者に積極的に働きかけ、住民の協力を得ながら順次狭隘^{あせい}道路の解消に努めます。
- 倒壊の危険性が高い公共建築物の地震対策を進めるとともに、避難路沿道の建築物や多くの人が利用する建築物等の地震対策を促進します。

○雨に強い都市基盤の整備

- 隣接する自治体や国、県との連携により、相模川や小出川の河川改修や適正管理を進めます。
- 浸水の軽減のため、公共下水道（雨水）の管渠^{きょ}やポンプ場の整備を進めます。また、宅地内雨水の流出抑制の対策を促進します。

○災害情報の伝達体制の整備

- 市民に迅速かつ確実に災害情報を伝達するため、防災行政用無線・防災ラジオ・電子メール・ホームページ等の多様な媒体を活用した情報伝達手段の整備を進めます。

○災害に備えた機能の整備

- 災害時の応急対策活動を行ううえで重要となる公共施設を、防災上重要な拠点として、災害時にその機能を十分に維持できるように、必要な整備を進めます。
- 災害による被害を軽減するため、地震やクラスター（延焼運命共同体）内における延焼火災、洪水等の災害種別に応じた避難所・避難場所や延焼遮断帯等の防災上の空間の確保や機能の拡充に努めます。
- 大規模な開発や土地利用転換等に際しては、その街区の安全性に加え、周辺市街地への防災効果を踏まえた計画への誘導を目指します。
- 災害時でも最低限の事業活動や生活の継続を図るために、エネルギー供給の確保を働きかけるとともに、早期復旧を目指します。



(2) 被災後の復興に向けた取組の推進

○復興準備に取り組む体制の構築

- 平常時から市民や事業者、各種団体、学校、行政等の主体が連携して復興の準備に取り組むための意識の向上、体制づくりに努めます。
- 大規模災害からの迅速な復旧・復興に資する土地の基礎的な情報（官民境界等）の整備を進めます。

(3) 自助・共助による取組の促進

○一人ひとりの防災意識の向上

- 日頃から自分の身を守るための備えや適切な避難行動をとれるよう、洪水や津波、液状化等のハザードマップ、地域危険度測定調査結果等により地域の災害リスクのさらなる周知を図り、市民一人ひとりの防災意識の向上を促進します。

○地域と取り組む防災対策

- 災害対策地区防災拠点打合せや地区防災訓練等の機会を通じて、避難所の円滑な開設や運営を行う体制の構築を目指します。
- 茅ヶ崎市避難行動要支援者支援制度の周知に努め、災害時に支援を必要とする避難行動要支援者の自らの備えとともに、地域で支援する共助の体制づくりを促進します。
- いざという時に地域でお互いに助け合えるよう、防災資機材の整備や連絡体制の構築、防災訓練の実施等の地域の防災活動を支援します。



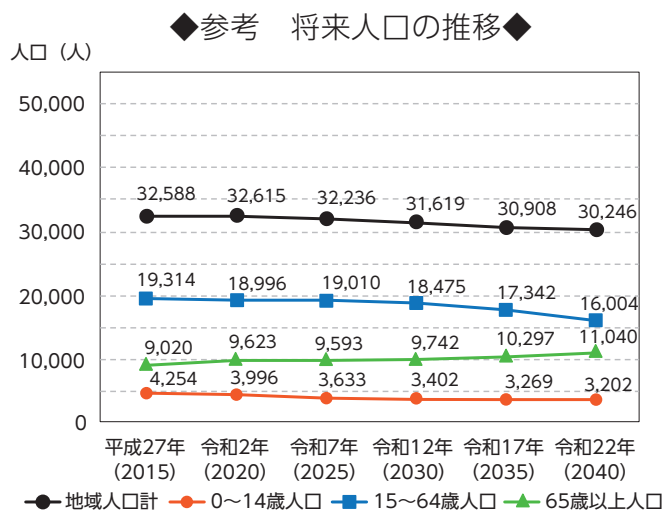
2-6

『北部中央地域』の都市づくりの方向



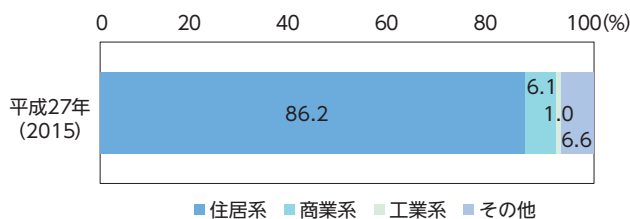
2-6-1 地域特性

- 北部中央地域は、地区の 49%弱を住宅用地、農地が 6%強、公園等が 6%弱、商業用地が 5% を占めており、住宅用地や商業用地の割合が高い地域となっています。
- 住居系用途地域が広がる中に生産緑地をはじめとする農地が点在し、田園環境が残る住宅地となっています。
- 公共交通では、相模線が地域の南北を縦断し、香川駅、北茅ヶ崎駅があり、市民の大事な足となっています。また、道路では、(県) 藤沢大磯線が東西方向に、東海岸寒川線が南北方向に走っています。
- 年齢別人口構成は、0 歳～ 59 歳までがほぼ全市平均を下回り、60 歳以上で全市平均を上回っており、高齢者の割合が高い構成となっています。

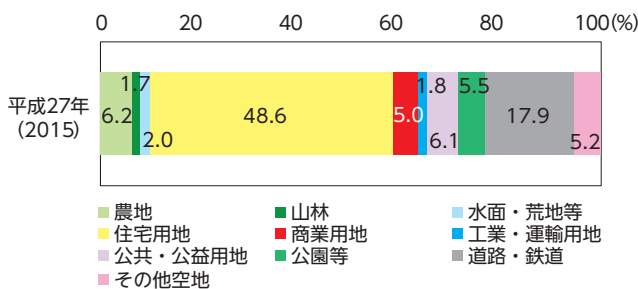


(注) 平成 27 年 (2015 年) 国勢調査を基に推計しています。

◆建物用途別床面積割合 (平成 27 年 (2015 年))◆

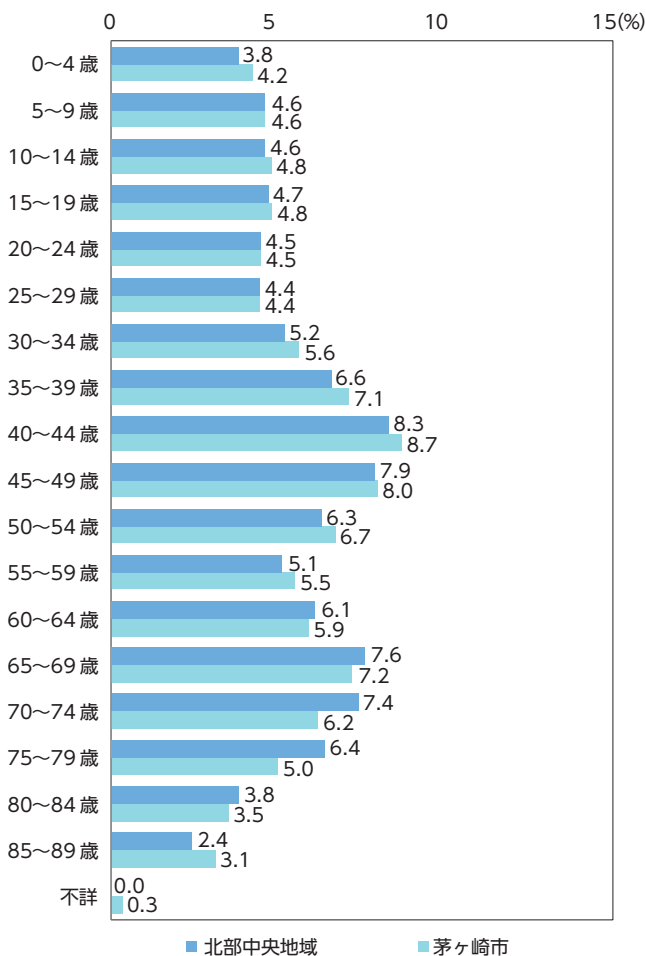


◆土地利用構成割合 (平成 27 年 (2015 年))◆



資料：平成 29 年度 (2017 年度)
茅ヶ崎市都市計画基礎調査解析業務報告書

◆年齢別人口の構成 (平成 27 年 (2015 年))◆



資料：平成 27 年 (2015 年) 国勢調査

(注) 四捨五入の端数処理をしているため合計が 100%にならない場合があります。

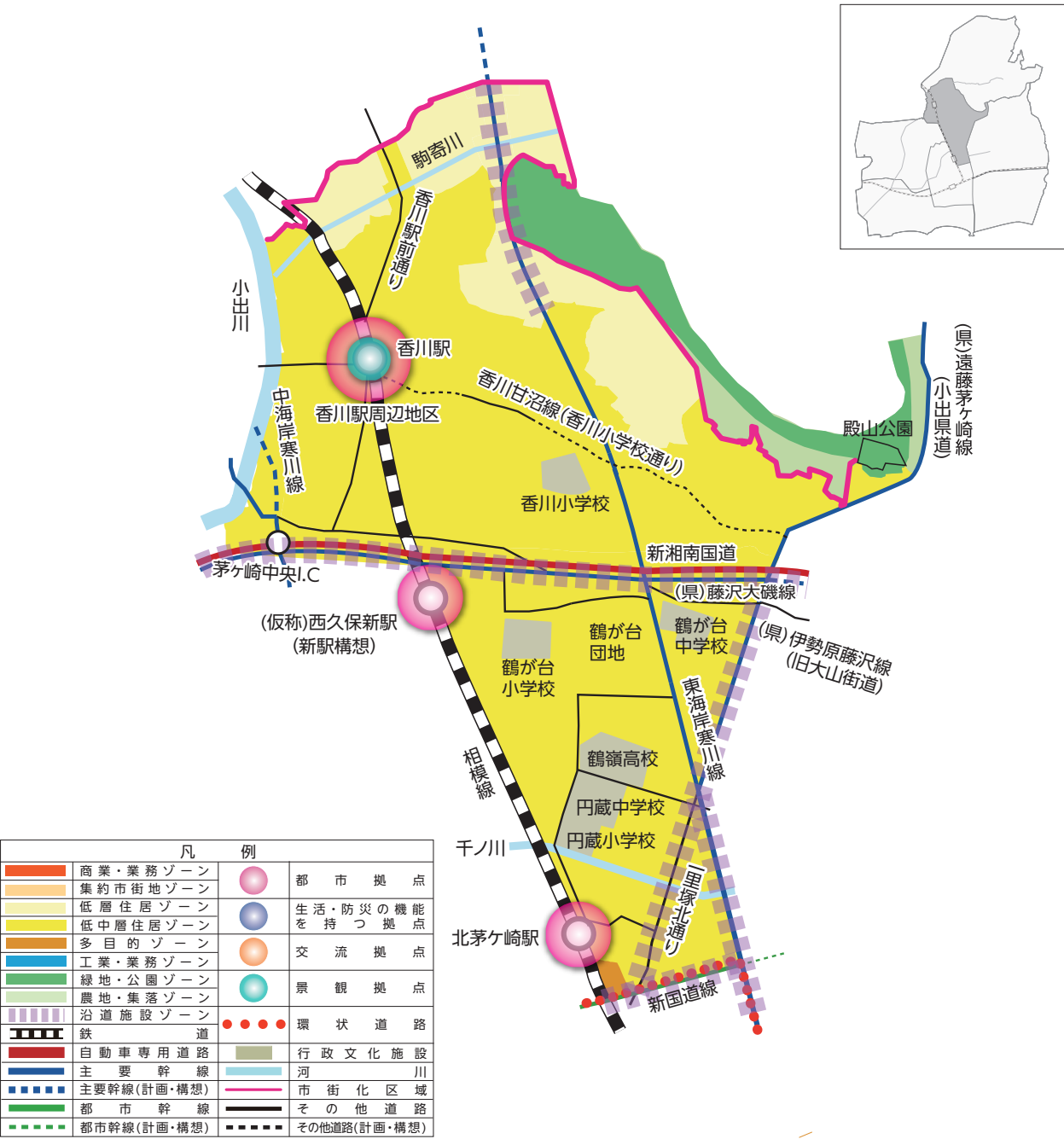


2-6-2 地域の将来像

みどりと共生した都市機能を持つまち

- 農地やみどりの保全を図り、みどりと共生する住宅地の形成を目指します。
- 香川駅周辺は、市民の日常の暮らしや、様々な交流を支える、商業・業務・サービス機能等の機能充実を目指します。
- 香川駅から下寺尾・堤地区に点在する史跡への玄関口としての機能整備とともに、地区の魅力を発信し、活力の創出を目指します

◆北部中央地域整備方針図◆





2-6-3 都市づくりの方針



土地利用

(1) 地域特性を生かした都市づくり

○地域に根ざした文化を生かした都市づくり

- 香川駅を中心とした住宅地や鶴が台団地等、人々の暮らしの場として発展してきた本地域は、良好な環境の中で築き上げてきた文化を踏まえ、まちの過ごしやすさの向上を目指します。
- 地域北部の駒寄川や斜面林、住宅地の中にある農地等は貴重な自然環境として整備・保全を目指します。
- 住民一人ひとりが都市づくりの主体となり、地区計画等の都市計画制度や建築協定等を活用し、良好な住環境の維持・向上を目指します。
- 住まいの近くに生活に必要な施設を確保するために商業施設等の維持・整備を目指します。
- 工場や大規模施設等の跡地の利用については、無秩序な転換を行わないよう社会情勢の変化や地域特性に応じた適正な土地利用を誘導します。

(2) 足を運びたくなる拠点の形成

○都市機能の集約の促進

- 香川駅周辺については、市民との協働による都市づくりを継続しながら、駅周辺の交通基盤の整備や都市機能の導入を目指します。
- (仮称)西久保新駅周辺は、相模線の新駅整備の具体化にあわせ、香川駅周辺や茅ヶ崎駅周辺との機能分担にも配慮し、新たな土地利用や都市機能の導入を検討します。

○訪れたくなる環境づくり

- 香川駅周辺は、居心地の良い空間の整備に努め、人と人との交流や新たなまちの魅力を発見できる拠点の形成を目指します。



交通体系整備

(1) 安全で快適な道路交通の基盤づくり

○道路網等の整備と維持管理

- 周辺市町をつなぐ道路である中海岸寒川線の整備を目指します。
- 主要な施設を結ぶ道路である新国道線の整備を進めることにより、住宅地内の通過交通車両を抑制し、良好な住環境の保全に努めます。
- 茅ヶ崎駅周辺へ集中する交通を抑制するため、環状道路である新国道線の整備を進めます。



- 幹線道路等を補完する道路である香川甘沼線（香川小学校通り）の整備を進めます。
- 道路の計画的な維持管理や橋梁の長寿命化を進めます。

(2) 過度に自動車に依存しない交通体系の形成

○乗合交通の利便性向上

- 交通事業者及び近隣市町等と連携し、環境面への配慮及びユニバーサルデザインの視点を踏まえ、だれもが利用のしやすい乗合交通となるよう利用環境の形成に努めます。
- 北茅ヶ崎駅のバリアフリー化等に向けた取組を進めます。
- 香川駅では、乗合交通の運行経路等のわかりやすい情報案内を通して、気軽に外出できる環境づくりを進めます。
- サイクルアンドバスライドの設置やバス停の整備等、乗合交通への乗り換えの利便性の向上に努めます。

○鉄道の輸送力増強

- 将来の相模線の利便性向上を見据え、（仮称）西久保新駅の設置を鉄道事業者に働きかけます。
- 相模線の複線化に向けた段階的整備として、香川駅に車両の行き違い施設の整備を鉄道事業者に働きかけます。

(3) 暮らしを楽しむ移動環境の形成

○乗合交通に関する取組

- PR や利用促進キャンペーン等を通じて、乗るきっかけを提供することにより利用者の増加を目指します。

○歩行者空間・自転車利用環境の整備

- 歩道のバリアフリー化やベンチ等の休憩施設の設置等、歩行者が利用しやすく、歩きたくなる歩行者空間の整備を進めます。また、緑化等を含めた景観形成を図りながら、連続性のある歩行者空間の形成に努めます。
- 香川駅周辺においては、「茅ヶ崎市バリアフリー基本構想」に基づくバリアフリー化等、安心して歩行者が通行することができる環境整備を進めます。
- 「第2次ちがさき自転車プラン」に基づき、自転車走行空間の整備を行うことで風を感じる空間づくり並びに自転車の有効活用及び利用促進を図ることで暮らしを楽しむ仕組みづくりに努めます。
- 交通事故の起きないまちを目指して、歩行者及び自転車利用者等にとって安全な道づくりを進めるとともに、警察等関係機関と連携をとりながら、交通規制及びルール啓発等安全対策を進めます。



自然環境保全・緑地整備

(1) 人々が身近にふれあうみどりの充実

○身近なみどりの充実

- 公園や市街地の樹林、市民緑地、街路樹等の様々なみどりを保全・再生・創出することで、豊かな生活を送ることができる都市づくりを進めます。また、生物多様性への配慮を目指します。
- みどり豊かな空間を創出することで、都市拠点のみどりについて人が集まりにぎわいが生まれるよう、緑化を促進します。

○立地ごとのみどりの充実

- 駒寄川や小出川、千ノ川は、市民が親しむことができる環境づくりに努めるとともに、周辺のみどりとの連続性を高めることで、みどりのネットワークの形成を目指します。
- 農産物の生産の場としての役割に加えて、防災・減災や生きものの生息・生育空間、景観形成、環境学習、レクリエーションの場等の多面的な機能を持つ農地の保全を進めます。

○安全・安心で快適な暮らしを支えるみどりの充実

- みどりの防災・減災機能に着目し、延焼遅延効果を持つ街路樹や市街地の樹林等の保全を進めます。

○歴史と文化が息づくみどりの充実

- 本市の景観を形成する旧街道や史跡のみどり等の保全・再生に努めます。

(2) 生きものが生息・生育するみどりの確保

○生物多様性の保全と生態系ネットワークの形成

- 赤羽根から続く斜面林や駒寄川、小出川、千ノ川、農地、まちのみどりは、快適な都市環境と健康的で豊かな生活を支えるとともに、生きものが生息・生育するために重要なものであるため、将来にわたり持続性のあるみどりとして保全・再生を進めます。

(3) みどりと人々が出会う協働の仕組みづくり

○多様な主体との連携

- 自然環境や公園等、様々なみどりを活用することで、コミュニティの活性化を図り、人と人が出会う機会の創出を目指します。
- 市民・事業者・行政の協働により、緑化推進や維持管理のための情報提供や支援策の充実に努め、みどりと人々が出会う市民参加の仕組みの構築を目指します。
- みどりの保全活動を次世代へ継承していくための人材育成の仕組みの構築や、事業者や学校等教育機関でのみどりや生物多様性に関する取組を進めるための環境教育の場の創出を目指します。



都市景観形成

(1) 景観資源と眺望の保全と継承

○景観資源の保全

- 殿山公園からの眺望や松風台、駒寄川（みずき）周辺のみどり豊かな住宅地景観等、生活のひと時に自然を感じる景観資源を保全し、次世代への継承を目指します。

○眺望景観の保全

- 景観ポイントや眺望点の定点観測や景観の事前検証を行い、茅ヶ崎の市街地や相模湾等魅力ある眺望の保全を進めます。

(2) 屋外の生活を楽しめる空間の創出

○魅力ある公開空地や公共空間の創出

- 香川駅周辺は、「香川駅まちづくり基本計画」（平成 17 年（2005 年）3 月）に基づく整備や下寺尾官衙遺跡群の保存事業の進捗を踏まえ、特別景観まちづくり地区への指定を検討する等、良好な住宅地景観の形成を進めます。
- 緑陰空間やベンチの設置等、人が集える公開空地や公共空間の創出を進めます。

(3) 茅ヶ崎の価値・魅力を体感できる機会の創出

○街なみに調和し、魅力あるサインの整備

- 茅ヶ崎市屋外広告物条例に基づき、街なみと調和した屋外広告物の規制・誘導を進めます。
- 景観上重要な地域については、各地区の景観まちづくりの方針に基づき、広告物の形態を誘導します。
- 「茅ヶ崎市公共サインガイドライン」に基づき、ユニバーサルデザインに配慮するとともに、住む人や訪れた人が、茅ヶ崎で過ごす時間や生活を楽しむことができるように、「歩きたい、出掛けたい」と思える公共サインの整備を進めます。

○茅ヶ崎の魅力を伝える仕組みの構築

- 香川駅から下寺尾・堤地区に点在する史跡を回遊できる環境を整備するとともに、北部の文化的価値の魅力を発信する取組を進めます。
- 市民・事業者・行政の協働により、景観に関する講習会や景観まちづくりアドバイザーの派遣等を活用して、地域にふさわしい良好な景観形成を目指します。



住環境整備

(1) 快適な住環境の形成

○良好な住環境の形成

- 高齢化が進展する住宅地では、多様な世代が共生する住環境の整備を目指します。
- まちなかの農地をはじめとしたオープンスペースや地域の公民館、小・中学校等の公共施設の活用により、人々の交流の場づくりを目指します。

○空き家・空き地等への施策推進

- 空き家・空き地等の発生予防及び適切な管理、空き家等及び除却した空き家等の跡地の利活用を進めます。

○快適な住環境を支える都市基盤整備の推進継続

- 道路・下水道・公園等の都市基盤の整備や維持管理を引き続き進めます。
- ^{あい}狭隘道路については、住民の協力を得ながら順次解消に努めます。
- 市街化区域においては、公共下水道（污水）整備を行うとともに、整備が完了した区域においては、住宅等の排水設備の接続を促進します。市街化調整区域においては、合併処理浄化槽の設置を支援するとともに、投資効果の高い区域においては公共下水道（污水）の整備に努めます。
- 日常生活や社会活動に重大な影響を及ぼす下水道に起因する事故や機能停止を未然に防ぎ、下水道サービスを常に確保するため、「茅ヶ崎市公共下水道施設維持管理計画」に基づき、老朽化した管路やポンプ場等下水道施設の計画的な改築に努めます。
- 公園の整備にあたっては、公園が不足し充実が求められる地域へ、クラスター（延焼運命共同体）の状況や空き地の分布状況を踏まえながら適切な配置を検討します。
- 公園の施設については、「茅ヶ崎市公園施設長寿命化計画」を策定し、維持管理を進めます。

(2) 安心して住み続けられる住環境の形成

○地域の見守りの推進

- 犯罪の発生しやすい死角や暗がりを減らすといったハード面の環境整備とあわせて、不審者を警戒する住民による見守りを促進します。

○セーフティネットの構築

- 高齢者や障害者等が安心して地域で住み続けられるよう、住宅や地域での生活支援に係る情報が共有される住まいと暮らしのセーフティネットの構築を目指します。

○住宅改善と良質な住宅供給の促進

- 大規模地震に備え、住宅の耐震化や不燃化等に関して必要な支援や制度の導入を促進します。
- 建築物については、耐震化や不燃化、バリアフリー化による改善を促進するとともに、耐久性や省エネルギー等の面で品質と性能が高い良質な住宅の供給を促進します。



都市防災

(1) 災害時の被害の軽減と、都市機能の維持を実現できる基盤づくり

○地震に強い都市基盤の整備

- 災害時における緊急活動の円滑化や避難路の確保のため、道路の計画的な維持管理や橋梁^{りょう}の長寿命化を進めます。
- 災害時における避難路の確保や緊急活動の円滑化のため、土地所有者に積極的に働きかけ、住民の協力を得ながら順次狭隘^{あいち}道路の解消に努めます。
- 倒壊の危険性が高い公共建築物の地震対策を進めるとともに、避難路沿道の建築物や多くの人が利用する建築物等の地震対策を促進します。

○雨に強い都市基盤の整備

- 浸水の軽減のため、公共下水道（雨水）の管渠^{きょ}やポンプ場の整備、市が管理する千ノ川の整備を、下流側の河川の整備状況を踏まえて進めます。また、宅地内雨水の流出抑制の対策を促進します。

○災害情報の伝達体制の整備

- 市民に迅速かつ確実に災害情報を伝達するため、防災行政用無線・防災ラジオ・電子メール・ホームページ等の多様な媒体を活用した情報伝達手段の整備を進めます。

○災害に備えた機能の整備

- 災害時の応急対策活動を行ううえで重要となる公共施設を、防災上重要な拠点として、災害時にその機能を十分に維持できるように、必要な整備を進めます。
- 災害による被害を軽減するため、地震やクラスター（延焼運命共同体）内における延焼火災、洪水等の災害種別に応じた避難所・避難場所や延焼遮断帯等の防災上の空間の確保や機能の拡充に努めます。
- 大規模な開発や土地利用転換等に際しては、その街区の安全性に加え、周辺市街地への防災効果を踏まえた計画への誘導を目指します。
- 災害時でも最低限の事業活動や生活の継続を図るために、エネルギー供給の確保を働きかけるとともに、早期復旧を目指します。

(2) 被災後の復興に向けた取組の推進

○復興準備に取り組む体制の構築

- 平常時から市民や事業者、各種団体、学校、行政等の主体が連携して復興の準備に取り組むための意識の向上、体制づくりに努めます。
- 大規模災害からの迅速な復旧・復興に資する土地の基礎的な情報（官民境界等）の整備を進めます。



(3) 自助・共助による取組の促進

○一人ひとりの防災意識の向上

- 日頃から自分の身を守るための備えや適切な避難行動をとれるよう、洪水や津波、液状化等のハザードマップ、地域危険度測定調査結果等により地域の災害リスクのさらなる周知を図り、市民一人ひとりの防災意識の向上を促進します。

○地域と取り組む防災対策

- 災害対策地区防災拠点打合会や地区防災訓練等の機会を通じて、避難所の円滑な開設や運営を行う体制の構築を目指します。
- 茅ヶ崎市避難行動要支援者支援制度の周知に努め、災害時に支援を必要とする避難行動要支援者の自らの備えとともに、地域で支援する共助の体制づくりを促進します。
- いざという時に地域でお互いに助け合えるよう、防災資機材の整備や連絡体制の構築、防災訓練の実施等の地域の防災活動を支援します。



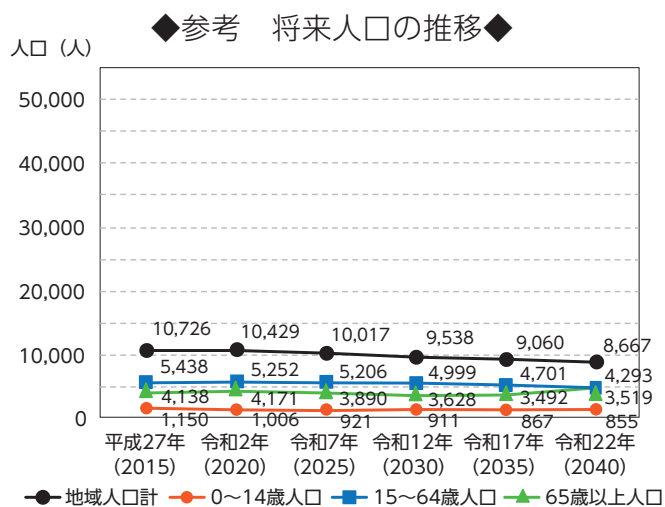
2-7

『北部丘陵地域』の都市づくりの方向



2-7-1 地域特性

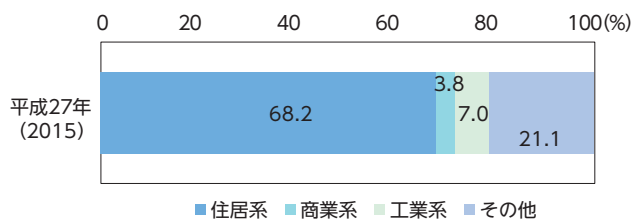
- 北部丘陵地域は、地区の 27%弱を農地、17%強を山林、住宅用地が 15%弱、公園等が 11%強を占めており、農地や山林等の自然的土地利用※割合が高い地域となっています。
- 地域の大半が市街化調整区域となっており、豊かな自然環境、田園環境が広がっています。県立茅ヶ崎里山公園や、ゴルフ場、大学等が立地しています。
- 公共交通では、茅ヶ崎駅や市外の湘南台駅等から大学、北部丘陵方面へバス路線が整備されています。道路では、(県) 藤沢平塚線(小出中央通り)、藤沢寒川線が東西方向に、芹沢遠藤線(大谷通り)、(県) 遠藤茅ヶ崎線(小出県道)が南北方向に走っています。
- 年齢別人口構成は、0 歳～ 59 歳までが全市平均を下回っている一方、60 歳以上が全市平均を上回り、高齢者の割合が高い構成となっています。



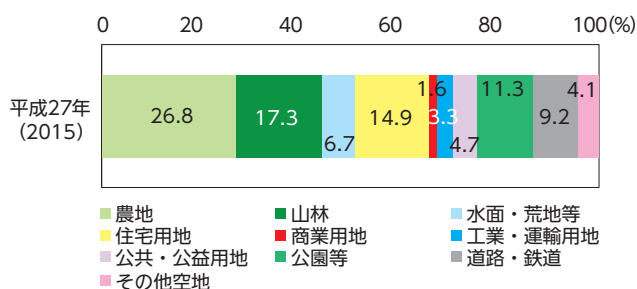
(注) 平成 27 年 (2015 年) 国勢調査を基に推計しています。

※自然的土地利用：農地、山林、水面、砂浜、岩礁、河川敷等のその他の自然地のこと。

◆建物用途別床面積割合 (平成 27 年 (2015 年))◆



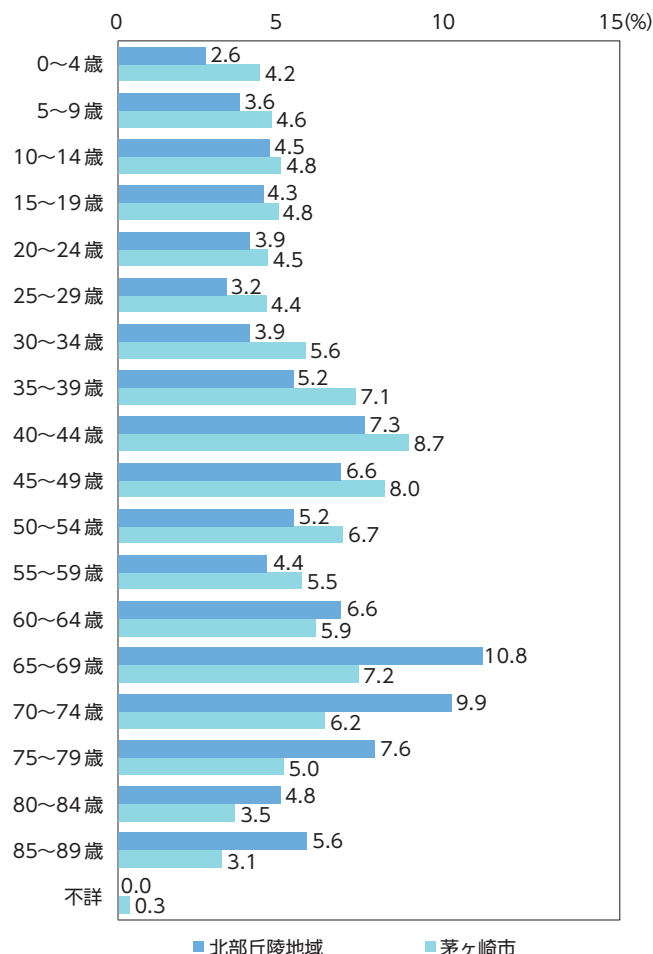
◆土地利用構成割合 (平成 27 年 (2015 年))◆



資料：平成 29 年度 (2017 年度)

茅ヶ崎市都市計画基礎調査解析業務報告書

◆年齢別人口の構成 (平成 27 年 (2015 年))◆



資料：平成 27 年 (2015 年) 国勢調査

(注) 四捨五入の端数処理をしているため合計が 100%にならない場合があります。

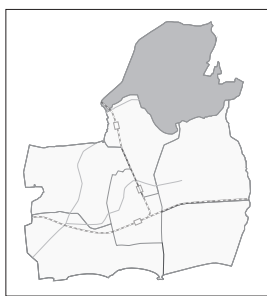


2-7-2 地域の将来像

ニューライフ&カルチャーを支援するみどり豊かな湘南の里

- 里山や田園の美しい風景、豊かな自然環境を保全し、「こころの豊かさ」を感じられる湘南の里を目指します。
- 大地の歴史を伝える史跡等の歴史・文化資源や、里山の豊かな自然を活用した学び等、様々な体験を通じて、新たな交流が生まれるまちを目指します。

◆北部丘陵地域整備方針図◆



凡	例
商業・業務ゾーン	都市拠点
集約市街地ゾーン	生活・防災の機能を持つ拠点
低層住居ゾーン	交流拠点
低中層住居ゾーン	景観拠点
多目的ゾーン	環状道路
工業・業務ゾーン	行政文化施設
緑地・公園ゾーン	河川
農地・集落ゾーン	市街化区域
沿道施設ゾーン	その他道路
鉄道路	その他道路(計画・構想)
自動車専用道路	
主要幹線	
主要幹線(計画・構想)	
都市幹線	
都市幹線(計画・構想)	





2-7-3 都市づくりの方針



土地利用

(1) 地域特性を生かした都市づくり

○地域に根ざした文化を生かした都市づくり

- 里山や田園の美しい風景、豊かな自然環境を有する本地域は、「こころの豊かさ」を感じられる良好な環境の維持・向上を目指します。
- 本市の象徴的な自然環境を形成する北部丘陵や河川、農地等の整備・保全を目指します。
- 住民一人ひとりが地域の主体となり、良好な住環境の維持・向上を目指します。
- 工場や大規模施設等の跡地の利用については、無秩序な転換を行わないよう社会情勢の変化や地域特性に応じた適正な土地利用を誘導します。

(2) 足を運びたくなる拠点の形成

○訪れたくなる環境づくり

- 下寺尾遺跡群や（仮称）茅ヶ崎市歴史文化交流館の整備では、魅力ある空間の整備を進め、人々が訪れたくなる拠点の形成を目指します。
- 下寺尾遺跡群周辺や浄見寺周辺は、地域の歴史・文化資源を保全するとともに、その資源を活用し、学びを通じて人と人との交流を育む場の形成を目指します。
- 県立茅ヶ崎里山公園周辺や市民の森・清水谷周辺は、北部丘陵の豊かな自然環境とのふれあいや人と人との交流を育む場の形成を目指します。



交通体系整備

(1) 安全で快適な道路交通の基盤づくり

○道路網等の整備と維持管理

- 周辺市町をつなぐ道路である東海岸寒川線の整備を進めます。
- 幹線道路等を補完する道路である下寺尾芹沢線（B路線）や行谷芹沢線（C路線）の整備を進めるとともに、堤下寺尾線（大岡越前通り）や市道 7560 号線の歩道の整備を進めます。
- 道路の計画的な維持管理や橋梁^{りょう}の長寿命化を進めます。

(2) 過度に自動車に依存しない交通体系の形成

○乗合交通の利便性向上

- 地域の交通の特性を考慮し、その地域に適した乗合交通のあり方を検討します。
- 交通事業者や近隣市町等と連携するとともに、既存の公共手段にとらわれることのない便利な乗合交通環境となるよう努めます。
- サイクルアンドバスライドの設置やバス停の整備等、乗合交通への乗り換えの利便性の向上に努めます。

(3) 暮らしを楽しむ移動環境の形成

○乗合交通に関する取組

- PR や利用促進キャンペーン等を通じて、乗るきっかけを提供することにより利用者の増加を目指します。

○歩行者空間・自転車利用環境の整備

- 歩道のバリアフリー化やベンチ等の休憩施設の設置等、歩行者が利用しやすく、歩きたくなる歩行者空間の整備を進めます。また、緑化等を含めた景観形成を図りながら、連続性のある歩行者空間の形成に努めます。
- 「第 2 次ちがさき自転車プラン」に基づき、自転車走行空間の整備を行うことで風を感じる空間づくり並びに自転車の有効活用及び利用促進を図ることで暮らしを楽しむ仕組みづくりに努めます。
- 交通事故の起きないまちを目指して、歩行者及び自転車利用者等にとって安全な道づくりを進めるとともに、警察等関係機関と連携をとりながら、交通規制及びルール啓発等安全対策を進めます。



自然環境保全・緑地整備

(1) 人々が身近にふれあうみどりの充実

○身近なみどりの充実

- 公園や市街地の樹林、市民緑地、街路樹等の様々なみどりを保全・再生・創出することで、豊かな生活を送ることができる都市づくりを進めます。また、生物多様性への配慮を目指します。

○立地ごとのみどりの充実

- 駒寄川は、市民が親しむことができる環境づくりに努めるとともに、周辺のみどりとの連続性を高めることで、みどりのネットワークの形成を目指します。
- 農産物の生産の場としての役割に加えて、防災・減災や生きものの生息・生育空間、景観形成、環境学習、レクリエーションの場等の多面的な機能を持つ農地の保全を進めます。

○安全・安心で快適な暮らしを支えるみどりの充実

- みどりの防災・減災機能に着目し、遊水機能を有している水田等の保全や延焼遅延効果を持つ街路樹や市街地の樹林等の保全を進めます。

○歴史と文化が息づくみどりの充実

- 本市の景観を形成する史跡のみどり等の保全・再生に努めます。

(2) 生きものが生息・生育するみどりの確保

○生物多様性の保全と生態系ネットワークの形成

- 北部丘陵や駒寄川、小出川、農地は、快適な都市環境と健康的で豊かな生活を支えるとともに、生きものが生息・生育するために重要なものであるため、将来にわたり持続性のあるみどりとして保全・再生を進めます。
- 生物多様性の保全のため、自然環境評価調査において特に重要な自然環境として位置付けられた清水谷^{しみずやと}や柳谷^{やなぎやと}、行谷等を生態系ネットワークの核（コア）として、特別緑地保全地区の指定等による保全を進めます。

(3) みどりと人々が出会う協働の仕組みづくり

○多様な主体との連携

- 自然環境や公園等、様々なみどりを活用することで、コミュニティの活性化を図り、人と人が出会う機会の創出を目指します。
- 市民・事業者・行政の協働により、緑化推進や維持管理のための情報提供や支援策の充実に努め、みどりと人々が出会う市民参加の仕組みの構築を目指します。
- みどりの保全活動を次世代へ継承していくための人材育成の仕組みの構築や、事業者や学校等教育機関でのみどりや生物多様性に関する取組を進めるための環境教育の場の創出を目指します。



都市景観形成

(1) 景観資源と眺望の保全と継承

○景観資源の保全

- みどり豊かな自然景観や浄見寺周辺、下寺尾官衙遺跡群に残された歴史的資源等、茅ヶ崎のはじまりを感じる景観資源を保全し、次世代への継承を目指します。

○眺望景観の保全

- 景観ポイントや眺望点の定点観測や景観の事前検証を行い、田園風景や富士山の眺望の保全を進めます。

(2) 屋外の生活を楽しめる空間の創出

○魅力ある公開空地や公共空間の創出

- (仮称) 茅ヶ崎市歴史文化交流館の整備に併せて、旧和田家や旧三橋家等の下寺尾・堤地区に残る歴史的資源を活用し、歴史を学び、楽しめる空間の創出を進めます。

(3) 茅ヶ崎の価値・魅力を体感できる機会の創出

○街なみに調和し、魅力あるサインの整備

- 茅ヶ崎市屋外広告物条例に基づき、街なみと調和した屋外広告物の規制・誘導を進めます。
- 「茅ヶ崎市公共サインガイドライン」に基づき、ユニバーサルデザインに配慮するとともに、住む人や訪れた人が、茅ヶ崎で過ごす時間や生活を楽しむことができるように、「歩きたい、出掛けたい」と思える公共サインの整備を進めます。

○茅ヶ崎の魅力を伝える仕組みの構築

- 旧和田家や旧三橋家等の下寺尾・堤地区に残る歴史的資源を活用し、地域の魅力を高める取組を進めます。また、香川駅から下寺尾・堤地区に点在する史跡を回遊できる環境を整備するとともに、史跡を活用した新たな活動を展開し、北部の文化的価値の魅力を発信する取組を進めます。
- 市民・事業者・行政の協働により、景観に関する講習会や景観まちづくりアドバイザーの派遣等を活用して、地域にふさわしい良好な景観形成を目指します。



住環境整備

(1) 快適な住環境の形成

○良好な住環境の形成

- 高齢化が進展する住宅地では、多様な世代が共生する住環境の整備を目指します。
- 小・中学校等の公共施設の活用により、人々の交流の場づくりを目指します。

○空き家・空き地等への施策推進

- 空き家・空き地等の発生予防及び適切な管理、空き家等及び除却した空き家等の跡地の利活用を進めます。

○快適な住環境を支える都市基盤整備の推進継続

- 道路・下水道・公園・ごみ処理施設等の都市基盤の整備や維持管理を引き続き進めます。
- 狭隘^{あい}道路については、住民の協力を得ながら順次解消に努めます。
- 市街化調整区域においては、合併処理浄化槽の設置を支援するとともに、投資効果の高い区域においては公共下水道（污水）の整備に努めます。
- 日常生活や社会活動に重大な影響を及ぼす下水道に起因する事故や機能停止を未然に防ぎ、下水道サービスを常に確保するため、「茅ヶ崎市公共下水道施設維持管理計画」に基づき、老朽化した管路やポンプ場等下水道施設の計画的な改築に努めます。
- 公園の施設については、「茅ヶ崎市公園施設長寿命化計画」を策定し、維持管理を進めます。

(2) 安心して住み続けられる住環境の形成

○良好な住環境の形成

- 犯罪の発生しやすい死角や暗がり減らすといったハード面の環境整備とあわせて、不審者を警戒する住民による見守りを促進します。

○セーフティネットの構築

- 高齢者や障害者等が安心して地域で住み続けられるよう、住宅や地域での生活支援に係る情報が共有される住まいと暮らしのセーフティネットの構築を目指します。

○住宅改善と良質な住宅供給の促進

- 大規模地震に備え、住宅の耐震化や不燃化等に関して必要な支援や制度の導入を促進します。
- 建築物については、耐震化や不燃化、バリアフリー化による改善を促進するとともに、耐久性や省エネルギー等の面で品質と性能が高い良質な住宅の供給を促進します。



都市防災

(1) 災害時の被害の軽減と、都市機能の維持を実現できる基盤づくり

○地震に強い都市基盤の整備

- 災害時における緊急活動の円滑化や避難路の確保のため、道路の計画的な維持管理や橋梁^{りょう}の長寿命化を進めます。
- 災害時の被害の軽減や被災後の迅速な復旧、物資供給等のため、重要な役割を果たす緊急輸送路を補完する道路である堤下寺尾線（大岡越前通り）の整備を進めます。
- 災害時における避難路の確保や緊急活動の円滑化のため、土地所有者に積極的に働きかけ、住民の協力を得ながら順次狭隘^{あい}道路の解消に努めます。
- 倒壊の危険性が高い公共建築物の地震対策を進めるとともに、避難路沿道の建築物や多くの人が利用する建築物等の地震対策を促進します。

○雨に強い都市基盤の整備

- 隣接する自治体や国、県との連携により、小出川の河川改修や適正管理を進めます。
- 浸水の軽減のため、宅地内雨水の流出抑制の対策を促進します。

○災害情報の伝達体制の整備

- 市民に迅速かつ確実に災害情報を伝達するため、防災行政用無線・防災ラジオ・電子メール・ホームページ等の多様な媒体を活用した情報伝達手段の整備を進めます。

○災害に備えた機能の整備

- 災害時の応急対策活動を行ううえで重要となる公共施設を、防災上重要な拠点として、災害時にその機能を十分に維持できるように、必要な整備を進めます。
- 災害による被害を軽減するため、地震や大規模火災、土砂等の災害種別に応じた避難所・避難場所や延焼遮断帯等の防災上の空間の確保や機能の拡充に努めます。
- 大規模な開発や土地利用転換等に際しては、その街区の安全性に加え、周辺市街地への防災効果を踏まえた計画への誘導を目指します。
- 災害時でも最低限の事業活動や生活の継続を図るために、エネルギー供給の確保を働きかけるとともに、早期復旧を目指します。

(2) 被災後の復興に向けた取組の推進

○復興準備に取り組む体制の構築

- 平常時から市民や事業者、各種団体、学校、行政等の主体が連携して復興の準備に取り組むための意識の向上、体制づくりに努めます。
- 大規模災害からの迅速な復旧・復興に資する土地の基礎的な情報（官民境界等）の整備を進めます。



(3) 自助・共助による取組の促進

○一人ひとりの防災意識の向上

- 日頃から自分の身を守るための備えや適切な避難行動をとれるよう、洪水や土砂、液状化等のハザードマップ、地域危険度測定調査結果等により地域の災害リスクのさらなる周知を図り、市民一人ひとりの防災意識の向上を促進します。

○地域と取り組む防災対策

- 災害対策地区防災拠点打合会や地区防災訓練等の機会を通じて、避難所の円滑な開設や運営を行う体制の構築を目指します。
- 茅ヶ崎市避難行動要支援者支援制度の周知に努め、災害時に支援を必要とする避難行動要支援者の自らの備えとともに、地域で支援する共助の体制づくりを促進します。
- いざという時に地域でお互いに助け合えるよう、防災資機材の整備や連絡体制の構築、防災訓練の実施等の地域の防災活動を支援します。



第5章

推進方策



1. 都市づくりの推進体制の構築

(1) 新しい公共の形成

複雑、多様化する市民ニーズに対応していくためには、行政だけではなく、市民との協働のほか、民間団体や民間企業の知恵を生かした、公民連携による都市づくりを進める「新しい公共の形成」が必要です。

安心して暮らすことのできる地域社会を創り上げていくためには、市民・事業者・行政が、市政への参加、相互の連携・協力、地域における課題解決力の向上といった共通認識を持って、基本的なルールの下に自治を推進していくことが大切です。

(2) 協働による都市づくりの推進

これまでの都市づくりは、行政が市民生活を支える道路や下水道等の都市基盤の整備を行い、地域の住環境の向上等のきめ細やかな部分については、市民・事業者・行政が適切な役割分担と相互の連携のもと、協働による都市づくりを行ってきました。

今後、少子高齢化や価値観・ライフスタイルの変化、多様化により、さらなる柔軟な都市づくりが必要とされます。これからの都市づくりは、本計画の目指す都市づくりの方向（将来都市像等）を共有したうえで、市民・事業者・行政が各々できることを考え、それぞれの役割分担のうえで連携した都市づくりを推進していくことが重要です。市民は自分たちの住むまち（地域）をどのようにしたいのかを考え（防災に力を入れたい、住環境を向上させたい等）、その方向に向けた自らができる取組を行う必要があります。事業者も本計画の都市づくりの方向性を共有し、計画や事業等へ積極的に連携・協力する事が大切です。それぞれが様々な取組を行う事により、本市はより質の高い都市へととなります。

市民・事業者が都市づくりに関心を持つために、行政は市民・事業者が都市づくりへ参加や連携できるきっかけづくりを行い、市民・事業者・行政でさらなる協働による都市づくりを推進します。





(3) 市民・事業者・行政の役割

協働による都市づくりを推進するためには、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を認識し、都市づくりに取り組むことが重要になります。

なお、取組にあたっては、目指す都市づくりの方向性を理解し、まずは身近でできることを考え、行動し、みんなで協働しながら進めることが求められます。

①市民の役割

市民は、一人ひとりが都市づくりの主体として、自分たちの住むまちを、本計画の目指す都市づくりの方向（将来都市像等）に基づいて、自らできることを考え、自発的に進めていく役割を担います。そのため、市民は、都市づくりの主役として、一人ひとりが都市のあり方や都市づくりの方法について関心を持ち、さらに、積極的に都市づくりへ参加し、その活動を展開していくことが求められます。

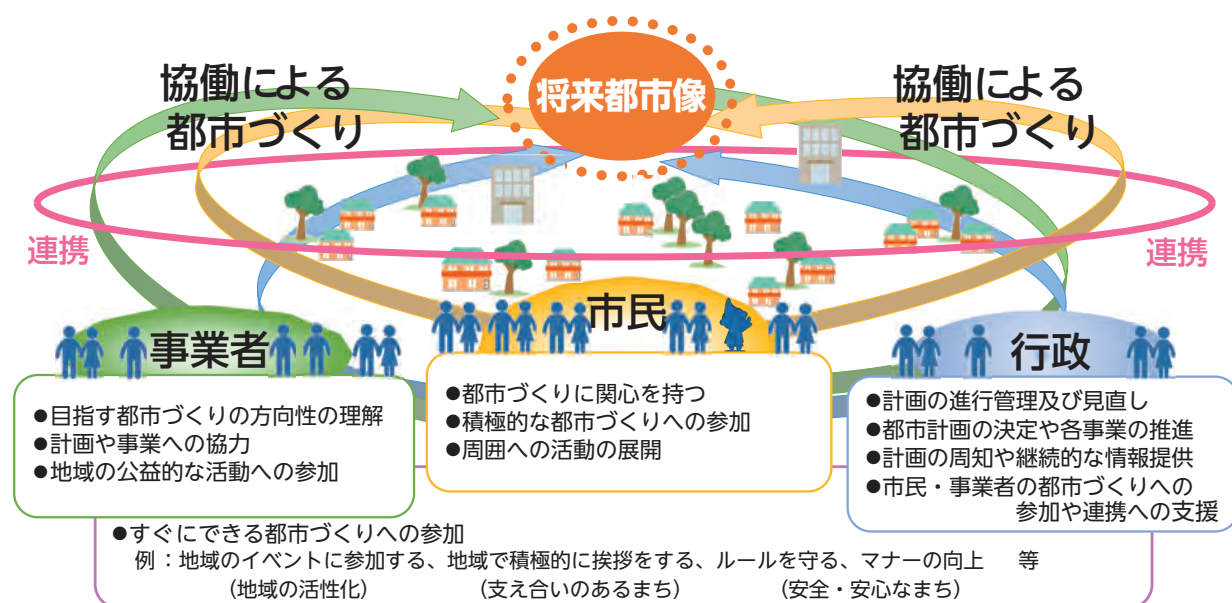
②事業者の役割

事業者は、事業活動や経済活動を通じて、都市づくりに大きな影響を持っており、都市づくりの活性化への貢献が期待されています。そのため、事業者は、地域社会を構成する一員として本計画の目指す都市づくりの方向（将来都市像等）の理解を深め、市民や行政との連携・協力のもと、計画や事業への協力、地域の公益的な活動に参加し、積極的に活動を行っていく役割を担います。

③行政の役割

行政は、本計画の進行管理及び見直し、都市計画の決定や各事業の推進等、総合的かつ効率的な都市づくりを着実に実施していく役割を担います。そのため、事業の推進に際し、市民・事業者へ協力要請を行うとともに、市民・事業者が主体となって都市づくりに参加し、連携できるよう本計画の周知や継続的な情報提供、活動への支援等を行っていきます。

◆協働による都市づくりの推進イメージ◆





2. 進行管理

(1) 進行管理の実施方法

平成 20 年（2008 年）に改定した「ちがさき都市マスタープラン」では、計画の実現状況の確認を行うため、「ちがさき都市マスタープラン確認委員会（都市計画審議会の小委員会）」を設立し、計画の骨組みとなる「重点的に取り組む施策」と「市民と協働で取り組む戦略プラン」について、市民の目線により進捗状況を確認してきました。しかしながら、都市づくりの進捗状況を毎年市民の目線で確認できる等の成果はありましたが、長期間での成果を確認しづらい等の側面もありました。また、平成 20 年（2008 年）からの計画体系の変化として、様々な都市づくりに関する個別計画が策定され、それぞれの計画で進捗状況の確認が行われています。

これからの進行管理は、本計画で掲げている「将来都市像」に向けたまちの変化に主眼を置きます。確認の方法としては、計画の中間年次である 5 年後を目安に、都市の動向を把握し、「将来都市像」を実現するための「都市づくりの目標」に向かって、まちが変化しているかを確認します。具体的な都市の動向の把握方法としては、茅ヶ崎市総合計画の進捗評価や市民意識調査の結果を活用します。また、土地利用等のまちの変容については、都市計画基礎調査や各個別計画の進捗結果等、複数の要素を用いて確認します。

確認した結果は、都市計画審議会等に報告し、その後の計画の見直し等についても検討します。

（都市の動向を把握する指標については、参考資料編 180、181 ページを参照。）

◆指標の一覧◆

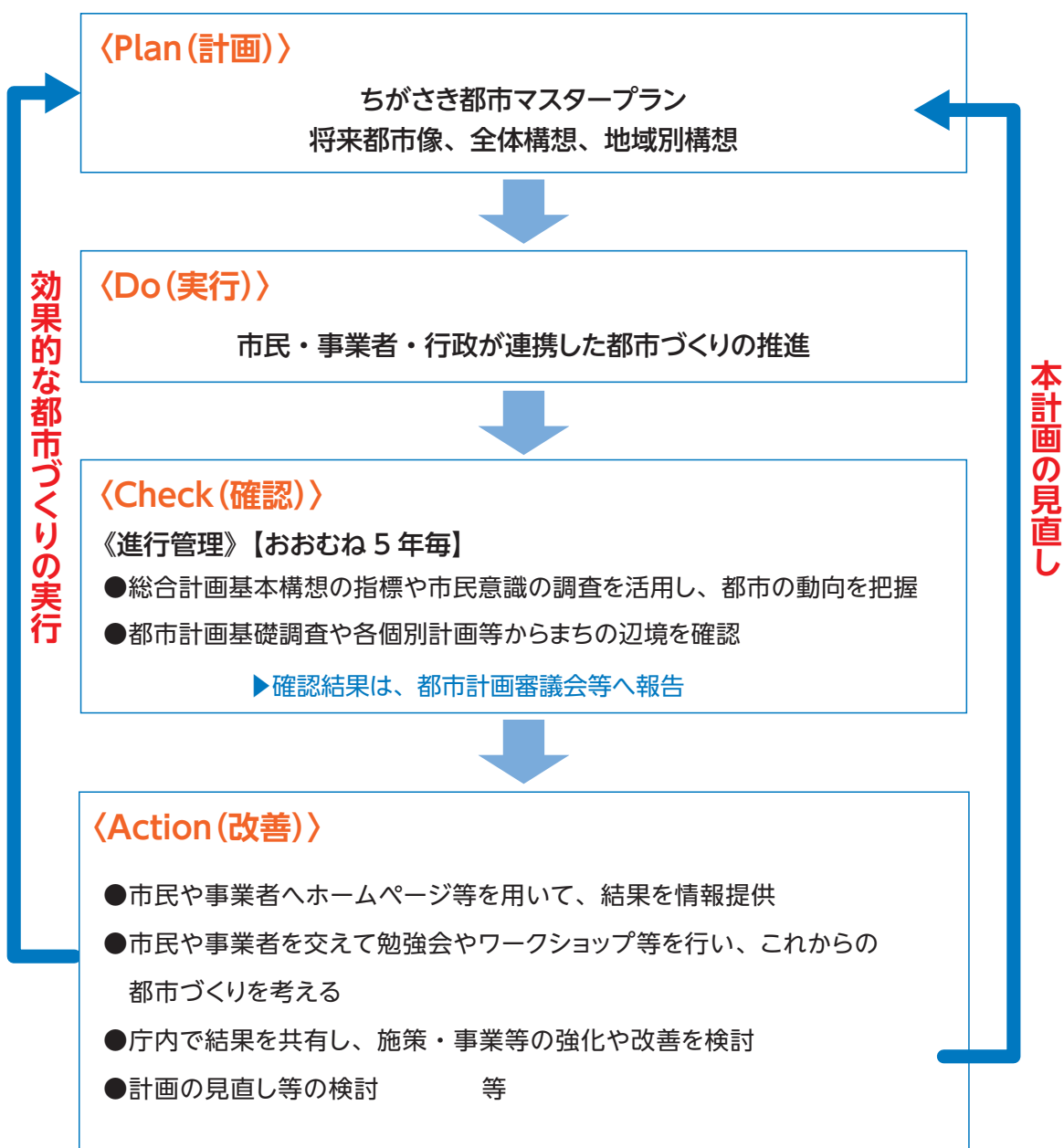
「将来都市像」を実現するための「都市づくりの目標」	都市の動向、まちの変容を把握する指標		
1. 地域や経済の活力が「茅ヶ崎」の魅力を育む都市づくり ～にぎわいを生み出すことでまちやひとが元気に～	茅ヶ崎市総合計画の進捗評価	市民意識調査の結果	都市計画基礎調査や各個別計画の進捗結果
2. 多様な個性と自然と文化が共生する都市づくり ～まちの資源に磨きをかけていくことで魅力ある都市空間に～			
3. 安全・安心、快適、便利な市民生活が実現できる都市づくり ～日常生活に必要な都市機能を向上させ 質の高い暮らしができる住環境に～			



(2) 計画の見直し

本計画は、長期間にわたる計画であるため、今後の社会情勢の動向等に対応し、上位計画等との整合を図りつつ、より市民のニーズを反映したものになるよう必要に応じて見直しを行います。

◆進行管理イメージ◆



參考資料編



1. 改定にあたっての関係会議等の概要

(1) 茅ヶ崎市都市マスタープラン策定委員会

1) 委員構成

区 分	委 員	所属・役職等
委員長	中村 英夫	日本大学 理工学部 土木工学科 教授
副委員長	海津 ゆりえ	文教大学 国際学部 国際観光学科 教授
委 員	小峰 実	市民
	細田 勲	茅ヶ崎市まちづくり協議会連絡会
	後藤 金蔵	茅ヶ崎市まちづくり協議会連絡会
	亀井 信幸	茅ヶ崎商工会議所 会頭
	熊澤 克躬 (～2018.5)	社会福祉法人 茅ヶ崎市社会福祉協議会 会長
	水島 静夫 (2018.6～)	
	大川 静雄	さがみ農業協同組合 茅ヶ崎地区運営委員長
	加藤 孝明	東京大学 生産技術研究所 都市基盤安全工学国際研究センター 准教授
	岡村 敏之	東洋大学 国際地域学部 国際地域学科 教授
	一ノ瀬 友博	慶應義塾大学 環境情報学部 教授
	伊藤 誠	元ちがさき都市マスタープラン確認委員会 委員長
	梅田 睦男	元ちがさき都市マスタープラン確認委員会 副委員長
	池田 一紀 (～2017.3)	神奈川県藤沢土木事務所 道路都市部長
	高山 宗彦 (2017.4～2018.3)	
	廣瀬 茂 (2018.4～)	神奈川県藤沢土木事務所 工務部長
	牧野 末次	神奈川県茅ヶ崎警察署 交通課長

2) 実施日

年 度	回	年 月 日
28	第1回	平成29年(2017年)3月28日(火)
29	第2回	平成29年(2017年)7月4日(火)
	第3回	平成29年(2017年)10月6日(金)
	第4回	平成30年(2018年)1月10日(水)
30	第5回	平成30年(2018年)4月18日(水)
	第6回	平成30年(2018年)7月17日(火)
	第7回	平成30年(2018年)10月19日(金)

3) 会議の内容

会議の内容については、本市のホームページを閲覧ください。

[市ホームページ]

<http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/machidukuri/master/1023400.html>



(2) 市民討議会

1) 実施概要

①実施目的

日々の生活目線で茅ヶ崎の魅力（茅ヶ崎らしさ）を改めて確認し、茅ヶ崎の魅力（茅ヶ崎らしさ）を感じるための要素と「公共空間」、「自然・みどり」、「移動」について議論を行い、茅ヶ崎の魅力（茅ヶ崎らしさ）の要素を把握しました。

◆討議テーマ：「自分らしく生きるまち・茅ヶ崎の魅力

一日々の暮らしから 好きな場所、身近な自然、まちなかでの移動 を語り合う」

- ・茅ヶ崎の魅力の確認（好きな場所）について
- ・まちなかでの移動について
- ・身近な自然、みどりについて

②実施日 平成 29 年（2017 年）7 月 30 日（日）

③参加者 市内在住者 37 名 9 グループで討議／無作為抽出により 2,000 名に案内を送付し、募集

2) 実施結果

<主な意見／討議①：茅ヶ崎の魅力の確認（好きな場所）>

- 好きな場所は、自然、公園・緑地、文化・レクリエーション施設、みち、お店等多様
- 好きな時間に、家族や友人と、一人で、癒やしやくつろぎ、リフレッシュを求めてウォーキングやサイクリング、買い物等の自由時間を楽しむ
 - ⇒自然や都市の便利さ、文化資源を身近に享受できることが魅力
 - ⇒海の見える・感じられる生活や、景観等、気持ちに起因する魅力要素が多い
 - ⇒人との触れあい・コミュニケーションも魅力要素

<主な意見／討議②：まちなかでの移動>

- 徒歩や自転車で移動する理由～嬉しい・楽しい・気持ち良いとき～
 - ⇒散歩・散策、気分転換、季節を感じる、潮風や空気感、健康、路地での新しい発見、立ち止まって話すことで嬉しい気持ちに
- 買い物や北部（山側）への移動はバスや車が多い傾向
- 改善要素
 - ・高齢化により車利用が困難になることに備え、バスの利便性向上（北部等への利便性向上、情報提供等）
 - ・道路が狭く車や自転車が錯綜して危険
 - ・自転車のマナー徹底や教育：茅ヶ崎ルール

<主な意見／討議③：身近な自然、みどり>

- 公園等の拠点の緑、松林、街路樹はもとより、家にある緑も含め、今あるみどりを大切に。
- 市民主体や協働で取り組みたいこと、改善要素
 - ・みどりを知ってもらう取組／動植物の写真を撮って発信し伝える仕組み、里山公園の螢等象徴的なみどりや自然の対外的な P R
 - ・維持管理等に関わる取組／維持管理や費用負担等に参加したい人のための制度づくり
 - ・高齢化に伴う宅地のみどりの管理支援
 - ・荒廃した畑の生産緑地や市民農園としての活用
 - ・空き家や空き地の手入れや管理
 - ・街路樹の落ち葉清掃、鳥の糞害



(3) 転入者ヒアリング（ちがさきの都市づくりを考えるグループインタビュー）

1) 実施概要

①実施目的

近年茅ヶ崎市に転入してきたファミリー世代、高齢世代を対象に、抱いていたイメージと実際に住んで感じたギャップ、住んでみて感じた良いこと等を、グループインタビュー形式で把握しました。

②実施日 平成 29 年（2017 年）8 月 19 日（土）・20 日（日）・23 日（水）・24 日（木）

③参加者 5 年以内に茅ヶ崎市に転入した方／30～40 代の男性・女性、50 代以上の男性・女性（8 グループ 33 名）

2) 実施結果

<主な意見／30～40 代女性>

●転入理由等

- ・藤沢市や横浜市、平塚市等が他の転居先候補地
- ・住宅の取得価格、水（海）とみどりがある自然環境、治安や雰囲気の良さ、買い物等の生活利便性から選択
- ・家族との同居や実家へ戻るといった事情も転入の要素

●イメージや住んで感じたこと等

- ・湘南のおしゃれなイメージは魅力要素
- ・海や緑に身近にふれあえる環境はイメージ通り
- ・都会過ぎず、生活利便性が高いことが魅力要素
- ・子どもが遊べる身近な屋根や日陰のある公園の不足、医療費の助成や保育、幼稚園は不満要素

<主な意見／30～40 代男性>

●転入理由等

- ・藤沢市や平塚市、鎌倉市、横浜市等が他の転居先候補地
- ・住宅価格の安さ、治安面、街並み等の理由から選択
- ・海辺のロケーションや湘南の雰囲気、海でのサーフィンやランニングが魅力

●イメージや住んで感じたこと等

- ・オンとオフがはっきりしていて、ゆったりした時間、気持ちの余裕を感じる
- ・東京までの鉄道での近接性や居住地の近くで用を済ませられる利便性等に満足
- ・身近なちょっとした広場がないこと、幼稚園やスポーツ施設の不足、医療費補助が不満要素

<主な意見／50 代以上女性>

●転入理由等

- ・猫や犬が 2 匹飼えるペット事情から住居を選択
- ・海が見えたり、潮のにおいを感じられる生活や、程よい田舎、のんびりした雰囲気、東京まで乗り換えなしで行ける駅から徒歩圏内の生活利便性から居住地選択
- ・藤沢市や鎌倉市、横浜市や川崎市等が他の転居先候補地。相模川は越えたくないとの意見もあった
- ・子どもとの近居も転入の要素

●イメージや住んで感じたこと等

- ・オンとオフの切替えができ自分が好きなように時間が使える
- ・駅から歩いて海に行けることや、駅まで徒歩でアクセス可能なことは魅力要素
- ・自転車マナーや教育の徹底が重要
- ・健康診断やスポーツ施設、子育て環境等行政サービスは藤沢市が優位

<主な意見／50 代以上男性>

●転入理由等

- ・加山雄三やサザンといった茅ヶ崎ブランドへの憧れ、湘南のイメージや空の広さ、海が見え感じられる生活から居住地を選択
- ・東京への移動利便性や、都会でも田舎でもない良さが居住地選択の要素
- ・藤沢市や鎌倉市等が他の転居先候補地。小田原のはのんびりし過ぎのイメージ

●イメージや住んで感じたこと等

- ・気さくでオープンな雰囲気が魅力要素
- ・観光地のようにざわざわしていない海辺のイメージは期待に反しない
- ・田舎とまちが同居しているイメージ
- ・待機児童が多く保育園事情は不満要素



(4) 転入者アンケート（ちがさきの都市づくりを考えるWEBアンケート）

1) 実施概要

①実施目的

近年茅ヶ崎市へ転入者された方を対象に、WEB アンケートを実施し、転入を決めた理由、茅ヶ崎以外に考えた居住地、住んでみての住みやすさ評価等を把握しました。

②実施日 平成 29 年（2017 年）7 ～ 8 月

③対象者 5 年以内に茅ヶ崎市に転入した方 2,037 名（30 代以上・無作為抽出）

④調査方法 郵送で協力依頼を送付、URL・QRコードを案内し WEB で回答する方式で実施

⑤回収数 365 名（回収率 17.9%）

2) 実施結果

- ・過去に市内居住経験のある方は約 3 割
- ・転入前の居住地は横浜市、藤沢市等県内が約半数
- ・茅ヶ崎市以外に考えた移住先は藤沢市 38%、横浜市 14%、平塚市 5%等。県内が約 8 割
- ・転入を決めた理由は、「海が近い」41.4%、「住宅価格・家賃が適当」29.9%、「交通の便」26.0%、「静かな居住環境」25.2%、「親や子どもがいる」24.9%、「まちの雰囲気」24.1%、「日常生活が便利」19.7%等
- ・今後も茅ヶ崎市に住み続けたい方が約 7 割
- ・住み続けたい理由として「まちの雰囲気」、「日常生活が便利」、「静かな居住環境」等が高い評価
- ・転出したい理由は「行政サービス」「子育て環境」「公共施設や介護・医療施設」等

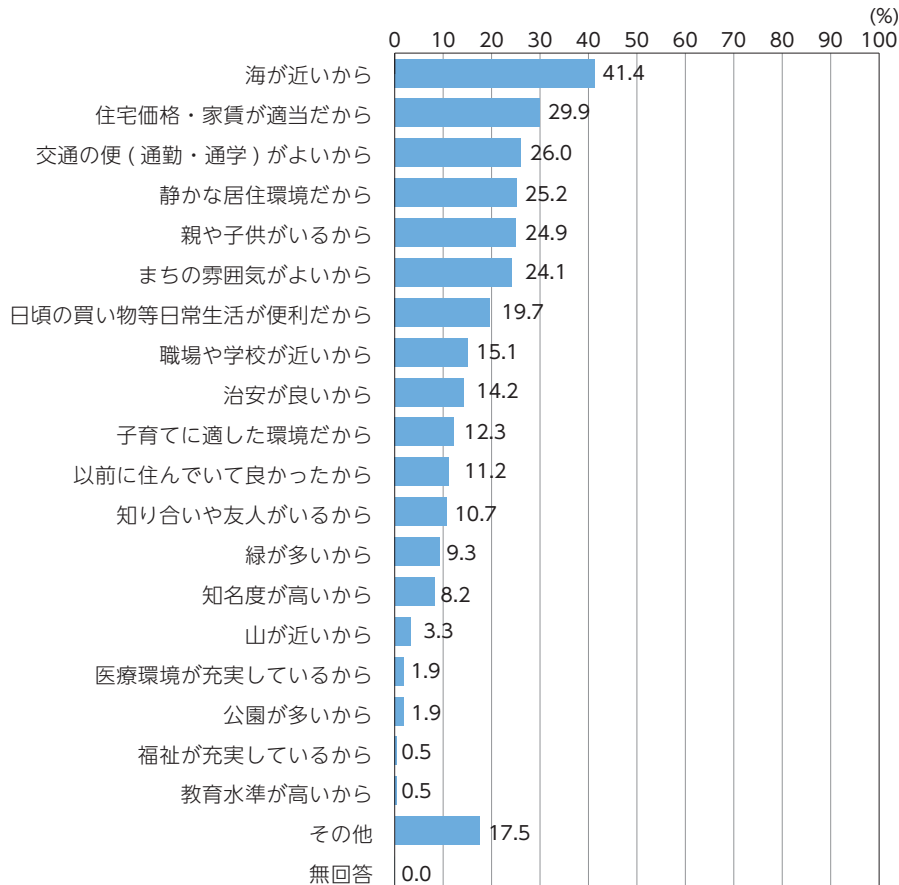


図 転入を決めた理由（複数回答）



(5) まちぢから協議会等意見交換会

1) 実施概要

①実施目的

新しい都市マスタープランの地域別構想に関して、地域の皆様が描いている都市づくりの方向性等のご意見を頂戴するために、まちぢから協議会等（13 地区）の運営委員会の委員を対象として、意見交換会を開催いたしました。

②実施、参加者

地 区 名	実 施 日	参 加 者
鶴嶺東地区	平成 30 年（2018 年）5 月 19 日（土）	28 名
海岸地区	平成 30 年（2018 年）5 月 19 日（土）	22 名
茅ヶ崎地区	平成 30 年（2018 年）5 月 20 日（日）	25 名
湘南地区	平成 30 年（2018 年）5 月 20 日（日）	22 名
浜須賀地区	平成 30 年（2018 年）5 月 26 日（土）	24 名
南湖地区	平成 30 年（2018 年）5 月 29 日（火）	18 名
小和田地区	平成 30 年（2018 年）6 月 5 日（火）	24 名
湘北地区	平成 30 年（2018 年）6 月 10 日（日）	29 名
小出地区	平成 30 年（2018 年）6 月 11 日（月）	23 名
鶴嶺西地区	平成 30 年（2018 年）6 月 16 日（土）	18 名
松浪地区	平成 30 年（2018 年）6 月 20 日（水）	28 名
松林地区	平成 30 年（2018 年）6 月 22 日（金）	17 名
茅ヶ崎南地区	平成 30 年（2018 年）6 月 23 日（土）	15 名

2) 実施結果

意見交換会の結果については、本市のホームページを閲覧ください。

[市ホームページ]

<http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/machidukuri/master/1031517.html>

なお、意見交換会の中で出された意見については、地域として特に関心がある事や重要だと考えている事、今後 10 年間で重点的に取り組みたいと考えている事等として、『4.「分野別の取組方針」と「地域別の取組方針」の関係一覧表』（174 ページを参照）に反映しています。

(6) 市民意見交換会

1) 実施概要

①実施目的

新しい都市マスタープランの地域別構想に関して、市民の皆様の描いている都市づくりの方向性等のご意見を頂戴するために、意見交換会を開催いたしました。

②実施日 平成 30 年（2018 年）7 月 5 日（木）・7 日（土）

③参加者 6 名

2) 実施結果

意見交換会の内容については、本市のホームページを閲覧ください。

[市ホームページ]

<http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/machidukuri/master/1030416.html>



(7) 若者との意見交換会

1) 実施概要

①実施目的

これからのまちの主演となる 20 歳前後の若者を対象に、「これからの茅ヶ崎」について意見交換会を開催しました。

②実施日 平成 30 年（2018 年）8 月 2 日（木）

③参加者 文教大学学生・卒業生 14 名

2) 実施結果

<主な意見／意見交換①：茅ヶ崎が将来どんなまちであってほしいか>

テーマ	それぞれを形成するために必要な、ほしい要素
「にぎわい（駅周辺）」	人が集まってこそにぎわい、アクセス的要素が重要 等
「にぎわい（住宅地周辺）」	地元密着のスーパーや商店街等の拠点 等
「やすらぎ」	自然（海や綺麗な景色）、人間関係（人との絆） 等
「支えあい」	挨拶ができる顔の見える関係性、気軽に交流できる場 等

<主な意見／意見交換②：これからの都市づくりで、自分自身ができること>

- 複合施設や個人店で、アルバイトとして働く
- ローカルなお店を利用する
- 地域のボランティア活動に参加する
- 自分で意識して、挨拶、マナーを守る
- 地元のイベントや自治会に参加する
- みんなで集まれる場所をつくる
- 学生でゴミ拾いに参加したり、ゴミ拾いの企画を考える
- SNS でイベント情報等を拡散する

等

(8) 都市計画審議会への報告

年 度	回	年 月 日
29	第 1 回	平成 29 年（2017 年） 8 月 22 日（火）
30	第 1 回	平成 30 年（2018 年） 5 月 30 日（水）
	第 2 回	平成 30 年（2018 年） 11 月 9 日（金）



(9) パブリックコメントの実施に伴う改定素案説明会

①実施目的

パブリックコメントの実施に伴い、「ちがさき都市マスタープラン（改定素案）」の説明会を開催しました。

②実施日 平成 31 年（2019 年）3 月 10 日（日）・14 日（木）・15 日（金）・16 日（土）

③参加者 9 名

(10) パブリックコメント

1) 実施概要

①募集期間 平成 31 年（2019 年）2 月 27 日（水）～ 3 月 28 日（木）

②意見の件数 59 件

③意見提出者数 10 名

2) 実施結果

内容別の意見件数

項 目	件数
■改定案素全般に関する意見	2 件
■改定案素に記述された個別の内容に関する意見	41 件
□都市マスタープランの役割や位置づけに関する意見	(3 件)
□現状と課題に関する意見	(8 件)
□将来都市像、基本理念や目標、将来都市構造に関する意見	(3 件)
□分野別の取組方針に関する意見	(13 件)
□地域別構想に関する意見	(10 件)
□推進方策に関する意見	(2 件)
□参考資料に関する意見	(2 件)
■文章表現、体裁に関する意見	8 件
■パブリックコメントの制度、手続きに関する意見	4 件
■その他の意見	4 件

パブリックコメントの詳細結果については、本市のホームページをご覧ください。

[市ホームページ]

<http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/public/1007537/kekka/1034130.html>



2.「茅ヶ崎らしさ」の調査結果

(1) 茅ヶ崎らしさの調査の経緯

本市では茅ヶ崎市市民参加条例が施行（平成 26 年（2014 年）4 月）され、都市づくり、観光、福祉、教育等様々な分野において、市民や事業者等多様な主体が市政に参加し、その意見が市政に反映できるようになりました。それぞれが持つ人材、技術等を生かし、これまでにない創意工夫のある取組が進められる環境が整いつつあります。

このように複数の主体が市政に参加して物事を進めていくうえで留意すべき点は、「各主体が方向性や目標を共有し、目標の達成に向けて何ができるかを考え、取り組み続けること」です。方向性や目標を共有しないと、それぞれの都合や利益だけ考える状況を作り出してしまうことが考えられ、社会にとってプラスに働くとは言えません。

しかし、方向性や目標を共有すれば、各主体が行う様々な取組について「方向性や目標からずれていないか」、「主体の都合だけを考えて取組を進めていないか」をお互いに確認することができます。

多様な主体が市政に参加する時代においては、市民、事業者及び行政も含め、個々の利益ではなく、「社会に対してどのような価値を提案できるのか」をこれまで以上に意識する必要があります。

さらに、全国的に人口・世帯減少や高齢化が進み、女性の就労拡大や男性の家事への参加が進む等、社会状況の変化とともに、人々の生活スタイルも変化しています。本市でも、リタイア世代^{*}の増加により昼間人口が増え、就労も通学もしていない方が増加する傾向にあります（14 ページ（4）昼夜間人口を参照）。高齢化による昼間人口の増加や3次活動^{*}が増えつつある状況は、仕事や家事等以外の「地域におけるイベント」、「家族、恋人、友人等との交流」、「趣味や学習」等、地域とのつながりや個人のための時間を充実させる環境や機会を創出していくことが、これまで以上に求められていくものと考えます。

そのため、今後の都市づくりには、地域で集まるイベント等の交流を行ったり、学習や自然観察、スポーツ等を楽しんだり、時にはひとりで過ごす（3次活動）等、人それぞれの生活スタイルに応じて、まちなかで過ごせるような居場所をつくる必要がありますと考えました。

そこで、本市では、茅ヶ崎の価値や魅力（茅ヶ崎らしさ）を捉え直し、市民・事業者・行政のみんなで共有し、茅ヶ崎の価値や魅力を高め、まちなかで過ごせるような居場所を多くつくことに主眼を置き、都市づくりを進めていきたいと考えています。

なお、改定にあたっては、都市づくりの課題への対応を検討するとともに、人口減少や少子高齢化等の社会状況の変化に対応するため、同時期に改定を行った関連する計画である「茅ヶ崎市景観計画」や「茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略」と連携して検討を行い、「茅ヶ崎らしさ」のとりまとめは「茅ヶ崎市景観計画」で行いました。

^{*}リタイア世代：定年等により退職、仕事から引退した世代のこと。

^{*}3次活動：睡眠、食事等生理的に必要な活動を「1次活動」、仕事、家事等社会生活を営むうえで義務的な性格の強い活動を「2次活動」、これら以外の活動で各人の自由時間における活動を「3次活動」と呼んでいる。一般に「余暇活動」と呼ばれるものは「3次活動」に相当。



(2) 調査の概要

(茅ヶ崎市景観計画（平成 31 年（2019 年）1 月）より抜粋）

様々な場面で「茅ヶ崎らしさ」「茅ヶ崎らしい」という言葉が用いられています。この「らしさ」という言葉を使うときに、茅ヶ崎らしさと言えば「海」、「富士山が見える風景」等特定のものを指している場合や、「茅ヶ崎らしい都市づくりを進める」等抽象的な使い方をする場合もあり、市民、事業者及び行政とも「茅ヶ崎らしさ」に対する考えやイメージは様々です。また、「らしさ」という言葉の意味を十分に理解せずに使われている状況にあります。

「らしさ」とは、そのものが持つ個性（性格、外見、能力等）の意味であり、多くの人にとって「価値や魅力になるもの」又は「ブランド^{*}となるもの」を「らしさ」と言います。

人は、あるものに対して「らしさ（価値や魅力）」を感じた場合、「イメージ（例えば、綺麗、優しい、真面目等）」や「イメージと関わりの深い要素」で、「らしさ」を表現します。例えば、ある企業に「誠実な」といったイメージを抱いた時には、“お店での接客”、“製品の品質”、“丁寧なアフターサービス^{**}”等に触れたことにより、「誠実な」というイメージに帰着します。この例でいう「誠実な」とは、利用者が企業に対して抱いた価値や魅力であり、企業自らが「誠実」と規定したわけではないということです。たとえ、企業側が「わが社は誠実である」と言っても、利用者が誠実と感じなければ、それは企業の「らしさ」ではないことを認識する必要があります。一方、利用者が抱く「らしさ（価値や魅力）」を把握し、それを強みとして生かせば、利益やファンを増やし、様々な取組をするうえで良い結果を生むことになります。

以上を踏まえ、今回の改定にあたっては、前計画の期末評価を受け、「茅ヶ崎らしさ（価値や魅力）」を最新の手法を用いて調査・分析を行い、市内外の方々が抱いている「茅ヶ崎のイメージ」「イメージと関わりの深い要素」を把握しました。

さらに調査を踏まえ、茅ヶ崎らしさを高めることで、市内外の方がより一層のまちの魅力を体感・体現するために、都市づくり側が意識すべき事項を「28 ページ（11）茅ヶ崎の価値・魅力」として整理しました。

(3) 調査の方法

調査は、次の表に示す通り、アンケート、ヒアリング及び統計資料に加えて、市民討議会、景観まちづくり審議会等での議論を行い、まとめていきました。また、社会的状況や人々の生活の変化を把握し、都市づくりの方向性を併せて整理しました。

A. 茅ヶ崎のイメージやイメージと関わりの深い要素を整理

市内外の方が抱く茅ヶ崎のイメージとイメージと関わりの深い要素を下記の調査から整理

調 査 名	内 容
市民満足度調査	市内在住の方に、茅ヶ崎の魅力、市政に対する満足度を調査
地域特性調査	市内在住の方と市外の双方に共通の設問・選択肢を用いたアンケートを行い、茅ヶ崎の特性を他都市と比較し、茅ヶ崎のまちの性格を把握
観光資源に関する調査	市内外の方に、茅ヶ崎に対する印象や観光資源について把握
転入者アンケート・ヒアリング	5年以内に転入したファミリー世代等を対象に、居住の意向、転入理由や抱いていたイメージ、イメージギャップ、まちの魅力や課題等について調査
茅ヶ崎の印象やライフスタイルに関する調査	ヒアリング、WEBアンケート、雑誌から、茅ヶ崎の印象やライフスタイルを把握

^{*}ブランド：ある対象が持つ個性のうち、その時代や社会にとって価値や魅力になっているもの。

^{**}アフターサービス：商品販売後にその維持・修理等について、業者が購買者に提供する奉仕。



B. イメージと関わりの深い要素の特徴を把握

Aで整理した要素（住みやすい、交通の便（買い物が便利）、自然が豊か、食が豊か）の特徴を把握。

調 査 名	内 容
市民討議会	市内在住の方を無作為抽出により抽出し、「好きな場所」、「まちなかの移動」、「身近な自然、みどり」についてグループ討議を実施
転入者アンケート・ヒアリング	5年以内に転入したファミリー世代等を対象に、居住の意向、転入理由や抱いていたイメージ、イメージギャップ、まちの魅力や課題等について調査
教えて！好きな場所での過ごし方	日頃、どんな場所で、どのような気持ちで過ごしているのかを、「いつ」、「移動手段」、「気分」、「好きな理由」を聞き、生活の実態やまちの特徴を把握
移動特性（大都市交通センサス）	鉄道・バス等の利用実態や駅から自宅・勤務場所間の移動手段（端末交通手段）から移動の特性を把握
自然、みどりに関する調査	みどりを「守る」「増やす」「戻す」の視点で、満足度やニーズを把握するとともに、どのようなみどりを大事に思っているかを調査

(4) 調査結果概要

A. 茅ヶ崎のイメージについて

人は、まちを訪れた時や住んだ時に、そこで生活している人々と街の雰囲気や魅力を感じ取り、それをまちのイメージとして捉えます。このイメージは、まちの個性を整理する際に重要な情報となります。今回、茅ヶ崎が他都市と比較して、どのようなイメージを抱かれているのか把握するため、市内の方及び市外の方を対象に、まちに抱くイメージを調査しました。

調査結果を見ると、近隣の藤沢市や鎌倉市等と比べ、茅ヶ崎に「自由な」、「明るい」、「ゆったりとした」といったイメージを強く抱いていることが分かりました。また、転入者の方へのヒアリング等においても、茅ヶ崎に「気さくでオープン」「都会でも田舎でもなく、のんびりしている」等、同様のイメージを持っていることが分かりました。

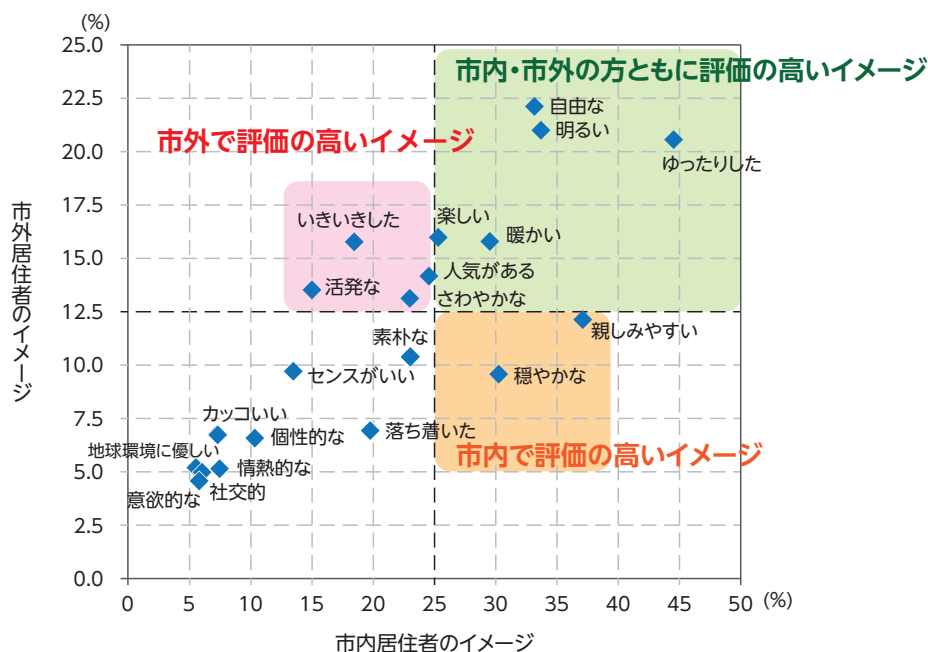
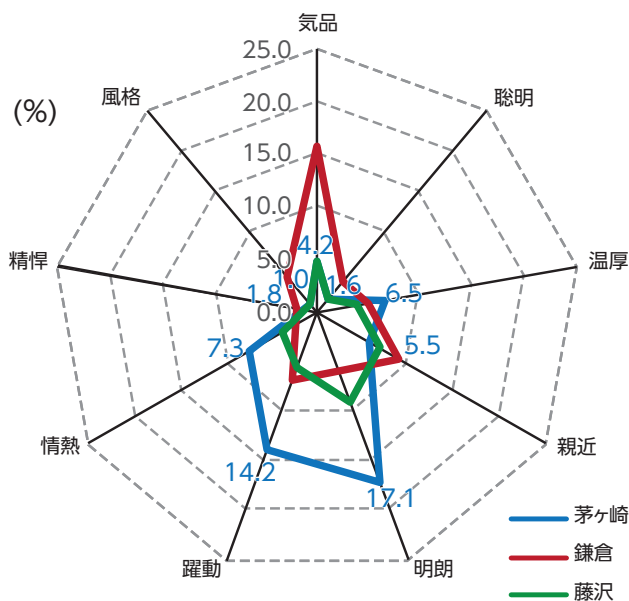


図 市内外の方が抱く茅ヶ崎のイメージの相関

資料 地域特性調査



- 【精悍】意欲的な・勇敢な・するどいはっきりした・力強い・大胆な
- 【情熱】活発な・情熱的な・野性的な
- 【躍動】いきいきした・楽しい・享乐的な自由な
- 【明朗】さわやかな・明るい
- 【親近】やわらかい・親しみやすい・素直な素朴な・かわいい・穏やかな・謙虚な
- 【温厚】優しい・暖かい・気が利く
- 【聡明】利口な・聡明な・社交的・繊細
- 【気品】品がある・責任感のある・高貴な知的な・堅実な・ゆったりしたまじめな・落ち着いた
- 【風格】頼もしい・妥協しない・信念がある華麗な・理性的な

図 近隣市とのイメージの違い

資料 地域特性調査

B. 茅ヶ崎のイメージと関わりの深い要素について

茅ヶ崎のイメージと関わりの深い要素として、どのようなものがあるか調査しました。下表に示す通り、様々なアンケート等の結果に共通するのは、「住みやすさ（住み心地）」、「自然が豊か」、「交通の便（買い物が便利）」、「食が豊か」の4つ項目について評価が高いことが分かりました。

表 アンケートで評価の高い項目（上位の項目）

市民満足度調査	地域特性調査	観光資源に関する調査	転入者アンケート	茅ヶ崎の印象やライフスタイルに関する調査	
心地よく暮らせる居住環境	住み心地がよい街だ ゆったりと暮らしている 温暖な気候で住みやすい	のんびり過ごせそう 住みやすそう 安全	静かな居住環境 まちの雰囲気が良い	のんびり暮らせること まちや海が綺麗なこと	》 住みやすさ (住み心地)
自然やみどり、水が豊か	海と調和している街だ	自然が豊か	海に近い	癒される自然があること まちや海が綺麗なこと	》 自然が豊か
交通の便が良い 買い物に便利	—	—	交通の便が良い 買い物に便利	—	》 交通の便
海の幸や農産物に恵まれて食が豊か	海の幸が美味しい	—	—	—	》 食が豊か
—	海で遊べる	地味な風土のエリア	親や子どもがいる	楽しめる場所がたくさんあること	》 その他

C. 魅力の構造とイメージとの関係

「自然が豊か」、「交通の便（買い物に便利）」、「食が豊か」という3つの項目については、魅力となっている要因（例えば、自然が豊かは、海や里山がある）を具体的に連想できる一方で、「住みやすさ（住み心地）」については、人によって住みやすいと感じる要素は様々であると考えられます（例えば、家の住み心地なのか、友人等と一緒に暮らせる環境が住みやすさにつながっているのか等）。

そこで住みやすいと感じている要因をヒアリング等により再整理すると、住みやすいと感じるものとして、自然、交通（買い物）、食事に関わる事項が挙げられました。このことから、「自然が豊か」、「交通の便（買い物に便利）」、及び「食が豊か」という要素が組み合わさった結果、「住みやすさ」につながっているものと考えられます。さらに、「海にも行けるし、山にも行ける」「歩いて、駅や海にも行ける」等



想いに代表されるように、多くの方が茅ヶ崎の魅力を語る際に「も」という言葉を使うことが多いことから、様々な要素に触れやすい環境が茅ヶ崎にあることが魅力となっていると考えられます。

また、「のんびり」、「ゆったり」及び「肩ひじ貼らず」等自由さや軽快さを表わす言葉を使って、茅ヶ崎の魅力が表現されています。そのことから、市内及び近隣の都市で様々な要素に触れられる環境があることにより、市内（又は近隣の都市）で、あまり時間を気にせずのんびりと過ごしている街の雰囲気、「ゆったりとした」、「自由な」、「明るい」等軽やかな印象を、人々が抱くものと考えられます。

表 住みやすい・住み心地が良い理由

住みやすい・住み心地が良い理由の例		
海にも行けるし、山にも行ける 富士山や箱根までの眺望が良い 高い建物がなくて、空が広い	等	》 自然に関わること
家の周りでだいたいことが済む 歩いて、駅や海にも行ける 小さなお店もたくさんあって、ご飯や買い物等色々楽しめる	等	》 交通（買い物）や食に関わること
観光地っぽくなく、のんびりしていい ラフな格好で歩いて、肩ひじ張らずにいれる 茅ヶ崎の人はゆっくりとして良い。時間に対する考え方が違う	等	》 まちや人の雰囲気

(5) 茅ヶ崎らしさとは

「人とまちの距離がちょうどよい。」

都心からも近い、小さな街。

この街に自然やお店等色々なものが詰め込まれている。

食事をしたい、買い物がしたいと思えば、おいしい食事や買い物する場所が近くにある。

サーフィンや里山散策したいと思えば、海や里山が近くにある。

思えば、気軽に歩いて、のんびりと過ごせるのが茅ヶ崎。

調査により、近くで様々な要素に触れられる環境があることが、茅ヶ崎の価値や魅力となっています。徒歩や自転車で様々なところに行けるのは、まちがコンパクトで、自然、駅周辺、商店、住宅等が近接している環境があるということです。また、広域な視点で見ると、東京や横浜、江の島や鎌倉、箱根等にも比較的近く、他都市の魅力も気軽に味わえる、ちょうど良い位置に茅ヶ崎はあります。

以上のことから、人々が抱いている茅ヶ崎らしさ（価値や魅力）とは、人とまちの「近接性（距離感が近い）」によるものと考えられます。近接性が、待合せや電車の時間等を気にせず過ごしている人々の姿や街の雰囲気につながり、多くの人々が茅ヶ崎に「ゆったりとした」、「自由な」、「明るい」等軽やかな印象を抱く要因の一つになっているものと考えられます。

茅ヶ崎が人々にとってこれからも魅力的であり続けるためには、市民、事業者及び行政が共に「茅ヶ崎らしさ」を意識して、様々な取組を進めことが重要です。

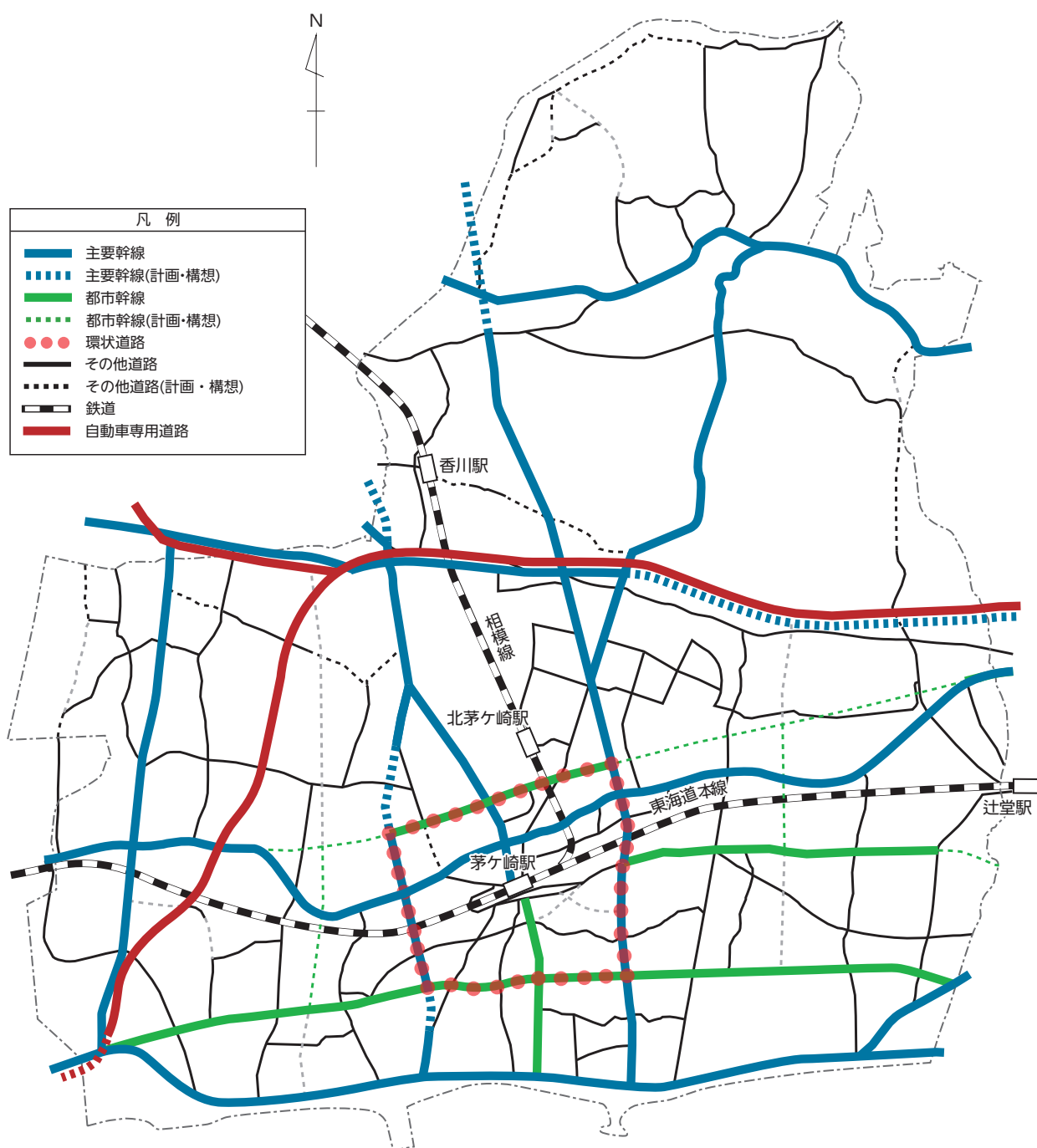
例えば、公共空間をつくる際には、明るい色彩を基本としながら、木陰の下にベンチやオープンテラスを設置する等ゆったりと過ごせるように空間的な配慮を行い、また様々な活動を気兼ねなく行えるように空間の利用方法を過度に制限しないことが大事です。茅ヶ崎らしさを高めるような工夫を様々な取組の中で進めることで、「茅ヶ崎っていいね」「行きたい」「住みたい」等、より多くの方からの共感を得ることが期待できます。



3.「交通体系整備の方針」道路網図

「交通体系整備の方針」で示す道路網図です。

◆道路網図◆





4. 「分野別の取組方針」と「地域別の取組方針」の関係一覧表

全市的な取組方針を示す「分野別の取組方針」と7地域における取組方針を示す「地域別の取組方針」の関係性を表した一覧表になります。

「●」部分は、「分野別の取組方針」に対する該当地域になり、都市づくりの方針を記載しています。

「－」部分は、「分野別の取組方針」の該当しない地域となります。

「●」部分は、地域との意見交換会において出された、地域として特に関心がある事や重要だと考えている事、今後10年間で重点的に取り組みたいと考えている事等の都市づくりの方針を表しています。

なお、「地域別の取組方針」は、「分野別の取組方針」の記載内容を地域特性に応じた表現に変えて、都市づくりの方針を記載しています。

 【土地利用】 ～多様なライフスタイルを支えるまち～		中 心 市街地	南東部	南西部	北東部	北西部	北部 中央	北部 丘陵
(1) 地域特性を生かした都市づくり								
○地域に根ざした文化を生かした都市づくり								
●人々が生活の中で築き上げてきた文化を踏まえ、まちの過ごしやすさの向上を目指します。	●	●	●	●	●	●	●	●
●本市の象徴的な自然環境を形成する北部丘陵や河川、海岸、農地等の整備・保全を目指します。	●	●	●	●	●	●	●	●
●住民一人ひとりが都市づくりの主体となり、地区計画等の都市計画制度や建築協定等を活用し、良好な住環境の維持・向上を目指します。	●	●	●	●	●	●	●	●
●住まいの近くに日常生活に必要な施設の維持・整備を目指します。	●	●	●	●	●	●	●	－
●工業・業務の操業環境等の維持・向上を目指します。	●	－	●	●	●	－	－	－
●工場や大規模施設等の跡地の利用については、無秩序な転換を行わないよう社会情勢の変化や地域特性に応じた適正な土地利用を誘導します。	●	●	●	●	●	●	●	●
(2) 足を運びたいくなる拠点の形成								
○都市機能の集約の促進								
●茅ヶ崎駅周辺、辻堂駅周辺、香川駅周辺等の都市拠点及び浜見平地区の生活・防災の機能を持つ拠点における、商業・業務・サービス機能・行政機能等の保全や向上を目指します。	●	●	●	●	●	●	－	－
○訪れたいくなる環境づくり								
●魅力ある空間の整備を進めることにより、人々が訪れたいくなる拠点の形成を目指します。	●	－	●	－	－	●	●	●
●自然とのふれあいやレクリエーション等を通じて、人と人とが交流を育むことができる施設の整備を進めます。	●	●	●	●	－	－	●	●



【交通体系整備】

～楽しく快適に移動できるまち～

中心市街地	南東部	南西部	北東部	北西部	北部中央	北部丘陵
-------	-----	-----	-----	-----	------	------

(1) 安全で快適な道路交通の基盤づくり

○道路網等の整備と維持管理

- 周辺市町をつなぐ道路や自動車専用道路と連携し、本市へ続く道路の整備を目指します。(主要幹線)
- 主要な施設を結ぶ道路の整備により、住宅地内の通過交通車両を抑制し、良好な住環境の保全に努めます。(都市幹線)
- 茅ヶ崎駅周辺へ集中する交通を抑制するため、環状道路の整備を進めます。
- 幹線道路等を補完する道路の整備に努めるとともに、交通量が多く歩道のない道路については、優先的に歩道の整備を進めます。(幹線市道、その他市道)
- 道路の計画的な維持管理や橋梁の長寿命化を進めます。

●	●	●	●	●	●	●
●	●	●	●	●	●	—
●	●	●	—	●	●	—
●	—	—	●	●	●	●
●	●	●	●	●	●	●

(2) 過度に自動車に依存しない交通体系の形成

○乗合交通の利便性向上

- 地域の交通の特性を考慮し、その地域に適した乗合交通のあり方を検討します。
- 交通事業者及び近隣市町等と連携し、環境面への配慮及びユニバーサルデザインの視点を踏まえ、だれもが利用しやすい乗合交通となるような利用環境の形成に努めます。
- 都市拠点や交流拠点間の乗合交通に関して、運行経路等の情報をわかりやすく案内することで、気軽に外出できる環境の形成を進めます。
- サイクルアンドバスライドの設置やバス停の整備等、乗合交通への乗り換えの利便性の向上に努めます。

—	—	●	●	—	—	●
●	●	●	●	●	●	●
●	●	●	●	—	●	—
—	●	●	●	●	●	●

○鉄道の輸送力増強

- 東海道本線については、現在の貨物線の旅客線化や、東京へ結ぶ路線の利便性の確保についてさらに鉄道事業者に働きかけます。
- 相模線については、ツインシティ構想を考慮しつつ、(仮称)西久保新駅の設置並びに複線化及び複線化の段階的整備として香川駅における車両の行き違いができる施設の設置等を鉄道事業者に働きかけます。また、横浜や東京都心方面を結ぶ路線との相互乗り入れについても鉄道事業者に働きかけます。

—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	●	●	—

(※全て「—」部分は、行政と事業者のみの取組方針になります。)

(3) 暮らしを楽しむ移動環境の形成

○乗合交通に関する取組

- PRや利用促進キャンペーン等を通じて、乗るきっかけを提供することにより利用者の増加を目指します。

●	●	●	●	●	●	●
---	---	---	---	---	---	---

○歩行者空間・自転車利用環境の整備

- 歩道のバリアフリー化やベンチ等の休憩施設の設置等、歩行者が利用しやすく、歩きたくなる歩行者空間の整備を進めます。また、緑化等を含めた景観形成を図りながら、連続性のある歩行者空間の形成に努めます。
- 駅周辺においては、「茅ヶ崎市バリアフリー基本構想」に基づくバリアフリー化等、歩行者が安心して通行することができる環境整備を目指します。
- 「第2次ちがさき自転車プラン」に基づき、自転車走行空間の整備を行うことで風を感じる空間づくり並びに自転車の有効活用及び利用促進を図ることで暮らしを楽しむ仕組みづくりに努めます。
- 交通事故の起きないまちを目指して、歩行者及び自転車利用者等にとって安全な道づくりを進めるとともに、警察等関係機関と連携をとりながら、交通規制及びルール啓発等安全対策を進めます。
- 駅周辺及び商業施設周辺に小規模な自転車駐車場等の設置を促進し、自転車等の利用者の利便性向上を目指すとともに、放置自転車の規制に努めます。

●	●	●	●	●	●	●
●	●	—	●	—	●	—
●	●	●	●	●	●	●
●	●	●	●	●	●	●
●	●	—	●	—	—	—



【自然環境保全・緑地整備】

～人と生きものが共生するみどり豊かなまち～

中心市街地	南東部	南西部	北東部	北西部	北部中央	北部丘陵
-------	-----	-----	-----	-----	------	------

(1) 人々が身近にふれあうみどりの充実

○身近なみどりの充実

●公園や市街地の樹林、市民緑地、街路樹等の様々なみどりを保全・再生・創出することで、豊かな生活を送ることができる都市づくりを進めます。また、生物多様性への配慮を目指します。



○立地ごとのみどりの充実

●樹林や農地、公園・緑地等と河川が連続したみどりのネットワークを形成するために、市民・事業者・行政の協働による取組を目指します。



●海浜植物等海岸固有の生きものが生息・生育する海岸環境の保全・再生を目指します。



●農産物の生産の場としての役割に加えて、防災・減災や生きものの生息・生育空間、景観形成、環境学習、レクリエーションの場等の多面的な機能を持つ農地の保全を進めます。



○安全・安心で快適な暮らしを支えるみどりの充実

●みどりの防災・減災機能に着目し、遊水機能を有している水田等の保全や延焼遅延効果を持つ街路樹や市街地の樹林等の保全を進めます。



○歴史と文化が息づくみどりの充実

●本市の景観を形成する旧街道や史跡のみどり、明治期以降に建てられた別荘地の面影を残すマツ林等の保全・再生に努めます。



(2) 生きものが生息・生育するみどりの確保

○生物多様性の保全と生態系ネットワークの形成

●北部丘陵や河川、海岸、農地、まちのみどりは、保全・再生を進めます。



●自然環境評価調査において特に重要な自然環境として位置付けられた清水谷や柳谷等を生態系ネットワークの核（コア）として保全し、多様なみどりとともに生態系ネットワークの形成を目指します。また、自然環境評価調査の実施による生きものの生息・生育状況の把握に努めます。



(3) みどりと人々が出会う協働の仕組みづくり

○多様な主体との連携

●自然環境や公共施設等、様々なみどりを活用することで、コミュニティの活性化を図り、人と人が出会う機会の創出を目指します。



●市民・事業者・行政の協働により、緑化推進や維持管理のための情報提供や支援策の充実にも努め、みどりと人々が出会う市民参加の仕組みの構築を目指します。



●みどりの保全活動を次世代へ継承していくための人材育成の仕組みの構築や、事業者や学校等教育機関でのみどりや生物多様性に関する取組を進めるための環境教育の場の創出を目指します。





【都市景観形成】

～軽やかな気持ちで過ごせるまち～

中心市街地	南東部	南西部	北東部	北西部	北部中央	北部丘陵
-------	-----	-----	-----	-----	------	------

(1) 景観資源と眺望の保全と継承

○景観資源の保全

- 自然・史跡・公共施設・祭事等、本市の景観形成上、特に重要なものについて景観資源へ指定し、保全・活用に努め、次世代への継承を目指します。

●	●	●	●	●	●	●
---	---	---	---	---	---	---

○眺望景観の保全

- 景観ポイントや眺望点の定点観測や景観の事前検証を行い、魅力ある眺望の保全を進めます。

●	●	●	●	●	●	●
---	---	---	---	---	---	---

(2) 屋外の生活を楽しむ空間の創出

○魅力ある公開空地や公共空間の創出

- 都市拠点や大規模な開発行為等の整備に併せて、緑陰空間やベンチの設置等、人が集える公開空地や公共空間の創出を進めます。
- 道路や公共建築等の公共施設の整備にあたっては、「茅ヶ崎市景観計画」に基づき、施設で行う活動等に併せて、人々が訪れたいような空間づくりを進めます。

●	●	●	●	●	●	—
●	—	—	—	—	—	●

(3) 茅ヶ崎の価値・魅力を体感できる機会の創出

○街なみに調和し、魅力あるサインの整備

- 茅ヶ崎市屋外広告物条例に基づき、街なみと調和した屋外広告物の規制・誘導を進めます。
- 特別景観まちづくり地区等の景観上重要な地域については、各地区の景観まちづくりの方針に基づき、広告物の形態を誘導します。
- 「茅ヶ崎市公共サインガイドライン」に基づき、ユニバーサルデザインに配慮するとともに、住む人や訪れた人が、茅ヶ崎で過ごす時間や生活を楽しむことができるように、「歩きたい、出掛けたい」と思える公共サインの整備を進めます。

●	●	●	●	●	●	●
●	●	●	●	●	●	●
●	●	●	●	●	●	●

○茅ヶ崎の魅力を伝える仕組みの構築

- 公共空間で行うイベント、資源等の利活用、魅力の発信の方法等を、空間づくりに併せて進めます。
- 市民・事業者・行政の協働により、景観に関する講習会や景観まちづくりアドバイザーの派遣等を活用して、地域にふさわしい良好な景観形成を目指します。

●	●	●	●	●	●	●
●	●	●	●	●	●	●



【住環境整備】

～心地よく、住みよいまち～

中心市街地	南東部	南西部	北東部	北西部	北部中央	北部丘陵
-------	-----	-----	-----	-----	------	------

(1) 快適な住環境の形成

○良好な住環境の形成

- 高齢化が進展する住宅地では、多様な世代が共生する住環境の整備を目指します。
- まちなかの農地をはじめとしたオープンスペースや地域の公民館、小・中学校等の公共施設の活用により、人々の交流の場づくりを目指します。

●	●	●	●	●	●	●
●	●	●	●	●	●	●

○空き家・空き地等への施策推進

- 空き家・空き地等の発生予防及び適切な管理、空き家等及び除却した空き家等の跡地の利活用を目指します。

●	●	●	●	●	●	●
---	---	---	---	---	---	---

○快適な住環境を支える都市基盤整備の推進継続

- 道路・下水道・公園・ごみ処理施設等の都市基盤の整備や維持管理を引き続き進めます。
- 狭隘道路については、住民の協力を得ながら順次解消に努めます。
- 市街化区域においては、公共下水道（污水）整備を進めるとともに、整備が完了した区域においては、住宅等の排水設備の接続を促進します。市街化調整区域においては、合併処理浄化槽の設置を支援するとともに、投資効果の高い区域においては公共下水道（污水）の整備に努めます。
- 日常生活や社会活動に重大な影響を及ぼす下水道に起因する事故や機能停止を未然に防ぎ、下水道サービスを常に確保するため、「茅ヶ崎市公共下水道施設維持管理計画」（平成 29 年（2017 年）3 月）に基づき、老朽化した管路やポンプ場等下水道施設の計画的な改築に努めます。
- 公園の整備にあたっては、公園が不足し充実が求められる地域へ、クラスター（延焼連命共同体）の状況や空き地の分布状況を踏まえながら適切な配置を検討します。
- 公園の施設については、「茅ヶ崎市公園施設長寿命化計画」を策定し、維持管理を進めます。

●	●	●	●	●	●	●
●	●	●	●	●	●	●
●	—	●	●	●	●	●
●	●	●	●	●	●	●
●	●	●	●	●	●	—
●	●	●	●	●	●	●

(2) 安心して住み続けられる住環境の形成

○地域の見守りの推進

- 犯罪の発生しやすい死角や暗がり減らすといったハード面の環境整備とあわせて、不審者を警戒する住民による見守りを促進します。

●	●	●	●	●	●	●
---	---	---	---	---	---	---

○セーフティネットの構築

- 高齢者や障害者等が安心して地域で住み続けられるよう、住宅や地域での生活支援に係る情報が共有される住まいと暮らしのセーフティネットの構築を目指します。

●	●	●	●	●	●	●
---	---	---	---	---	---	---

○住宅改善と良質な住宅供給の促進

- 大規模地震に備え、住宅の耐震化や不燃化等に関して必要な支援や制度の導入を促進します。
- 建築物については、耐震化や不燃化、バリアフリー化による改善を促進するとともに、耐久性や省エネルギー等の面で品質と性能が高い良質な住宅の供給を促進します。

●	●	●	●	●	●	●
●	●	●	●	●	●	●



【都市防災】

～強さとしなやかさを備えた安全・安心なまち～

中心市街地	南東部	南西部	北東部	北西部	北部中央	北部丘陵
-------	-----	-----	-----	-----	------	------

(1) 災害時の被害の軽減と、都市機能の維持を実現できる基盤づくり

○地震に強い都市基盤の整備

- 災害時における緊急活動の円滑化や避難路の確保のため、道路の計画的な維持管理や橋梁の長寿命化を進めます。
- 災害時の被害の軽減や被災後の迅速な復旧、物資供給等のため、重要な役割を果たす緊急輸送路を補完する道路や避難路の整備を進めます。
- 災害時における避難路の確保や緊急活動の円滑化のため、土地所有者に積極的に働きかけ、住民の協力を得ながら順次狭隘道路の解消に努めます。
- 避難所や医療拠点等から柳島水再生センターを結ぶ管路や緊急輸送路に埋設された管路等の地震対策を進めます。また、県が進める柳島水再生センターの地震対策についても、連携を図り進めます。
- 倒壊の危険性が高い公共建築物の地震対策を進めるとともに、避難路沿道の建築物や多くの人が利用する建築物等の地震対策を促進します。

●	●	●	●	●	●	●
●	●	—	●	—	—	●
●	●	●	●	●	●	●
●	●	●	—	—	—	—
●	●	●	●	●	●	●

○雨に強い都市基盤の整備

- 隣接する自治体や国、県との連携により、相模川や小出川の河川改修や適正管理を進めます。
- 浸水の軽減のため、公共下水道（雨水）の管渠やポンプ場の整備、市が管理する千ノ川の護岸整備を、下流側の河川の整備状況を踏まえて進めます。また、宅地内雨水の流出抑制の対策を促進します。

—	—	●	—	●	—	●
●	●	●	●	●	●	●

○災害情報の伝達体制の整備

- 市民に迅速かつ確実に災害情報を伝達するため、防災行政用無線・防災ラジオ・電子メール・ホームページ等の多様な媒体を活用した情報伝達手段の整備を進めます。

●	●	●	●	●	●	●
---	---	---	---	---	---	---

○災害に備えた機能の整備

- 災害時の応急対策活動を行ううえで重要となる公共施設を、防災上重要な拠点として、災害時にその機能を十分に維持できるように、必要な整備を進めます。
- 災害による被害を軽減するため、地震や津波、大規模火災、洪水等の災害種別に応じた避難所・避難場所や延焼遮断帯等の防災上の空間の確保や機能の拡充に努めます。
- 大規模な開発や土地利用転換等に際しては、その街区の安全性に加え、周辺市街地への防災効果を踏まえた計画への誘導を目指します。
- 災害時でも最低限の事業活動や生活の継続を図るため、エネルギー供給の確保を働きかけるとともに、早期復旧を目指します。

●	●	●	●	●	●	●
●	●	●	●	●	●	●
●	●	●	●	●	●	●
●	●	●	●	●	●	●

(2) 被災後の復興に向けた取組の推進

○復興準備に取り組む体制の構築

- 平常時から市民や事業者、各種団体、学校、行政等の主体が連携して復興の準備に取り組むための意識の向上、体制づくりに努めます。
- 地籍調査を実施し、大規模災害からの迅速な復旧・復興に資する土地の基礎的な情報（官民境界等）の整備を進めます。

●	●	●	●	●	●	●
●	●	●	●	●	●	●

(3) 自助・共助による取組の促進

○一人ひとりの防災意識の向上

- 日頃から自分の身を守るための備えや適切な避難行動をとれるよう、洪水や津波、液状化等のハザードマップ、地域危険度測定調査結果等により地域の災害リスクのさらなる周知を図り、市民一人ひとりの防災意識の向上を促進します。

●	●	●	●	●	●	●
---	---	---	---	---	---	---

○地域と取り組む防災対策

- 災害対策地区防災拠点打合会や地区防災訓練等の機会を通じて、避難所の円滑な開設や運営を行う体制の構築を目指します。
- 茅ヶ崎市避難行動要支援者支援制度の周知に努め、災害時に支援を必要とする避難行動要支援者の自らの備えとともに、地域で支援する共助の体制づくりを促進します。
- いざという時に地域でお互いに助け合えるよう、防災資機材の整備や連絡体制の構築、防災訓練の実施等の地域の防災活動を支援します。

●	●	●	●	●	●	●
●	●	●	●	●	●	●
●	●	●	●	●	●	●



5. 都市の動向を把握する指標(参考)

都市の動向を把握する指標案になります。

指標、基準値、目標値は、茅ヶ崎市総合計画基本構想改定後に適切な指標にし、整合を図ります。

「将来都市像」を実現するための「都市づくりの目標」	目標とする状況	茅ヶ崎市総合計画基本構想の指標(平成30年度(2018年度)時点)
		都市づくりの動き、進捗を観察
◆目標 1 地域や経済の活力が「茅ヶ崎」の魅力を育む都市づくり ～にぎわいを生み出すことでまちやひとが元気に～	【拠点への機能集約】 人が多く集まる拠点では、スーパーやカフェ等のお店の他、病院や映画館等様々な時間の使い方ができる	・市内事業所数と従業者数
	【楽しく、快適・便利な移動】 出掛けたくなる場所まで、徒歩や自転車で気軽に移動でき、草木等の季節を感じる等移動も楽しく、まちなかで過ごさせている	・年間公共交通利用回数(市民1人当たり)
	【質の高い生活】 家の近くに、公園やオープンスペース等があり、顔の見える関係が築かれている	・市民1人当たりの都市公園面積
◆目標 2 多様な個性と自然と文化が共生する都市づくり ～まちの資源に磨きをかけていくことで魅力ある都市空間に～	【豊かな自然】 海や里山、川等の自然を身近に感じられる	・市域面積における緑地面積率
	【魅力あるまちの資源】 史跡や公園、お洒落なお店等、居心地が良く、出掛けたくなる場がある	・「まちなみ・景観に満足している」と思う市民の割合 ・市民1人当たりの都市公園面積 ・農業従事者1人当たりの年間農業産出額 ・耕地面積 ・耕作放棄地面積
◆目標 3 安全・安心、快適、便利 な市民生活が実現できる都市づくり ～日常生活に必要な都市機能を向上させ質の高い暮らしができる住環境に～	【安全・安心】 安全・安心な暮らしができる	・特定建築物や住宅の耐震化率 ・公共下水道(汚水)整備率 ・公共下水道(雨水・雨水幹線)整備率 ・河川整備の進捗率 ・高齢者・障害者等に配慮した良質な市営住宅の供給戸数
	【(再掲) 魅力あるまちの資源】 家の近くに居心地の良い公園や魅力的なお店等、出掛けたくなる場がある	・(再掲)「まちなみ・景観に満足している」と思う市民の割合 ・(再掲) 市民1人当たりの都市公園面積
	【(再掲) 快適・便利な移動】 出掛けたくなる場所まで、徒歩や自転車、公共交通で気軽に移動できる	・(再掲) 年間公共交通利用回数(市民1人当たり) ・都市計画道路の整備率 ・道路の歩道整備延長
	【質の高い日常生活】 家の近くに日常生活に必要なスーパーや保育園、診療所等がある	・(再掲) 高齢者・障害者等に配慮した良質な市営住宅の供給戸数



市民満足度調査（平成30年度(2018年度)時点）	その他
市民の満足度	まちの移り変わり（方向）を観察
D2：駅周辺の市街地の快適性や利便性、にぎわい D13：多くの人々を誘う見る魅力ある商工業、観光の振興 D15：働きやすい職場の環境や勤労者への福祉 D16：地域特性を生かした都市の拠点	●都市拠点毎の施設充足状況（商業機能、文化・交流機能、医療機能等） ●15歳以上就業者のうち市内で働く就業者の割合
D3：鉄道やバス等の公共交通の利便性	●来街者数（延観光客数） ●外出の頻度 ●「過ごし方調査（中央公園、鉄砲通り等）」（整備した空間がどのように使われているか、使用人数等を調査） ●公共交通利用圏域別カバー率 ●市民1人当たりの保有台数（車、自動車）
D9：やすらげる身近な公園や緑地 D10：海岸、河川、里山等の自然とレクリエーション環境	●都市公園等のカバー圏域外人口 ●気軽に顔を出せる場所の有無の割合 ●ボランティア活動に参加している市民の割合 ●地域でのオープンスペースや空き家等の利活用状況 ●「地域に支え合いの仕組みがあり、安心して生活できる」と思う市民の割合
D1：市街地の自然環境が調和した土地利用（再掲） D10：海岸、河川、里山等の自然とレクリエーション環境 D14：農業や漁業の振興と農地・海浜の保全活用	●「あなたは、どんなところに本市の魅力を感じていますか」に対する「自然や緑、水が豊か」の選択割合
D4：地域の特性を生かしたまちなみ・景観 D5：樹林や生垣、庭等、自宅周辺の緑（再掲） D9：やすらげる身近な公園や緑地（再掲） D10：海岸、河川、里山等の自然とレクリエーション環境（再掲） D14：農業や漁業の振興と農地・海浜の保全活用	●（再掲）「過ごし方調査（中央公園、鉄砲通り等）」（整備した空間がどのように使われているか、使用人数等を調査） ●「自分らしく心地良く過ごしている」と思う市民の割合 ●（再掲）外出の頻度 ●「出かけたくなる場が増えている（選択肢の増加）」と思う市民の割合
D6：建築物の防火性とバリアフリー化等による人にやさしいまち D8：自宅周辺の生活道路の安全性・快適性 D11：安全で環境に配慮しただれにもやさしい公共建築 D12：公共下水道の整備状況	●交通安全教室、自転車ルール講習会の参加人数 ●自主防犯活動団体の人数 ●「住まいで困った際、誰かに相談できる」と思う市民の割合 ●準防火地域市程度の防火性能向上率 ●狭隘道路率（道路の閉塞率） ●「本市の防災対策が進められている」と思う市民の割合
（再掲）D5：樹林や生垣、庭等、自宅周辺の緑 （再掲）D11：安全で環境に配慮しただれにもやさしい公共建築物	●（再掲）「過ごし方調査（中央公園、鉄砲通り等）」（整備した空間がどのように使われているか、使用人数等を調査） ●（再掲）「自分らしく心地良く過ごしている」と思う市民の割合
（再掲）D3：鉄道やバス等の公共交通の利便性 D7：近隣市や地域を結ぶ幹線道路や橋 （再掲）D8：自宅周辺の生活道路の安全性・快適性	●（再掲）「過ごし方調査（中央公園、鉄砲通り等）」（整備した空間がどのように使われているか、使用人数等を調査） ●（再掲）公共交通利用圏域別カバー率 ●（再掲）市民1人当たりの保有台数（車、自動車）
—	●沿道ゾーン等における商業系の床面積 ●施設毎の徒歩圏内人口（子育て機能、医療機能、福祉機能、商業機能等） ●「安心して子育てができる環境である」と思う市民の割合



本文中の写真やイラストは、以下の方々からご提供いただいたものや、「私の自慢の茅ヶ崎ライフ」（平成 30 年（2018 年）4 月）にご応募いただいたものです。
ご協力いただき、ありがとうございました。

<ご提供者一覧>

青木 勇さん

五十嵐 正男さん

池田 聡さん

加藤 清晏さん

加藤 貴史さん

岸田 暁郎さん

古角 理紗さん

渋谷さん

茅ヶ崎スマートウエルネスパーク株式会社

永野 操さん

西村 まさおさん

深瀬 純一さん

前田 俊明さん

松原 宗佑さん

三浦 裕子さん

宮崎 翔平さん

三山 静雄さん

山口 眞毅夫さん



本計画には、隠れ「えぼし麻呂」が
『5 箇所』にいるぞよ。見つかったかな!?



ちがさき都市マスタープラン

令和元年（2019 年）6 月発行（500 部作成）

発 行 茅ヶ崎市
制作・編集 都市部 都市政策課

〒253-8686 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

電話 0467-82-1111（代表）

FAX 0467-57-8377

ホームページ <http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/>



携帯サイト
QR コード

CHIGASAKI URBAN MASTER PLAN

